

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成23年9月14日
【会社名】	シンバイオ製薬株式会社
【英訳名】	SymBio Pharmaceuticals Limited
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長兼CEO 吉田 文紀
【本店の所在の場所】	東京都港区新橋五丁目23番7号
【電話番号】	03(5472)1125
【事務連絡者氏名】	取締役兼常務執行役員 CFO 管理本部長 前川 裕貴
【最寄りの連絡場所】	東京都港区新橋五丁目23番7号
【電話番号】	03(5472)1125
【事務連絡者氏名】	取締役兼常務執行役員 CFO 管理本部長 前川 裕貴
【届出の対象とした募集（売出）有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集（売出）金額】	募集金額 ブックビルディング方式による募集 2,427,600,000円 売出金額 (オーバーアロットメントによる売出し) ブックビルディング方式による売出し 428,400,000円 (注) 募集金額は、有価証券届出書提出時における見込額(会社法上の払込金額の総額)であり、売出金額は、有価証券届出書提出時における見込額であります。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

種類	発行数（株）	内容
普通株式	5,100,000（注）2．	1単元の株式数は、100株であります。 完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式であります。

（注）1．平成23年9月14日開催の取締役会決議によっております。

2．発行数については、平成23年9月29日開催予定の取締役会において変更される可能性があります。

3．当社の定める振替機関の名称及び住所は、以下のとおりであります。

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

4．上記とは別に、平成23年9月14日開催の取締役会において、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社を割当先とする当社普通株式765,000株の第三者割当増資を行うことを決議しております。

なお、その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 2．第三者割当増資とシンジケートカー取引について」をご参照下さい。

2【募集の方法】

平成23年10月11日に決定される予定の引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「4 株式の引受け」欄記載の金融商品取引業者（以下「第1 募集要項」において「引受人」という。）は、買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額（発行価格）で募集（以下「本募集」という。）を行います。引受価額は平成23年9月29日開催予定の取締役会において決定される会社法上の払込金額以上の価額となります。引受人は払込期日までに引受価額の総額を当社に払込み、本募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。当社は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

なお、本募集は、株式会社大阪証券取引所（以下「取引所」という。）の定める「上場前の公募又は売出し等に関する規則」（以下「上場前公募等規則」という。）第3条の2に規定するブックビルディング方式（株式の取得の申込みの勧誘時において発行価格又は売出価格に係る仮条件を投資家に提示し、株式に係る投資家の需要状況を把握したうえで発行価格等を決定する方法をいう。）により決定する価格で行います。

区分	発行数（株）	発行価額の総額（円）	資本組入額の総額（円）
入札方式のうち入札による募集	-	-	-
入札方式のうち入札によらない募集	-	-	-
ブックビルディング方式	5,100,000	2,427,600,000	1,313,760,000
計（総発行株式）	5,100,000	2,427,600,000	1,313,760,000

（注）1．全株式を引受人の買取引受けにより募集いたします。

- 2．上場前の公募増資を行うに際しての手続き等は、取引所の上場前公募等規則により規定されております。
- 3．発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であり、有価証券届出書提出時における見込額であります。
- 4．資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金であり、平成23年9月14日開催の取締役会決議に基づき、平成23年10月11日に決定される予定の引受価額を基礎として、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額（見込額）の2分の1相当額を資本金に計上することを前提として算出した見込額であります。
- 5．有価証券届出書提出時における想定発行価格（560円）で算出した場合、本募集における発行価格の総額（見込額）は2,856,000,000円となります。
- 6．本募集にあたっては、需要状況を勘案し、オーバーアロットメントによる売出しを行う場合があります。なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、「第2 売出要項 1 売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）」及び「2 売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）」をご参照下さい。
- 7．本募集に関連して、ロックアップに関する合意がなされております。その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 3．ロックアップについて」をご参照下さい。

3【募集の条件】

(1)【入札方式】

【入札による募集】

該当事項はありません。

【入札によらない募集】

該当事項はありません。

(2)【ブックビルディング方式】

発行価格 (円)	引受価額 (円)	払込金額 (円)	資本組入額 (円)	申込株数単位 (株)	申込期間	申込証拠金 (円)	払込期日
未定 (注) 1 .	未定 (注) 1 .	未定 (注) 2 .	未定 (注) 3 .	100	自 平成23年10月12日(水) 至 平成23年10月17日(月)	未定 (注) 4 .	平成23年10月19日(水)

(注) 1 . 発行価格は、ブックビルディング方式によって決定いたします。

発行価格は、平成23年9月29日に仮条件を決定し、当該仮条件による需要状況、上場日までの価格変動リスク等を総合的に勘案した上で、平成23年10月11日に引受価額と同時に決定する予定であります。

仮条件は、事業内容、経営成績及び財政状態、事業内容等の類似性が高い上場会社との比較、価格算定能力が高いと推定される機関投資家等の意見その他を総合的に勘案して決定する予定であります。

需要の申込みの受付に当たり、引受人は、当社株式が市場において適正な評価を受けることを目的に、機関投資家等を中心に需要の申告を促す予定であります。

- 2 . 払込金額は、会社法上の払込金額であり、平成23年9月29日開催予定の取締役会において決定される予定であります。また、「2 募集の方法」の冒頭に記載のとおり、発行価格と会社法上の払込金額及び平成23年10月11日に決定される予定の引受価額とは各々異なります。発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。
- 3 . 資本組入額は、1株当たりの増加する資本金であり、平成23年9月14日開催の取締役会において、平成23年10月11日に決定される予定の引受価額を基礎として、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額の2分の1相当額を資本金に計上し、残額を資本準備金とする旨、決議しております。
- 4 . 申込証拠金は、発行価格と同一の金額とし、利息をつけません。申込証拠金のうち引受価額相当額は、払込期日に新株式払込金に振替充当いたします。
- 5 . 株式受渡期日は、平成23年10月20日(木)(以下「上場(売買開始)日」という。)の予定であります。本募集に係る株式は、株式会社証券保管振替機構(以下「機構」という。)の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場(売買開始)日から売買を行うことができます。なお、本募集に係る株券は、発行されません。
- 6 . 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものいたします。
- 7 . 申込み在先立ち、平成23年10月3日から平成23年10月7日までの間で引受人に対して、当該仮条件を参考として需要の申告を行うことができます。当該需要の申告は変更又は撤回することが可能であります。
販売に当たりましては、取引所の「JASDAQにおける有価証券上場規程」に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。
引受人は、公平かつ公正な販売に努めることとし、自社で定める配分に関する基本方針及び社内規程等に従い、販売を行う方針であります。配分に関する基本方針については各社の店頭における表示またはホームページにおける表示等をご確認下さい。
- 8 . 引受価額が会社法上の払込金額を下回る場合は新株式の発行を中止いたします。

【申込取扱場所】

後記「4 株式の引受け」欄記載の引受人の全国の本支店及び営業所で申込みの取扱いをいたします。

【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社三菱東京UFJ銀行 四谷支店	東京都新宿区四谷三丁目2番1号

(注) 上記の払込取扱場所での申込みの取扱いは行いません。

4【株式の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受株式数 (株)	引受けの条件
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目5番2号	未定	1. 買取引受けによります。 2. 引受人は新株式払込金として、平成23年10月19日までに払込取扱場所へ引受価額と同額を払込むことといたします。 3. 引受手数料は支払われません。ただし、発行価格と引受価額との差額の総額は引受人の手取金となります。
野村証券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目9番1号		
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目5番1号		
いちよし証券株式会社	東京都中央区八丁堀二丁目14番1号		
S M B C日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号		
高木証券株式会社	大阪府大阪市北区梅田一丁目3番1-400号		
J Pモルガン証券株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目7番3号		
株式会社S B I証券	東京都港区六本木一丁目6番1号		
計	-	5,100,000	-

(注) 1. 平成23年9月29日開催予定の取締役会において各引受人の引受株式数が決定される予定であります。

2. 上記引受人と発行価格決定日(平成23年10月11日)に元引受契約を締結する予定であります。ただし、元引受契約締結後、同契約の解除条項に基づき同契約が解除された場合には、事由の如何を問わず、株式の募集は中止するものとし、申込証拠金の返還を行います。当該申込証拠金は、お申込みされた金融商品取引業者から返還されます。

3. 引受人は、上記引受株式数のうち、3,000株を上限として、全国の販売を希望する引受人以外の金融商品取引業者に販売を委託する方針であります。

5【新規発行による手取金の使途】

（1）【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）
2,627,520,000	30,000,000	2,597,520,000

- （注）1．払込金額の総額は、会社法上の払込金額の総額とは異なり、新規発行に際して当社に払い込まれる引受価額の総額であり、有価証券届出書提出時における想定発行価格（560円）を基礎として算出した見込額であります。
- 2．発行諸費用の概算額には、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）は含まれておりません。
- 3．引受手数料は支払わないため、発行諸費用の概算額は、これ以外の費用を合計したものであります。

（2）【手取金の使途】

上記の手取概算額2,597,520千円については、平成24年・25年度に実施する予定であるSyB L-1101の第 相臨床試験費用及び関連するマイルストンの支払、並びにSyB L-0501の多発性骨髄腫、初回治療の低悪性度非ホジキンリンパ腫、初回治療のマントル細胞リンパ腫の第 相臨床試験費用及び関連するマイルストンの支払に全額充当する予定であります（第二部 企業情報 第1 企業の概況 3．事業の内容に記載）。

なお、具体的な資金需要の発生までは、安全性の高い金融商品等で運用していく方針であります。

- （注） 「1 新規発行株式」の（注）4．に記載の第三者割当増資の手取概算額上限394,128千円については、上記（2）と同様の方針にて充当していく予定であります。なお、具体的な資金需要の発生までは、安全性の高い金融商品等で運用していく方針であります。

第2【売出要項】

1【売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）】

種類	売出数（株）		売出価額の総額 （円）	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名 又は名称
-	入札方式のうち入札による売出し	-	-	-
-	入札方式のうち入札によらない売出し	-	-	-
普通株式	ブックビルディング方式	765,000	428,400,000	東京都千代田区丸の内二丁目5番2号 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社 765,000株
計(総売出株式)	-	765,000	428,400,000	-

- (注) 1. オーバーアロットメントによる売出しは、本募集に伴い、その需要状況を勘案し、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社が行う売出しであります。したがってオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数は上限株式数を示したものであり、需要状況により減少若しくは中止される場合があります。
2. オーバーアロットメントによる売出しに関連して、当社は、平成23年9月14日開催の取締役会において、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社を割当先とする当社普通株式765,000株の第三者割当増資の決議を行っております。また、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社は、大阪証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限とする当社普通株式の買付け（以下「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。
- なお、その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 2. 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について」をご参照下さい。
3. 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の上場前公募等規則により規定されております。
4. 「第1 募集要項」における株式の発行を中止した場合には、オーバーアロットメントによる売出しも中止いたします。
5. 売出価額の総額は、有価証券届出書提出時における想定売出価格（560円）で算出した見込額であります。
6. 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の（注）3.に記載した振替機関と同一であります。

2【売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）】

(1)【入札方式】

【入札による売出し】

該当事項はありません。

【入札によらない売出し】

該当事項はありません。

(2)【ブックビルディング方式】

売出価格 (円)	申込期間	申込株数単 位(株)	申込証拠金 (円)	申込受付場所	引受人の住所及び 氏名又は名称	元引受契約の 内容
未定 (注)1.	自 平成23年 10月12日(水) 至 平成23年 10月17日(月)	100	未定 (注)1.	三菱UFJモル ガン・スタン レー証券株式会 社の本店及び全 国各支店	-	-

(注)1. 売出価格及び申込証拠金については、本募集における発行価格及び申込証拠金とそれぞれ同一とし、売出価格決定日に決定する予定であります。ただし、申込証拠金には、利息をつけません。

2. 株式受渡期日は、本募集における株式受渡期日と同じ上場（売買開始）日の予定であります。オーバーアロットメントによる売出しに係る株式は、機構の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場（売買開始）日から売買を行うことができます。なお、オーバーアロットメントによる売出しに係る株券は、発行されません。
3. 申込みの方法は、申込期間内に上記申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものとしたします。
4. 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社の販売方針は、「第1 募集要項 3 募集の条件 (2) ブックビルディング方式」の(注)7.に記載した販売方針と同様であります。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

1．大阪証券取引所JASDAQ（グロース）への上場について

当社は、「第1 募集要項」における新規発行株式及び「第2 売出要項」における売出株式を含む当社普通株式について、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社を主幹事会社として、大阪証券取引所JASDAQ（グロース）への上場を予定しております。

2．第三者割当増資とシンジケートカバー取引について

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのために、主幹事会社が当社株主である吉田文紀（以下「貸株人」という。）より借入れる株式であります。これに関連して、当社は、平成23年9月14日開催の取締役会において、主幹事会社を割当先とする当社普通株式765,000株の第三者割当増資（以下「本件第三者割当増資」という。）を行うことを決議しております。本件第三者割当増資の会社法上の募集事項については、以下のとおりであります。

(1)	募集株式の数	当社普通株式 765,000株
(2)	募集株式の払込金額	未定（注）1.
(3)	増加する資本金及び資本準備金に関する事項	割当価格を基礎とし、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額の2分の1相当額を資本金に計上し、残額を資本準備金とする。（注）2.
(4)	払込期日	平成23年11月18日（金）

（注）1．募集株式の払込金額（会社法上の払込金額）は、平成23年9月29日開催予定の取締役会において決定される予定の「第1 募集要項」における新規発行株式の払込金額（会社法上の払込金額）と同一とする予定であります。

2．割当価格は、平成23年10月11日に決定される予定の「第1 募集要項」における新規発行株式の引受価額と同一とする予定であります。

また、主幹事会社は、平成23年10月20日から平成23年11月11日までの間、貸株人から借入れる株式の返却を目的として、大阪証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限とするシンジケートカバー取引を行う場合があります。

主幹事会社は、上記シンジケートカバー取引により取得した株式について、当該株式数については、割当てに応じない予定でありますので、その場合には本件第三者割当増資における発行数の全部または一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行数が減少する、または発行そのものが全く行われない場合があります。また、シンジケートカバー取引期間内においても、主幹事会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わないか若しくは上限株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

3. ロックアップについて

本募集に関連して、当社株主かつ貸株人である吉田文紀、並びに当社株主であるCephalon, Inc.、ジャフコV2共有投資事業有限責任組合、ジャフコ・グレートエンジェルファンド1号投資事業有限責任組合、ジャフコV2-W投資事業有限責任組合、ジャフコV2-R投資事業有限責任組合、早稲田1号投資事業有限責任組合、ウエル技術ベンチャー投資事業有限責任組合、ウエルインベストメント株式会社、エーザイ株式会社、TNPオンザロード1号投資事業有限責任組合、第一三共株式会社、投資事業有限責任組合ハンズオン1号、投資事業有限責任組合ハンズオン1・2号、イーピーエス株式会社、株式会社医学生物学研究所、SBIホールディングス株式会社、エーシーベンチャーズ4号投資事業組合、KSP3号投資事業有限責任組合、ニッセイ・キャピタル3号投資事業有限責任組合、エイチ・エス・アシスト株式会社、みずほキャピタル株式会社、みずほキャピタル第2号投資事業有限責任組合、増田結城、創業起業支援<志>投資事業有限責任組合、大学人&産業人「志」投資事業有限責任組合、三菱UFJベンチャーファンド2号投資事業有限責任組合及び学校法人早稲田大学は、主幹事会社に対し、上場（売買開始）日（当日を含む）後180日目の平成24年4月16日までの期間（以下「ロックアップ期間」という。）中、主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の売却（ただし、オーバーアロットメントによる売出しのために当社普通株式を貸し渡すこと及びその売却価格が「第1 募集要項」における発行価格の1.5倍以上であって、大阪証券取引所における初値が形成された後に行う大阪証券取引所立会取引における売却等は除く。）等を行わない旨合意しております。上記株主のロックアップ対象株式は合計8,283,200株となっております。

また、当社は主幹事会社に対し、ロックアップ期間中は主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の発行、当社株式に転換もしくは交換される有価証券の発行又は当社株式を取得もしくは受領する権利を付与された有価証券の発行（ただし、本募集、株式分割、ストックオプションとしての新株予約権の発行及びオーバーアロットメントによる売出しに関連し、平成23年9月14日開催の当社取締役会において決議された主幹事会社を割当先とする第三者割当増資等を除く。）等を行わない旨合意しております。

なお、上記のいずれの場合においても、主幹事会社はロックアップ期間中であってもその裁量で当該合意の内容の一部もしくは全部につき解除できる権限を有しております。

上記に記載されたロックアップ対象株式以外に、別途3,965,800株の株式について、当社は、取引所の定める上場前公募等規則の規定に基づき、上場前の第三者割当等による募集株式等の割当等に関し、割当を受けた者との間に継続所有等の確約を行っております。その内容については、「第四部 株式公開情報 第2 第三者割当等の概況」をご参照下さい。

第3【その他の記載事項】

新株式発行並びに株式売出届出目論見書に記載しようとする事項

- (1) 表紙と裏表紙に当社の社章  Symbio を記載いたします。
- (2) 表紙の次に「1 事業の概況」～「3 業績等の推移」をカラー印刷したものを記載いたします。

本ページ及びこれに続く図表等は、当社の概況等を要約・作成したものであります。
詳細は、本文の該当ページをご参照ください。

1 事業の概況

■ 当社の事業概要について

(1) 当社の概要

当社は、元米国アムジェン社^(注1) 本社副社長で、同社の日本法人であるアムジェン株式会社の創業期から約12年間社長を務めた吉田文紀が、平成17年3月に設立した医薬品企業です。

経営理念は「共創・共生」(共に創り、共に生きる)で表され、患者さんを中心として医師、科学者、行政、資本提供者を「共創・共生」の経営理念で結び、アンメット・メディカル・ニーズ (Unmet Medical Needs)^(注2) に応えていくことにより、社会的責任及び経営責任を果たすことを事業目的としております。

(注1) バイオ医薬品業界最大手、昭和55年、米国カリフォルニア州クウゼンド・オークスにおいて、AMGen (Applied Molecular Genetics) として設立。日本においては、平成9年5月1日にアムジェン株式会社として業務を開始しました。なお、平成20年2月に武田薬品工業株式会社からアムジェン株式会社の株式を100%取得したため、現在の社名は「武田バイオ開発センター株式会社」となっております。

(注2) アンメット・メディカル・ニーズ (Unmet Medical Needs) とは、未だ満たされていない医療上の必要性を意味し、患者さんが医師から強く望まれているにもかかわらず有効な治療法が不足している状態を指します。

(2) 当社の事業の特徴

がん・血液・自己免疫疾患領域における希少疾病分野^(注3) の研究開発の多くは、数米を中心に、大手製薬企業よりもむしろ、多くの大学・研究所、バイオベンチャー企業により創薬研究・新薬開発が活発に行われ、海外では既に数々の有用な新薬が医療の現場に提供されています。しかし、これらの分野は開発に高度の専門性が求められる、開発の難度も高く、また大手の製薬企業が事業効率の面、採算面で手を出しにくい日本を初めとするアジア諸国においては手をつけられていない空白の治療領域となっています。当社は、極めて医療上のニーズは高いものの、新薬の開発が遅れている空白の治療領域をビジネスチャンスと捉え、特に、高い専門性が求められる難度が高いために参入障壁の高いがん・血液・自己免疫疾患の3治療領域に特化した日本初のスペシャリティ・ファーマ^(注4) です。当社は、大型新薬 (いわゆる売上高が1,000億円を超える「ブロックバスター」) の追求ではなく、マーケットは相対的に小規模でも医療ニーズの高い、がん・血液・自己免疫疾患に特化した新薬開発に取り組み、これらの医薬品及び新薬候補品を数多く保有することにより、強固なパイプライン・ポートフォリオを構築し、持続性のある事業展開を行います。

当社は、このような空白の治療領域を埋めるための新薬の開発・提供を行うことを企業使命として設立されました。新薬が開発されないことで治療上の問題を抱えている患者さんに対して、短期間で開発をし、迅速に治療薬をお届けすることを最優先に考え、医療への貢献、そして医薬品業界の健全な発展に寄与することにより、持続的成長と安定への道を進んでまいります。

(注3) 希少疾病分野とは、医療上の必要性は高いものの、薬を必要とする患者数が少ない疾病分野のことで、この分野に対する開発の進んでいない医薬品は希少性薬用医薬品 (Orphan Drug : オープンドラッグ) と呼ばれます。厚生労働省よりオープンドラッグの指定を受けるためには、①我が国において患者数が5万人未満の重篤な疾病であること、②医薬品上特異的な必要性が高いこと、③開発の可能性が高いこと、といった基準を満たす必要があります。当該指定を受けると、他の医薬品に優先して審査を受けられる (申請から承認までの期間が短縮される)、再審査期間を延長することができる (最長10年)、薬価への加算評価が抑制できることといったメリットを受けることが可能となります。

(注4) スペシャリティ・ファーマとは、細分化分野において国際的にも一定の評価を得る新薬開発企業をいいます (平成14年「医薬品産業ビジョン」(厚生労働省)の定義による)。

(3) 当社の事業モデルについて

創薬系事業の特徴として、新薬の開発は長期間にわたり膨大な先行投資を強いられるものの、その研究開発の成功確率は極めて低いことが知られています。一般に、研究所において何らかの生物・生理活性^(注5) が認められた化合物が新薬として承認にいたる確率は、2万分の1~2万5千分の1と言われております。また、承認を取得した新薬のうち、上市・販売後において採算が取れるのはそのうちの15~20%以下と言われております。当社は、このような創薬系事業の難しさを踏まえた事業モデルを構築しております。

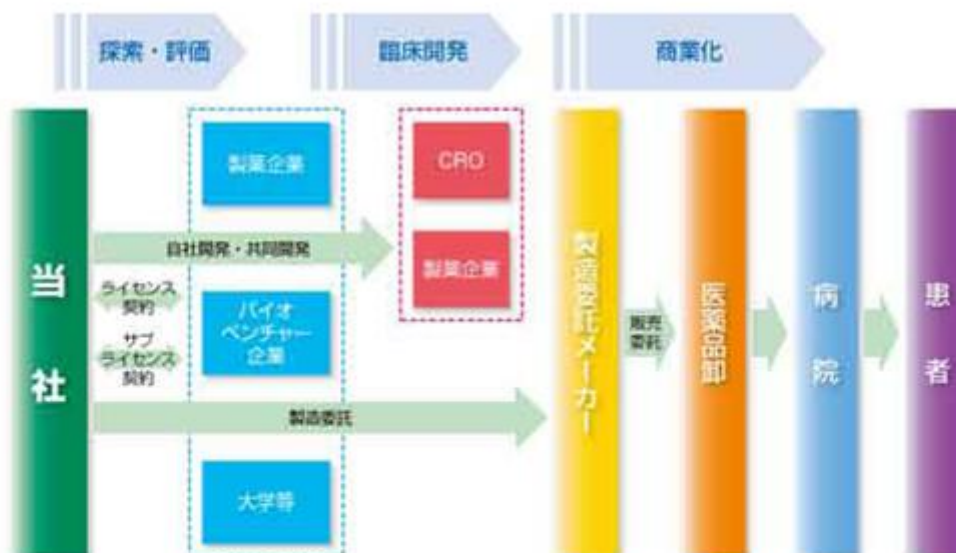
当社では、開発にかかる様々なリスクと費用を軽減するとともに、開発候補品の臨床試験を迅速・確実に進め、開始から承認取得までの期間を短縮するために、主として既にヒトでPOC (Proof of Concept)^(注6) が確立され、前臨床試験データと臨床試験データがある化合物を対象としております。これらの化合物の探索は当社独自の探索ネットワークと評価ノウハウを活用して、社内の経験を有した専門スタッフによる第1次スクリーニングにより絞り込みを最初に行います。その後、科学的諮問委員会 (Scientific Advisory Board : 以下「SAB」といいます)^(注7) において、第一線で関連分野における治療の研究に携わる経験豊かな社外専門家の厳密な評価を受けた上で、当社において最終的な導入候補品を決定いたします。

社内外の専門家による、こうした“目利き”のプロセスを経て、当社ががん・血液・自己免疫疾患領域を中心として、製薬企業、バイオベンチャー企業等から主にヒトでPOCが確立された開発品の日本及びアジアにおける開発・販売権を継続的に確保することにより、持続性のある事業を展開しております。そのような、開発の成功確率が高く、事業性のある、魅力的な開発候補品を導入するためには、この“目利き”の力に加え、がん・血液・自己免疫疾患という開発の難度が高い治療領域における当社の開発力について、開発候補品の提供者であるライセンサーから高い評価を得ることも導入が成功するか否かの重要なポイントとなります。そのためには、①適切な治験計画の策定、②治療対象となる適切な治験患者の選定、③その領域における医学専門家と公正な関係を維持・構築できる、専門性の高い優秀な開発スタッフが必要となります。これらの総和が開発力となり、開発を着実に、かつ迅速に実行することが可能となります。がん・血液・自己免疫疾患分野で実績のある大手製薬企業の開発部門で経験を積んだ人材を中心に構築された当社の開発チームが導入から承認申請までを僅か4年間という短期間でなし得た、抗がん剤 SyB L-0501での実績は、ライセンサー、パートナー企業、導入候補先企業からも高い評価をいただいております。

なお、開発につきましては、基本的な開発戦略の中核となる臨床試験のデザイン、海外の試験との連携、医学専門家との調整等は当社が主体となって手掛け、定型的な開発業務は、外部資源であるCRO（Contract Research Organization 受託臨床試験実施機関）^(注5)へ業務委託し、製造についてはライセンス供給元あるいは信頼できる国内外の製薬企業へ業務委託を行います。

販売につきましては、将来的には自社販売までを一貫して行える体制の構築を目指してまいりますが、営業組織の構築については、採算が確保できるまでの期間は自社MR（Medical Representative）^(注6)を置かず、当面は製薬企業との提携により行います。一方で、将来の自社販売体制構築に向けて、がん・血液・自己免疫疾患領域に精通した営業戦略・企画の策定及び市場調査を行うマーケティング体制の確立に努めるとともに関係治療領域におけるKOL（Key Opinion Leader）^(注7)との良好な関係構築、的確な医療ニーズの把握と市場調査を行い、各種データ、ノウハウの蓄積を図ってまいります。

これらの事業モデルを図示すると以下のようになります。



(注5) 生体活性とは、化学物質が生体の特定の生理的調節機能に対して作用する性質のことです。この生体活性の作用を持つ化学物質を医薬品に応用したものが医薬品となります。

(注6) POC (Proof of Concept) とは、新薬候補物質の有効性や安全性を臨床で確認し、そのコンセプトの妥当性を検証することを意味します。

(注7) 科学的諮詢委員会 (SAB) とは、世界中から集める数々の新薬候補を元に、医療ニーズの高さや収益性などリスク・リターンのパラメータのれたポートフォリオを、それぞれの専門の立場から意見や提議を交差歴史的に議論した上で、バイオライン戦略を構築する、当社の重要な評価機関です。当社では、SABを年2～3回開催し、世界中から優れた実績と経験を持つ臨床医・基礎科学者の方々に、当社の薬理研究及び新薬開発のアドバイザーとして参加いただいております。

(注8) CRO (Contract Research Organization) とは、製薬企業が、自社で実施する開発業務を適宜なく進めるために、一部の業務について委託を行う機関です。委託業務の内容としては、治験が実施計画書と並びに行われているモニタリングするモニター業務や、臨床データを蓄積するデータ管理業務などが挙げられます。

(注9) MR (Medical Representative) とは、自社医薬品に関する情報の専門家として医療機関を訪問し、医療関係者と面談することにより、医薬品の品質・有効性・安全性等に関する情報の提供・収集・伝達を主な業務とする医療情報担当者です。

(注10) KOL (Key Opinion Leader) とは、担当領域の治療において他の医師に影響力を持つ医師のことをいいます。

2 事業の内容

■ 当社のパイプラインについて

当社は、下表のとおり、5つの開発品目を有しております。今後も新規開発品を継続的に導入することにより、パイプラインの拡充及びリスク・リターンのバランスのとれたパイプライン・ポートフォリオを構築してまいります。

当社パイプラインの進捗状況と提携先一覧

(本書提出日現在)

開発番号	薬効分類	権利地域	適応症	開発状況	提携先
SyB L-0501	抗がん剤	日本	再発・難治性 悪悪性非ホジキン リンパ腫*	承認取得 (平成22年10月27日)	エーザイ株式会社 (共同開発権・独占的販 売権供与) *シンバイオ自社開発
			再発・難治性 マンツル細胞リンパ腫*	承認取得 (平成22年10月27日)	
			再発・難治性 中高悪性非ホジキン リンパ腫	第Ⅱ相臨床試験実施中	
			多発性骨髄腫	第Ⅱ相臨床試験実施中	
			初回治療 悪悪性非ホジキン リンパ腫	第Ⅱ相臨床試験準備中	
			初回治療 マンツル細胞リンパ腫	第Ⅱ相臨床試験準備中	
		シンガポール	悪悪性非ホジキン リンパ腫	承認取得 (平成22年1月20日)	エーザイ株式会社 (独占的開発権・独占的 販売権供与)
			慢性リンパ性白血病		
		韓国	慢性リンパ性白血病	承認取得 (平成23年5月31日)	エーザイ株式会社 (独占的開発権・独占的 販売権供与)
			多発性骨髄腫		
		中国	悪悪性非ホジキン リンパ腫	第Ⅱ相臨床試験実施中	
		香港	悪悪性非ホジキン リンパ腫	承認取得 (平成21年12月30日)	セファロン社(米国) (独占的開発権・独占的 販売権供与)
慢性リンパ性白血病					
台湾	悪悪性非ホジキン リンパ腫	承認申請中	インファーマックス社 (台湾) (独占的開発権・独占的 販売権供与)		
	慢性リンパ性白血病				
SyB L-1101	抗がん剤 (注射剤)	日本、韓国	再発・難治性 骨髄異形成症候群	第Ⅰ相臨床試験準備中	-
SyB C-1101	抗がん剤 (錠剤)	日本、韓国	初回治療 骨髄異形成症候群	-	-
SyB O-0701	経口吸収型 持続性制癌剤	日本	放射線療法及び化学療法 誘発性悪心・嘔吐	第Ⅱ相臨床試験実施中	-
		韓国		-	ユハンアンヘン社 (韓国) (独占的開発権・独占的 販売権供与)
		台湾		-	インファーマックス社 (台湾) (独占的開発権・独占的 販売権供与)
SyB O702	HSP90 阻害剤	全世界	固形がん、血液がん	前臨床試験実施中	-

着実に進展するシンバイオのバイブライン

開発番号	適応症	前臨床試験	第Ⅰ相試験	第Ⅱ相試験	承認申請	承認
SyB L-0501	・再発・難治性低悪性度非ホジキンリンパ腫					平成22年10月
	・初回治療低悪性度非ホジキンリンパ腫			第Ⅱ相試験準備中		
	・再発・難治性中高悪性度非ホジキンリンパ腫			第Ⅰ相試験開始 平成22年3月		
	・多発性骨髄腫			第Ⅱ相試験開始 平成22年7月		
SyB L-1101	・再発・難治性骨髄異形成症候群		第Ⅰ相試験準備中			
SyB C-1101	・初回治療骨髄異形成症候群	平成23年7月導入				
SyB D-0701	・放射線療法に伴う悪心・嘔吐			第Ⅱ相試験開始 平成22年12月		
SyB 0702	・固形がん、血液がん		前臨床試験実施中			

(1) SyB L-0501

SyB L-0501の主成分であるペンダムスチン塩酸塩（一般名）は、ドイツにおいて非ホジキンリンパ腫^{※11}、多発性骨髄腫及び慢性リンパ性白血病の治療薬（商品名「リボムスチン」）として長年使用されている抗がん剤です。この製品の導入の背景としては、第一に、現在、再発・難治性の低悪性度非ホジキンリンパ腫・マンテル細胞リンパ腫の患者さんには、この分野には優れた薬剤がなく、まさしく当社の企業使命である、空白の治療領域を対象とした薬剤であること、また当社の強みである分野（血液がん）であることが導入の決め手となりました。この製品の世界のライセンスの供給元はアステラス製薬株式会社のドイツ子会社であるアステラス・ドイッチラント GmbHであり、同社より北米においてはセファロン社（米国）がライセンス供与を受け、既に平成20年3月に慢性リンパ性白血病の治療薬として、平成20年10月には再発性B細胞性非ホジキンリンパ腫の治療薬として、米食品医薬品局（FDA）より承認を受けております。さらに欧州においてはムンディファーマ社（英国）が、その他の地域においてはヤンセン・シラグ社（英国）が、それぞれライセンス供与を受け、独占的開発及び独占的販売権を保有しております。一方、当社はアステラス・ドイッチラント GmbHより日本及び中国（香港を含む）、韓国、シンガポール及び台湾における独占的開発及び独占的販売権の供与を受けております。日本におきましては、平成22年10月27日に再発・難治性の低悪性度非ホジキンリンパ腫及びマンテル細胞リンパ腫を適応症として製造販売承認され、同年12月10日に発売されました（商品名はトレアキシ[®]）。

また、適応拡大として、再発・難治性の中高悪性度非ホジキンリンパ腫の開発も進めており、リツキシマブ^{※12}との併用による第Ⅰ相臨床試験を良好な結果で終了し、平成22年3月に第Ⅱ相臨床試験を開始いたしました。

さらに、平成22年7月には、初回治療の多発性骨髄腫の患者さんを対象とした第Ⅱ相臨床試験を開始いたしました。この他にも適応拡大を検討しており、ライフサイクル・マネジメントを推進することにより、ペンダムスチンの事業価値の最大化を図ってまいります。なお、日本市場におきましては、エーザイ株式会社（以下「エーザイ」といいます）と共同開発権・独占的販売権を供与する契約を締結しており、エーザイが本薬剤を販売しております。

次に、当社が権利を有するアジア諸国におきましては、平成21年12月に香港において、低悪性度非ホジキンリンパ腫及び慢性リンパ性白血病の適応症で承認されました。香港におきましては、独占的開発権・独占的販売権を供与しているセファロン社が販売いたします。また、シンガポールにおきましては、平成22年1月に低悪性度非ホジキンリンパ腫及び慢性リンパ性白血病の適応症で承認されました。

なお、韓国とシンガポールにおきましては、エーザイと独占的開発権・独占的販売権を供与する契約を締結しております。既に承認されているシンガポールにおきましては、平成22年9月よりエーザイが本薬剤を販売しております。また、韓国におきましては、平成23年5月に慢性リンパ性白血病及び多発性骨髄腫の適応症で承認されました。韓国においても、エーザイにより販売される予定です。

その他、中国におきましては、提携先であるセファロン社によって治験開始準備が進められており、台湾では、提携先であるイノファーマックス社（台湾）が平成22年2月に承認申請を行いました。

(注11) 非ホジキンリンパ腫とは、白血球の中のリンパ球ががん化した悪性腫瘍である慢性リンパ腫のうち、ホジキンリンパ腫以外の総称です。日本人の慢性リンパ腫では、大半を非ホジキンリンパ腫が占めています。

再発症に対しては、リンキシマブを第一選択薬として抗体療法が施されますが、その開始・再発の症例に対する治療法は現状では確立されておらずです。

(注12) リンキシマブとは、COVID-19増殖の抑制性非ホジキンリンパ腫に対し適応を有する抗COVID-19モノクローナル抗体です。日本においては、全薬工業株式会社が開発・販売元、中外製薬株式会社が発売元としてリンキシマブ注10mg/mLを販売しております。

(2) SyB L-1101 / C-1101

SyB L-1101（注射剤）/C-1101（経口剤）（一般名：Rigosertib）は、ユニークなマルチキナーゼ阻害作用^(注13)を有する抗がん剤です。現在、オンコノバ・セラピューティクス社（米国）によって、米国及び欧州において骨髄異形成症候群（MDS）及びすい臓がん・卵巣がんを適応として開発が進められています。これらの中で、最も開発が進んでいる臨床試験は、再発・難治性の骨髄異形成症候群（MDS）を適応とする第Ⅲ相臨床試験（投与方法：静脈注射）ですが、当該適応症は平成21年に米国食品医薬品局（FDA）より希少疾病医薬品に指定され、また臨床試験実施計画書についても特別プロトコル査定（SPA）^(注14)を受けております。

上記に加えて、オンコノバ・セラピューティクス社は本剤の経口剤の開発も進めており、初回治療の骨髄異形成症候群（MDS）を適応とする第Ⅰ相臨床試験が進行中です。さらに、固形がんを対象とする第Ⅰ相臨床試験も終了し、現在、すい臓がんを適応とする第Ⅱ / Ⅲ相臨床試験、卵巣がんを適応とする第Ⅱ相臨床試験が開始されております。

当社は、オンコノバ・セラピューティクス社との間で、本剤の日本及び韓国における独占的開発権及び独占的販売権を取得するライセンス契約を平成23年7月に締結いたしました。本契約に基づき当社は、欧米で開発が最も進んでいる再発・難治性の骨髄異形成症候群（MDS）の適応症を対象として注射剤での開発を進め、その後、経口剤で初回治療の骨髄異形成症候群（MDS）の開発を進める方針です。骨髄異形成症候群（MDS）は、近年患者数が増加している血液腫瘍の一種で、高齢者に多く発病し、白血病に移行する可能性が高い難治性疾患であります。特に再発・難治性の骨髄異形成症候群（MDS）に有効な薬剤はないため、未充足の治療領域となっております。

当社は骨髄異形成症候群（MDS）の適応以外につきましても、固形がんでの適応取得に向け開発してまいります。本剤の注射剤、経口剤の開発を適応に応じて使い分けることにより、患者さんにより使いやすい、そしてコンプライアンスを考えた治療方法の開発を進めてまいります。

(注13) マルチキナーゼ阻害作用とは、がん細胞の増殖、浸襲及び転移に関与する複数のキナーゼを阻害することによりがん細胞を死に導く作用を指します。

(注14) 特別プロトコル査定（SPA：Special Protocol Assessment）とは、第Ⅱ相臨床試験終了後に、第Ⅲ相臨床試験に代りて、対象疾患、目的、試験デザイン、主要及び副次評価項目、解析方法などに関してFDAと事前合意し、試験終了後付合費内容を変更せずにその本来承認審査での承認要件として認める制度です。この制度を利用することにより、新薬承認申請をした場合に、第Ⅲ相臨床試験の内容について予め承認による検討が終了しているため、承認申請後における評価、承認が得られやすくなり、より確実に市場への投入が期待できます。

(3) SyB D-0701

SyB D-0701は、グラニセトロンを主成分とする経皮吸収型持続性制吐剤であり、がん化学療法や放射線療法時に出現する悪心・嘔吐^(注15)を抑制する薬剤です。SyB D-0701は1回の貼付により悪心・嘔吐を抑制する効果が5日間持続するという特徴を有し、がん化学療法や放射線療法によるがん患者さんの治療をより確実なものとしします。

SyB D-0701は、今後増加すると考えられる外来におけるがん化学療法や放射線療法の支持療法^(注15)として、患者さんのみならず関連する医療従事者にも大きな利便性をもたらし、患者さんのQOL（Quality of Life）を向上できるものと期待しています。

当社は、アペール・ファーマシューティカル社（米国）より日本、中国（香港を含む）、韓国、シンガポール及び台湾における独占的開発権及び独占的販売権の供与を受けて、開発を進めております。

当社では、優れた治療薬がないため、よりアンメットメディカル・ニーズの高い放射線療法に伴う悪心・嘔吐を先行して開発することとし、平成22年12月に第Ⅱ相臨床試験を開始いたしました。

(注15) 悪心・嘔吐とは、がん化学療法や放射線療法時に約30～90%に出現する症状といわれ、患者さんにとって最も苦痛を感じる副作用の一つです。持続する悪心・嘔吐は、脱水、電解質異常や低栄養を引き起こしたり、食欲不進や生理的・心理的不快から院内感染にも影響するといわれ、悪心・嘔吐を最小限にいくことは、コンプライアンスを高める、がん治療を成功に導く鍵となります。なお、嘔吐については以下の3つに分類されます。

- ①急性嘔吐
抗がん剤投与開始後1～2時間以内の抗がん剤投与から24時間以内に発生する嘔吐。
- ②遅発性嘔吐
抗がん剤投与開始後24～120時間に発生し、数日間持続することのある嘔吐。
- ③予兆性嘔吐
抗がん剤投与前に発生する嘔吐。

(注16) がん化学療法における支持療法とは、がんに伴う症状や合併症の治療、化学療法や放射線療法における副作用の管理であり、精神的なサポートも含みます。特にがんに伴う痛み（疼痛）と化学療法及び放射線療法に伴う悪心・嘔吐のコントロールは、がん治療において重要なものとなっています。

(4) SyB 0702

SyB 0702は、熊本大学名誉教授で奈良大学薬学部の前田浩教授が創製したHSP32^(注17)を特異的に阻害する新規抗がん活性を持つ薬剤です。SyB 0702は、がん細胞が活性酸素やフリーラジカル^(注18)による攻撃から自己防御するために過剰発現をする、HSP32を標的とし阻害することでアポトーシス^(注19)を誘引し、抗腫瘍活性を発揮します。

正常細胞は、HSP32に比べカタラーゼ^(注20)、SOD（Superoxide Dismutase）^(注21)、グルタチオンペルオキシダーゼ^(注22)などの抗酸化酵素活性が高いため、HSP32を阻害したとしても、活性酸素やフリーラジカルによる細胞死を免れることができます。一方、がん細胞はこれらの抗酸化物質が不足しているため、HSP32を高度に発現して酸化ストレスから免れ生存をしようとしています。このように、HSP32は「がん生存因子」（Cancer Survival Factor）と言えます。

各種腫瘍細胞を用いたin vitro実験^(注23)では、グリベック耐性^(注24)慢性骨髄性白血病（CML）細胞、肥満細胞白血病（MCL）細胞、急性骨髄性白血病（AML）等の各種血液がん細胞をはじめ、HO-1^(注25)を過剰発現する固形がん細胞（肝臓がん、すい臓がん、乳がん、大腸がん等）に対しても細胞増殖抑制作用を示すことが明らかになっています。また、固形がんを移植したモデルマウスに対しては単剤で効果が認められており、また、他の抗がん剤と併用することにより、抗腫瘍効果が相加的、相乗的に増強されることが示されています。これらの試験の結果の一部は、既に米国血液学会等において発表されています。

なお、SyB 0702は、独立行政法人 新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）が公募していたイノベーション推進事業のうち、研究開発型ベンチャー技術開発助成事業における「ナノテクノロジーによるHSP32を標的とした抗がん剤の開発」事業として平成21年8月に採択されました。当社は、現在、前臨床試験を実施しております。

(注17) HSP32（Heat Shock Protein 32）とは、ヘムオキシゲナーゼ-1と同タンパクでヘムを分解して抗酸化物質ビリルジンを生合成します。

(注18) フリーラジカルとは、反応性の高い遊離基です。酸化反応により過酸化水素を生じることから赤血球フリーラジカルは細胞に損傷を与えます。活性酸素の一部にもフリーラジカルがあります。

(注19) アポトーシスとは、種細胞、細胞的な細胞死のこと。多細胞生物の細胞において、増殖制御機構として管理・調節されているものです。

(注20) カタラーゼとは、酸化過程で発生する過酸化水素を水と酸素ガスに分解する酵素のことです。

(注21) SOD（Superoxide Dismutase）とは、生体内の活性酸素の1つであるスーパーオキシドを過酸化水素と酸素に変換します。

(注22) グルタチオンペルオキシダーゼとは、体内で生じた活性酸素を無害化する酵素の一種であり、グルタチオン存在下で過酸化水素を水に代謝させます。

(注23) in vitro実験とは、試験管や培養皿などの中でヒトや動物の組織を用いて、体内と同様の環境を人工的に作り、薬物の反応を検出する試験のことを指します。

(注24) グリベック耐性とは、慢性骨髄性白血病の治療薬グリベックの作用機序であるBcr-Ablキナーゼの阻害に対し、Bcr-Ablに異常を持つ細胞が生きることによってグリベックへの耐性が生じることを指します。

(注25) HO-1とは、ヘムオキシゲナーゼと称される酵素のことです。細胞を殺す力がある活性酸素の攻撃から身を守る働きをしています。したがって、このHO-1の働きを阻害することで、がん細胞を活性酸素の攻撃にさらすことが可能となります。

3 業績等の推移

主要な経営指標等の推移

(単位：千円)

面 次	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期 第2四半期
決 算 年 月	平成18年12月	平成19年12月	平成20年12月	平成21年12月	平成22年12月	平成23年6月
売 上 高	—	—	1,630,029	1,191,127	1,449,972	982,651
経常利益又は経常損失(△)	△710,284	△1,323,704	24,169	△214,072	△638,375	△700,109
当期純利益又は当期(四半期)純損失(△)	△711,234	△1,325,994	20,987	△217,872	△642,307	△707,340
持分法を適用した場合の投資損益	—	—	—	—	—	—
資 本 金	1,533,550	1,583,500	1,892,500	3,378,250	3,710,830	4,710,850
発行済株式総数(株)	53,827	54,493	58,613	100,651	111,737	14,030,900
純 資 産 額	1,893,889	667,608	1,306,602	4,053,758	4,083,064	5,375,697
総 資 産 額	1,950,279	792,145	1,501,212	4,260,689	4,262,783	6,105,153
1株当たり純資産額(円)	35,184.75	12,251.27	22,292.02	40,275.39	36,541.74	383.13
1株当たり配当額 (内1株当たり中間配当額)(円)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)
1株当たり当期純利益金額又は 1株当たり当期(四半期)純損失金額(△)(円)	△15,230.51	△24,584.60	364.58	△3,252.84	△5,933.47	△53.56
潜在株式調整後1株当たり当期(四半期)純利益金額(円)	—	—	—	—	—	—
自己資本比率(%)	97.1	84.3	87.0	95.1	95.8	88.1
自己資本利益率(%)	—	—	1.6	—	—	—
株価収益率(倍)	—	—	—	—	—	—
配当性向(%)	—	—	—	—	—	—
営業活動によるキャッシュ・フロー	△970,082	△1,224,976	154,387	△211,336	△753,971	△824,355
投資活動によるキャッシュ・フロー	△819,309	795,269	△13,063	△3,952	△115,633	△13,099
財務活動によるキャッシュ・フロー	1,963,843	99,370	554,032	2,963,106	662,832	2,243,039
現金及び現金同等物の期末(四半期末)残高	1,051,459	721,206	1,370,340	4,121,301	3,915,765	5,317,891
従 業 員 数 (外、平均臨時雇用者数)(人)	28 (1)	42 (3)	42 (5)	52 (10)	56 (12)	66 (10)

- (注) 1. 当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
3. 第2期、第3期、第4期、第5期及び第7期第2四半期の潜在株式調整後1株当たり当期(四半期)純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり当期(四半期)純損失であるため記載しておりません。
4. 第4期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、当社株式が非上場であり、期中平均株価が把握できなかったため記載しておりません。
5. 第2期、第3期、第5期、第6期及び第7期第2四半期の自己資本利益率については、当期(四半期)純損失を計上しているため、記載しておりません。
6. 株価収益率については、当社株式は非上場であるため、記載しておりません。
7. 第7期第2四半期における売上高、経常損失、四半期純損失、1株当たり四半期純損失金額、営業活動によるキャッシュ・フロー、投資活動によるキャッシュ・フロー及び財務活動によるキャッシュ・フローについては、第7期第2四半期累計期間の対価付、資本金、発行済株式総数、純資産額、総資産額、1株当たり純資産額、自己資本比率、現金及び現金同等物の四半期末残高及び従業員数については、第7期第2四半期会計期間末の数値を記載しております。
8. 当社は平成23年6月2日付で株式1株につき100株の株式分割を行っております。
そこで、株式会社大塚製薬取引所の引当金引当金別通知(「上場申請のための有価証券報告書」の作成上の留意点について)「平成20年4月9日付大塚上場第22号」に基づき、当該株式分割に伴う影響を加味し、適及修正を行った場合の1株当たりの数値の推移を参考までに掲げると、以下のとおりとなります。
なお、第2期、第3期、第4期、第5期及び第6期の数値については、新日本有限責任監査法人の監査を受けておりません。

	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期 第2四半期
	平成18年12月	平成19年12月	平成20年12月	平成21年12月	平成22年12月	平成23年6月
1株当たり純資産額(円)	351.85	122.51	222.92	402.75	365.42	383.13
1株当たり当期純利益金額又は 1株当たり当期(四半期)純損失金額(△)(円)	△152.31	△245.85	3.65	△32.53	△59.33	△53.56
潜在株式調整後1株当たり当期(四半期)純利益金額(円)	—	—	—	—	—	—
1株当たり配当額(円)	—	—	—	—	—	—

第二部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

提出会社の状況

回次 決算年月	第2期 平成18年12月	第3期 平成19年12月	第4期 平成20年12月	第5期 平成21年12月	第6期 平成22年12月
売上高（千円）	-	-	1,630,029	1,191,127	1,449,972
経常利益又は経常損失（ ） （千円）	710,284	1,323,704	24,169	214,072	638,375
当期純利益又は当期純損失（ ） （千円）	711,234	1,325,994	20,987	217,872	642,307
持分法を適用した場合の投資損益 （千円）	-	-	-	-	-
資本金（千円）	1,533,550	1,583,500	1,892,500	3,378,250	3,710,830
発行済株式総数（株）	53,827	54,493	58,613	100,651	111,737
純資産額（千円）	1,893,889	667,608	1,306,602	4,053,758	4,083,064
総資産額（千円）	1,950,279	792,145	1,501,212	4,260,689	4,262,783
1株当たり純資産額（円）	35,184.75	12,251.27	22,292.02	40,275.39	36,541.74
1株当たり配当額（円） （内1株当たり中間配当額（円））	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
1株当たり当期純利益金額又は1 株当たり当期純損失金額（ ） （円）	15,230.51	24,584.60	364.58	3,252.84	5,933.47
潜在株式調整後1株当たり当期純 利益金額（円）	-	-	-	-	-
自己資本比率（%）	97.1	84.3	87.0	95.1	95.8
自己資本利益率（%）	-	-	1.6	-	-
株価収益率（倍）	-	-	-	-	-
配当性向（%）	-	-	-	-	-
営業活動によるキャッシュ・フ ロー（千円）	970,082	1,224,976	154,387	211,336	753,971
投資活動によるキャッシュ・フ ロー（千円）	819,309	795,269	13,063	3,952	115,633
財務活動によるキャッシュ・フ ロー（千円）	1,963,843	99,370	554,032	2,963,106	662,832
現金及び現金同等物の期末残高 （千円）	1,051,459	721,206	1,370,340	4,121,301	3,915,765
従業員数 （外、平均臨時雇用者数） （人）	28 (1)	42 (3)	42 (5)	52 (10)	56 (12)

（注）1．当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載していません。

2．売上高には、消費税等は含まれておりません。

3．第2期、第3期、第5期及び第6期の潜在株式調整後1株当たり当期四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり当期純損失であるため記載していません。

4．第4期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、当社株式が非上場であり、期中平均株価が把握できないため記載していません。

5. 第2期、第3期、第5期及び第6期の自己資本利益率については、当期四半期純損失を計上しているため、記載しておりません。
6. 株価収益率については、当社株式は非上場であるため、記載しておりません。
7. 当社は平成23年6月2日付で株式1株につき100株の株式分割を行っております。
 そこで、株式会社大阪証券取引所の引受担当者宛通知「『上場申請のための有価証券報告書』の作成上の留意点について」（平成20年4月9日付大証上場第22号）に基づき、当該株式分割に伴う影響を加味し、遡及修正を行った場合の1株当たりの指標の推移を参考までに掲げると、以下のとおりとなります。
 なお、これらの数値については、新日本有限責任監査法人の監査を受けておりません。

	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期
	平成18年12月	平成19年12月	平成20年12月	平成21年12月	平成22年12月
1株当たり純資産額（円）	351.85	122.51	222.92	402.75	365.42
1株当たり当期純利益金額又は1株当たり当期純損失金額（円）	152.31	245.85	3.65	32.53	59.33
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額（円）	-	-	-	-	-
1株当たり配当額（円）	-	-	-	-	-

2【沿革】

年月	事項
平成17年3月	東京都港区西新橋において当社設立。
平成17年7月	本社を東京都港区新橋に移転。
平成17年12月	アステラス・ファーマ GmbH（現 アステラス・ドイッチラント GmbH）と抗がん剤 SyB L-0501の日本における独占的開発権及び独占的販売権の供与を受けるライセンス契約を締結。
平成18年3月	東京都より医薬品製造業（包装・表示・保管）の許可を取得。
平成18年8月	SyB L-0501の第 相臨床試験（低悪性度非ホジキンリンパ腫の患者を対象）を開始。
平成19年3月	アベール・ファーマシューティカル社と経皮吸収型持続性制吐剤 SyB D-0701の日本、中国、韓国、台湾及びシンガポールにおける独占的開発権及び独占的販売権の供与を受けるライセンス契約を締結。
平成19年3月	アステラス・ドイッチラント GmbHとSyB L-0501の中国、韓国、台湾及びシンガポールにおける独占的開発権及び独占的販売権の供与を受けるライセンス契約を締結。
平成19年8月	グリベック耐性白血病細胞に有効なポリエチレングリコール結合垂鉛プロトポルフィリン SyB 0702の全世界における独占的権利を取得。
平成19年9月	SyB L-0501の第 相臨床試験（低悪性度非ホジキンリンパ腫の患者を対象）を終了。
平成19年10月	SyB D-0701の第 相臨床試験を開始。
平成19年12月	SyB L-0501の第 相臨床試験（低悪性度非ホジキンリンパ腫の患者を対象）を開始。
平成20年3月	イノファーマックス社とSyB L-0501及びSyB D-0701の台湾における独占的開発権及び独占的販売権を供与するライセンス契約を締結。
平成20年3月	ユハンヘンヤン社とSyB D-0701の韓国における独占的開発権及び独占的販売権を供与するライセンス契約を締結。
平成20年7月	SyB D-0701の第 相臨床試験を終了。
平成20年8月	エーザイ株式会社とSyB L-0501の日本における共同開発権及び独占的販売権を供与するライセンス契約を締結。
平成20年10月	SyB L-0501の第 相臨床試験（中高悪性度非ホジキンリンパ腫の患者を対象）を開始。
平成21年3月	セファロン社とSyB L-0501の中国における独占的開発権及び独占的販売権を供与するライセンス契約を締結。
平成21年3月	SyB L-0501の第 相臨床試験（低悪性度非ホジキンリンパ腫の患者を対象）を終了（施設外効果判定委員会において有効性が確定）。
平成21年5月	エーザイ株式会社とSyB L-0501の韓国及びシンガポールにおける独占的開発権及び独占的販売権を供与するライセンス契約を締結。
平成21年10月	SyB L-0501が、再発・難治性の低悪性度非ホジキンリンパ腫及びマンツル細胞リンパ腫を予定適応症として、厚生労働省から希少疾病用医薬品（オーファンドラッグ）指定を受ける。
平成21年10月	SyB L-0501を、再発・難治性の低悪性度非ホジキンリンパ腫及びマンツル細胞リンパ腫を予定適応症として、優先審査対象品目として国内製造販売承認を申請。
平成22年3月	SyB L-0501の第 相臨床試験（中高悪性度非ホジキンリンパ腫の患者を対象）を開始。
平成22年7月	SyB L-0501の第 相臨床試験（多発性骨髄腫の患者を対象）を開始。
平成22年10月	再発・難治性の低悪性度非ホジキンリンパ腫及びマンツル細胞リンパ腫を適応症として、抗悪性腫瘍剤「トリアキシン®（開発コード：SyB L-0501、一般名：ベンダムスチン塩酸塩）」の国内製造販売承認を取得。
平成22年12月	SyB D-0701の第 相臨床試験を開始
平成22年12月	抗悪性腫瘍剤「トリアキシン®（開発コード：SyB L-0501、一般名：ベンダムスチン塩酸塩）」を、再発・難治性の低悪性度非ホジキンリンパ腫及びマンツル細胞リンパ腫を適応症として提携先のエーザイ株式会社を通じて国内販売を開始。
平成23年7月	オンコノバ・セラピューティクス社と抗がん剤 SyB L-1101（注射剤）/C-1101（経口剤）の日本及び韓国における独占的開発権及び独占的販売権の供与を受けるライセンス契約を締結。

3【事業の内容】

1. 当社の事業概要について

(1) 当社の概要

当社は、元米国アムジェン社^(注1) 本社副社長で、同社の日本法人であるアムジェン株式会社の創業期から約12年間社長を務めた吉田文紀が、平成17年3月に設立した医薬品企業です。

経営理念は「共創・共生」（共に創り、共に生きる）で表され、患者さんを中心として医師、科学者、行政、資本提供者を「共創・共生」の経営理念で結び、アンメット・メディカル・ニーズ（Unmet Medical Needs）^(注2) に応えていくことにより、社会的責任及び経営責任を果たすことを事業目的としております。

（注1）バイオ医薬品業界最大手。昭和55年、米国カリフォルニア州サウザンド・オークスにおいて、AMGen（Applied Molecular Genetics）として設立。日本においては、平成5年5月1日にアムジェン株式会社として業務を開始しました。なお、平成20年2月に武田薬品工業株式会社がアムジェン株式会社の株式を100%取得したため、現在の社名は「武田バイオ開発センター株式会社」となっております。

（注2）アンメット・メディカル・ニーズ（Unmet Medical Needs）とは、未だ満たされない医療上の必要性を意味し、患者さんや医師から強く望まれているにもかかわらず有効な既存薬や治療がない状態を指します。

(2) 当社の事業の特徴

がん・血液・自己免疫疾患領域における希少疾病分野^(注3)の研究開発の多くは、欧米を中心に、大手製薬企業よりもむしろ、多くの大学・研究所、バイオベンチャー企業により創薬研究・新薬開発が活発に行われ、海外では既に数々の有用な新薬が医療の現場に提供されています。しかし、これらの分野は開発に高度の専門性が求められ、開発の難度も高く、また大手の製薬企業が事業効率の面、採算面で手を出しにくいいため日本を初めとするアジア諸国においては手をつけられていない空白の治療領域となっています。当社は、極めて医療上のニーズは高いものの、新薬の開発が遅れている空白の治療領域をビジネスチャンスと捉え、特に、高い専門性が求められ難度が高いために参入障壁の高いがん・血液・自己免疫疾患の3治療領域に特化した日本初のスペシャリティ・ファーマ^(注4)です。当社は、大型新薬（いわゆる売上高が1,000億円を超える「ブロックバスター」）の追求ではなく、マーケットは相対的に小規模でも医療ニーズの高い、がん・血液・自己免疫疾患に特化した新薬開発に取り組み、これらの医薬品及び新薬候補品を数多く保有することにより、強固なパイプライン・ポートフォリオを構築し、持続性のある事業展開を行います。

当社は、このような空白の治療領域を埋めるための新薬の開発・提供を行うことを企業使命として設立されました。新薬が開発されないことで治療上の問題を抱えている患者さんに対して、短期間で開発をし、迅速に治療薬をお届けすることを最優先に考え、医療への貢献、そして医薬品業界の健全な発展に寄与することにより、持続的成長と安定への道を進んでまいります。

（注3）希少疾病分野とは、医療上の必要性は高いものの、薬を必要とする患者数が少ない疾病分野のことで、この分野に対する開発の進んでいない医薬品は希少疾病用医薬品（Orphan Drug：オーファンドラッグ）と呼ばれます。厚生労働省よりオーファンドラッグの指定を受けるためには、我が国において患者数が5万人未満の重篤な疾病であること、医療上特にその必要性が高いこと、開発の可能性が高いこと、といった基準を満たす必要があります。当該指定を受けると、他の医薬品に優先して審査を受けられる（申請から承認までの期間が短縮される）、再審査期間を延長することができる（最長10年）、薬価への加算評価が期待できるといったメリットを享受することが可能となります。

（注4）スペシャリティ・ファーマとは、得意分野において国際的にも一定の評価を得る新薬開発企業をいいます（平成14年「医薬品産業ビジョン」（厚生労働省）の定義による）。

(3) 当社の事業モデルについて

創薬系事業の特徴として、新薬の開発は長期間にわたり膨大な先行投資を強いられるものの、その研究開発の成功確率は極めて低いことが知られています。一般に、研究所において何らかの生物・生理活性^(注5)が認められた化合物が新薬として承認に至る確率は、2万分の1～2万5千分の1と言われております。また、承認を取得した新薬のうち、上市・販売後において採算が取れるのはそのうちの15～20%以下と言われております。当社は、このような創薬系事業の難しさを踏まえた事業モデルを構築しております。

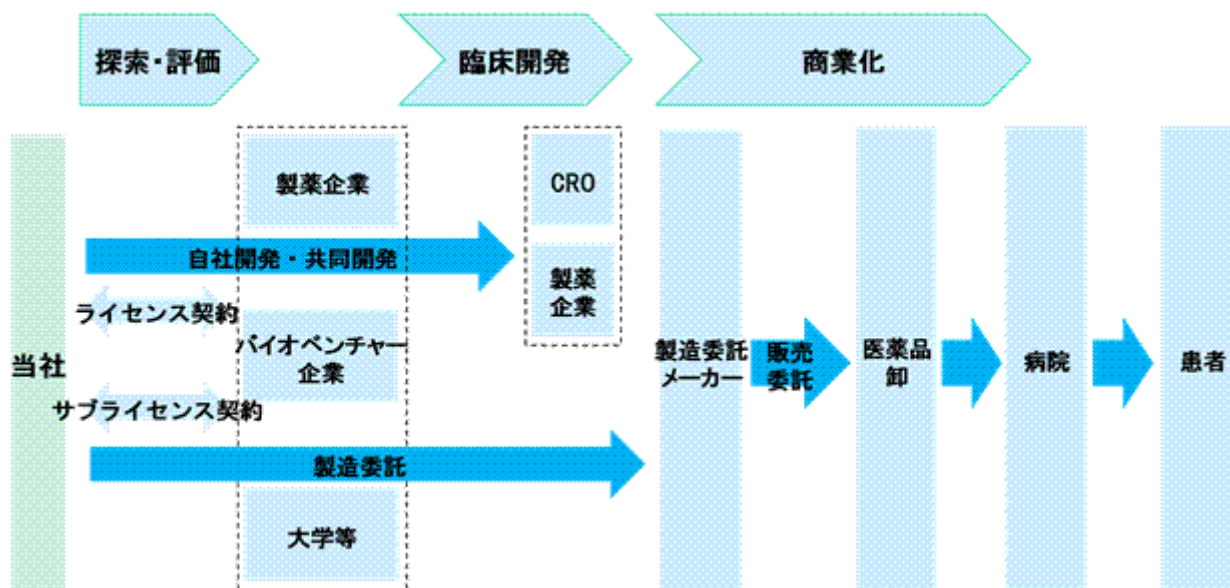
当社では、開発にかかる様々なリスクと費用を軽減するとともに、開発候補品の臨床試験を迅速・確実に進め、開始から承認取得までの期間を短縮するために、主として既にヒトでPOC（Proof of Concept）^(注6)が確立され、前臨床試験データと臨床試験データがある化合物を対象としております。これらの化合物の探索は当社独自の探索ネットワークと評価ノウハウを活用して、社内の経験を有した専門スタッフによる第1次スクリーニングにより絞り込みを最初に行います。その後、科学的諮問委員会（Scientific Advisory Board：以下「SAB」といいます）^(注7)において、第一線で関連分野における治療の研究に携わる経験豊かな社外専門家の厳密な評価を受けた上で、当社において最終的な導入候補品を決定いたします。

社内外の専門家による、こうした“目利き”のプロセスを経て、当社はがん・血液・自己免疫疾患領域を中心として、製薬企業、バイオベンチャー企業等から主にヒトでPOCが確立された開発品の日本及びアジアにおける開発・販売権を継続的に確保することにより、持続性のある事業を展開しております。そのような、開発の成功確率が高く、事業性のある、魅力的な開発候補品を導入するためには、この“目利き”の力に加え、がん・血液・自己免疫疾患という開発の難度が高い治療領域における当社の開発力について、開発候補品の提供者であるライセンサーから高い評価を得ることも導入が成功するか否かの重要なポイントとなります。そのためには、適切な治験計画の策定、治療対象となる適切な治験患者の選定、その領域における医学専門家と公正な関係を維持・構築できる、専門性の高い優秀な開発スタッフが必要となります。これらの総和が開発力となり、開発を着実に、かつ迅速に実行することが可能となります。がん・血液・自己免疫疾患分野で実績のある大手製薬企業の開発部門で経験を積んだ人材を中心に構築された当社の開発チームが導入から承認申請までを僅か4年間という短期間でなし得た、抗がん剤 SyB L-0501での実績は、ライセンサー、パートナー企業、導入候補先企業からも高い評価をいただいております。

なお、開発につきましては、基本的な開発戦略の中核となる臨床試験のデザイン、海外の試験との連携、医学専門家との調整等は当社が主体となって手掛け、定型的な開発業務は、外部資源であるCRO（Contract Research Organization 受託臨床試験実施機関）^(注8)へ業務委託し、製造についてはライセンス供給元あるいは信頼できる国内外の製薬企業へ業務委託を行います。

販売につきましては、将来的には自社販売までを一貫して行える体制の構築を目指してまいりますが、営業組織の構築については、採算が確保できるまでの期間は自社MR（Medical Representative）^(注9)を置かず、当面は製薬企業との提携により行います。一方で、将来の自社販売体制構築に向けて、がん・血液・自己免疫疾患領域に精通した営業戦略・企画の策定及び市場調査を行うマーケティング体制の確立に努めるとともに関係治療領域におけるKOL（Key Opinion Leader）^(注10)との良好な関係構築、的確な医療ニーズの把握と市場調査を行い、各種データ、ノウハウの蓄積を図ってまいります。

これらの事業モデルを図示すると以下のようになります。



(注5) 生理活性とは、化学物質が生体の特定の生理的調節機能に対して作用する性質のことです。この生理活性の作用を持つ化学物質を疾病治療に応用したものが医薬品となります。

(注6) POC（Proof of Concept）とは、新薬候補物質の有効性や安全性を臨床で確認し、そのコンセプトの妥当性を検証することを意味します。

(注7) 科学的諮問委員会（SAB）とは、世界中から集まる膨大な新薬候補を元に、医療ニーズの高さや収益性などリスク・リターンバランスのとれたポートフォリオを、それぞれの専門の立場から意見や提言を交え徹底的に議論した上で、パイプライン戦略を構築する、当社の重要な評価機関です。当社では、SABを年2～3回開催し、世界中から優れた実績と経験を持つ臨床医・基礎科学者の方々に、当社の創薬研究及び新薬開発のアドバイザーとして参画いただいております。

(注8) CRO（Contract Research Organization）とは、製薬企業が、自社で実施する開発業務を遅滞なく進めるために、一部の業務について委託を行う機関です。委託業務の内容としては、治験が実施計画書どおりに遂行されているかをモニタリングするモニター業務や、臨床データを管理するデータ管理業務などがあります。

- (注9) MR (Medical Representative) とは、自社医薬品に関する情報の専門家として医療機関を訪問し、医療関係者と面談することにより、医薬品の品質・有効性・安全性等に関する情報の提供・収集・伝達を主な業務とする医療情報担当者をいいます。
- (注10) K O L (Key Opinion Leader) とは、担当領域の治療において他の医師に影響力を持つ医師のことをいいます。

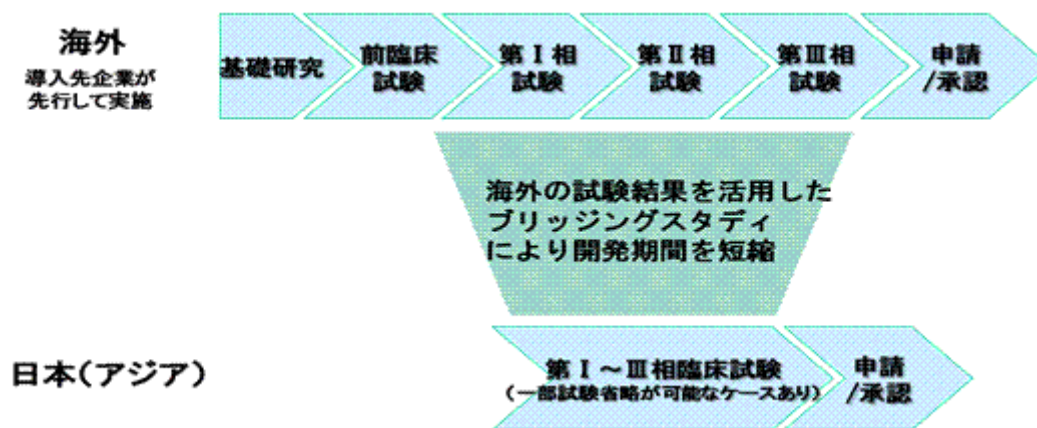
(4) 当社の事業戦略

当社は、上記の事業を成功させるために、以下の5つの事業戦略を展開しております。

(a) ポストPOC戦略による開発リスクの軽減

当社の導入候補品^(注11)は、主として既にヒトでPOCが確認されていることを原則としております。従って、臨床開発ステージが比較的后期段階にある開発品か、既に海外で上市されている製品が対象となります。これらの導入候補品は、既に海外で先行して開発が行われており、新薬としてヒトでの有効性・安全性が確認されていることから、開発リスクを軽減でき、また、先行している海外の治験データを活用することにより日本を含めアジアにおける開発期間を短縮するとともに開発コストを低減し、成功確率を高めることが可能となります。

(注11) 導入候補品とは、当社の開発候補品として他社より開発権等の権利取得を検討している化合物を指します。

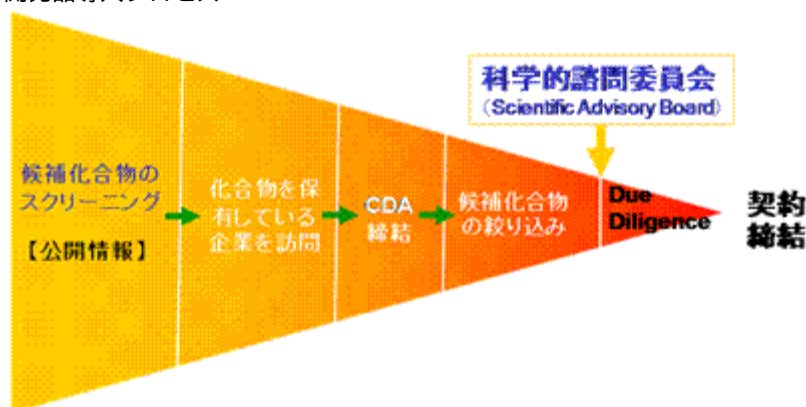


(注12) ブリッジングスタディとは、外国での臨床データを活用するために国内で行われる試験のことをいいます。この国内試験の結果を外国のデータと比較し、同様の傾向があることを確認します。

(b) 高度な探索・評価能力による、優れたパイプラインの構築

当社の新薬サーチエンジンは、製薬企業及びバイオベンチャー企業等との多様なネットワークによって構築され、膨大な化合物の中から、社内の専門家による厳正な評価を経て、有望な導入候補品が抽出されます。これらの導入候補品はさらに、第一線で研究に携わる経験豊かな専門家により構成される科学的諮問委員会（SAB）に諮られ、そのアドバイスと評価を受けた上で導入候補品を決定しております。この開発品導入決定までの高度なスクリーニングプロセスは、既に海外において有効性・安全性が確認された開発品を導入するポストPOC戦略と相まって開発リスクと開発期間を軽減させることになり、また、候補品が医療の現場において求められるものかどうかの医療ニーズの充足度に対する理解、及び上市後の収益予測の精度向上に貢献しています。

< 当社の開発品導入プロセス >



(注13) CDAとは、Confidential Disclosure Agreementの略で、秘密保持契約書のことを意味します。

(c) ラボレス・ファブレス戦略による固定費抑制

研究設備・生産設備ともに固定費発生源の代表格ですが、当社はこれらを一切保有せずに、開発候補品の探索・導入後は、開発品の開発戦略策定と実行等の付加価値の高い業務に専念し、そのほかに必要とされる定型的な開発業務は外注しております。これにより低コストの医薬品開発を実現するとともに、財務戦略の機動性を確保しております。

(d) ブルーオーシャン戦略^(注14)による高い事業効率の実現

海外で標準治療薬として使用されている製品が日本では使用できない、あるいは海外で新薬として承認された製品が5年近くも遅れて日本で承認される、いわゆるドラッグ・ラグの問題が深刻化しており、がん患者の難民という言葉も生まれています。このドラッグ・ラグは、当社の戦略的治療領域であるがん・血液・自己免疫疾患領域で特に目立っております。抗がん剤の市場自体は大きく、また高齢化にともない現在も拡大傾向にあるものの、抗がん剤の対象疾患は多岐にわたり、がん腫により細分化されているため、各々のがん腫でみると対象患者数がそう多くはない治療領域が数多く存在します。また、これらの領域での抗がん剤の開発には、極めて高い専門性が求められ、開発の難度が高い半面、大手の製薬企業では採算性などの問題から開発に着手しにくいことがその理由のひとつといわれています。しかし、ひとつ、そうした領域において新薬の承認を取得し上市できれば、競争が少ないため、これらの領域で適応拡大・新製品上市を着実に積み上げていくことで、高成長・高収益を実現できるものと考えております。

(注14) ブルーオーシャン戦略とは、競争との熾烈な競争により限られたパイを奪い合う市場（レッドオーシャン）を避け、市場を再定義し、競争のない未開拓な市場（ブルーオーシャン）を創造することで、顧客に高付加価値を与えつつ利潤の最大化を目指す戦略です。

(e) アジア展開戦略

アジア諸国は経済成長とともに医療ニーズの拡大が予想され、より質の高い治療方法が求められるようになっております。これらの国々においても、日本と同様、急速に高齢化が進んでいる一方で、新薬の開発が滞る傾向が見られ、がん・血液・自己免疫疾患といった領域が空白の治療領域になりつつあり、有効な薬剤が求められています。当社では、抗がん剤 SyB L-0501、SyB L-1101/C-1101及びSyB 0702、経皮吸収型持続性制吐剤 SyB D-0701 につきまして、日本のみならずアジアの権利も確保しております。

2. 当社のパイプラインについて

当社は、下表のとおり、5つの開発品目を有しております。今後も新規開発品を継続的に導入することにより、パイプラインの拡充及びリスク・リターンのバランスのとれたパイプライン・ポートフォリオを構築してまいります。

< 当社パイプラインの進捗状況と提携先一覧 >

(本書提出日現在)

開発番号	薬効分類	権利地域	適応症	開発状況	提携先
SyB L-0501	抗がん剤	日本	再発・難治性 低悪性度非ホジキンリンパ腫*	承認取得 (平成22年10月27日)	エーザイ株式会社 (共同開発権・独占的販売権供与) *シンバイオ自社開発
			再発・難治性 マントル細胞リンパ腫*	承認取得 (平成22年10月27日)	
			再発・難治性 中高悪性度非ホジキンリンパ腫	第 相臨床試験実施中	
			多発性骨髄腫	第 相臨床試験実施中	
			初回治療 低悪性度非ホジキンリンパ腫	第 相臨床試験準備中	
			初回治療 マントル細胞リンパ腫	第 相臨床試験準備中	
			シンガポール	低悪性度非ホジキンリンパ腫	
		慢性リンパ性白血病			
		韓国	慢性リンパ性白血病	承認取得 (平成23年5月31日)	エーザイ株式会社 (独占的開発権・独占的販売権供与)
			多発性骨髄腫		
		中国	低悪性度非ホジキンリンパ腫	第 相臨床試験実施中	セファロン社(米国)
		香港	低悪性度非ホジキンリンパ腫	承認取得 (平成21年12月30日)	(独占的開発権・独占的販売権供与)
			慢性リンパ性白血病		
		台湾	低悪性度非ホジキンリンパ腫	承認申請中	イノファーマックス社(台湾) (独占的開発権・独占的販売権供与)
慢性リンパ性白血病					
SyB L-1101	抗がん剤 (注射剤)	日本、韓国	再発・難治性 骨髄異形成症候群	第 相臨床試験準備中	-
SyB C-1101	抗がん剤 (経口剤)	日本、韓国	初回治療 骨髄異形成症候群	-	-
SyB D-0701	経皮吸収型 持続性制吐剤	日本	放射線療法及び化学療法誘発性の悪心・嘔吐	第 相臨床試験実施中	-
		韓国		-	コハンヤンヘン社(韓国) (独占的開発権・独占的販売権供与)
		台湾		-	イノファーマックス社(台湾) (独占的開発権・独占的販売権供与)
SyB 0702	HSP32 阻害剤	全世界	固形がん、血液がん	前臨床試験実施中	-

開発番号	適応症	前臨床試験	第Ⅰ相試験	第Ⅱ相試験	承認申請	承認
SyB L-0501	・再発・難治性低悪性度 非ホジキンリンパ腫					平成22年10月
	・初回治療低悪性度 非ホジキンリンパ腫			第Ⅱ相試験準備中		
	・再発・難治性中高悪性度 非ホジキンリンパ腫			第Ⅱ相試験開始 平成22年3月		
	・多発性骨髄腫			第Ⅱ相試験開始 平成22年7月		
SyB L-1101	・再発・難治性 骨髄異形成症候群		第Ⅰ相試験準備中			
SyB C-1101	・初回治療 骨髄異形成症候群	平成23年7月導入				
SyB D-0701	・放射線療法に伴う悪心・嘔吐			第Ⅱ相試験開始 平成22年12月		
SyB 0702	・固形がん、血液がん	前臨床試験実施中				

(1) SyB L-0501

SyB L-0501の主成分であるベンダムスチン塩酸塩（一般名）は、ドイツにおいて非ホジキンリンパ腫^(注15)、多発性骨髄腫及び慢性リンパ性白血病の治療薬（商品名「リボムスチン[®]」）として長年使用されている抗がん剤です。この製品の導入の背景としては、第一に、現在、再発・難治性の低悪性度非ホジキンリンパ腫・マントル細胞リンパ腫の患者さんには、この分野には優れた薬剤がなく、まさしく当社の企業使命である、空白の治療領域を対象とした薬剤であること、また当社の強みである分野（血液がん）であることが導入の決め手となりました。この製品の世界のライセンスの供給元はアステラス製薬株式会社のドイツ子会社であるアステラス・ドイッチラント GmbHであり、同社より北米においてはセファロン社（米国）がライセンス供与を受け、既に平成20年3月に慢性リンパ性白血病の治療薬として、平成20年10月には再発性B細胞性非ホジキンリンパ腫の治療薬として、米国食品医薬品局（FDA）より承認を受けております。さらに欧州においてはムンディファーマ社（英国）が、その他の地域においてはヤンセン・シラグ社（英国）が、それぞれライセンス供与を受け、独占的開発及び独占的販売権を保有しております。一方、当社はアステラス・ドイッチラント GmbHより日本及び中国（香港を含む）、韓国、シンガポール及び台湾における独占的開発及び独占的販売権の供与を受けております。日本におきましては、平成22年10月27日に再発・難治性の低悪性度非ホジキンリンパ腫及びマントル細胞リンパ腫を適応症として製造販売承認され、同年12月10日に発売されました（商品名はトレアキシ[®]）。

また、適応拡大として、再発・難治性の中高悪性度非ホジキンリンパ腫の開発も進めており、リツキシマブ^(注16)との併用による第Ⅱ相臨床試験を良好な結果で終了し、平成22年3月に第Ⅱ相臨床試験を開始いたしました。

さらに、平成22年7月には、初回治療の多発性骨髄腫の患者さんを対象とした第Ⅱ相臨床試験を開始いたしました。この他にも適応拡大を検討しており、ライフサイクル・マネジメントを推進することにより、ベンダムスチンの事業価値の最大化を図ってまいります。なお、日本市場におきましては、エーザイ株式会社（以下「エーザイ」といいます）と共同開発権・独占的販売権を供与する契約を締結しており、エーザイが本薬剤を販売しております。

次に、当社が権利を有するアジア諸国におきましては、平成21年12月に香港において、低悪性度非ホジキンリンパ腫及び慢性リンパ性白血病の適応症で承認されました。香港におきましては、独占的開発権・独占的販売権を供与しているセファロン社が販売いたします。また、シンガポールにおきましては、平成22年1月に低悪性度非ホジキンリンパ腫及び慢性リンパ性白血病の適応症で承認されました。

なお、韓国とシンガポールにおきましては、エーザイと独占的開発権・独占的販売権を供与する契約を締結しております。既に承認されているシンガポールにおきましては、平成22年9月よりエーザイが本薬剤を販売しております。また、韓国におきましては、平成23年5月に慢性リンパ性白血病及び多発性骨髄腫の適応症で承認されました。同国においても、エーザイにより販売される予定です。

その他、中国におきましては、提携先であるセファロン社によって治験開始準備が進められており、台湾では、提携先であるイノファーマックス社（台湾）が平成22年2月に承認申請を行いました。

平成21年12月に開催された米国血液学会（American Society of Hematology、以下「ASH」）において、University Hospital in Giessen（ドイツ）のMathias J. Rummel教授により、低悪性度非ホジキンリンパ腫未治療例患者を対象とした、ベンダムスチンとリツキシマブ併用療法と、現在の標準治療法であるR-CHOP療法^{（注17）}との比較試験の結果、ベンダムスチンとリツキシマブ併用療法の方が標準治療法よりも副作用が少なく、より効果的な抗がん剤であることが発表されました。

当該試験は、ドイツで行われた第Ⅲ相臨床試験で、低悪性度非ホジキンリンパ腫の未治療患者^{（注18）}549人を、ベンダムスチンとリツキシマブの併用療法群と、R-CHOP群に無作為に割り付け、両者の有効性、安全性、及び無増悪生存期間（PFS）^{（注19）}が比較検討されました。評価可能な513例を解析した結果、無増悪生存期間の中央値（主要評価項目）は、標準療法であるR-CHOP群は34.8ヵ月であるのに対して、ベンダムスチンとリツキシマブ群が54.9ヵ月と、20ヶ月以上延長され、統計学的にも有意性が認められました。また副作用についても、血液毒性が低く、G-CSF^{（注20）}の使用も少なく、また脱毛も少ないなど、いずれも有意差が示されました。Rummel教授は、「ベンダムスチンとリツキシマブ併用療法は、濾胞性リンパ腫、マントル細胞リンパ腫など低悪性度非ホジキンリンパ腫に対する第一選択薬になり得る」と結論付けています。

このRummel教授のASHでの発表から約3週間後の12月22日に、米国NCCN（National Comprehensive Cancer Network）の癌治療ガイドライン（Clinical Practice Guidelines in Oncology）が更新され、ベンダムスチンとリツキシマブの併用療法が、濾胞性リンパ腫（低悪性度非ホジキンリンパ腫）及びマントル細胞リンパ腫の未治療例の第一選択薬の推奨薬の一つとしてガイドラインに掲載されました。

（注15）非ホジキンリンパ腫とは、白血球の中のリンパ球ががん化した悪性腫瘍である悪性リンパ腫のうち、ホジキンリンパ腫以外の総称です。日本人の悪性リンパ腫では、大半を非ホジキンリンパ腫が占めています。

同疾患に対しては、リツキシマブを第一選択薬として抗体療法が施されますが、その無効・再発の症例に対する治療法は現状では確立されておりません。

（注16）リツキシマブとは、CD20陽性のB細胞性非ホジキンリンパ腫に対し適応を有する抗CD20モノクローナル抗体です。日本においては、全薬工業株式会社が製造・販売元、中外製薬株式会社が発売元としてリツキサン[®]注10mg/mLを販売しております。

（注17）R-CHOP療法とは、リツキシマブ（rituximab）とシクロホスファミド（Cyclophosphamide）、ドキシソルビシン（Doxorubicin）、ビンクリスチン（Vincristine）、プレドニゾロン（Prednisolone）の併用療法を指します。

（注18）未治療患者とは、過去に治療を受けたことがない、初回治療の患者を指します。

（注19）無増悪生存期間（PFS：Progression Free Survival）とは、無増悪病勢の進行が見られない状態で患者が生存している期間をいいます。

（注20）G-CSFとは、Granulocyte-Colony Stimulating Factorの略で、顆粒球コロニー刺激因子のことです。

(2) SyB L-1101/C-1101

SyB L-1101（注射剤）/C-1101（経口剤）（一般名：Rigosertib）は、ユニークなマルチキナーゼ阻害作用^{（注21）}を有する抗がん剤です。現在、オンコノバ・セラピューティクス社（米国）によって、米国及び欧州において骨髄異形成症候群（MDS）及びすい臓がん・卵巣がんを適応として開発が進められています。これらの中で、最も開発が進んでいる臨床試験は、再発・難治性の骨髄異形成症候群（MDS）を適応症とする第Ⅲ相臨床試験（投与方法：静脈注射）ですが、当該適応症は平成21年に米国食品医薬品局（FDA）より希少疾病医薬品に指定され、また臨床試験実施計画書についても特別プロトコール査定（SPA）^{（注22）}を受けております。

上記に加えて、オンコノバ・セラピューティクス社は本剤の経口剤の開発も進めており、初回治療の骨髄異形成症候群（MDS）を適応症とする第Ⅰ相臨床試験が進行中です。さらに、固形がんを対象とする第Ⅰ相臨床試験も終了し、現在、すい臓がんを適応症とする第Ⅱ相臨床試験、卵巣がんを適応症とする第Ⅱ相臨床試験が開始されております。

当社は、オンコノバ・セラピューティクス社との間で、本剤の日本及び韓国における独占的開発権及び独占的販売権を取得するライセンス契約を平成23年7月に締結いたしました。本契約に基づき当社は、欧米で開発が最も進んでいる再発・難治性の骨髄異形成症候群（MDS）の適応症を対象として注射剤での開発を進め、その後、経口剤で初回治療の骨髄異形成症候群（MDS）の開発を進める方針です。骨髄異形成症候群（MDS）は、近年患者数が増加している血液腫瘍の一種で、高齢者に多く発病し、白血病に移行する可能性が高い難治性疾患であります。特に再発・難治性の骨髄異形成症候群（MDS）に有効な薬剤はないため、未充足の治療領域となっております。

当社は骨髄異形成症候群（MDS）の適応以外につきましても、固形がんでの適応取得に向け開発してまいります。本剤の注射剤、経口剤の開発を適応に応じて使い分けることにより、患者さんにより使いやすい、そしてコンプライアンスを考えた治療方法の開発を進めてまいります。

（注21）マルチキナーゼ阻害作用とは、がん細胞の増殖、浸潤及び転移に関する複数のキナーゼを阻害することによりがん細胞を死に至らしめる作用をいいます。

（注22）特別プロトコル査定（SPA：Special Protocol Assessment）とは、第 相臨床試験終了後に、第 相臨床試験について、対象疾患、目的、試験デザイン、主要及び副次評価項目、解析方法などに関してFDAと事前合意し、試験終了後は合意内容を変更せずにそのまま承認審査での承認要件として認める制度です。この制度を利用することにより、新薬承認申請をした場合に、第 相臨床試験の内容について予め当局による検討が終了しているため、承認申請後における評価、承認が得られやすくなり、より確実に市場への投入が期待できます。

(3) SyB D-0701

SyB D-0701は、グラニセトロンを主成分とする経皮吸収型持続性制吐剤であり、がん化学療法や放射線療法時に出現する悪心・嘔吐^{（注23）}を抑制する薬剤です。SyB D-0701は1回の貼付により悪心・嘔吐を抑制する効果が5日間持続するという特徴を有し、がん化学療法や放射線療法によるがん患者さんの治療をより確実なものとしします。

SyB D-0701は、今後増加すると考えられる外来におけるがん化学療法や放射線療法の支持療法^{（注24）}として、患者さんのみならず関連する医療従事者にも大きな利便性をもたらす、患者さんのQOL（Quality of Life）を向上できるものと期待しています。

当社は、アベレ・ファーマシューティカル社（米国）より日本、中国（香港を含む）、韓国、シンガポール及び台湾における独占の開発権及び独占の販売権の供与を受けて、開発を進めております。

当社では、優れた治療薬がないため、よりアンメットメディカル・ニーズの高い放射線療法に伴う悪心・嘔吐を先行して開発することとし、平成22年12月に第 相臨床試験を開始いたしました。

（注23）悪心・嘔吐とは、がん化学療法や放射線療法時の約30～90%に出現する症状といわれ、患者さんにとって最も苦痛を感じる副作用の1つです。持続する悪心・嘔吐は、脱水、電解質異常や低栄養を引き起こしたり、食欲不振や生理的・心理的不快から闘病意欲にも影響するといわれ、悪心・嘔吐を最小限に食い止めることは、コンプライアンスを高め、がん治療を成功に導く鍵となります。なお、嘔吐については以下の3つに分類されます。

急性期嘔吐

抗がん剤投与開始後1～2時間くらいの短時間から24時間後までに発生する嘔吐。

遅発性期嘔吐

抗がん剤投与開始後24時間～120時間に発生し、数日間持続することのある嘔吐。

予測性嘔吐

抗がん剤投与の前に発生する嘔吐。

（注24）がん化学療法における支持療法とは、がんに伴う症状や合併症の治療、化学療法や放射線療法における副作用の管理であり、精神的なサポートも含まれます。特にがんに伴う痛み（疼痛）と化学療法及び放射線療法に伴う悪心・嘔吐のコントロールは、がん治療において重要なものとなっています。

(4) SyB 0702

SyB 0702は、熊本大学名誉教授で崇城大学薬学部の前田浩教授が創製したHSP32^{（注25）}を特異的に阻害する新規抗がん活性を持つ薬剤です。SyB 0702は、がん細胞が活性酸素やフリーラジカル^{（注26）}による攻撃から自己防御するために過剰発現をする、HSP32を標的とし阻害することでアポトーシス^{（注27）}を誘引し、抗腫瘍活性を發揮します。

正常細胞は、HSP32に比べカタラーゼ^{（注28）}、SOD（Superoxide Dismutase）^{（注29）}、グルタチオンペルオキシダーゼ^{（注30）}などの抗酸化酵素活性が高いため、HSP32を阻害したとしても、活性酸素やフリーラジカルによる細胞死を免れることができます。一方、がん細胞はこれらの抗酸化物質が不足しているため、HSP32を高度に発現して酸化ストレスから免れ生存をしようとしています。このように、HSP32は「がん生存因子」（Cancer Survival Factor）と言えます。

各種腫瘍細胞を用いたin vitro実験^{（注31）}では、グリベック耐性^{（注32）}慢性骨髄性白血病（CML）細胞、肥満細胞白血病（MCL）細胞、急性骨髄性白血病（AML）等の各種血液がん細胞をはじめ、HO-1^{（注33）}を過剰発現する固形がん細胞（肝臓がん、すい臓がん、乳がん、大腸がん等）に対しても細胞増殖抑制作用を示すことが明らかになっています。また、固形がんを移植したモデルマウスに対しては単剤で効果が認められており、また、他の抗がん剤と併用することにより、抗腫瘍効果が相加的、相乗的に増強されることが示唆されています。これらの試験の結果の一部は、既に米国血液学会等において発表されております。

なお、SyB 0702は、独立行政法人 新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）が公募していたイノベーション推進事業のうち、研究開発型ベンチャー技術開発助成事業における「ナノテクノロジーによるHSP32を標的とした抗がん剤の開発」事業として平成21年8月に採択されました。当社は、現在、前臨床試験を実施しております。

- （注25）HSP32（Heat Shock Protein 32）とは、ヘムオキシゲナーゼ-1と同一タンパクでヘムを分解して抗酸化物質ビリベルジンを生成します。
- （注26）フリーラジカルとは、反応性の高い遊離基です。酸化反応により過酸化水素を生じることから余剰フリーラジカルは細胞に損傷を与えます。活性酸素の一部にもフリーラジカルがあります。
- （注27）アポトーシスとは、積極的・能動的な細胞死のこと。多細胞生物の細胞において、増殖制御機構として管理・調節されているものです。
- （注28）カタラーゼとは、酸化過程で発生する過酸化水素を水と酸素ガスに分解する酵素のことです。
- （注29）SOD（Superoxide Dismutase）とは、体内内の活性酸素の一つであるスーパーオキシドを過酸化水素と酸素に変換します。
- （注30）グルタチオンペルオキシダーゼとは、体内で生じた活性酸素を無害化する酵素の一種であり、グルタチオン存在下で過酸化水素を水に代謝させます。
- （注31）in vitro実験とは、試験管や培養器などの中でヒトや動物の組織を用いて、体内と同様の環境を人工的に作り、薬物の反応を検出する試験のことを指します。
- （注32）グリベック耐性とは、慢性骨髄性白血病の治療薬グリベックの作用機序であるBcr-Ablキナーゼの阻害に対し、Bcr-Ablに変異を持つ細胞が生じることでグリベックへの耐性が生じることを指します。
- （注33）H0-1とは、ヘムオキシゲナーゼと呼ばれる酵素のことで、細胞を殺す力がある活性酸素の攻撃から身を守る働きをしています。したがって、このH0-1の働きを阻害することで、がん細胞を活性酸素の攻撃にさらすことが可能となります。

（参考）医薬品研究開発の一般的な進行について

医薬品研究開発のプロセスは以下のとおりであり、通常、(a)から(f)までに10年から17年程度かかるといわれています。

（医薬品研究開発のプロセス）

- (a) 基礎研究
- (b) 前臨床試験（非臨床試験）
- (c) 臨床試験（治験）
- (d) 申請及び承認
- (e) 薬価申請・収載
- (f) 上市販売
- (g) 製造販売後調査

(a) 基礎研究

新薬のもとになる候補化合物を探し出すプロセスです。化学物質、微生物、遺伝子などの中から、将来薬となる可能性がある新しい物質（成分）を発見したり、化学的に作り出すための研究であり、一般的には研究所などで実施されます。

(b) 前臨床試験（非臨床試験）

(a)で特定された薬剤候補化合物を対象に、生物学的試験として、動物や培養細胞を用いて安全性や有効性について調べる、いわゆる動物に対して実施する試験です。また、化学的試験として、製造方法、原薬及び製剤の規格・安定性を調べるなどの試験があります。

(c) 臨床試験（治験）

前臨床試験の結果、有効性及び安全性の観点から有用な医薬品になり得る可能性が認められた場合、十分な検討の上で、実際にヒトを対象とした有効性及び安全性の検証を行う、臨床試験（治験）が行われます。治験はさらに3段階にわかれ、それぞれ参加者の同意を得た上で行われますが、その内容は以下のとおりです。

第 相臨床試験

第 相は、治療効果を見ることを目的とせず、比較的少数の健康な志願者を対象に主に副作用と安全性を確認する試験です。

第 相臨床試験

第 相は、通常、患者における治療効果の探索を主な目的とする試験を開始する段階です。少数の患者さんを対象に、有効性と安全な投薬量や投薬方法を確認する試験です。

第 相臨床試験

第 相は、第 相よりも投与患者数をさらに増やし、治療効果の既存薬剤との比較データ、副作用のデータ等を収集することによって、有効性と安全性について検証し、新薬として承認されるための適切な根拠となるデータを得ることを目的とした試験です。

(d) 申請及び承認

治験で有効性や安全性などが証明された治験薬について、新薬承認申請書類を作成し、厚生労働省に製造販売承認の申請を行います。数段階の審査を受け、承認されて初めて「薬」として市場に出ることになります。ちなみに基礎研究段階で新薬候補とされた物質（化合物）の内、製造販売承認を得ることができるものはわずか2万分の1から2万5千分の1といわれています。

(e) 薬価申請・収載

新薬の価格（以下「薬価」）を厚生労働省へ申請し、開発コスト、類似薬や諸外国の価格を参考に価格の承認を受けます。これを薬価収載といいます。

(f) 上市販売

薬価収載が完了し、実際に薬を販売できる状況になることを上市といい、この段階から販売が可能になります。

(g) 製造販売後調査

販売を開始した後に、病院などの医療機関でさらに多くの患者さんに投与された結果を元に、臨床開発段階では発見できなかった副作用や適正使用情報などの収集が行われ、厚生労働省に報告を行います。

4【関係会社の状況】

該当事項はありません。

5【従業員の状況】

(1) 提出会社の状況

平成23年8月31日現在

従業員数（人）	平均年齢（歳）	平均勤続年数（年）	平均年間給与（千円）
68（13）	45.8	2.7	10,774

(注) 1. 従業員数は就業人員（契約社員を含む）であり、臨時雇用者数（人材会社からの派遣社員）は、最近1年間の平均人員を（ ）外数で記載しております。

2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

(2) 労働組合の状況

労働組合は組成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第2【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1)業績

第6期事業年度（自平成22年1月1日至平成22年12月31日）

当事業年度におけるわが国経済は、新興国の成長に伴い企業収益の改善が進み、景気持ち直しの動きが見られたものの、円高の長期化や欧州経済の不安、さらに国内政治への懸念から先行き不透明感が続いています。

当医薬品業界におきましては、引き続き医療費抑制のための後発医薬品の使用促進策が進められ、国内市場の成長が鈍化する中、世界に通用する新薬の開発が重要な課題となっております。これに対応すべく、日本国内のみならず世界規模での合従連衡が相次いでおります。

このような状況下、当事業年度における当社事業の進捗状況は以下のとおりであります。

国内

抗がん剤 SyB L-0501（一般名：ベンダムスチン塩酸塩）につきましては、平成21年10月30日に製造販売承認申請を行った、再発・難治性の低悪性度非ホジキンリンパ腫及びマントル細胞リンパ腫を予定適応症とした試験について、当局の審査に継続して対応いたしました。その結果、最終的に平成22年10月1日の薬事分科会で承認が了承され、同年10月27日に承認されました。その後平成22年12月10日に薬価収載され、同日より業務提携先のエーザイを通じて、「トレアキシ[®]」として国内販売を開始いたしました。

また、追加適応症として、再発・難治性の中高悪性度非ホジキンリンパ腫の患者さんを対象とした第 相臨床試験を平成22年3月に開始いたしました。なお、本試験は日韓共同試験として実施しております。

さらに、初回治療の多発性骨髄腫の患者さんを対象とした国内第 相臨床試験についても、医薬品医療機器総合機構からの助言に基づいて準備を進め、平成22年6月に治験届を提出し、同年7月に治験を開始いたしました。

経皮吸収型持続性制吐剤 SyB D-0701につきましては、当初は化学療法に伴う悪心・嘔吐を対象として開発することを検討しておりましたが、優れた治療薬がないため、よりアンメット・メディカル・ニーズの高い放射線療法に伴う悪心・嘔吐を先行して開発することとし、平成22年12月より第 相臨床試験を開始いたしました。

抗がん剤 SyB 0702につきましては、第 相臨床試験開始をサポートするための前臨床試験を継続して実施いたしました。

なお、当該開発品は、独立行政法人 新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）が公募したイノベーション推進事業のうち、研究開発型ベンチャー技術開発助成事業において、「ナノテクノロジーによるHSP32を標的とした抗がん剤の開発」事業として採択されており、これにより開発費用の一部がNEDOから助成されます。

当社は平成22年6月に、セファロン社の100%子会社であるアナスタ社（スイス）と自己免疫疾患（全身性エリテマトーデス）の新薬 SyB L-1001（一般名：Forigerimod）の、日本における第 相臨床試験に関する独占的開発権の供与を受けるライセンス契約を締結いたしました。その後、国内での第 相臨床試験開始に向けて、セファロン社と試験内容の検討を行いました。

本剤は、イミュファーマ社（フランス）により開発された、ヒトの免疫システムを調整する新規作用機序を有するペプチド製剤で、欧州を中心に、全身性エリテマトーデス患者を対象として行われた後期第 相臨床試験において、有意に優れる臨床効果が認められたことから、平成21年2月にセファロン社がオプション権を行使し、イミュファーマ社より全世界の独占的開発権及び独占的販売権を取得したものです。

海外

一方、アジア地域におきましては、SyB L-0501が、平成22年1月にシンガポールにおいて、低悪性度非ホジキンリンパ腫、及び慢性リンパ性白血病を適応症として承認され、同年9月に業務提携先のエーザイが販売を開始いたしました。また、台湾におきましても、業務提携先のイノファーマックス社が、平成22年2月に、低悪性度非ホジキンリンパ腫、慢性リンパ性白血病、及び多発性骨髄腫を予定適応症として、本剤の新薬承認申請を行いました。韓国におきましても、業務提携先のエーザイが、平成22年10月に、低悪性度非ホジキンリンパ腫、慢性リンパ性白血病、及び多発性骨髄腫を予定適応症として、本剤の新薬承認申請を行いました。

経営成績

以上の結果、当事業年度の売上高は、SyB L-0501の国内における製造販売承認取得に伴うマイルストーン収入並びに国内向けの製品販売、多発性骨髄腫の第 相臨床試験開始に伴うマイルストーン収入、及びシンガポールにおける承認取得に伴うマイルストーン収入、並びに同国向けの製品販売等により、1,449,972千円（前年同期比21.7%増）となりました。

一方、販売費及び一般管理費は、SyB L-0501の各適応症の臨床試験及びその準備、SyB D-0701の臨床試験準備、並びにSyB L-1001の契約一時金等を中心として研究開発費を1,118,182千円（前年同期比36.9%増）計上したこと、その他の販売費及び一般管理費を706,400千円計上したことから、合計で1,824,582千円（前年同期比30.4%増）となりました。

これらの結果、当事業年度の営業損失は612,793千円（前年同期は営業損失208,027千円）となりました。また、N E D Oからの助成金受領等により、営業外収益を12,725千円計上した一方、有価証券売却損、貸出コミットメントライン手数料等により営業外費用を38,308千円計上したことから、経常損失は638,375千円（前年同期は経常損失214,072千円）、当期純損失は642,307千円（前年同期は当期純損失217,872千円）となりました。

第7期第2四半期累計期間（自平成23年1月1日至平成23年6月30日）

当第2四半期累計期間における当社事業の進捗状況は以下のとおりであります。

国内

抗がん剤 SyB L-0501（一般名：ベンダムスチン塩酸塩）につきましては、平成22年12月10日に薬価収載され、同日より業務提携先のエーザイを通じ、「トレアキシン®」の商品名で、再発・難治性の低悪性度非ホジキンリンパ腫及びマンツル細胞リンパ腫を適応症として国内販売を開始しております。販売開始以来、トレアキシン®の販売は堅調に増加し、当社のエーザイに対する売上も計画通り進捗いたしました。

さらに、適応症追加を目的とした、再発・難治性の中悪性度非ホジキンリンパ腫を対象とする第 相臨床試験（日韓共同試験）につきましては、引き続き国内、韓国において治験を進め、平成23年6月に全ての症例登録が完了いたしました。

初回治療の多発性骨髄腫を対象とする第 相臨床試験につきましても、引き続き国内で治験を進めました。

また、本剤のライフサイクル・マネジメントを推進すべく、上記以外の追加適応症の開発についても検討を行いました。

経皮吸収型持続性制吐剤 SyB D-0701につきましては、放射線療法に伴う悪心・嘔吐を対象とする第 相臨床試験を、引き続き実施いたしました。

抗がん剤 SyB 0702につきましては、第 相臨床試験開始をサポートするための前臨床試験を、継続して実施いたしました。

なお、本開発品は、独立行政法人 新エネルギー・産業技術総合開発機構（N E D O）が公募したイノベーション推進事業のうち、研究開発型ベンチャー技術開発助成事業において、「ナノテクノロジーによるHSP32を標的とした抗がん剤の開発」事業として採択され、助成を受けて開発を進めてまいりました。この助成期間が平成23年2月に終了したため、当社は当第2四半期累計期間中にN E D Oより助成金の一部を受領いたしました。

全身性エリテマトーデス治療薬 SyB L-1001（一般名：forigerimod）につきましては、国内での健康成人を対象とした第 相臨床試験の準備を進めましたが、現在は開発を中止しております。

海外

SyB L-0501につきましては、シンガポールにおいて販売が順調に増加し、当社のエーザイに対する売上も計画通り進捗いたしました。また、韓国において、平成23年5月に慢性リンパ性白血病及び多発性骨髄腫を適応症として承認されました。同国においては、エーザイにより販売される予定です。なお、韓国での承認取得に伴い、エーザイよりマイルストーンを受け取っております。

その他、台湾におきましても業務提携先であるイノファーマックス社により開発が進められています。当第2四半期累計期間におきましては、製造販売承認取得に向けた申請後の当局対応が、同社により進められました。

経営成績

以上の結果、当第2四半期累計期間の売上高は、SyB L-0501の国内向けの商品（トレアキシン®）販売、及びシンガポール向けの商品販売、さらに韓国における製造販売承認取得に伴うマイルストーン収入により、982,651千円となりました。

一方、販売費及び一般管理費は、SyB L-0501の各適応症の臨床試験及びその準備、SyB D-0701の臨床試験、並びにSyB 0702の前臨床試験を中心として研究開発費を660,383千円計上したこと、その他の販売費及び一般管理費を376,800千円計上したことから、合計で1,037,184千円となりました。

これらの結果、当第2四半期累計期間の営業損失は701,333千円となりました。また、NEDOからの助成金受領等により、営業外収益を53,553千円計上した一方、為替差損等により営業外費用を52,329千円計上したことから、経常損失は700,109千円、四半期純損失は707,340千円となりました。

(2) キャッシュ・フロー

第6期事業年度（自平成22年1月1日至平成22年12月31日）

当事業年度における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、税引前当期純損失の計上等に伴う営業活動による資金の減少、有価証券及び有形固定資産の取得等に伴う投資活動による資金の減少、第三者割当による新株発行に伴う財務活動による資金の増加等により、前事業年度末に比べ205,536千円減少し当事業年度末には3,915,765千円（前年同期比5.0%減）となりました。

当事業年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は、次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動により使用した資金は、税引前当期純損失638,507千円、前払費用の増加58,295千円、立替金の増加31,887千円、未払金の減少57,859千円、貸出コミットメントライン手数料の支払い122,500千円等による資金の減少があった一方、その他の流動負債の増加20,476千円等の増加要因があり、753,971千円（前年同期は211,336千円の使用）となりました。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動により使用した資金は、有価証券の取得等による資金の減少100,905千円、有形固定資産の取得による支出14,157千円等により、115,633千円（前年同期は3,952千円の使用）となりました。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動により獲得した資金は、新株の発行による収入665,160千円等により662,832千円（前年同期比77.6%減）となりました。

第7期第2四半期累計期間（自平成23年1月1日至平成23年6月30日）

当第2四半期会計期間末における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、前事業年度末に比べ1,402,126千円増加し、5,317,891千円となりました。

当第2四半期累計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は、次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動による資金の減少は、824,355千円となりました。これは、仕入債務の増加245,165千円、未払金の増加64,196千円等の増加要因があったものの、税引前四半期純損失を705,440千円計上したこと、トレアキシン®販売増加に伴い、たな卸資産が236,176千円、売掛金が174,481千円それぞれ増加したこと、前払費用の増加11,502千円等により資金が減少したことが主な要因です。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動による資金の減少は、13,099千円となりました。これは、ソフトウェアの取得10,940千円が主な要因です。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動による資金の増加は、2,243,039千円となりました。これは、第三者割当による新株の発行により2,000,040千円を調達したこと、トレアキシン®の仕入債務支払を目的に250,000千円を短期的に借り入れたことが主な要因です。

2【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当社は生産を行っていないため、該当事項はありません。

(2) 商品仕入実績

第6期事業年度及び第7期第2四半期累計期間の商品仕入実績は次のとおりであります。

	第6期事業年度 (自平成22年1月1日 至平成22年12月31日)		第7期第2四半期累計期間 (自平成23年1月1日 至平成23年6月30日)
	商品仕入高(千円)	前年同期比(%)	商品仕入高(千円)
商品仕入	238,183	-	884,958
合計	238,183	-	884,958

(3) 受注実績

当社は受注生産を行っていないため、該当事項はありません。

(4) 販売実績

第6期事業年度及び第7期第2四半期累計期間の販売実績は次のとおりであります。

	第6期事業年度 (自平成22年1月1日 至平成22年12月31日)		第7期第2四半期累計期間 (自平成23年1月1日 至平成23年6月30日)
	販売高(千円)	前年同期比(%)	販売高(千円)
マイルストーン収入	1,124,322	112.4	140,000
商品販売	325,650	-	842,651
合計	1,449,972	121.7	982,651

(注) 1. 最近2事業年度及び第7期第2四半期累計期間における主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりであります。

相手先	第5期事業年度 (自平成21年1月1日 至平成21年12月31日)		第6期事業年度 (自平成22年1月1日 至平成22年12月31日)		第7期第2四半期累計期間 (自平成23年1月1日 至平成23年6月30日)	
	金額(千円)	割合(%)	金額(千円)	割合(%)	金額(千円)	割合(%)
エーザイ株式会社	1,085,000	91.1	1,445,650	99.7	982,651	100.0
セファロン社	98,292	8.3	-	-	-	-

2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

3【対処すべき課題】

当社は、以下の点を主要な経営課題ととらえ、取り組んでまいります。

(1) パイプラインのさらなる充実について

創薬ベンチャー企業として企業価値を高めるためには、開発候補品を継続的に導入し、パイプラインを充実させていく必要があります。

当社はパイプラインに5品目を有しており、SyB L-0501及びSyB D-0701は臨床試験、SyB 0702は前臨床試験が進行しております。また、SyB L-1101は臨床試験開始の準備を進めております。当社はパイプラインの更なる拡充に向けて、新規の開発品の導入を積極的に進めてまいります。

(2) トレアキシン®（SyB L-0501）のライフサイクル・マネジメントの追求

企業価値を高めるためには、開発候補品の導入だけでなく、導入した開発候補品の適応を追加することにより、開発候補品1品目あたりの収益の最大化を図る、ライフサイクル・マネジメントを追求することが重要となります。

トレアキシン®は、再発・難治性の低悪性度非ホジキンリンパ腫及びマントル細胞リンパ腫を適応症として製造販売承認を取得しておりますが、追加適応症として、再発・難治性の中悪性度非ホジキンリンパ腫の第Ⅲ相臨床試験並びに初回治療の多発性骨髄腫の第Ⅲ相臨床試験を実施中であります。今後、更なる適応追加を行い、ライフサイクル・マネジメントを追求することにより、トレアキシン®の価値最大化を図ってまいります。

(3) アジア地域への展開について

当社は日本のみならず、中国（香港を含む）・韓国・台湾・シンガポールの4ヶ国を戦略地域として位置付けています。これらの地域は高い経済成長と共に医療分野も高成長が期待されており、当該地域における事業展開は、当社の経営戦略において今後一層重要性が高まると考えております。

当社のパイプラインにおいては、SyB L-0501及びSyB D-0701の開発・販売対象国は、日本のみならず中国（香港を含む）・韓国・台湾・シンガポールが含まれております。市場調査の結果、これらの国においてもSyB L-0501及びSyB D-0701に対するニーズが高いものと考えております。また、SyB L-1101/C-1101の開発・販売対象国には、日本の他に韓国が含まれております。当社は、これらアジア地域における臨床試験の開始、販売認可の取得を積極的に進めてまいります。

(4) 人材の確保について

当社の経営資源の第一は人であり、優秀な人材なくして、新薬の探索、開発において優れた成果をあげることはできません。また、当社が開発候補品を導入する際も、開発候補品を導出する企業のデューディリジェンスにおいて、当社の人材の質は重要な評価項目となります。従って、当社は継続的に優秀な人材の採用を行うとともに、OJTや研修等による人材育成を通じて、人材の更なる強化を図ってまいります。

(5) 財務上の課題について

当社は、パイプラインの開発進展、開発候補品の増加等に伴い、今後も研究開発費を中心とする事業活動に必要な資金を継続的に外部より調達する必要があります。従って、引き続き資金調達手法の多様化を進めるとともに、予算管理の徹底を通じてコスト抑制を図ることで、財務基盤の更なる強化に努めてまいります。

4【事業等のリスク】

当社の事業活動においてリスクとなる可能性があると考えられる主な事項について記載しております。また、当社として必ずしも重要なリスクとは考えていない事項についても、投資判断の上で、あるいは当社の事業活動を理解する上で重要と考えられる事項については、投資家及び株主に対する積極的な情報開示の観点から開示しております。

当社は、これらのリスクが発生する可能性を認識した上で、発生の回避及び発生した場合の適切な対応に努める方針ですが、本株式に関する投資判断は、以下の記載事項及び本報告書中の本項以外の記載を慎重に検討した上で行なわれる必要があると考えます。また、以下の記載は当社株式への投資に関連するリスクへの全てを網羅するものではありません。

なお、文中における将来に関する事項は、本書提出日現在において当社が判断したものであります。

1. 医薬品の開発事業全般に関するリスク

当社は、製薬企業、バイオベンチャー企業等が創出した開発候補品を導入し、これらを医薬品として開発する事業を主たる業務としております。

医薬品の研究開発の分野は、巨大製薬企業をはじめとする多数の強力な競合が存在し、さらに当社を含むいわゆる創薬ベンチャー企業が質とスピードを競い合う業界であります。また、開発から製造及び販売に至る過程には多くの規制が存在し、長期間にわたり多額の資金を投入して事業活動を推進する必要があります。その将来性は不確実性を伴うものであり、当社の現在及び将来における事業についてもこのようなリスクが付随しております。

(1) 医薬品開発の不確実性について

一般的に、製品上市に至る医薬品開発の過程は長期かつ多額の費用を要し、開発が成功する確率は決して高くなく、開発のいずれの段階においても中止や遅延の判断をすることは稀ではありません。医薬品開発においては、様々な開発過程を段階的に進めていく必要があり、それぞれの段階において、開発続行の可否が判断されます。従って、その開発途上で中止の決定を行うことは稀なことではなく、開発が順調に進み製品化される確率は低いものとされております。

また、開発に成功し、上市された後も、定期的または臨時で当該時点における医学・薬学等の学問水準に照らして、有効性及び安全性を確認するために再評価が行われ、有用性が認められないとされた場合、あるいは重篤な副作用等により健康被害が拡大する恐れがある場合（詳細は「（6）副作用に関するリスクについて」を参照）には、有用性または副作用を原因として承認が取り消されるリスクがあります。

このようなリスクを低減・分散するため、当社ではパイプラインを複数保有するとともに、極力ヒトでPOCが確認された開発候補品を優先して導入するよう努めていますが、当社のような小規模な創薬ベンチャー企業にとって、ひとつの開発候補品がパイプラインから脱落することの影響は大きく、その場合当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重大な影響を及ぼす可能性があります。

(2) 収益の不確実性について

当社が開発を進めている製品から収益を得るためには、当社単独あるいは第三者と共同で、これら開発候補品の開発、規制当局からの承認、製造及び販売のすべての段階において成功を収める必要があります。しかしながら、当社は、これらの活動において、必ずしも成功しない可能性もあり、また、成功したとしても当社の事業を継続するために必要な採算性を確保できない可能性もあります。

当社は現在、パイプラインに5品目を保有しており、そのうちSyB L-0501は平成22年10月27日に再発・難治性の低悪性度非ホジキンリンパ腫及びマントル細胞リンパ腫を適応症として、国内製造販売承認を取得いたしました。その追加適応として、再発・難治性の中高悪性度非ホジキンリンパ腫の第 相臨床試験及び初回治療の多発性骨髄腫の第 相臨床試験を実施しております。また、SyB D-0701では第 相臨床試験を開始しており、SyB 0702では臨床試験を開始するための前臨床試験を実施しております。さらに、SyB L-1101は第 相臨床試験の準備しております。当社はこれらの開発を推進し、製品上市に至ることにより収益を獲得するべく事業活動を行っております。また、開発品によっては開発・販売に関して他の製薬企業と提携契約を締結し、早期に収益化を図ることも想定しております。

しかしながら、これらのパイプラインが製品として上市するまでには相当の時間を要すると予想され、また、製品として上市される、あるいは他の製薬企業と提携契約を締結できる保証はありません。

なお、当社は、現時点で想定している適応疾患の選定や提携手法・マーケティング手法等について、既承認の医薬品の市場規模やマーケティング実績等をもとに十分に将来の採算性を見込めるものと判断しておりますが、万一この判断が誤っていた場合、あるいはこの判断の基礎となる状況に変化が発生し当社がその変化に迅速に対応できなかった場合には、当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に大きな影響を及ぼす可能性があります。

(3) 遵守すべき法的規制等及び医療保険制度等の不確実性について

医薬品業界は、研究、開発、製造及び販売のそれぞれの事業活動において、各国の薬事法及び薬事行政指導、その他関係法令等により、様々な規制を受けており、当社は薬事法をはじめとする現行の法的規制及び医療保険制度、それらに基づく医薬品の価格設定動向等を前提として事業計画を策定しております。

しかしながら、当社が開発を進めている製品が現実には製品として上市されるまでの間、これらの規制や制度・価格設定動向等が変動しない保証はありません。もしこれらに大きな変動が発生した場合には、当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に大きな影響を及ぼす可能性があります。

(4) 海外における開発・販売に関するリスクについて

当社は日本のみならず、経済成長とともに医療ニーズの拡大が予想されるアジア地域についても戦略事業領域として位置付け、医薬品事業を展開しております。一方、海外市場においても、医薬品の開発・販売事業の展開に際し、一般的に多額の資金と事業リスクを伴うため、当社では開発品によっては海外の開発権、販売権を製薬企業等に導出し、投資資金及び事業リスクの低減を図っています。

当社が保有する権利の導出にあたっては、慎重にデューディリジェンスを実施した上で企業選定を行い、かつ導出後も適宜モニタリングを実施しておりますが、導出先の経営状況や各国の規制、競争環境等の変動により、当初期待していた通りには開発、販売が進捗せず、計画通りのマイルストーン収入、ロイヤリティ収入等が得られないことにより、当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に影響を及ぼす可能性があります。

(5) 医薬品業界の競合関係について

医薬品業界は、国際的な巨大企業を含む国内外の数多くの製薬企業や研究機関等により、激しい競争が繰り広げられており、その技術革新は急速に進歩している状態にあります。これらの競合相手の中には、技術力、マーケティング力、財政状態等が当社と比較して優位にある企業が多数あり、当社開発品と競合する医薬品について、有効性の高い製品を効率よく生産・販売する可能性があります。

従って、これら競合相手との開発、製造及び販売のそれぞれの事業活動における競争の結果次第で、当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に大きな影響を及ぼす可能性があります。

(6) 副作用に関するリスクについて

医薬品は、臨床試験段階から市販後に至るまで、予期せぬ副作用が発現する可能性があります。これらのうち重篤または予期せぬ副作用が発現した場合、賠償問題の発生や、状況次第では臨床試験の遅れ、開発中止に至るリスクを伴います。さらに、健康被害が拡大する恐れがある場合、承認取消・販売中止に至るリスクを伴います。賠償問題に関しては、当社は必要な損害保険に加入することにより、このような事態が発生した場合の財政的負担を最小限に留めるべく対応しておりますが、賠償額が当該保険により補償される範囲を超える可能性は否定できません。

以上の結果、当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重大な影響を及ぼす可能性があります。

(7) 製造物責任について

医薬品の開発及び製造には、製造物責任賠償のリスクが伴います。当社は将来、開発したいずれかの医薬品が健康被害を引き起こし、または臨床試験、製造、営業若しくは販売において不適当な事項が発見された場合には、製造物責任を負い、当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重大な影響を及ぼす可能性があります。

また、製造物責任賠償請求がなされることによるイメージ低下により、当社及び当社の医薬品に対する信頼が損なわれ、当社の事業に影響を及ぼす可能性があります。

2. 当社の事業遂行上のリスク

(1) 当社のビジネスモデルについて

当社は自社で研究設備・製造設備は保有せず、がん、血液、自己免疫疾患領域における希少疾病分野を中心に、主にヒトでPOCが確立された開発候補品を製薬企業、バイオベンチャー企業等より導入し、これらを日本並びにアジア諸国（中国、韓国、台湾及びシンガポール等）で医薬品として開発・販売することにより収益化を図るビジネスモデルを採用しています。また、パイプラインの開発・販売においては、他の製薬企業と提携することも計画しています。

しかしながら、これらの条件を満たす開発候補品を継続的に導入し、かつ、提携先企業を確保できる保証はありません。また、導入候補品については主に希少疾病分野を対象としていることから、当社が期待する売上高が確保できない可能性もあります。このような場合、当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に影響を及ぼす可能性があります。

上記に加えて、医薬品業界の競争環境や、当社の財政状態等の変化に伴い、今後、当社のビジネスモデルの変更を余儀なくされる可能性があります。その場合、当社の事業に大きな影響を及ぼす可能性があります。

(2) 特定の取引先への依存度について

当社は生産設備を持たない創薬ベンチャー企業であるため、開発品の臨床試験並びに上市後の販売においては他社より製品の供給を受けることとなります。この場合、製品供給元の財政状態、生産状況などによっては、当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に大きな影響を及ぼす可能性があります。

また、パイプラインの開発・販売については、現時点では製薬企業との提携に重点を置いた事業計画を有しております。しかしながら、相手先企業の経営環境の極端な悪化や経営方針の変更など、当社がコントロールし得ない何らかの事情により、当初計画通り事業が進捗しない可能性があります。また、契約書に定められた契約解除事項に抵触した場合等には、期間満了前に終了する可能性もあります。その場合には当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重大な影響を及ぼす可能性があります。

また、一般に当社のような創薬ベンチャー企業の提携においては、製品上市前の収益として、「契約一時金」「開発協力金」「マイルストーン」を見込むものとなりますが、このうちマイルストーンは所定の成果達成に基づく収益であることからきわめて不安定で予測の困難な収益であり、開発の進捗に遅延等が発生した場合には当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に大きな影響を及ぼす可能性があります。

(3) 知的財産権に関するリスクについて

当社は医薬品の開発活動において様々な知的所有権を使用しておりますが、これらは基本的に製薬企業、バイオベンチャー企業等より使用許諾を受けた権利であります。しかしながら、当社が導入する開発候補品について、導入元企業における出願中の特許が登録に至らない可能性があります。また、当社が使用許諾を受けた知的所有権に優位する知的財産権が第三者によって生み出される可能性を完全に回避することは困難であり、こうした結果、当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重大な影響を及ぼす可能性があります。

なお、本書提出日現在において、当社の開発に関連した特許権等の知的財産権について、第三者との間で訴訟が発生した事実はありませんが、海外の製薬企業より平成21年6月に警告書が送付されております。当該会社の主張は、当社の開発品が、当該会社の保有する製品の日本特許を侵害することがないよう求めるものです。当社は、弁理士、弁護士への相談を踏まえ、当該主張には理由がないものと考えており、また、平成21年6月以降当該会社から何らの請求もないため、現状においては紛争状態にはないものと理解しておりますが、万一当該会社との間で紛争が生じた場合は、当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重大な影響を及ぼす可能性があります。

当社は、今後発生しうるこのような問題を未然に防止するため、開発候補品の導入にあたっては、弁理士との相談や特許事務所を通じた特許調査を適宜実施しておりますが、第三者の知的所有権の侵害に基づく将来の係争を完全に回避することは困難であり、当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重大な影響を及ぼす可能性があります。

なお、当社が導入する開発候補品は、必ずしも特許で保護されているとは限りませんが、もっとも、当社の開発候補品が特許を有していない場合であっても、当該開発候補品が規制当局より製造販売承認の際に再審査の指定を受けた場合には、再審査期間は後発医薬品の参入が実質的に制限されるため、一定期間市場独占的な保護を受けることとなります。

(4) 情報管理について

当社パイプラインの開発並びにその他事業遂行等に関する重要な機密情報が流出するリスクを低減するために当社は、役職員、科学的諮問委員会（SAB）メンバー、外注委託先、取引先等との間で、守秘義務等を定めた契約を締結するなど、厳重な情報管理に努めております。

しかしながら、役職員、SABメンバー、外注委託先、取引先等によりこれが遵守されなかった場合等には、重要な機密情報が漏洩する可能性があり、このような場合には当社の事業や財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に影響を及ぼす可能性があります。

(5) 重要な契約に関する事項

「5 経営上の重要な契約等」に記載しております当社の事業展開上重要と考えられる契約につき、将来、期間満了、解除、その他何らかの理由により契約の終了が生じた場合、当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重大な影響を及ぼす可能性があります。

3. 組織に関するリスク

(1) 社歴が浅いことについて

当社は、平成17年3月に設立された、社歴の浅い企業であります。また当社は、創業時より開発候補品の導入活動を開始し、ゼロベースから医薬品開発事業を立ち上げ、平成22年8月に、創業以来初となる製品売上による収益を計上いたしました。

今後、未だ経験していない事業上のトラブルが発生する可能性はありますが、当社の業績に影響を及ぼすような外部環境の変化を予想することは現状においては困難であります。従って、今後当社が成長を続けられるか等を予測する客観的な判断材料として過年度の経営成績だけでは、不十分な面があると考えられます。

(2) 小規模組織であることについて

当社の研究開発活動については、業務受託企業（CRO等）を活用することにより、比較的少人数による開発体制を敷いておりますが、今後の既存パイプラインの開発推進及び新規開発候補品のパイプライン化に伴い、さらなる研究開発人員の増加を計画しております。

しかしながら、何らかの理由により業務受託企業との関係が解消された場合や、計画通りの人員の確保が出来ない場合、あるいは既存人員の流出が生じた場合には、当社の事業活動に支障が生じ、当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に影響を及ぼす可能性があります。

(3) 特定人物への依存度について

当社の代表取締役社長の吉田文紀は、当社創業者として、創業当時より経営全般にわたる事業の推進者として中心的な役割を担ってまいりました。従って、何らかの理由により、同氏の業務の遂行が困難となった場合には、当社の事業運営に重大な影響を及ぼす可能性があります。

(4) 科学的諮問委員会（SAB）について

当社は、新規開発候補品の導入評価に関する社長の諮問機関として、科学的諮問委員会（SAB）を組成し、優れた実績と経験を有すると判断する臨床医や基礎科学者を招聘しています。この科学的諮問委員会（SAB）は、毎年2～3回開催され、世界中から集まる膨大な新薬候補品について、医療ニーズの高さや収益性などの観点も踏まえ、リスクバランスのとれたポートフォリオを構築するために、それぞれの専門の立場から活発に意見交換や議論を行っています。

当社は、今後も優秀なSABメンバーの確保に努めてまいりますが、現在のメンバーとの間の契約が解除、期間満了、更新拒絶、その他の理由で終了するなど、何らかの理由によりメンバーの確保が困難となった場合や、メンバーの流出が生じた場合には、当社の開発候補品導入の推進に影響を及ぼす可能性があります。

4. 経営成績の推移について

(1) 過年度における業績推移について

当社の主要な経営指標等の推移は以下のとおりです。

回次 決算年月	第2期 平成18年12月	第3期 平成19年12月	第4期 平成20年12月	第5期 平成21年12月	第6期 平成22年12月
事業収益（千円）	-	-	1,630,029	1,191,127	1,449,972
営業利益又は営業損失 （ ）（千円）	707,953	1,331,474	132,859	208,027	612,793
経常利益又は経常損失 （ ）（千円）	710,284	1,323,704	24,169	214,072	638,375

当社の現在までの売上高は、第5期までは提携契約に基づく収益（契約一時金収入、マイルストーン収入等）のみであり、第6期よりこれらに加え製品の売上による売上高を計上しております。

また、現在まで、第4期を除き、研究開発費やその他一般管理費の合計が収益を上回り、営業損失、経常損失、当期純損失を計上しております。

このため、過年度の財務経営指標は期間業績比較を行うための材料としては不十分であると考えられ、今後の当社業績を予測する材料としては不十分な面があります。

(2) 研究開発費の増加予測について

当社の過去5期間の研究開発費の推移は以下のとおりであります。

回次	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期
決算年月	平成18年12月	平成19年12月	平成20年12月	平成21年12月	平成22年12月
研究開発費（千円）	367,309	874,275	868,241	816,501	1,118,182

当社は、今後さらに研究開発活動を推進する計画であり、研究開発費は今後も増加し、当面の間、累積損失は増大するものと想定されます。今後、SyB L-0501の追加適応拡大による製品販売収入の増大、並びに製薬企業等との提携に基づき発生する収入等により、経営成績の早期改善を図ってまいります。当社の想定どおりに早期改善が実現する保証はありません。

(3) マイナスの繰越利益剰余金を計上していることについて

当社は、創薬ベンチャー企業であり、臨床段階にある開発品が上市し、製品販売収入並びにロイヤリティ収入等の安定した収益を受ける体制となるまでは、多額の研究開発費用が先行して計上されることとなります。そのため、第1期から第3期まで、及び第5期、第6期に当期純損失を計上しており、第6期事業年度末には3,308,577千円の繰越利益剰余金を計上しております。

当社は、パイプラインの開発を計画通り、迅速、効率的かつ着実に推進することにより、早期の利益確保を目指しておりますが、将来において計画通りに当期純利益を計上できない可能性もあります。また、当社の事業が計画通りに進展せず、当期純利益を獲得できない場合には、マイナスの繰越利益剰余金がプラスとなる時期が著しく遅れる可能性があります。

(4) 資金繰りについて

当社は創薬ベンチャー企業として多額の研究開発資金を必要とします。事業計画が計画通りに進展しない等の理由から資金不足が生じた場合には、戦略提携内容の変更、新規提携契約の獲得、新株発行等の方法による資金確保に努めますが、必要なタイミングで資金を確保できなかった場合には、当社事業の継続に重大な懸念が生じる可能性があります。

(5) 税務上の繰越欠損金について

当社には現在、税務上の繰越欠損金が存在しております。そのため、現在は通常の税率に基づく法人税、住民税及び事業税が課せられておらず、今後も数期間はこの状態が続くものと想定しております。

しかしながら、将来事業計画の進展から順調に当社業績が推移するなどして想定よりも早期に繰越欠損金が解消され、これによる課税所得の控除が受けられなくなった場合には、通常の税率に基づく法人税、住民税及び事業税が課せられることとなり、現在想定している当期純利益若しくは当期純損失及びキャッシュ・フローの計画に影響を及ぼす可能性があります。

(6) 為替相場の変動に関するリスクについて

当社が締結するパイプラインのライセンス契約に基づく契約一時金、マイルストーン、ロイヤリティの受取及び支払いや、製品の販売にかかる受取及び仕入れにかかる支払いは、契約上、外貨建てとなる場合があります。為替相場の変動により、当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に影響を及ぼす可能性があります。

5. その他のリスク

(1) 株主還元政策について

当社は創業以来配当を実施しておりません。当社の現時点における事業ステージは、医薬品開発の先行投資の段階にあるため、今後も当面は資金を財務体質の強化及び研究開発活動の継続的な実施に優先的に充当し、配当は行わない方針です。しかしながら、当社では株主への利益還元を経営の重要な課題と認識しており、今後の経営成績及び財政状態を勘案し、利益配当についても検討してまいります。

(2) 資金調達について

急速な事業規模の拡大に伴い、開発費用の需要増加が予想されることから、株式発行等による資金調達を実施していく可能性があります。その場合には、当社の発行済株式数が増加することにより、1株当たりの株式価値は希薄化する可能性があります。

(3) 潜在株式の行使による当社株式価値の希薄化について

当社は、当社取締役、従業員及び社外協力者等の業績向上に対する意欲や士気を高め、また優秀な人材を確保する観点から、ストック・オプション制度を導入しており、旧商法第280条ノ19、旧商法第280条ノ20及び旧商法第280条ノ21、並びに、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、株主総会の決議において承認を受け、新株予約権を取締役、従業員及び社外協力者に対して付与しております。

本書提出日現在における新株予約権等の目的となる株式数（以下「潜在株式数」といいます）は合計2,749,000株となり、発行済株式数及び潜在株式数の合計の約16.4%を占めております。

これらの潜在株式の行使が行われた場合には、当社の1株当たりの株式価値は希薄化する可能性があります。また、今後も優秀な人材確保のために、同様のインセンティブプランを継続して実施する可能性があります。従って、今後付与する新株予約権の行使が行われた場合には、当社の1株当たりの株式価値は希薄化する可能性があります。

(4) 過去の新株予約権の無届募集等に関する法的リスクについて

当社では、平成17年3月の創業時より長期インセンティブプランとしてストック・オプション制度を採用しており、役員・従業員のみならず、社外協力者も含めて新株予約権の付与を行ってまいりました。

新株予約権の付与にあたっては、制度開始当初より少人数私募の取得勧誘の相手方の人数計算に関して、役員、使用人の人数は除外されるとの旧証券取引法の規定に留意し発行を行ってまいりました。しかしながら、平成19年9月の金融商品取引法改正に伴い、金融商品取引法施行令第2条の12の適用除外（役員、使用人等以外に新株予約権を付与した場合、少人数私募の取得勧誘の相手方の人数計算から役員、使用人等が除外される規定が適用されないというもの）を規定する「企業内容等に関する開示ガイドライン」（開示ガイドライン）が改訂された後も、法令改正情報の収集並びに当該改正の当社への影響等を検討する社内態勢が十分に機能していなかったために、引き続き旧証券取引法の規定に準拠して新株予約権を発行いたしました。

その結果、平成20年10月、平成21年3月、平成22年3月の新株予約権発行において、募集人数が50名以上となり、本来有価証券届出書の提出が必要であったところ、当該届出書を提出せず、無届募集となりました。

本件事実の判明後、当社は、直ちに関東財務局に報告を行うとともに、事実関係の調査と原因究明を徹底的に行い、本来提出すべきであった全ての法定開示書類を平成22年8月に関東財務局に提出いたしました。本書提出日現在、開示書類の未提出はありません。

さらに、これと並行して実施した発生原因に関する社内調査結果、並びに外部専門家の助言等を踏まえ、「1. 全社に対する法令遵守の再徹底」「2. 法令遵守態勢の整備と社内組織の態勢強化」「3. コンプライアンス委員会の機能強化」「4. 社外専門家との関係強化・積極活用」「5. 監査役会、内部監査室によるチェック態勢の強化」の5項目を柱とする再発防止策を策定し、厳格に運用を行っております。

なお、当社は、本書提出日現在、本件に係る課徴金納付命令は受けておりませんが、万が一これらの処分を受けた場合は、当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に影響を及ぼす可能性があります。

(5) ベンチャーキャピタルによる株式保有について

提出日現在の当社の発行済株式総数14,030,900株のうち、ベンチャーキャピタル及びベンチャーキャピタルが組成した投資事業組合が所有している株式数は、6,927,300株で、その所有割合は49.4%であります。

一般的に、ベンチャーキャピタル及び投資事業組合による株式の所有目的は、株式上場後に株式を売却してキャピタルゲインを得ることにあるため、当社株主であるこれらのベンチャーキャピタル及び投資事業組合についても、当社株式上場後に所有する株式の全部または一部を売却する可能性があり、かかる場合には当社株式の市場価格に影響を及ぼす可能性があります。

(6) 自然災害等に関するリスクについて

当社が事業展開している地域や拠点において、災害（地震、台風、火災等）・疫病等が発生し、人的・物的被害の発生、業務停止及び遅延が生じた場合、社会的信用の失墜や、補償などによって、当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に影響を及ぼす可能性があります。

5【経営上の重要な契約等】

当社の経営上の重要な契約は以下のとおりであります。

(1) 技術導入等

SyB L-0501

契約書名	LICENSE AGREEMENT
契約書相手方名	アステラス・ファーマ GmbH (独国)
契約締結日	平成17年12月2日
契約期間	日本における最初の製品の販売から10年または、市場承認期間のいずれか長い方
主な契約内容	当社は、日本におけるSyB L-0501の独占的開発権及び独占的販売権の許諾を受ける。 上記の対価として、当社は契約一時金、マイルストーン及び一定料率のロイヤリティを支払う。

契約書名	LICENSE AGREEMENT
契約書相手方名	アステラス・ファーマ GmbH (独国)
契約締結日	平成19年3月29日
契約期間	最初の製品の販売から10年または、市場承認期間のいずれか長い方
主な契約内容	当社は、中国（香港を含む）、台湾、韓国及びシンガポールにおけるSyB L-0501の独占的開発権及び独占的販売権の許諾を受ける。 上記の対価として、当社は契約一時金、マイルストーン及び一定料率のロイヤリティを支払う。

SyB D-0701

契約書名	LICENSE AND DISTRIBUTION AGREEMENT
契約書相手方名	アペーレ・ファーマシューティカル社 (米国)
契約締結日	平成19年3月13日
契約期間	各国、最初の製品の販売から10年またはアペーレ・ファーマシューティカル社が保有する特許権の有効期間のいずれか長い方
主な契約内容	当社は、日本、中国（香港を含む）、台湾、韓国及びシンガポールにおけるSyB D-0701の独占的開発権及び独占的販売権の許諾を受ける。 上記の対価として、当社は契約一時金、マイルストーン及び一定料率のロイヤリティを支払う。

SyB 0702

契約書名	業務提携基本契約書
契約書相手方名	前田 浩 (日本)
契約締結日	平成19年8月28日
契約期間	最初の製品の販売から10年または、製品に関する全ての特許権の有効期間満了まで
主な契約内容	当社は、全世界におけるSyB 0702の商業化（医薬品開発・製造・販売）に関する独占的実施権（再実施許諾権付）の許諾を受ける。 上記の対価として、当社は契約一時金、マイルストーン及び一定料率のロイヤリティを支払うと共に、新株予約権を割り当てる。

SyB L-1101/C-1101

契約書名	LICENSE AGREEMENT
契約書相手方名	オンコノバ・セラピューティクス社 (米国)
契約締結日	平成23年7月7日
契約期間	各国、最初の製品の販売から10年（韓国は7年）または、市場承認期間または、特許権の有効期間のいずれか長い方
主な契約内容	当社は、日本及び韓国におけるSyB L-1101/C-1101の独占的開発権及び独占的販売権の許諾を受ける。 上記の対価として、当社は契約一時金、マイルストーン及び一定料率のロイヤリティを支払う。

(2) 技術導出等

SyB L-0501

契約書名	SUBLICENSE AGREEMENT
契約書相手方名	イノファーマックス社（台湾）
契約締結日	平成20年3月23日
契約期間	台湾における最初の製品の販売から10年
主な契約内容	当社は、イノファーマックス社に、台湾におけるSyB L-0501の独占的開発権及び独占的販売権を許諾する。 上記の対価として、当社は契約一時金及びマイルストーンを受け取る。

契約書名	ベンダムスチン事業提携契約書
契約書相手方名	エーザイ株式会社（日本）
契約締結日	平成20年8月18日
契約期間	日本における最初の製品の販売から10年
主な契約内容	当社は、エーザイに対し、日本におけるSyB L-0501の共同開発権及び独占的販売権を許諾する。 上記の対価として、当社は契約一時金及びマイルストーンを受け取る。 SyB L-0501に関わる開発費用は、当社とエーザイでそれぞれ折半する（但し、再発・難治性の低悪性度非ホジキンリンパ腫に関わる開発経費については、当社が100%負担する）。

契約書名	SUB-LICENSE AGREEMENT
契約書相手方名	セファロン社（米国）
契約締結日	平成21年3月12日
契約期間	中国における最初の製品の販売から10年
主な契約内容	当社は、セファロン社に対し、中国（香港を含む）におけるSyB L-0501の独占的開発権及び独占的販売権を許諾する。 上記の対価として、当社は契約一時金、マイルストーン及び一定料率のロイヤリティを受け取る。

契約書名	韓国及びシンガポールにおけるベンダムスチン事業提携契約書
契約書相手方名	エーザイ株式会社（日本）
契約締結日	平成21年5月15日
契約期間	最初の製品の販売から10年
主な契約内容	当社は、エーザイに対し、韓国、シンガポールにおけるSyB L-0501の独占的開発権及び独占的販売権を許諾する。 上記の対価として、当社は契約一時金及びマイルストーンを受け取る。

SyB D-0701

契約書名	LICENSE AND DISTRIBUTION AGREEMENT
契約書相手方名	イノファーマックス社（台湾）
契約締結日	平成20年3月23日
契約期間	台湾における最初の製品の販売から10年またはSyB D-0701に関しアペーレ・ファーマシューティカル社が保有する特許権の有効期間のいずれか長い方
主な契約内容	当社は、イノファーマックス社に対し、台湾におけるSyB D-0701の独占的開発権及び独占的販売権を許諾する。 上記の対価として、当社は契約一時金、マイルストーン及び一定料率のロイヤリティを受け取る。

契約書名	LICENSE AND DISTRIBUTION AGREEMENT
契約書相手方名	ユハンヤンヘン社（韓国）
契約締結日	平成20年3月24日
契約期間	最初の製品の販売から10年またはSyB D-0701に関しアペーレ・ファーマシューティカル社が保有する特許権の有効期間のいずれか長い方
主な契約内容	当社は、ユハンヤンヘン社に対し、韓国におけるSyB D-0701の独占的開発権及び独占的販売権を許諾する。 上記の対価として、当社は契約一時金、マイルストーン及び一定料率のロイヤリティを受け取る。

6【研究開発活動】

第6期事業年度（自平成22年1月1日至平成22年12月31日）

当社は、医療上のニーズは極めて高いものの、開発の難度が高く、また大手製薬企業が事業効率面、採算面から手を出しにくいために開発が遅れている、空白の治療領域に焦点を当て、中でも高い専門性が求められ難易度が高いために参入障壁の高いがん・血液・自己免疫疾患の3治療領域に特化し、医薬品の研究開発活動を行なっております。

当社は、新薬が開発されないことで治療上の問題を抱えている患者さんに対して、短期間で開発を行い、迅速に治療薬をお届けすることを最優先に考え、空白の治療領域を埋めるために新薬の開発・提供を行うという企業使命を果たしてまいります。

当事業年度における研究開発費の総額は1,118,182千円となりましたが、研究開発体制並びに開発品の状況は以下のとおりであります。

(1)研究開発体制

当社は研究設備を保有せず、開発候補品を他の製薬企業、バイオベンチャー企業等から導入することにより、新薬開発を行っております。開発候補化合物については、主にヒトでPOCが確立され、前臨床試験データ、臨床試験データがある化合物を対象とすることにより、開発にかかる様々なリスクと費用を軽減するとともに、開発開始から承認取得までの期間を短縮することが可能となります。

これらの開発候補化合物の探索は、当社独自の探索ネットワークと評価ノウハウを活用し、社内の経験を有した専門スタッフによる第1次スクリーニングにより絞り込みを最初に行い、その後、SABにおいて、第一線でこの分野における治療の研究に携わる経験豊富な社外専門家の厳密な評価を受けた上で、当社において最終的な導入候補品を決定いたします。当社はSABを年2～3回開催し、研究開発全般に関する議論・情報交換を活発に行っております。

開発候補品の導入後は、社内の経験を有した開発スタッフが、短期間で製造販売承認を取得するための開発戦略策定とその実行等の付加価値の高い業務に専念し、その他の定型的な開発業務はCRO等のアウトソーシング先に委託しております。

なお、当社の研究開発人員数は33名（取締役を除く）となっております。今後、パイプラインの開発の進捗に伴い、必要に応じて開発人員の拡充を図ってまいります。

(2)開発品の状況

開発品の状況の詳細は、「第2【事業の状況】1【業績等の概要】(1)業績」に記載のとおりであります。

第7期第2四半期累計期間（自平成23年1月1日至平成23年6月30日）

当第2四半期累計期間における研究開発費の総額は、660,383千円であります。

なお、当第2四半期累計期間において、当社の研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析は、以下のとおりであります。また、現在の当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に大きな影響を及ぼす研究開発費及び契約一時金について記載しております。

なお、文中における将来に関する事項は、本書提出日現在において判断したものであります。

(1) 財政状態の分析

第6期事業年度（自平成22年1月1日至平成22年12月31日）

当事業年度末における総資産は、前事業年度末に比べ2,093千円増加し、4,262,783千円となりました。流動資産は4,212,800千円と前事業年度末に比べ5,650千円減少いたしました。そのうち現金及び預金が1,587,752千円減少いたしました。これは有価証券による運用を行っているため、有価証券は1,482,259千円増加しております。その他、未収消費税等が9,147千円減少した一方で、売掛金が5,934千円、前払費用が70,418千円、立替金が31,887千円、その他の流動資産が749千円、それぞれ増加いたしました。固定資産は、サーバー増強等の有形固定資産の増加等により7,744千円増加いたしました。

負債の部については、未払金が57,859千円、未払法人税等が1,664千円、それぞれ減少した一方で、買掛金が1,168千円、未払消費税等が8,107千円、前受金が1,382千円、その他の流動負債が21,386千円、それぞれ増加したことにより、流動負債が前事業年度末に比べ27,480千円減少したこと、及び退職給付引当金が268千円増加したことにより、179,719千円となりました。

純資産の部については、当期純損失642,307千円の計上により、繰越利益剰余金が減少（繰越損失が増加）したものの、第三者割当による新株発行により資本金及び資本準備金がそれぞれ332,580千円増加したこと等により、前事業年度末に比べ29,305千円増加し、4,083,064千円となりました。この結果、自己資本比率は95.8%と前期末に比べ0.7ポイント増加いたしました。

第7期第2四半期累計期間（自平成23年1月1日至平成23年6月30日）

当第2四半期会計期間末の資産合計は、前事業年度末に比べ1,842,369千円増加し、6,105,153千円となりました。流動資産は6,053,147千円と前事業年度末に比べ1,840,347千円増加しました。これは、主として第三者割当増資により現金及び預金が増加したこと、及びその一部を安全性の高い有価証券に振り替えたことによるものです。また、固定資産は2,022千円増加し、52,005千円となりました。

負債合計は、前事業年度末に比べ549,736千円増加し、729,455千円となりました。流動負債は、主としてトリアキシン®の販売増加に伴い買掛金が増加したこと、及びその支払い目的で短期の借入れを行ったことから、前事業年度末に比べ549,536千円増加し、727,420千円となりました。固定負債は、退職給付引当金のみであり、当第2四半期会計期間末は2,035千円となりました。

純資産合計は、四半期純損失707,340千円を計上したこと等により、繰越損失（利益剰余金のマイナス）が増加したものの、第三者割当による新株の発行を行った結果、資本金が4,710,850千円、資本準備金が4,680,850千円となり、それぞれ1,000,020千円増加したことから、前事業年度末に比べ1,292,633千円増加し、5,375,697千円となりました。この結果、自己資本比率は88.1%と前事業年度末に比べ7.7ポイント減少いたしました。

(2) 経営成績の分析

第6期事業年度（自平成22年1月1日至平成22年12月31日）

売上高はSyB L-0501の国内における製造販売承認取得に伴うマイルストーン収入並びに国内向けの製品販売、多発性骨髄腫の第 相臨床試験開始に伴うマイルストーン収入、及びシンガポールにおける承認取得に伴うマイルストーン収入、並びに同国向けの製品販売等により、1,449,972千円（前年同期比21.7%増）となりました。

一方、販売費及び一般管理費は、SyB L-0501の各適応症の臨床試験及びその準備、SyB D-0701の臨床試験準備、並びにSyB L-1001の契約一時金等を中心として研究開発費を1,118,182千円（前年同期比36.9%増）計上したこと、その他の販売費及び一般管理費を706,400千円計上したことから、合計で1,824,582千円（前年同期比30.4%増）となりました。

これらの結果、当事業年度の営業損失は612,793千円（前年同期は営業損失208,027千円）となりました。また、N E D Oからの助成金受領等により、営業外収益を12,725千円計上した一方、有価証券売却損、貸出コミットメントライン手数料等により営業外費用を38,308千円計上したことから、経常損失は638,375千円（前年同期は経常損失214,072千円）、当期純損失は642,307千円（前年同期は当期純損失217,872千円）となりました。

第7期第2四半期累計期間（自平成23年1月1日至平成23年6月30日）

売上高は、SyB L-0501の国内向けの商品（トリアキシン®）販売、及びシンガポール向けの商品販売、さらに韓国における製造販売承認取得に伴うマイルストーン収入により、982,651千円となりました。

一方、販売費及び一般管理費は、SyB L-0501の各適応症の臨床試験及びその準備、SyB D-0701の臨床試験、並びにSyB 0702の前臨床試験を中心として研究開発費を660,383千円計上したこと、その他の販売費及び一般管理費を376,800千円計上したことから、合計で1,037,184千円となりました。

これらの結果、当第2四半期累計期間の営業損失は701,333千円となりました。また、NEDOからの助成金受領等により、営業外収益を53,553千円計上した一方、為替差損等により営業外費用を52,329千円計上したことから、経常損失は700,109千円、四半期純損失は707,340千円となりました。

（3）キャッシュ・フローの状況の分析

第6期事業年度（自平成22年1月1日至平成22年12月31日）

当事業年度末における現金及び現金同等物は、税引前当期純損失の計上等に伴う営業活動による資金の減少、有価証券及び有形固定資産の取得等に伴う投資活動による資金の減少、第三者割当による新株発行に伴う財務活動による資金の増加等により、前事業年度末に比べ205,536千円減少し当事業年度末には3,915,765千円（前年同期比5.0%減）となりました。

当事業年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は、次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動により使用した資金は、税引前当期純損失638,507千円、前払費用の増加58,295千円、立替金の増加31,887千円、未払金の減少57,859千円、貸出コミットメントライン手数料の支払い122,500千円等による資金の減少があった一方、その他の流動負債の増加20,476千円等の増加要因があり、753,971千円（前年同期は211,336千円の使用）となりました。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動により使用した資金は、有価証券の取得等による資金の減少100,905千円、有形固定資産の取得による支出14,157千円等により、115,633千円（前年同期は3,952千円の使用）となりました。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動により獲得した資金は、新株の発行による収入665,160千円等により662,832千円（前年同期比77.6%減）となりました。

第7期第2四半期累計期間（自平成23年1月1日至平成23年6月30日）

当第2四半期会計期間末における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、前事業年度末に比べ1,402,126千円増加し、5,317,891千円となりました。

当第2四半期累計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は、次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動による資金の減少は、824,355千円となりました。これは、仕入債務の増加245,165千円、未払金の増加64,196千円等の増加要因があったものの、税引前四半期純損失を705,440千円計上したこと、トリアキシン®販売増加に伴い、たな卸資産が236,176千円、売掛金が174,481千円それぞれ増加したこと、前払費用の増加11,502千円等により資金が減少したことが主な要因です。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動による資金の減少は、13,099千円となりました。これは、ソフトウェアの取得10,940千円が主な要因です。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動による資金の増加は、2,243,039千円となりました。これは、第三者割当による新株の発行により2,000,040千円を調達したこと、トリアキシン®の仕入債務支払を目的に250,000千円を短期的に借り入れたことが主な要因です。

(4) 経営成績に重要な影響を与える要因について

当社は、以下における事項が、特に重要な影響を及ぼすと考えております。

提携による収益について

当社は業務提携先との契約締結にあたり、契約一時金、研究・開発の進捗に応じたマイルストーン及び医薬品上市後の売上等に応じたロイヤリティといった対価を受け入れる契約形態を採用しております。これは、当社単独での医薬品開発には多大な研究開発費が必要であり、かつリスクも高いことから、研究開発費及びリスクを提携先と共同で負担することにより当社の負担を軽減することを目的とするものです。

研究開発費について

「第1 企業の概況 3 事業の内容」に記載の通り、当社の主たる事業目的は、がん・血液・自己免疫疾患を中心に、空白の治療領域を埋めるために新薬の開発・提供を行うことであり、当社では、開発本部を中心に導入候補品の評価、承認取得に向けた新薬開発業務を行っております。

また、第6期事業年度における研究開発費の総額は1,118,182千円と、販売費及び一般管理費の61.3%を占めており、今後も高水準の研究開発費が発生するものと予測しております。

(5) 資金の財源及び資金の流動性について

当社は、新規開発品の導入と、その開発に対して積極的に資金を投下しておりますが、当社は創業間もないベンチャー企業であり、またすでに承認・販売されているトレアキシン®の販売収益がこれらの資金需要を賄うには未だ十分ではないことから、これらの資金は、主に株式の第三者割当により調達しております。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

第6期事業年度（自平成22年1月1日至平成22年12月31日）

当事業年度の設備投資の主なものは、サーバー増強等の社内インフラの整備等であり、総額14,157千円であります。なお、当事業年度において重要な設備の除却、売却等はありません。

第7期第2四半期累計期間（自平成23年1月1日至平成23年6月30日）

当第2四半期累計期間の設備投資の主なものは、トリアキシン®の販売データ分析を目的としたソフトウェア9,100千円等であり、総額12,107千円であります。なお、当第2四半期累計期間において重要な設備の除却、売却等はありません。

2【主要な設備の状況】

当社における主要な設備は、以下のとおりであります。

平成23年8月31日現在

事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額(千円)				従業員数 (人)
		建物	工具、器具 及び備品	ソフトウェア	合計	
本社 (東京都港区)	事務所	2,523	16,548	10,390	29,462	68 (13)

(注) 1. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2. 本社については建物を賃借しており、年間賃借料は45,246千円であります。

3. 従業員数の()は、臨時雇用者数を外書しております。

4. リース契約による主な賃借設備は、次のとおりであります。

名称	数量	リース期間 (年)	年間リース料 (千円)	リース契約残高 (千円)
OA機器 (所有権移転外ファイナンス・リース)	一式	4	111	-
ソフトウェア (所有権移転外ファイナンス・リース)	一式	5	1,349	99

3【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等（平成23年8月31日現在）

該当事項はありません。

(2) 重要な設備の除却等（平成23年8月31日現在）

該当事項はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	56,000,000
計	56,000,000

(注) 平成23年6月30日開催の臨時株主総会において定款の一部変更が行われ、発行可能株式総数は同日より36,000,000株増加し、56,000,000株となっております。

【発行済株式】

種類	発行数(株)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	14,030,900	非上場	1単元の株式数は、100株であります。完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。
計	14,030,900	-	-

(注) 平成23年4月28日開催の取締役会決議に基づき、平成23年6月2日付で1株を100株の割合で株式分割を行っております。

(2)【新株予約権等の状況】

旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

<1> 平成17年6月20日臨時株主総会決議（第1回新株予約権）

	最近事業年度末現在 (平成22年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成23年8月31日)
新株予約権の数(個)(注)1	3,610	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)(注)2、6	3,610	361,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)(注)3、6	50,000	500
新株予約権の行使期間	自平成19年6月21日 至平成27年6月20日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)(注)6	発行価格 50,000 資本組入額 25,000	発行価格 500 資本組入額 250
新株予約権の行使の条件	(注)4	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)5	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-

(注)1. 新株予約権の数は、退職等により権利を喪失したものを減じた数であります。

2. 新株予約権1個につき目的となる株式の数は、1株であります。

当社が株式分割又は併合を行う場合には、本新株予約権のうち、未行使の新株予約権の目的となる株式数を以下に定める算式により調整し、調整の結果生じる1株の100分の1に満たない端株については、これを切り捨てます。

$$(\text{調整後株式数}) = (\text{調整前株式数}) \times (\text{分割・併合の比率})$$

行使価額の調整事由が生じた場合にも、各新株予約権につき、調整後株式数に調整後行使価額を乗じた額が調整前株式数に調整前行使価額を乗じた額と同額になるよう、各新株予約権の行使により発行される株式の数を適切に調整します。

3. 行使価額は、当社が株式分割等により分割・新規発行前の株価を下回る払込価額で新株を発行するときは、次の算式により調整するものとします。この行使価額の調整が行われた場合には、調整後直ちに、被付与者に対し、その旨並びにその事由、調整後の行使価額及び適用の日を通知するものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{分割・新規発行前の株式の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{分割・新規発行による増加株式数}}$$

上記の他、新株予約権発行日後に、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じ、行使価額の調整を必要と認める場合には、必要かつ合理的な範囲で、当社の取締役会が1株当たりの行使価額を適切に調整することができるものとします。

4. 新株予約権の行使の条件については、以下のとおりであります。

各新株予約権の一部行使はできないものとする。

本新株予約権の割当を受けた者（以下「本新株予約権者」という。）は、権利行使時において、当社または当社の関係会社の取締役、監査役、顧問もしくは従業員の地位を有していなければならない。ただし、当社または当社の関係会社の取締役または監査役が任期満了により退任した場合、顧問が退任した場合、または従業員が定年により退職した場合、取締役、監査役、顧問または従業員が当社または当社の関係会社を円満に退任または退職したものと取締役会が決議した場合及び社外協力者の場合はこの限りではない。

本新株予約権を行使することができる期間（以下「本行使期間」という。）の開始前に、当社が消滅会社となる吸収合併もしくは新設合併、当社が分割会社となる吸収分割もしくは新設分割または当社が完全子会社となる株式交換もしくは株式移転（以下これらを総称して「企業再編」という。）を行うことにつき、当社株主総会の決議（会社法第319条により株主総会の決議があったものとみなされる場合を含む。以下同じ。）または当社取締役会の決議（当該企業再編につき株主総会の決議が不要である場合に限り。）で承認された場合には、本新株予約権は、下記 の定めにかかわらず、承認された日から当該企業再編の効力発生日の前日まで、本新株予約権を行使することができるものとする。

本新株予約権者が

(a) 本行使期間の開始前に死亡した場合には、当該新株予約権者が有する新株予約権の個数の2分の1を上限として

(b) 本行使期間内に死亡した場合には、当該新株予約権者が有する新株予約権の個数の全部を上限として当該新株予約権者の相続人において、下記 の定めにかかわらず、当該相続開始の日から6か月以内に限り、本新株予約権を行使することができるものとする。ただし、当該相続人が死亡した場合には、当該相続人の相続人は、本新株予約権を行使することができないものとする。

本新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。

本行使期間内においても、当社が証券取引所に株式上場をした後でなければ、本新株予約権を行使することができないものとする。

その他の条件については、株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と本新株予約権者との間で締結する「シンバイオ製薬株式会社新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

5. 譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとします。

6. 平成23年4月28日開催の取締役会決議により、平成23年6月2日付で1株を100株とする株式分割を実施しているため、新株予約権の目的となる株式の数、新株予約権の行使時の払込金額及び新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額を調整しております。

<2> 平成17年6月22日臨時株主総会決議（第2回新株予約権）

	最近事業年度末現在 (平成22年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成23年8月31日)
新株予約権の数(個)(注)1	20	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)(注)2、6	20	2,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)(注)3、6	50,000	500
新株予約権の行使期間	自平成19年6月23日 至平成27年6月22日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行 価格及び資本組入額(円)(注)6	発行価格 50,000 資本組入額 25,000	発行価格 500 資本組入額 250
新株予約権の行使の条件	(注)4	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)5	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-

(注)1. 新株予約権の数は、退職等により権利を喪失したものを減じた数であります。

2. 新株予約権1個につき目的となる株式の数は、1株であります。

当社が株式分割又は併合を行う場合には、本新株予約権のうち、未行使の新株予約権の目的となる株式数を以下に定める算式により調整し、調整の結果生じる1株の100分の1に満たない端株については、これを切り捨てます。

$$(\text{調整後株式数}) = (\text{調整前株式数}) \times (\text{分割・併合の比率})$$

行使価額の調整事由が生じた場合にも、各新株予約権につき、調整後株式数に調整後行使価額を乗じた額が調整前株式数に調整前行使価額を乗じた額と同額になるよう、各新株予約権の行使により発行される株式の数を適切に調整します。

3. 行使価額は、当社が株式分割等により分割・新規発行前の株価を下回る払込価額で新株を発行するときは、次の算式により調整するものとします。この行使価額の調整が行われた場合には、調整後直ちに、被付与者に対し、その旨並びにその事由、調整後の行使価額及び適用の日を通知するものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{分割・新規発行前の株式の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{分割・新規発行による増加株式数}}$$

上記の他、新株予約権発行日後に、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じ、行使価額の調整を必要と認める場合には、必要かつ合理的な範囲で、当社の取締役会が1株当たりの行使価額を適切に調整することができるものとします。

4. 新株予約権の行使の条件については、以下のとおりであります。

各新株予約権の一部行使はできないものとする。

本新株予約権の割当を受けた者（以下「本新株予約権者」という。）は、権利行使時において、当社または当社の関係会社の取締役、監査役、顧問もしくは従業員の地位を有していなければならない。ただし、当社または当社の関係会社の取締役または監査役が任期満了により退任した場合、顧問が退任した場合、または従業員が定年により退職した場合、取締役、監査役、顧問または従業員が当社または当社の関係会社を円満に退任または退職したものと取締役会が決議した場合及び社外協力者の場合はこの限りではない。

本新株予約権を行使することができる期間（以下「本行使期間」という。）の開始前に、当社が消滅会社となる吸収合併もしくは新設合併、当社が分割会社となる吸収分割もしくは新設分割または当社が完全子会社となる株式交換もしくは株式移転（以下これらを総称して「企業再編」という。）を行うことにつき、当社株主総会の決議（会社法第319条により株主総会の決議があったものとみなされる場合を含む。以下同じ。）または当社取締役会の決議（当該企業再編につき株主総会の決議が不要である場合に限る。）で承認された場合には、本新株予約権は、下記 の定めにかかわらず、承認された日から当該企業再編の効力発生日の前日まで、本新株予約権を行使することができるものとする。

本新株予約権者が

(a) 本行使期間の開始前に死亡した場合には、当該新株予約権者が有する新株予約権の個数の2分の1を上限として

(b) 本行使期間内に死亡した場合には、当該新株予約権者が有する新株予約権の個数の全部を上限として

当該新株予約権者の相続人において、下記 の定めにかかわらず、当該相続開始の日から 6 か月以内に限り、本新株予約権を行使することができるものとする。ただし、当該相続人が死亡した場合には、当該相続人の相続人は、本新株予約権を行使することができないものとする。

本新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。

本行使期間内においても、当社が証券取引所に株式上場をした後でなければ、本新株予約権を行使することができないものとする。

その他の条件については、株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と本新株予約権者との間で締結する「シンバイオ製薬株式会社新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

5. 譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとします。
6. 平成23年4月28日開催の取締役会決議により、平成23年6月2日付で1株を100株とする株式分割を実施しているため、新株予約権の目的となる株式の数、新株予約権の行使時の払込金額及び新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額を調整しております。

<3> 平成17年9月1日臨時株主総会決議（第4回新株予約権）

	最近事業年度末現在 (平成22年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成23年8月31日)
新株予約権の数(個)(注)1	50	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)(注)2、6	50	5,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)(注)3、6	100,000	1,000
新株予約権の行使期間	自平成19年12月2日 至平成27年9月1日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)(注)6	発行価格 100,000 資本組入額 50,000	発行価格 1,000 資本組入額 500
新株予約権の行使の条件	(注)4	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)5	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-

(注)1. 新株予約権の数は、退職等により権利を喪失したものを減じた数であります。

2. 新株予約権1個につき目的となる株式の数は、1株であります。

当社が株式分割又は併合を行う場合には、本新株予約権のうち、未行使の新株予約権の目的となる株式数を以下に定める算式により調整し、調整の結果生じる1株の100分の1に満たない端株については、これを切り捨てます。

$$(\text{調整後株式数}) = (\text{調整前株式数}) \times (\text{分割・併合の比率})$$

行使価額の調整事由が生じた場合にも、各新株予約権につき、調整後株式数に調整後行使価額を乗じた額が調整前株式数に調整前行使価額を乗じた額と同額になるよう、各新株予約権の行使により発行される株式の数を適切に調整します。

3. 行使価額は、当社が株式分割等により分割・新規発行前の株価を下回る払込価額で新株を発行するときは、次の算式により調整するものとします。この行使価額の調整が行われた場合には、調整後直ちに、被付与者に対し、その旨並びにその事由、調整後の行使価額及び適用の日を通知するものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{分割・新規発行前の株式の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{分割・新規発行による増加株式数}}$$

上記の他、新株予約権発行日後に、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じ、行使価額の調整を必要と認める場合には、必要かつ合理的な範囲で、当社の取締役会が1株当たりの行使価額を適切に調整することができるものとします。

4. 新株予約権の行使の条件については、以下のとおりであります。

各新株予約権の一部行使はできないものとする。

本新株予約権の割当を受けた者（以下「本新株予約権者」という。）は、権利行使時において、当社または当社の関係会社の取締役、監査役、顧問もしくは従業員の地位を有していなければならない。ただし、当社または当社の関係会社の取締役または監査役が任期満了により退任した場合、顧問が退任した場合、または従業員が定年により退職した場合、取締役、監査役、顧問または従業員が当社または当社の関係会社を円満に退任または退職したものと取締役会が決議した場合及び社外協力者の場合はこの限りではない。

本新株予約権を行使することができる期間（以下「本行使期間」という。）の開始前に、当社が消滅会社となる吸収合併もしくは新設合併、当社が分割会社となる吸収分割もしくは新設分割または当社が完全子会社となる株式交換もしくは株式移転（以下これらを総称して「企業再編」という。）を行うことにつき、当社株主総会の決議（会社法第319条により株主総会の決議があったものとみなされる場合を含む。以下同じ。）または当社取締役会の決議（当該企業再編につき株主総会の決議が不要である場合に限り。）で承認された場合には、本新株予約権は、下記 の定めにかかわらず、承認された日から当該企業再編の効力発生日の前日まで、本新株予約権を行使することができるものとする。

本新株予約権者が

(a) 本行使期間の開始前に死亡した場合には、当該新株予約権者が有する新株予約権の個数の2分の1を上限として

(b) 本行使期間内に死亡した場合には、当該新株予約権者が有する新株予約権の個数の全部を上限として当該新株予約権者の相続人において、下記 の定めにかかわらず、当該相続開始の日から6か月以内に限り、本新株予約権を行使することができるものとする。ただし、当該相続人が死亡した場合には、当該相続人の相続人は、本新株予約権を行使することができないものとする。

本新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。

本行使期間内においても、当社が証券取引所に株式上場をした後でなければ、本新株予約権を行使することができないものとする。

その他の条件については、株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と本新株予約権者との間で締結する「シンバイオ製薬株式会社新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

5. 譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとします。

6. 平成23年4月28日開催の取締役会決議により、平成23年6月2日付で1株を100株とする株式分割を実施しているため、新株予約権の目的となる株式の数、新株予約権の行使時の払込金額及び新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額を調整しております。

<4> 平成17年9月1日臨時株主総会決議（第5回新株予約権）

	最近事業年度末現在 (平成22年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成23年8月31日)
新株予約権の数(個)(注)1	845	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)(注)2、6	845	84,500
新株予約権の行使時の払込金額(円)(注)3、6	100,000	1,000
新株予約権の行使期間	自平成20年2月1日 至平成27年9月1日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行 価格及び資本組入額(円)(注)6	発行価格 100,000 資本組入額 50,000	発行価格 1,000 資本組入額 500
新株予約権の行使の条件	(注)4	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)5	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-

(注)1. 新株予約権の数は、退職等により権利を喪失したものを減じた数であります。

2. 新株予約権1個につき目的となる株式の数は、1株であります。

当社が株式分割又は併合を行う場合には、本新株予約権のうち、未行使の新株予約権の目的となる株式数を以下に定める算式により調整し、調整の結果生じる1株の100分の1に満たない端株については、これを切り捨てます。

$$(\text{調整後株式数}) = (\text{調整前株式数}) \times (\text{分割・併合の比率})$$

行使価額の調整事由が生じた場合にも、各新株予約権につき、調整後株式数に調整後行使価額を乗じた額が調整前株式数に調整前行使価額を乗じた額と同額になるよう、各新株予約権の行使により発行される株式の数を適切に調整します。

3. 行使価額は、当社が株式分割等により分割・新規発行前の株価を下回る払込価額で新株を発行するときは、次の算式により調整するものとします。この行使価額の調整が行われた場合には、調整後直ちに、被付与者に対し、その旨並びにその事由、調整後の行使価額及び適用の日を通知するものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{分割・新規発行前の株式の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{分割・新規発行による増加株式数}}$$

上記の他、新株予約権発行日後に、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じ、行使価額の調整を必要と認める場合には、必要かつ合理的な範囲で、当社の取締役会が1株当たりの行使価額を適切に調整することができるものとします。

4. 新株予約権の行使の条件については、以下のとおりであります。

各新株予約権の一部行使はできないものとする。

本新株予約権の割当を受けた者（以下「本新株予約権者」という。）は、権利行使時において、当社または当社の関係会社の取締役、監査役、顧問もしくは従業員の地位を有していなければならない。ただし、当社または当社の関係会社の取締役または監査役が任期満了により退任した場合、顧問が退任した場合、または従業員が定年により退職した場合、取締役、監査役、顧問または従業員が当社または当社の関係会社を円満に退任または退職したものと取締役会が決議した場合及び社外協力者の場合はこの限りではない。

本新株予約権を行使することができる期間（以下「本行使期間」という。）の開始前に、当社が消滅会社となる吸収合併もしくは新設合併、当社が分割会社となる吸収分割もしくは新設分割または当社が完全子会社となる株式交換もしくは株式移転（以下これらを総称して「企業再編」という。）を行うことにつき、当社株主総会の決議（会社法第319条により株主総会の決議があったものとみなされる場合を含む。以下同じ。）または当社取締役会の決議（当該企業再編につき株主総会の決議が不要である場合に限る。）で承認された場合には、本新株予約権は、下記 の定めにかかわらず、承認された日から当該企業再編の効力発生日の前日まで、本新株予約権を行使することができるものとする。

本新株予約権者が

(a) 本行使期間の開始前に死亡した場合には、当該新株予約権者が有する新株予約権の個数の2分の1を上限として

(b) 本行使期間内に死亡した場合には、当該新株予約権者が有する新株予約権の個数の全部を上限として

当該新株予約権者の相続人において、下記 の定めにかかわらず、当該相続開始の日から 6 か月以内に限り、本新株予約権を行使することができるものとする。ただし、当該相続人が死亡した場合には、当該相続人の相続人は、本新株予約権を行使することができないものとする。

本新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。

本行使期間内においても、当社が証券取引所に株式上場をした後でなければ、本新株予約権を行使することができないものとする。

その他の条件については、株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と本新株予約権者との間で締結する「シンバイオ製薬株式会社新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

5. 譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとします。
6. 平成23年4月28日開催の取締役会決議により、平成23年6月2日付で1株を100株とする株式分割を実施しているため、新株予約権の目的となる株式の数、新株予約権の行使時の払込金額及び新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額を調整しております。

<5> 平成18年3月31日定時株主総会決議（第6回新株予約権）

	最近事業年度末現在 (平成22年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成23年8月31日)
新株予約権の数(個)(注)1	130	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)(注)2、6	130	13,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)(注)3、6	100,000	1,000
新株予約権の行使期間	自平成20年4月19日 至平成28年3月30日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)(注)6	発行価格 100,000 資本組入額 50,000	発行価格 1,000 資本組入額 500
新株予約権の行使の条件	(注)4	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)5	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-

(注)1. 新株予約権の数は、退職等により権利を喪失したものを減じた数であります。

2. 新株予約権1個につき目的となる株式の数は、1株であります。

当社が株式分割又は併合を行う場合には、本新株予約権のうち、未行使の新株予約権の目的となる株式数を以下に定める算式により調整し、調整の結果生じる1株の100分の1に満たない端株については、これを切り捨てます。

$$(\text{調整後株式数}) = (\text{調整前株式数}) \times (\text{分割・併合の比率})$$

行使価額の調整事由が生じた場合にも、各新株予約権につき、調整後株式数に調整後行使価額を乗じた額が調整前株式数に調整前行使価額を乗じた額と同額になるよう、各新株予約権の行使により発行される株式の数を適切に調整します。

3. 行使価額は、当社が株式分割等により分割・新規発行前の株価を下回る払込価額で新株を発行するとき（新株予約権の行使により新株を発行する場合は除く。）は、次の算式により調整するものとします。この行使価額の調整が行われた場合には、調整後直ちに、被付与者に対し、その旨並びにその事由、調整後の行使価額及び適用の日を通知するものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{新規発行前の株式の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとします。

上記の他、新株予約権発行日後に、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じ、行使価額の調整を必要と認める場合には、必要かつ合理的な範囲で、当社の取締役会が1株当たりの行使価額を適切に調整することができるものとします。

4. 新株予約権の行使の条件については、以下のとおりであります。

各新株予約権の一部行使はできないものとする。

本新株予約権の割当を受けた者（以下「本新株予約権者」という。）は、権利行使時において、当社または当社の関係会社の取締役、監査役、顧問もしくは従業員の地位を有していなければならない。ただし、当社または当社の関係会社の取締役または監査役が任期満了により退任した場合、顧問が退任した場合、または従業員が定年により退職した場合、取締役、監査役、顧問または従業員が当社または当社の関係会社を円満に退任または退職したものと取締役会が決議した場合及び社外協力者の場合はこの限りではない。

本新株予約権を行使することができる期間（以下「本行使期間」という。）の開始前に、当社が消滅会社となる吸収合併もしくは新設合併、当社が分割会社となる吸収分割もしくは新設分割または当社が完全子会社となる株式交換もしくは株式移転（以下これらを総称して「企業再編」という。）を行うことにつき、当社株主総会の決議（会社法第319条により株主総会の決議があったものとみなされる場合を含む。以下同じ。）または当社取締役会の決議（当該企業再編につき株主総会の決議が不要である場合に限る。）で承認された場合には、本新株予約権は、下記 の定めにかかわらず、承認された日から当該企業再編の効力発生日の前日まで、本新株予約権を行使することができるものとする。

本新株予約権者が

(a) 本行使期間の開始前に死亡した場合には、当該新株予約権者が有する新株予約権の個数の2分の1を上限として

(b) 本行使期間内に死亡した場合には、当該新株予約権者が有する新株予約権の個数の全部を上限として当該新株予約権者の相続人において、下記 の定めにかかわらず、当該相続開始の日から6か月以内に限り、本新株予約権を行使することができるものとする。ただし、当該相続人が死亡した場合には、当該相続人の相続人は、本新株予約権を行使することができないものとする。

本新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。

本行使期間内においても、当社が証券取引所に株式上場をした後でなければ、本新株予約権を行使することができないものとする。

その他の条件については、株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と本新株予約権者との間で締結する「シンバイオ製薬株式会社新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

5. 譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとします。

6. 平成23年4月28日開催の取締役会決議により、平成23年6月2日付で1株を100株とする株式分割を実施しているため、新株予約権の目的となる株式の数、新株予約権の行使時の払込金額及び新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額を調整しております。

<6> 平成18年3月31日定時株主総会決議（第7回新株予約権）

	最近事業年度末現在 (平成22年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成23年8月31日)
新株予約権の数(個)(注)1	1,560	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)(注)2、6	1,560	156,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)(注)3、6	150,000	1,500
新株予約権の行使期間	自平成20年7月2日 至平成28年3月30日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行 価格及び資本組入額(円)(注)6	発行価格 150,000 資本組入額 75,000	発行価格 1,500 資本組入額 750
新株予約権の行使の条件	(注)4	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)5	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-

(注)1. 新株予約権の数は、退職等により権利を喪失したものを減じた数であります。

2. 新株予約権1個につき目的となる株式の数は、1株であります。

当社が株式分割又は併合を行う場合には、本新株予約権のうち、未行使の新株予約権の目的となる株式数を以下に定める算式により調整し、調整の結果生じる1株の100分の1に満たない端株については、これを切り捨てます。

$$(\text{調整後株式数}) = (\text{調整前株式数}) \times (\text{分割・併合の比率})$$

行使価額の調整事由が生じた場合にも、各新株予約権につき、調整後株式数に調整後行使価額を乗じた額が調整前株式数に調整前行使価額を乗じた額と同額になるよう、各新株予約権の行使により発行される株式の数を適切に調整します。また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行います。

3. 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で、新株を発行する場合または自己株式を処分する場合（新株予約権の行使により新株を発行する場合は除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{新規発行前の株式の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとします。

さらに、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める払込金額の調整を行います。

4. 新株予約権の行使の条件については、以下のとおりであります。

各新株予約権の一部行使はできないものとする。

本新株予約権の割当を受けた者（以下「本新株予約権者」という。）は、権利行使時において、当社または当社の関係会社の取締役、監査役、顧問もしくは従業員の地位を有していなければならない。ただし、当社または当社の関係会社の取締役または監査役が任期満了により退任した場合、顧問が退任した場合、または従業員が定年により退職した場合、取締役、監査役、顧問または従業員が当社または当社の関係会社を円満に退任または退職したものと取締役会が決議した場合及び社外協力者の場合はこの限りではない。

本新株予約権を行使することができる期間（以下「本行使期間」という。）の開始前に、当社が消滅会社となる吸収合併もしくは新設合併、当社が分割会社となる吸収分割もしくは新設分割または当社が完全子会社と

なる株式交換もしくは株式移転（以下これらを総称して「企業再編」という。）を行うことにつき、当社株主総会の決議（会社法第319条により株主総会の決議があったものとみなされる場合を含む。以下同じ。）または当社取締役会の決議（当該企業再編につき株主総会の決議が不要である場合に限る。）で承認された場合には、本新株予約権は、下記 の定めにかかわらず、承認された日から当該企業再編の効力発生日の前日まで、本新株予約権を行使することができるものとする。

本新株予約権者が

(a) 本行使期間の開始前に死亡した場合には、当該新株予約権者が有する新株予約権の個数の2分の1を上限として

(b) 本行使期間内に死亡した場合には、当該新株予約権者が有する新株予約権の個数の全部を上限として当該新株予約権者の相続人において、下記 の定めにかかわらず、当該相続開始の日から6か月以内に限り、本新株予約権を行使することができるものとする。ただし、当該相続人が死亡した場合には、当該相続人の相続人は、本新株予約権を行使することができないものとする。

本新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。

本行使期間内においても、当社が証券取引所に株式上場をした後でなければ、本新株予約権を行使することができないものとする。

その他の条件については、株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と本新株予約権者との間で締結する「シンバイオ製薬株式会社新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

5. 譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとします。

6. 平成23年4月28日開催の取締役会決議により、平成23年6月2日付で1株を100株とする株式分割を実施しているため、新株予約権の目的となる株式の数、新株予約権の行使時の払込金額及び新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額を調整しております。

<7> 平成18年3月31日定時株主総会決議（第8回新株予約権）

	最近事業年度末現在 (平成22年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成23年8月31日)
新株予約権の数(個)(注)1	190	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)(注)2、6	190	19,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)(注)3、6	150,000	1,500
新株予約権の行使期間	自平成20年12月2日 至平成28年3月30日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)(注)6	発行価格 150,000 資本組入額 75,000	発行価格 1,500 資本組入額 750
新株予約権の行使の条件	(注)4	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)5	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-

(注)1. 新株予約権の数は、退職等により権利を喪失したものを減じた数であります。

2. 新株予約権1個につき目的となる株式の数は、1株であります。

当社が株式分割又は併合を行う場合には、本新株予約権のうち、未行使の新株予約権の目的となる株式数を以下に定める算式により調整し、調整の結果生じる1株に満たない端株については、これを切り捨てます。

$$(\text{調整後株式数}) = (\text{調整前株式数}) \times (\text{分割・併合の比率})$$

行使価額の調整事由が生じた場合にも、各新株予約権につき、調整後株式数に調整後行使価額を乗じた額が調整前株式数に調整前行使価額を乗じた額と同額になるよう、各新株予約権の行使により発行される株式の数を適切に調整します。また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行います。

3. 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で、新株を発行する場合または自己株式を処分する場合（新株予約権の行使により新株を発行する場合は除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{新規発行前の株式の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとします。

さらに、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める払込金額の調整を行います。

4. 新株予約権の行使の条件については、以下のとおりであります。

各新株予約権の一部行使はできないものとする。

本新株予約権の割当を受けた者（以下「本新株予約権者」という。）は、権利行使時において、当社または当社の関係会社の取締役、監査役、顧問もしくは従業員の地位を有していなければならない。ただし、当社または当社の関係会社の取締役または監査役が任期満了により退任した場合、顧問が退任した場合、または従業員が定年により退職した場合、取締役、監査役、顧問または従業員が当社または当社の関係会社を円満に退任または退職したものと取締役会が決議した場合及び社外協力者の場合はこの限りではない。

本新株予約権を行使することができる期間（以下「本行使期間」という。）の開始前に、当社が消滅会社となる吸収合併もしくは新設合併、当社が分割会社となる吸収分割もしくは新設分割または当社が完全子会社となる株式交換もしくは株式移転（以下これらを総称して「企業再編」という。）を行うことにつき、当社株主総会の決議（会社法第319条により株主総会の決議があったものとみなされる場合を含む。以下同じ。）または当社取締役会の決議（当該企業再編につき株主総会の決議が不要である場合に限る。）で承認された場合には、本新株予約権は、下記 の定めにかかわらず、承認された日から当該企業再編の効力発生日の前日まで、本新株予約権を行使することができるものとする。

本新株予約権者が

(a) 本行使期間の開始前に死亡した場合には、当該新株予約権者が有する新株予約権の個数の2分の1を上限として

(b) 本行使期間内に死亡した場合には、当該新株予約権者が有する新株予約権の個数の全部を上限として当該新株予約権者の相続人において、下記 の定めにかかわらず、当該相続開始の日から6か月以内に限り、本新株予約権を行使することができるものとする。ただし、当該相続人が死亡した場合には、当該相続人の相続人は、本新株予約権を行使することができないものとする。

本新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。

本行使期間内においても、当社が証券取引所に株式上場をした後でなければ、本新株予約権を行使することができないものとする。

その他の条件については、株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と本新株予約権者との間で締結する「シンバイオ製薬株式会社新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

5. 譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとします。
 6. 平成23年4月28日開催の取締役会決議により、平成23年6月2日付で1株を100株とする株式分割を実施しているため、新株予約権の目的となる株式の数、新株予約権の行使時の払込金額及び新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額を調整しております。

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

< 8 > 平成18年12月1日臨時株主総会決議（第9回新株予約権）

	最近事業年度末現在 （平成22年12月31日）	提出日の前月末現在 （平成23年8月31日）
新株予約権の数（個）（注）1	540	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）（注）2、6	540	54,000
新株予約権の行使時の払込金額（円）（注）3、6	150,000	1,500
新株予約権の行使期間	自平成21年1月24日 至平成29年1月23日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）（注）6	発行価格 150,000 資本組入額 75,000	発行価格 1,500 資本組入額 750
新株予約権の行使の条件	（注）4	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	（注）5	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-

（注）1．新株予約権の数は、退職等により権利を喪失したものを減じた数であります。

2．新株予約権1個につき目的となる株式の数は、1株であります。

当社が株式分割又は併合を行う場合には、本新株予約権のうち、未行使の新株予約権の目的となる株式数を以下に定める算式により調整し、調整の結果生じる1株に満たない端株については、これを切り捨てます。

$$（調整後株式数）＝（調整前株式数）×（分割・併合の比率）$$

行使価額の調整事由が生じた場合にも、各新株予約権につき、調整後株式数に調整後行使価額を乗じた額が調整前株式数に調整前行使価額を乗じた額と同額になるよう、各新株予約権の行使により発行される株式の数を適切に調整します。また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行います。

3．当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で、新株を発行する場合または自己株式を処分する場合（新株予約権の行使により新株を発行する場合は除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{新規発行前の株式の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとします。

さらに、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める払込金額の調整を行います。

4. 新株予約権の行使の条件については、以下のとおりであります。

各新株予約権の一部行使はできないものとする。

本新株予約権の割当を受けた者（以下「本新株予約権者」という。）は、権利行使時において、当社または当社の関係会社の取締役、監査役、顧問もしくは従業員の地位を有していなければならない。ただし、当社または当社の関係会社の取締役または監査役が任期満了により退任した場合、顧問が退任した場合、または従業員が定年により退職した場合、取締役、監査役、顧問または従業員が当社または当社の関係会社を円満に退任または退職したものと取締役会が決議した場合及び社外協力者の場合はこの限りではない。

本新株予約権を行使することができる期間（以下「本行使期間」という。）の開始前に、当社が消滅会社となる吸収合併もしくは新設合併、当社が分割会社となる吸収分割もしくは新設分割または当社が完全子会社となる株式交換もしくは株式移転（以下これらを総称して「企業再編」という。）を行うことにつき、当社株主総会の決議（会社法第319条により株主総会の決議があったものとみなされる場合を含む。以下同じ。）または当社取締役会の決議（当該企業再編につき株主総会の決議が不要である場合に限る。）で承認された場合には、本新株予約権は、下記 の定めにかかわらず、承認された日から当該企業再編の効力発生日の前日まで、本新株予約権を行使することができるものとする。

本新株予約権者が

(a) 本行使期間の開始前に死亡した場合には、当該新株予約権者が有する新株予約権の個数の2分の1を上限として

(b) 本行使期間内に死亡した場合には、当該新株予約権者が有する新株予約権の個数の全部を上限として当該新株予約権者の相続人において、下記 の定めにかかわらず、当該相続開始の日から6か月以内に限り、本新株予約権を行使することができるものとする。ただし、当該相続人が死亡した場合には、当該相続人の相続人は、本新株予約権を行使することができないものとする。

本新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。

本行使期間内においても、当社が証券取引所に株式上場をした後でなければ、本新株予約権を行使することができないものとする。

その他の条件については、株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と本新株予約権者との間で締結する「シンバイオ製薬株式会社新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

5. 譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとします。

6. 平成23年4月28日開催の取締役会決議により、平成23年6月2日付で1株を100株とする株式分割を実施しているため、新株予約権の目的となる株式の数、新株予約権の行使時の払込金額及び新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額を調整しております。

<9> 平成18年12月1日臨時株主総会決議（第10回新株予約権）

	最近事業年度末現在 (平成22年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成23年8月31日)
新株予約権の数(個)(注)1	240	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)(注)2、6	240	24,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)(注)3、6	150,000	1,500
新株予約権の行使期間	自平成21年1月24日 至平成29年1月23日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)(注)6	発行価格 150,000 資本組入額 75,000	発行価格 1,500 資本組入額 750
新株予約権の行使の条件	(注)4	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)5	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-

(注)1. 新株予約権の数は、退職等により権利を喪失したものを減じた数であります。

2. 新株予約権1個につき目的となる株式の数は、1株であります。

当社が株式分割又は併合を行う場合には、本新株予約権のうち、未行使の新株予約権の目的となる株式数を以下に定める算式により調整し、調整の結果生じる1株に満たない端株については、これを切り捨てます。

$$(\text{調整後株式数}) = (\text{調整前株式数}) \times (\text{分割・併合の比率})$$

行使価額の調整事由が生じた場合にも、各新株予約権につき、調整後株式数に調整後行使価額を乗じた額が調整前株式数に調整前行使価額を乗じた額と同額になるよう、各新株予約権の行使により発行される株式の数を適切に調整します。また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行います。

3. 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で、新株を発行する場合または自己株式を処分する場合（新株予約権の行使により新株を発行する場合は除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{新規発行前の株式の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとします。

さらに、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める払込金額の調整を行います。

4. 新株予約権の行使の条件については、以下のとおりであります。

各新株予約権の一部行使はできないものとする。

本新株予約権の割当を受けた者（以下「本新株予約権者」という。）は、権利行使時において、当社または当社の関係会社の取締役、監査役、顧問もしくは従業員の地位を有していなければならない。ただし、当社または当社の関係会社の取締役または監査役が任期満了により退任した場合、顧問が退任した場合、または従業員が定年により退職した場合、取締役、監査役、顧問または従業員が当社または当社の関係会社を円満に退任または退職したものと取締役会が決議した場合及び社外協力者の場合はこの限りではない。

本新株予約権を行使することができる期間（以下「本行使期間」という。）の開始前に、当社が消滅会社となる吸収合併もしくは新設合併、当社が分割会社となる吸収分割もしくは新設分割または当社が完全子会社となる株式交換もしくは株式移転（以下これらを総称して「企業再編」という。）を行うことにつき、当社株主総会の決議（会社法第319条により株主総会の決議があったものとみなされる場合を含む。以下同じ。）または当社取締役会の決議（当該企業再編につき株主総会の決議が不要である場合に限る。）で承認された場合には、本新株予約権は、下記 の定めにかかわらず、承認された日から当該企業再編の効力発生日の前日まで、本新株予約権を行使することができるものとする。

本新株予約権者が

(a) 本行使期間の開始前に死亡した場合には、当該新株予約権者が有する新株予約権の個数の2分の1を上限として

(b) 本行使期間内に死亡した場合には、当該新株予約権者が有する新株予約権の個数の全部を上限として当該新株予約権者の相続人において、下記 の定めにかかわらず、当該相続開始の日から6か月以内に限り、本新株予約権を行使することができるものとする。ただし、当該相続人が死亡した場合には、当該相続人の相続人は、本新株予約権を行使することができないものとする。

本新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。

本行使期間内においても、当社が証券取引所に株式上場をした後でなければ、本新株予約権を行使することができないものとする。

その他の条件については、株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と本新株予約権者との間で締結する「シンバイオ製薬株式会社新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

5. 譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとします。

6. 平成23年4月28日開催の取締役会決議により、平成23年6月2日付で1株を100株とする株式分割を実施しているため、新株予約権の目的となる株式の数、新株予約権の行使時の払込金額及び新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額を調整しております。

<10> 平成18年12月1日臨時株主総会決議（第11回新株予約権）

	最近事業年度末現在 (平成22年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成23年8月31日)
新株予約権の数(個)(注)1	300	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)(注)2、6	300	30,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)(注)3、6	150,000	1,500
新株予約権の行使期間	自平成21年3月3日 至平成29年3月2日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)(注)6	発行価格 150,000 資本組入額 75,000	発行価格 1,500 資本組入額 750
新株予約権の行使の条件	(注)4	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)5	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-

(注)1. 新株予約権の数は、退職等により権利を喪失したものを減じた数であります。

2. 新株予約権1個につき目的となる株式の数は、1株であります。

当社が株式分割又は併合を行う場合には、本新株予約権のうち、未行使の新株予約権の目的となる株式数を以下に定める算式により調整し、調整の結果生じる1株に満たない端株については、これを切り捨てます。

$$(\text{調整後株式数}) = (\text{調整前株式数}) \times (\text{分割・併合の比率})$$

行使価額の調整事由が生じた場合にも、各新株予約権につき、調整後株式数に調整後行使価額を乗じた額が調整前株式数に調整前行使価額を乗じた額と同額になるよう、各新株予約権の行使により発行される株式の数を適切に調整します。また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行います。

3. 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で、新株を発行する場合または自己株式を処分する場合（新株予約権の行使により新株を発行する場合は除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{新規発行前の株式の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとします。

さらに、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める払込金額の調整を行います。

4. 新株予約権の行使の条件については、以下のとおりであります。

各新株予約権の一部行使はできないものとする。

本新株予約権の割当を受けた者（以下「本新株予約権者」という。）は、権利行使時において、当社または当社の関係会社の取締役、監査役、顧問もしくは従業員の地位を有していなければならない。ただし、当社または当社の関係会社の取締役または監査役が任期満了により退任した場合、顧問が退任した場合、または従業員が定年により退職した場合、取締役、監査役、顧問または従業員が当社または当社の関係会社を円満に退任または

退職したものと取締役会が決議した場合及び社外協力者の場合はこの限りではない。

本新株予約権を行使することができる期間（以下「本行使期間」という。）の開始前に、当社が消滅会社となる吸収合併もしくは新設合併、当社が分割会社となる吸収分割もしくは新設分割または当社が完全子会社となる株式交換もしくは株式移転（以下これらを総称して「企業再編」という。）を行うことにつき、当社株主総会の決議（会社法第319条により株主総会の決議があったものとみなされる場合を含む。以下同じ。）または当社取締役会の決議（当該企業再編につき株主総会の決議が不要である場合に限る。）で承認された場合には、本新株予約権は、下記 の定めにかかわらず、承認された日から当該企業再編の効力発生日の前日まで、本新株予約権を行使することができるものとする。

本新株予約権者が

(a) 本行使期間の開始前に死亡した場合には、当該新株予約権者が有する新株予約権の個数の2分の1を上限として

(b) 本行使期間内に死亡した場合には、当該新株予約権者が有する新株予約権の個数の全部を上限として当該新株予約権者の相続人において、下記 の定めにかかわらず、当該相続開始の日から6か月以内に限り、本新株予約権を行使することができるものとする。ただし、当該相続人が死亡した場合には、当該相続人の相続人は、本新株予約権を行使することができないものとする。

本新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。

本行使期間内においても、当社が証券取引所に株式上場をした後でなければ、本新株予約権を行使することができないものとする。

その他の条件については、株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と本新株予約権者との間で締結する「シンバイオ製薬株式会社新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

5. 譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとします。

6. 平成23年4月28日開催の取締役会決議により、平成23年6月2日付で1株を100株とする株式分割を実施しているため、新株予約権の目的となる株式の数、新株予約権の行使時の払込金額及び新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額を調整しております。

<11> 平成18年12月1日臨時株主総会決議（第12回新株予約権）

	最近事業年度末現在 (平成22年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成23年8月31日)
新株予約権の数(個)(注)1	730	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)(注)2、6	730	73,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)(注)3、6	150,000	1,500
新株予約権の行使期間	自平成21年8月29日 至平成29年8月28日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)(注)6	発行価格 150,000 資本組入額 75,000	発行価格 1,500 資本組入額 750
新株予約権の行使の条件	(注)4	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)5	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-

(注) 1. 新株予約権の数は、退職等により権利を喪失したものを減じた数であります。

2. 新株予約権 1 個につき目的となる株式の数は、1 株であります。

当社が株式分割又は併合を行う場合には、本新株予約権のうち、未行使の新株予約権の目的となる株式数を以下に定める算式により調整し、調整の結果生じる 1 株に満たない端株については、これを切り捨てます。

$$(\text{調整後株式数}) = (\text{調整前株式数}) \times (\text{分割・併合の比率})$$

行使価額の調整事由が生じた場合にも、各新株予約権につき、調整後株式数に調整後行使価額を乗じた額が調整前株式数に調整前行使価額を乗じた額と同額になるよう、各新株予約権の行使により発行される株式の数を適切に調整します。また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行います。

3. 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による 1 円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で、新株を発行する場合または自己株式を処分する場合（新株予約権の行使により新株を発行する場合は除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整による 1 円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{新規発行前の株式の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1 株当たり払込金額」を「1 株当たり処分金額」と読み替えるものとします。

さらに、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める払込金額の調整を行います。

4. 新株予約権の行使の条件については、以下のとおりであります。

各新株予約権の一部行使はできないものとする。

本新株予約権の割当を受けた者（以下「本新株予約権者」という。）は、権利行使時において、当社または当社の関係会社の取締役、監査役、顧問もしくは従業員の地位を有していなければならない。ただし、当社または当社の関係会社の取締役または監査役が任期満了により退任した場合、顧問が退任した場合、または従業員が定年により退職した場合、取締役、監査役、顧問または従業員が当社または当社の関係会社を円満に退任または退職したものと取締役会が決議した場合及び社外協力者の場合はこの限りではない。

本新株予約権を行使することができる期間（以下「本行使期間」という。）の開始前に、当社が消滅会社となる吸収合併もしくは新設合併、当社が分割会社となる吸収分割もしくは新設分割または当社が完全子会社となる株式交換もしくは株式移転（以下これらを総称して「企業再編」という。）を行うことにつき、当社株主総会の決議（会社法第319条により株主総会の決議があったものとみなされる場合を含む。以下同じ。）または当社取締役会の決議（当該企業再編につき株主総会の決議が不要である場合に限る。）で承認された場合には、本新株予約権は、下記 の定めにかかわらず、承認された日から当該企業再編の効力発生日の前日まで、本新株予約権を行使することができるものとする。

本新株予約権者が

(a) 本行使期間の開始前に死亡した場合には、当該新株予約権者が有する新株予約権の個数の 2 分の 1 を上限として

(b) 本行使期間内に死亡した場合には、当該新株予約権者が有する新株予約権の個数の全部を上限として当該新株予約権者の相続人において、下記 の定めにかかわらず、当該相続開始の日から 6 か月以内に限り、本新株予約権を行使することができるものとする。ただし、当該相続人が死亡した場合には、当該相続人の相続人は、本新株予約権を行使することができないものとする。

本新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。

本行使期間内においても、当社が証券取引所に株式上場をした後でなければ、本新株予約権を行使することができないものとする。

その他の条件については、株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と本新株予約権者との間で締結する「シンバイオ製薬株式会社新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

5. 譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとします。
6. 平成23年4月28日開催の取締役会決議により、平成23年6月2日付で1株を100株とする株式分割を実施しているため、新株予約権の目的となる株式の数、新株予約権の行使時の払込金額及び新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額を調整しております。

<12> 平成18年12月1日臨時株主総会決議（第13回新株予約権）

	最近事業年度末現在 (平成22年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成23年8月31日)
新株予約権の数(個)(注)1	1,220	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)(注)2、6	1,220	122,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)(注)3、6	150,000	1,500
新株予約権の行使期間	自平成21年8月29日 至平成29年8月28日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)(注)6	発行価格 150,000 資本組入額 75,000	発行価格 1,500 資本組入額 750
新株予約権の行使の条件	(注)4	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)5	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-

(注)1. 新株予約権の数は、退職等により権利を喪失したものを減じた数であります。

2. 新株予約権1個につき目的となる株式の数は、1株であります。
当社が株式分割又は併合を行う場合には、本新株予約権のうち、未行使の新株予約権の目的となる株式数を以下に定める算式により調整し、調整の結果生じる1株に満たない端株については、これを切り捨てます。

$$(\text{調整後株式数}) = (\text{調整前株式数}) \times (\text{分割・併合の比率})$$

行使価額の調整事由が生じた場合にも、各新株予約権につき、調整後株式数に調整後行使価額を乗じた額が調整前株式数に調整前行使価額を乗じた額と同額になるよう、各新株予約権の行使により発行される株式の数を適切に調整します。また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行います。

3. 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で、新株を発行する場合または自己株式を処分する場合（新株予約権の行使により新株を発行する場合は除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{新規発行前の株式の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとします。

さらに、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める払込金額の調整を行います。

4. 新株予約権の行使の条件については、以下のとおりであります。

各新株予約権の一部行使はできないものとする。

本新株予約権の割当を受けた者（以下「本新株予約権者」という。）は、権利行使時において、当社または当社の関係会社の取締役、監査役、顧問もしくは従業員の地位を有していなければならない。ただし、当社または当社の関係会社の取締役または監査役が任期満了により退任した場合、顧問が退任した場合、または従業員が定年により退職した場合、取締役、監査役、顧問または従業員が当社または当社の関係会社を円満に退任または退職したものと取締役会が決議した場合及び社外協力者の場合はこの限りではない。

本新株予約権を行使することができる期間（以下「本行使期間」という。）の開始前に、当社が消滅会社となる吸収合併もしくは新設合併、当社が分割会社となる吸収分割もしくは新設分割または当社が完全子会社となる株式交換もしくは株式移転（以下これらを総称して「企業再編」という。）を行うことにつき、当社株主総会の決議（会社法第319条により株主総会の決議があったものとみなされる場合を含む。以下同じ。）または当社取締役会の決議（当該企業再編につき株主総会の決議が不要である場合に限る。）で承認された場合には、本新株予約権は、下記 の定めにかかわらず、承認された日から当該企業再編の効力発生日の前日まで、本新株予約権を行使することができるものとする。

本新株予約権者が

(a) 本行使期間の開始前に死亡した場合には、当該新株予約権者が有する新株予約権の個数の2分の1を上限として

(b) 本行使期間内に死亡した場合には、当該新株予約権者が有する新株予約権の個数の全部を上限として当該新株予約権者の相続人において、下記 の定めにかかわらず、当該相続開始の日から6か月以内に限り、本新株予約権を行使することができるものとする。ただし、当該相続人が死亡した場合には、当該相続人の相続人は、本新株予約権を行使することができないものとする。

本新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。

本行使期間内においても、当社が証券取引所に株式上場をした後でなければ、本新株予約権を行使することができないものとする。

その他の条件については、株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と本新株予約権者との間で締結する「シンバイオ製薬株式会社新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

5. 譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとします。
6. 平成23年4月28日開催の取締役会決議により、平成23年6月2日付で1株を100株とする株式分割を実施しているため、新株予約権の目的となる株式の数、新株予約権の行使時の払込金額及び新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額を調整しております。

<13> 平成20年9月30日臨時株主総会決議（第14回新株予約権）

	最近事業年度末現在 （平成22年12月31日）	提出日の前月末現在 （平成23年8月31日）
新株予約権の数（個）（注）1	1,870	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）（注）2、6	1,870	187,000
新株予約権の行使時の払込金額（円）（注）3、6	120,000	1,200
新株予約権の行使期間	自 平成22年10月1日 至 平成30年9月30日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）（注）6	発行価格 120,000 資本組入額 60,000	発行価格 1,200 資本組入額 600
新株予約権の行使の条件	（注）4	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	（注）5	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-

(注) 1. 新株予約権の数は、退職等により権利を喪失したものを減じた数であります。

2. 新株予約権 1 個につき目的となる株式の数は、1 株であります。

当社が株式分割又は併合を行う場合には、本新株予約権のうち、未行使の新株予約権の目的となる株式数を以下に定める算式により調整し、調整の結果生じる 1 株に満たない端株については、これを切り捨てます。

$$(\text{調整後株式数}) = (\text{調整前株式数}) \times (\text{分割・併合の比率})$$

行使価額の調整事由が生じた場合にも、各新株予約権につき、調整後株式数に調整後行使価額を乗じた額が調整前株式数に調整前行使価額を乗じた額と同額になるよう、各新株予約権の行使により発行される株式の数を適切に調整します。また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行います。

3. 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による 1 円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で、新株を発行する場合または自己株式を処分する場合（新株予約権の行使により新株を発行する場合は除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整による 1 円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{新規発行前の株式の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1 株当たり払込金額」を「1 株当たり処分金額」と読み替えるものとします。

さらに、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める払込金額の調整を行います。

4. 新株予約権の行使の条件については、以下のとおりであります。

各新株予約権の一部行使はできないものとする。

本新株予約権の割当を受けた者（以下「本新株予約権者」という。）は、権利行使時において、当社または当社の関係会社の取締役、監査役、顧問もしくは従業員の地位を有していなければならない。ただし、当社または当社の関係会社の取締役または監査役が任期満了により退任した場合、顧問が退任した場合、または従業員が定年により退職した場合、取締役、監査役、顧問または従業員が当社または当社の関係会社を円満に退任または退職したものと取締役会が決議した場合及び社外協力者の場合はこの限りではない。

本新株予約権を行使することができる期間（以下「本行使期間」という。）の開始前に、当社が消滅会社となる吸収合併もしくは新設合併、当社が分割会社となる吸収分割もしくは新設分割または当社が完全子会社となる株式交換もしくは株式移転（以下これらを総称して「企業再編」という。）を行うことにつき、当社株主総会の決議（会社法第319条により株主総会の決議があったものとみなされる場合を含む。以下同じ。）または当社取締役会の決議（当該企業再編につき株主総会の決議が不要である場合に限る。）で承認された場合には、本新株予約権は、下記 の定めにかかわらず、承認された日から当該企業再編の効力発生日の前日まで、本新株予約権を行使することができるものとする。

本新株予約権者が

(a) 本行使期間の開始前に死亡した場合には、当該新株予約権者が有する新株予約権の個数の 2 分の 1 を上限として

(b) 本行使期間内に死亡した場合には、当該新株予約権者が有する新株予約権の個数の全部を上限として当該新株予約権者の相続人において、下記 の定めにかかわらず、当該相続開始の日から 6 か月以内に限り、本新株予約権を行使することができるものとする。ただし、当該相続人が死亡した場合には、当該相続人の相続人は、本新株予約権を行使することができないものとする。

本新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。

本行使期間内においても、当社が証券取引所に株式上場をした後でなければ、本新株予約権を行使することができないものとする。

その他の条件については、株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と本新株予約権者との間で締結する「シンバイオ製薬株式会社新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

5. 譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとします。
6. 平成23年4月28日開催の取締役会決議により、平成23年6月2日付で1株を100株とする株式分割を実施しているため、新株予約権の目的となる株式の数、新株予約権の行使時の払込金額及び新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額を調整しております。

<14> 平成20年9月30日臨時株主総会決議（第15回新株予約権）

	最近事業年度末現在 (平成22年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成23年8月31日)
新株予約権の数(個)(注)1	1,470	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)(注)2、6	1,470	147,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)(注)3、6	120,000	1,200
新株予約権の行使期間	自平成22年10月1日 至平成30年9月30日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)(注)6	発行価格 120,000 資本組入額 60,000	発行価格 1,200 資本組入額 600
新株予約権の行使の条件	(注)4	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)5	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-

(注)1. 新株予約権の数は、退職等により権利を喪失したものを減じた数であります。

2. 新株予約権1個につき目的となる株式の数は、1株であります。
当社が株式分割又は併合を行う場合には、本新株予約権のうち、未行使の新株予約権の目的となる株式数を以下に定める算式により調整し、調整の結果生じる1株に満たない端株については、これを切り捨てます。

$$(\text{調整後株式数}) = (\text{調整前株式数}) \times (\text{分割・併合の比率})$$

行使価額の調整事由が生じた場合にも、各新株予約権につき、調整後株式数に調整後行使価額を乗じた額が調整前株式数に調整前行使価額を乗じた額と同額になるよう、各新株予約権の行使により発行される株式の数を適切に調整します。また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行います。

3. 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で、新株を発行する場合または自己株式を処分する場合（新株予約権の行使により新株を発行する場合は除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{新規発行前の株式の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとします。

さらに、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める払込金額の調整を行います。

4. 新株予約権の行使の条件については、以下のとおりであります。

各新株予約権の一部行使はできないものとする。

本新株予約権の割当を受けた者（以下「本新株予約権者」という。）は、権利行使時において、当社または当社の関係会社の取締役、監査役、顧問もしくは従業員の地位を有していなければならない。ただし、当社または当社の関係会社の取締役または監査役が任期満了により退任した場合、顧問が退任した場合、または従業員が定年により退職した場合、取締役、監査役、顧問または従業員が当社または当社の関係会社を円満に退任または退職したものと取締役会が決議した場合及び社外協力者の場合はこの限りではない。

本新株予約権を行使することができる期間（以下「本行使期間」という。）の開始前に、当社が消滅会社となる吸収合併もしくは新設合併、当社が分割会社となる吸収分割もしくは新設分割または当社が完全子会社となる株式交換もしくは株式移転（以下これらを総称して「企業再編」という。）を行うことにつき、当社株主総会の決議（会社法第319条により株主総会の決議があったものとみなされる場合を含む。以下同じ。）または当社取締役会の決議（当該企業再編につき株主総会の決議が不要である場合に限る。）で承認された場合には、本新株予約権は、下記 の定めにかかわらず、承認された日から当該企業再編の効力発生日の前日まで、本新株予約権を行使することができるものとする。

本新株予約権者が

(a) 本行使期間の開始前に死亡した場合には、当該新株予約権者が有する新株予約権の個数の2分の1を上限として

(b) 本行使期間内に死亡した場合には、当該新株予約権者が有する新株予約権の個数の全部を上限として当該新株予約権者の相続人において、下記 の定めにかかわらず、当該相続開始の日から6か月以内に限り、本新株予約権を行使することができるものとする。ただし、当該相続人が死亡した場合には、当該相続人の相続人は、本新株予約権を行使することができないものとする。

本新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。

本行使期間内においても、当社が証券取引所に株式上場をした後でなければ、本新株予約権を行使することができないものとする。

その他の条件については、株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と本新株予約権者との間で締結する「シンバイオ製薬株式会社新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

5. 譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとします。
6. 平成23年4月28日開催の取締役会決議により、平成23年6月2日付で1株を100株とする株式分割を実施しているため、新株予約権の目的となる株式の数、新株予約権の行使時の払込金額及び新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額を調整しております。

<15> 平成20年9月30日臨時株主総会決議（第16回新株予約権）

	最近事業年度末現在 (平成22年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成23年8月31日)
新株予約権の数(個)(注)1	850	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)(注)2、6	850	85,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)(注)3、6	120,000	1,200
新株予約権の行使期間	自平成22年10月1日 至平成30年9月30日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)(注)6	発行価格 120,000 資本組入額 60,000	発行価格 1,200 資本組入額 600
新株予約権の行使の条件	(注)4	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)5	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-

(注) 1. 新株予約権の数は、退職等により権利を喪失したものを減じた数であります。

2. 新株予約権 1 個につき目的となる株式の数は、1 株であります。

当社が株式分割又は併合を行う場合には、本新株予約権のうち、未行使の新株予約権の目的となる株式数を以下に定める算式により調整し、調整の結果生じる 1 株に満たない端株については、これを切り捨てます。

$$(\text{調整後株式数}) = (\text{調整前株式数}) \times (\text{分割・併合の比率})$$

行使価額の調整事由が生じた場合にも、各新株予約権につき、調整後株式数に調整後行使価額を乗じた額が調整前株式数に調整前行使価額を乗じた額と同額になるよう、各新株予約権の行使により発行される株式の数を適切に調整します。また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行います。

3. 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による 1 円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で、新株を発行する場合または自己株式を処分する場合（新株予約権の行使により新株を発行する場合は除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整による 1 円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{新規発行前の株式の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1 株当たり払込金額」を「1 株当たり処分金額」と読み替えるものとします。

さらに、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める払込金額の調整を行います。

4. 新株予約権の行使の条件については、以下のとおりであります。

各新株予約権の一部行使はできないものとする。

本新株予約権の割当を受けた者（以下「本新株予約権者」という。）は、権利行使時において、当社または当社の関係会社の取締役、監査役、顧問もしくは従業員の地位を有していなければならない。ただし、当社または当社の関係会社の取締役または監査役が任期満了により退任した場合、顧問が退任した場合、または従業員が定年により退職した場合、取締役、監査役、顧問または従業員が当社または当社の関係会社を円満に退任または退職したものと取締役会が決議した場合及び社外協力者の場合はこの限りではない。

本新株予約権を行使することができる期間（以下「本行使期間」という。）の開始前に、当社が消滅会社となる吸収合併もしくは新設合併、当社が分割会社となる吸収分割もしくは新設分割または当社が完全子会社となる株式交換もしくは株式移転（以下これらを総称して「企業再編」という。）を行うことにつき、当社株主総会の決議（会社法第319条により株主総会の決議があったものとみなされる場合を含む。以下同じ。）または当社取締役会の決議（当該企業再編につき株主総会の決議が不要である場合に限る。）で承認された場合には、本新株予約権は、下記 の定めにかかわらず、承認された日から当該企業再編の効力発生日の前日まで、本新株予約権を行使することができるものとする。

本新株予約権者が

(a) 本行使期間の開始前に死亡した場合には、当該新株予約権者が有する新株予約権の個数の 2 分の 1 を上限として

(b) 本行使期間内に死亡した場合には、当該新株予約権者が有する新株予約権の個数の全部を上限として当該新株予約権者の相続人において、下記 の定めにかかわらず、当該相続開始の日から 6 か月以内に限り、本新株予約権を行使することができるものとする。ただし、当該相続人が死亡した場合には、当該相続人の相続人は、本新株予約権を行使することができないものとする。

本新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。

本行使期間内においても、当社が証券取引所に株式上場をした後でなければ、本新株予約権を行使することができないものとする。

その他の条件については、株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と本新株予約権者との間で締結する「シンバイオ製薬株式会社新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

5. 譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとします。
6. 平成23年4月28日開催の取締役会決議により、平成23年6月2日付で1株を100株とする株式分割を実施しているため、新株予約権の目的となる株式の数、新株予約権の行使時の払込金額及び新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額を調整しております。

<16> 平成20年9月30日臨時株主総会決議（第17回新株予約権）

	最近事業年度末現在 (平成22年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成23年8月31日)
新株予約権の数(個)(注)1	710	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)(注)2、6	710	71,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)(注)3、6	120,000	1,200
新株予約権の行使期間	自平成23年3月19日 至平成31年3月18日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)(注)6	発行価格 120,000 資本組入額 60,000	発行価格 1,200 資本組入額 600
新株予約権の行使の条件	(注)4	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)5	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-

(注)1. 新株予約権の数は、退職等により権利を喪失したものを減じた数であります。

2. 新株予約権1個につき目的となる株式の数は、1株であります。
当社が株式分割又は併合を行う場合には、本新株予約権のうち、未行使の新株予約権の目的となる株式数を以下に定める算式により調整し、調整の結果生じる1株に満たない端株については、これを切り捨てます。

$$(\text{調整後株式数}) = (\text{調整前株式数}) \times (\text{分割・併合の比率})$$

行使価額の調整事由が生じた場合にも、各新株予約権につき、調整後株式数に調整後行使価額を乗じた額が調整前株式数に調整前行使価額を乗じた額と同額になるよう、各新株予約権の行使により発行される株式の数を適切に調整します。また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行います。

3. 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で、新株を発行する場合または自己株式を処分する場合（新株予約権の行使により新株を発行する場合は除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{新規発行前の株式の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとします。

さらに、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める払込金額の調整を行います。

4. 新株予約権の行使の条件については、以下のとおりであります。

各新株予約権の一部行使はできないものとする。

本新株予約権の割当を受けた者（以下「本新株予約権者」という。）は、権利行使時において、当社または当社の関係会社の取締役、監査役、顧問もしくは従業員の地位を有していなければならない。ただし、当社または当社の関係会社の取締役または監査役が任期満了により退任した場合、顧問が退任した場合、または従業員が定年により退職した場合、取締役、監査役、顧問または従業員が当社または当社の関係会社を円満に退任または退職したものと取締役会が決議した場合及び社外協力者の場合はこの限りではない。

本新株予約権を行使することができる期間（以下「本行使期間」という。）の開始前に、当社が消滅会社となる吸収合併もしくは新設合併、当社が分割会社となる吸収分割もしくは新設分割または当社が完全子会社となる株式交換もしくは株式移転（以下これらを総称して「企業再編」という。）を行うことにつき、当社株主総会の決議（会社法第319条により株主総会の決議があったものとみなされる場合を含む。以下同じ。）または当社取締役会の決議（当該企業再編につき株主総会の決議が不要である場合に限る。）で承認された場合には、本新株予約権は、下記 の定めにかかわらず、承認された日から当該企業再編の効力発生日の前日まで、本新株予約権を行使することができるものとする。

本新株予約権者が

(a) 本行使期間の開始前に死亡した場合には、当該新株予約権者が有する新株予約権の個数の2分の1を上限として

(b) 本行使期間内に死亡した場合には、当該新株予約権者が有する新株予約権の個数の全部を上限として当該新株予約権者の相続人において、下記 の定めにかかわらず、当該相続開始の日から6か月以内に限り、本新株予約権を行使することができるものとする。ただし、当該相続人が死亡した場合には、当該相続人の相続人は、本新株予約権を行使することができないものとする。

本新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。

本行使期間内においても、当社が証券取引所に株式上場をした後でなければ、本新株予約権を行使することができないものとする。

その他の条件については、株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と本新株予約権者との間で締結する「シンバイオ製薬株式会社新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

5. 譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとします。
6. 平成23年4月28日開催の取締役会決議により、平成23年6月2日付で1株を100株とする株式分割を実施しているため、新株予約権の目的となる株式の数、新株予約権の行使時の払込金額及び新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額を調整しております。

<17> 平成20年9月30日臨時株主総会決議（第18回新株予約権）

	最近事業年度末現在 (平成22年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成23年8月31日)
新株予約権の数(個)(注)1	835	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)(注)2、6	835	83,500
新株予約権の行使時の払込金額(円)(注)3、6	120,000	1,200
新株予約権の行使期間	自平成23年3月19日 至平成31年3月18日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)(注)6	発行価格 120,000 資本組入額 60,000	発行価格 1,200 資本組入額 600
新株予約権の行使の条件	(注)4	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)5	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-

(注) 1. 新株予約権の数は、退職等により権利を喪失したものを減じた数であります。

2. 新株予約権 1 個につき目的となる株式の数は、1 株であります。

当社が株式分割又は併合を行う場合には、本新株予約権のうち、未行使の新株予約権の目的となる株式数を以下に定める算式により調整し、調整の結果生じる 1 株に満たない端株については、これを切り捨てます。

$$(\text{調整後株式数}) = (\text{調整前株式数}) \times (\text{分割・併合の比率})$$

行使価額の調整事由が生じた場合にも、各新株予約権につき、調整後株式数に調整後行使価額を乗じた額が調整前株式数に調整前行使価額を乗じた額と同額になるよう、各新株予約権の行使により発行される株式の数を適切に調整します。また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行います。

3. 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による 1 円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で、新株を発行する場合または自己株式を処分する場合（新株予約権の行使により新株を発行する場合は除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整による 1 円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{新規発行前の株式の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1 株当たり払込金額」を「1 株当たり処分金額」と読み替えるものとします。

さらに、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める払込金額の調整を行います。

4. 新株予約権の行使の条件については、以下のとおりであります。

各新株予約権の一部行使はできないものとする。

本新株予約権の割当を受けた者（以下「本新株予約権者」という。）は、権利行使時において、当社または当社の関係会社の取締役、監査役、顧問もしくは従業員の地位を有していなければならない。ただし、当社または当社の関係会社の取締役または監査役が任期満了により退任した場合、顧問が退任した場合、または従業員が定年により退職した場合、取締役、監査役、顧問または従業員が当社または当社の関係会社を円満に退任または退職したものと取締役会が決議した場合及び社外協力者の場合はこの限りではない。

本新株予約権を行使することができる期間（以下「本行使期間」という。）の開始前に、当社が消滅会社となる吸収合併もしくは新設合併、当社が分割会社となる吸収分割もしくは新設分割または当社が完全子会社となる株式交換もしくは株式移転（以下これらを総称して「企業再編」という。）を行うことにつき、当社株主総会の決議（会社法第319条により株主総会の決議があったものとみなされる場合を含む。以下同じ。）または当社取締役会の決議（当該企業再編につき株主総会の決議が不要である場合に限る。）で承認された場合には、本新株予約権は、下記 の定めにかかわらず、承認された日から当該企業再編の効力発生日の前日まで、本新株予約権を行使することができるものとする。

本新株予約権者が

(a) 本行使期間の開始前に死亡した場合には、当該新株予約権者が有する新株予約権の個数の 2 分の 1 を上限として

(b) 本行使期間内に死亡した場合には、当該新株予約権者が有する新株予約権の個数の全部を上限として当該新株予約権者の相続人において、下記 の定めにかかわらず、当該相続開始の日から 6 か月以内に限り、本新株予約権を行使することができるものとする。ただし、当該相続人が死亡した場合には、当該相続人の相続人は、本新株予約権を行使することができないものとする。

本新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。

本行使期間内においても、当社が証券取引所に株式上場をした後でなければ、本新株予約権を行使することができないものとする。

その他の条件については、株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と本新株予約権者との間で締結する「シンバイオ製薬株式会社新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

5. 譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとします。
6. 平成23年4月28日開催の取締役会決議により、平成23年6月2日付で1株を100株とする株式分割を実施しているため、新株予約権の目的となる株式の数、新株予約権の行使時の払込金額及び新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額を調整しております。

<18> 平成20年9月30日臨時株主総会決議（第19回新株予約権）

	最近事業年度末現在 (平成22年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成23年8月31日)
新株予約権の数(個)(注)1	125	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)(注)2、6	125	12,500
新株予約権の行使時の払込金額(円)(注)3、6	120,000	1,200
新株予約権の行使期間	自平成23年3月19日 至平成31年3月18日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)(注)6	発行価格 120,000 資本組入額 60,000	発行価格 1,200 資本組入額 600
新株予約権の行使の条件	(注)4	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)5	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-

(注)1. 新株予約権の数は、退職等により権利を喪失したものを減じた数であります。

2. 新株予約権1個につき目的となる株式の数は、1株であります。

当社が株式分割又は併合を行う場合には、本新株予約権のうち、未行使の新株予約権の目的となる株式数を以下に定める算式により調整し、調整の結果生じる1株に満たない端株については、これを切り捨てます。

$$(\text{調整後株式数}) = (\text{調整前株式数}) \times (\text{分割・併合の比率})$$

行使価額の調整事由が生じた場合にも、各新株予約権につき、調整後株式数に調整後行使価額を乗じた額が調整前株式数に調整前行使価額を乗じた額と同額になるよう、各新株予約権の行使により発行される株式の数を適切に調整します。また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行います。

3. 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で、新株を発行する場合または自己株式を処分する場合（新株予約権の行使により新株を発行する場合は除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{新規発行前の株式の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとします。

さらに、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める払込金額の調整を行います。

4. 新株予約権の行使の条件については、以下のとおりであります。

各新株予約権の一部行使はできないものとする。

本新株予約権の割当を受けた者（以下「本新株予約権者」という。）は、権利行使時において、当社または当社の関係会社の取締役、監査役、顧問もしくは従業員の地位を有していなければならない。ただし、当社または当社の関係会社の取締役または監査役が任期満了により退任した場合、顧問が退任した場合、または従業員が定年により退職した場合、取締役、監査役、顧問または従業員が当社または当社の関係会社を円満に退任または退職したものと取締役会が決議した場合及び社外協力者の場合はこの限りではない。

本新株予約権を行使することができる期間（以下「本行使期間」という。）の開始前に、当社が消滅会社となる吸収合併もしくは新設合併、当社が分割会社となる吸収分割もしくは新設分割または当社が完全子会社となる株式交換もしくは株式移転（以下これらを総称して「企業再編」という。）を行うことにつき、当社株主総会の決議（会社法第319条により株主総会の決議があったものとみなされる場合を含む。以下同じ。）または当社取締役会の決議（当該企業再編につき株主総会の決議が不要である場合に限る。）で承認された場合には、本新株予約権は、下記 の定めにかかわらず、承認された日から当該企業再編の効力発生日の前日まで、本新株予約権を行使することができるものとする。

本新株予約権者が

(a) 本行使期間の開始前に死亡した場合には、当該新株予約権者が有する新株予約権の個数の2分の1を上限として

(b) 本行使期間内に死亡した場合には、当該新株予約権者が有する新株予約権の個数の全部を上限として当該新株予約権者の相続人において、下記 の定めにかかわらず、当該相続開始の日から6か月以内に限り、本新株予約権を行使することができるものとする。ただし、当該相続人が死亡した場合には、当該相続人の相続人は、本新株予約権を行使することができないものとする。

本新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。

本行使期間内においても、当社が証券取引所に株式上場をした後でなければ、本新株予約権を行使することができないものとする。

その他の条件については、株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と本新株予約権者との間で締結する「シンバイオ製薬株式会社新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

5. 譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとします。
6. 平成23年4月28日開催の取締役会決議により、平成23年6月2日付で1株を100株とする株式分割を実施しているため、新株予約権の目的となる株式の数、新株予約権の行使時の払込金額及び新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額を調整しております。

<19> 平成22年3月30日定時株主総会決議（第20回新株予約権）

	最近事業年度末現在 (平成22年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成23年8月31日)
新株予約権の数(個)(注)1	3,610	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)(注)2、6	3,610	361,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)(注)3、6	60,000	600
新株予約権の行使期間	自平成24年4月1日 至平成32年3月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)(注)6	発行価格 60,000 資本組入額 30,000	発行価格 600 資本組入額 300
新株予約権の行使の条件	(注)4	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)5	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-

(注) 1. 新株予約権の数は、退職等により権利を喪失したものを減じた数であります。

2. 新株予約権 1 個につき目的となる株式の数は、1 株であります。

当社が株式分割又は併合を行う場合には、本新株予約権のうち、未行使の新株予約権の目的となる株式数を以下に定める算式により調整し、調整の結果生じる 1 株に満たない端株については、これを切り捨てます。

$$(\text{調整後株式数}) = (\text{調整前株式数}) \times (\text{分割・併合の比率})$$

行使価額の調整事由が生じた場合にも、各新株予約権につき、調整後株式数に調整後行使価額を乗じた額が調整前株式数に調整前行使価額を乗じた額と同額になるよう、各新株予約権の行使により発行される株式の数を適切に調整します。また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行います。

3. 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による 1 円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で、新株を発行する場合または自己株式を処分する場合（新株予約権の行使により新株を発行する場合は除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整による 1 円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{新規発行前の株式の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1 株当たり払込金額」を「1 株当たり処分金額」と読み替えるものとします。

さらに、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める払込金額の調整を行います。

4. 新株予約権の行使の条件については、以下のとおりであります。

各新株予約権の一部行使はできないものとする。

本新株予約権の割当を受けた者（以下「本新株予約権者」という。）は、権利行使時において、当社または当社の関係会社の取締役、監査役、顧問もしくは従業員の地位を有していなければならない。ただし、当社または当社の関係会社の取締役または監査役が任期満了により退任した場合、顧問が退任した場合、または従業員が定年により退職した場合、取締役、監査役、顧問または従業員が当社または当社の関係会社を円満に退任または退職したものと取締役会が決議した場合及び社外協力者の場合はこの限りではない。

本新株予約権を行使することができる期間（以下「本行使期間」という。）の開始前に、当社が消滅会社となる吸収合併もしくは新設合併、当社が分割会社となる吸収分割もしくは新設分割または当社が完全子会社となる株式交換もしくは株式移転（以下これらを総称して「企業再編」という。）を行うことにつき、当社株主総会の決議（会社法第319条により株主総会の決議があったものとみなされる場合を含む。以下同じ。）または当社取締役会の決議（当該企業再編につき株主総会の決議が不要である場合に限る。）で承認された場合には、本新株予約権は、下記 の定めにかかわらず、承認された日から当該企業再編の効力発生日の前日まで、本新株予約権を行使することができるものとする。

本新株予約権者が

(a) 本行使期間の開始前に死亡した場合には、当該新株予約権者が有する新株予約権の個数の 2 分の 1 を上限として

(b) 本行使期間内に死亡した場合には、当該新株予約権者が有する新株予約権の個数の全部を上限として当該新株予約権者の相続人において、下記 の定めにかかわらず、当該相続開始の日から 6 か月以内に限り、本新株予約権を行使することができるものとする。ただし、当該相続人が死亡した場合には、当該相続人の相続人は、本新株予約権を行使することができないものとする。

本新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。

本行使期間内においても、当社が証券取引所に株式上場をした後でなければ、本新株予約権を行使することができないものとする。

その他の条件については、株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と本新株予約権者との間で締結する「シンバイオ製薬株式会社新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

5. 譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとします。
6. 平成23年4月28日開催の取締役会決議により、平成23年6月2日付で1株を100株とする株式分割を実施しているため、新株予約権の目的となる株式の数、新株予約権の行使時の払込金額及び新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額を調整しております。

<20> 平成22年3月30日定時株主総会決議（第21回新株予約権）

	最近事業年度末現在 (平成22年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成23年8月31日)
新株予約権の数(個)(注)1	2,995	2,865
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)(注)2、6	2,995	286,500
新株予約権の行使時の払込金額(円)(注)3、6	60,000	600
新株予約権の行使期間	自平成24年4月1日 至平成32年3月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)(注)6	発行価格 60,000 資本組入額 30,000	発行価格 600 資本組入額 300
新株予約権の行使の条件	(注)4	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)5	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-

(注)1. 新株予約権の数は、退職等により権利を喪失したものを減じた数であります。

2. 新株予約権1個につき目的となる株式の数は、1株であります。

当社が株式分割又は併合を行う場合には、本新株予約権のうち、未行使の新株予約権の目的となる株式数を以下に定める算式により調整し、調整の結果生じる1株に満たない端株については、これを切り捨てます。

$$(\text{調整後株式数}) = (\text{調整前株式数}) \times (\text{分割・併合の比率})$$

行使価額の調整事由が生じた場合にも、各新株予約権につき、調整後株式数に調整後行使価額を乗じた額が調整前株式数に調整前行使価額を乗じた額と同額になるよう、各新株予約権の行使により発行される株式の数を適切に調整します。また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行います。

3. 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で、新株を発行する場合または自己株式を処分する場合（新株予約権の行使により新株を発行する場合は除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{新規発行前の株式の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとします。

さらに、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める払込金額の調整を行います。

4. 新株予約権の行使の条件については、以下のとおりであります。

各新株予約権の一部行使はできないものとする。

本新株予約権の割当を受けた者（以下「本新株予約権者」という。）は、権利行使時において、当社または当社の関係会社の取締役、監査役、顧問もしくは従業員の地位を有していなければならない。ただし、当社または当社の関係会社の取締役または監査役が任期満了により退任した場合、顧問が退任した場合、または従業員が定年により退職した場合、取締役、監査役、顧問または従業員が当社または当社の関係会社を円満に退任または退職したものと取締役会が決議した場合および社外協力者の場合はこの限りではない。

本新株予約権を行使することができる期間（以下「本行使期間」という。）の開始前に、当社が消滅会社となる吸収合併もしくは新設合併、当社が分割会社となる吸収分割もしくは新設分割または当社が完全子会社となる株式交換もしくは株式移転（以下これらを総称して「企業再編」という。）を行うことにつき、当社株主総会の決議（会社法第319条により株主総会の決議があったものとみなされる場合を含む。以下同じ。）または当社取締役会の決議（当該企業再編につき株主総会の決議が不要である場合に限る。）で承認された場合には、本新株予約権は、下記 の定めにかかわらず、承認された日から当該企業再編の効力発生日の前日まで、本新株予約権を行使することができるものとする。

本新株予約権者が

(a) 本行使期間の開始前に死亡した場合には、当該新株予約権者が有する新株予約権の個数の2分の1を上限として

(b) 本行使期間内に死亡した場合には、当該新株予約権者が有する新株予約権の個数の全部を上限として当該新株予約権者の相続人において、下記 の定めにかかわらず、当該相続開始の日から6か月以内に限り、本新株予約権を行使することができるものとする。ただし、当該相続人が死亡した場合には、当該相続人の相続人は、本新株予約権を行使することができないものとする。

本新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。

本行使期間内においても、当社が証券取引所に株式上場をした後でなければ、本新株予約権を行使することができないものとする。

その他の条件については、株主総会決議および取締役会決議に基づき、当社と本新株予約権者との間で締結する「シンバイオ製薬株式会社新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

5. 譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとします。
6. 平成23年4月28日開催の取締役会決議により、平成23年6月2日付で1株を100株とする株式分割を実施しているため、新株予約権の目的となる株式の数、新株予約権の行使時の払込金額及び新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額を調整しております。

<21> 平成22年3月30日定時株主総会決議（第22回新株予約権）

	最近事業年度末現在 (平成22年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成23年8月31日)
新株予約権の数(個)(注)1	1,530	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)(注)2、6	1,530	153,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)(注)3、6	60,000	600
新株予約権の行使期間	自平成24年4月1日 至平成32年3月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)(注)6	発行価格 60,000 資本組入額 30,000	発行価格 600 資本組入額 300
新株予約権の行使の条件	(注)4	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)5	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-

(注) 1. 新株予約権の数は、退職等により権利を喪失したものを減じた数であります。

2. 新株予約権 1 個につき目的となる株式の数は、1 株であります。

当社が株式分割又は併合を行う場合には、本新株予約権のうち、未行使の新株予約権の目的となる株式数を以下に定める算式により調整し、調整の結果生じる 1 株に満たない端株については、これを切り捨てます。

$$(\text{調整後株式数}) = (\text{調整前株式数}) \times (\text{分割・併合の比率})$$

行使価額の調整事由が生じた場合にも、各新株予約権につき、調整後株式数に調整後行使価額を乗じた額が調整前株式数に調整前行使価額を乗じた額と同額になるよう、各新株予約権の行使により発行される株式の数を適切に調整します。また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行います。

3. 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による 1 円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で、新株を発行する場合または自己株式を処分する場合（新株予約権の行使により新株を発行する場合は除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整による 1 円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{新規発行前の株式の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1 株当たり払込金額」を「1 株当たり処分金額」と読み替えるものとします。

さらに、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める払込金額の調整を行います。

4. 新株予約権の行使の条件については、以下のとおりであります。

各新株予約権の一部行使はできないものとする。

本新株予約権の割当を受けた者（以下「本新株予約権者」という。）は、権利行使時において、当社または当社の関係会社の取締役、監査役、顧問もしくは従業員の地位を有していなければならない。ただし、当社または当社の関係会社の取締役または監査役が任期満了により退任した場合、顧問が退任した場合、または従業員が定年により退職した場合、取締役、監査役、顧問または従業員が当社または当社の関係会社を円満に退任または退職したものと取締役会が決議した場合及び社外協力者の場合はこの限りではない。

本新株予約権を行使することができる期間（以下「本行使期間」という。）の開始前に、当社が消滅会社となる吸収合併もしくは新設合併、当社が分割会社となる吸収分割もしくは新設分割または当社が完全子会社となる株式交換もしくは株式移転（以下これらを総称して「企業再編」という。）を行うことにつき、当社株主総会の決議（会社法第319条により株主総会の決議があったものとみなされる場合を含む。以下同じ。）または当社取締役会の決議（当該企業再編につき株主総会の決議が不要である場合に限る。）で承認された場合には、本新株予約権は、下記 の定めにかかわらず、承認された日から当該企業再編の効力発生日の前日まで、本新株予約権を行使することができるものとする。

本新株予約権者が

(a) 本行使期間の開始前に死亡した場合には、当該新株予約権者が有する新株予約権の個数の 2 分の 1 を上限として

(b) 本行使期間内に死亡した場合には、当該新株予約権者が有する新株予約権の個数の全部を上限として当該新株予約権者の相続人において、下記 の定めにかかわらず、当該相続開始の日から 6 か月以内に限り、本新株予約権を行使することができるものとする。ただし、当該相続人が死亡した場合には、当該相続人の相続人は、本新株予約権を行使することができないものとする。

本新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。

本行使期間内においても、当社が証券取引所に株式上場をした後でなければ、本新株予約権を行使することができないものとする。

その他の条件については、株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と本新株予約権者との間で締結する「シンバイオ製薬株式会社新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

5. 譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとします。
6. 平成23年4月28日開催の取締役会決議により、平成23年6月2日付で1株を100株とする株式分割を実施しているため、新株予約権の目的となる株式の数、新株予約権の行使時の払込金額及び新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額を調整しております。

<22> 平成22年3月30日定時株主総会決議（第23回新株予約権）

	最近事業年度末現在 (平成22年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成23年8月31日)
新株予約権の数(個)(注)1	320	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)(注)2、6	320	32,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)(注)3、6	60,000	600
新株予約権の行使期間	自平成24年10月15日 至平成32年10月14日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)(注)6	発行価格 60,000 資本組入額 30,000	発行価格 600 資本組入額 300
新株予約権の行使の条件	(注)4	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)5	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-

(注)1. 新株予約権の数は、退職等により権利を喪失したものを減じた数であります。

2. 新株予約権1個につき目的となる株式の数は、1株であります。
当社が株式分割又は併合を行う場合には、本新株予約権のうち、未行使の新株予約権の目的となる株式数を以下に定める算式により調整し、調整の結果生じる1株に満たない端株については、これを切り捨てます。

$$(\text{調整後株式数}) = (\text{調整前株式数}) \times (\text{分割・併合の比率})$$

行使価額の調整事由が生じた場合にも、各新株予約権につき、調整後株式数に調整後行使価額を乗じた額が調整前株式数に調整前行使価額を乗じた額と同額になるよう、各新株予約権の行使により発行される株式の数を適切に調整します。また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行います。

3. 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で、新株を発行する場合または自己株式を処分する場合（新株予約権の行使により新株を発行する場合は除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{新規発行前の株式の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとします。

さらに、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める払込金額の調整を行います。

4. 新株予約権の行使の条件については、以下のとおりであります。

各新株予約権の一部行使はできないものとする。

本新株予約権の割当を受けた者（以下「本新株予約権者」という。）は、権利行使時において、当社または当社の関係会社の取締役、監査役、顧問もしくは従業員の地位を有していなければならない。ただし、当社または当社の関係会社の取締役または監査役が任期満了により退任した場合、顧問が退任した場合、または従業員が定年により退職した場合、取締役、監査役、顧問または従業員が当社または当社の関係会社を円満に退任または退職したものと取締役会が決議した場合及び社外協力者の場合はこの限りではない。

本新株予約権を行使することができる期間（以下「本行使期間」という。）の開始前に、当社が消滅会社となる吸収合併もしくは新設合併、当社が分割会社となる吸収分割もしくは新設分割または当社が完全子会社となる株式交換もしくは株式移転（以下これらを総称して「企業再編」という。）を行うことにつき、当社株主総会の決議（会社法第319条により株主総会の決議があったものとみなされる場合を含む。以下同じ。）または当社取締役会の決議（当該企業再編につき株主総会の決議が不要である場合に限る。）で承認された場合には、本新株予約権は、下記 の定めにかかわらず、承認された日から当該企業再編の効力発生日の前日まで、本新株予約権を行使することができるものとする。

本新株予約権者が

(a) 本行使期間の開始前に死亡した場合には、当該新株予約権者が有する新株予約権の個数の2分の1を上限として

(b) 本行使期間内に死亡した場合には、当該新株予約権者が有する新株予約権の個数の全部を上限として当該新株予約権者の相続人において、下記 の定めにかかわらず、当該相続開始の日から6か月以内に限り、本新株予約権を行使することができるものとする。ただし、当該相続人が死亡した場合には、当該相続人の相続人は、本新株予約権を行使することができないものとする。

本新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。

本行使期間内においても、当社が証券取引所に株式上場をした後でなければ、本新株予約権を行使することができないものとする。

その他の条件については、株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と本新株予約権者との間で締結する「シンバイオ製薬株式会社新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

5. 譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとします。
6. 平成23年4月28日開催の取締役会決議により、平成23年6月2日付で1株を100株とする株式分割を実施しているため、新株予約権の目的となる株式の数、新株予約権の行使時の払込金額及び新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額を調整しております。

<23> 平成23年3月30日定時株主総会決議（第24回新株予約権）

	最近事業年度末現在 (平成22年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成23年8月31日)
新株予約権の数(個)(注)1	-	1,920
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	-	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)(注)2、6	-	192,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)(注)3、6	-	700
新株予約権の行使期間	-	自平成25年3月31日 至平成33年3月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)(注)6	-	発行価格 700 資本組入額 350
新株予約権の行使の条件	-	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項	-	(注)5
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-

(注) 1. 新株予約権の数は、退職等により権利を喪失したものを減じた数であります。

2. 新株予約権 1 個につき目的となる株式の数は、1 株であります。

当社が株式分割又は併合を行う場合には、本新株予約権のうち、未行使の新株予約権の目的となる株式数を以下に定める算式により調整し、調整の結果生じる 1 株に満たない端株については、これを切り捨てます。

$$(\text{調整後株式数}) = (\text{調整前株式数}) \times (\text{分割・併合の比率})$$

行使価額の調整事由が生じた場合にも、各新株予約権につき、調整後株式数に調整後行使価額を乗じた額が調整前株式数に調整前行使価額を乗じた額と同額になるよう、各新株予約権の行使により発行される株式の数を適切に調整します。また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行います。

3. 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による 1 円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で、新株を発行する場合または自己株式を処分する場合（新株予約権の行使により新株を発行する場合は除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整による 1 円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{新規発行前の株式の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1 株当たりの払込金額」を「1 株当たりの処分金額」と読み替えるものとします。

さらに、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める払込金額の調整を行います。

4. 新株予約権の行使の条件については、以下のとおりであります。

各新株予約権の一個に満たない端数は行使できないものとする。

本新株予約権の割当を受けた者（以下「本新株予約権者」という。）は、権利行使時において、当社または当社の関係会社の取締役、監査役、顧問または従業員の地位を有していなければならない。ただし、下記のいずれかに該当する場合にはこの限りではない。

(a) 当社または当社の関係会社の取締役または監査役が任期満了により退任した場合。

(b) 当社または当社の関係会社の顧問が契約満了により退任した場合。

(c) 当社または当社の関係会社の従業員が定年により退職した場合。

(d) 当社または当社の関係会社の取締役、監査役、顧問または従業員が当社または当社の関係会社を円満に退任または退職したものと取締役会が決議した場合。

本新株予約権を行使することができる期間（以下「本行使期間」という。）の開始前に、当社が消滅会社となる吸収合併もしくは新設合併、当社が分割会社となる吸収分割もしくは新設分割または当社が完全子会社となる株式交換もしくは株式移転（以下これらを総称して「企業再編」という。）を行うことにつき、当社株主総会の決議（会社法第319条により株主総会の決議があったものとみなされる場合を含む。以下同じ。）または当社取締役会の決議（当該企業再編につき株主総会の決議が不要である場合に限る。）で承認された場合には、本新株予約権は、下記 の定めにかかわらず、承認された日から当該企業再編の効力発生日の前日まで、本新株予約権を行使することができるものとする。

本新株予約権者が

(a) 本行使期間の開始前に死亡した場合には、当該新株予約権者が有する新株予約権の個数の 2 分の 1 を上限として

(b) 本行使期間内に死亡した場合には、当該新株予約権者が有する新株予約権の個数の全部を上限として当該新株予約権者の相続人において、下記 の定めにかかわらず、当該相続開始の日から 6 か月以内に限り、本新株予約権を行使することができるものとする。ただし、当該相続人が死亡した場合には、当該相続人の相続人は、本新株予約権を行使することができないものとする。

本新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。

本行使期間内においても、当社が証券取引所に株式上場をした後でなければ、本新株予約権を行使することができないものとする。

その他の条件については、株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と本新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約書に定めるところによる。

5. 譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとします。
6. 平成23年4月28日開催の取締役会決議により、平成23年6月2日付で1株を100株とする株式分割を実施しているため、新株予約権の目的となる株式の数、新株予約権の行使時の払込価額及び新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額及び資本組入額を調整しております。

<24> 平成23年3月30日定時株主総会決議（第25回新株予約権）

	最近事業年度末現在 (平成22年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成23年8月31日)
新株予約権の数(個)(注)1	-	1,950
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	-	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)(注)2、6	-	195,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)(注)3、6	-	700
新株予約権の行使期間	-	自平成25年3月31日 至平成33年3月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)(注)6	-	発行価格 700 資本組入額 350
新株予約権の行使の条件	-	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項	-	(注)5
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-

(注)1. 新株予約権の数は、退職等により権利を喪失したものを減じた数であります。

2. 新株予約権1個につき目的となる株式の数は、1株であります。

当社が株式分割又は併合を行う場合には、本新株予約権のうち、未行使の新株予約権の目的となる株式数を以下に定める算式により調整し、調整の結果生じる1株に満たない端株については、これを切り捨てます。

$$(\text{調整後株式数}) = (\text{調整前株式数}) \times (\text{分割・併合の比率})$$

行使価額の調整事由が生じた場合にも、各新株予約権につき、調整後株式数に調整後行使価額を乗じた額が調整前株式数に調整前行使価額を乗じた額と同額になるよう、各新株予約権の行使により発行される株式の数を適切に調整します。また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行います。

3. 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で、新株を発行する場合または自己株式を処分する場合（新株予約権の行使により新株を発行する場合は除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{新規発行前の株式の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たりの払込金額」を「1株当たりの処分金額」と読み替えるものとします。

さらに、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める払込金額の調整を行います。

4. 新株予約権の行使の条件については、以下のとおりであります。

各新株予約権の一個に満たない端数は行使できないものとする。

本新株予約権の割当を受けた者（以下「本新株予約権者」という。）は、権利行使時において、当社または当社の関係会社の取締役、監査役、顧問または従業員の地位を有していなければならない。ただし、下記のいずれかに該当する場合にはこの限りではない。

- (a) 当社または当社の関係会社の取締役または監査役が任期満了により退任した場合、
- (b) 当社または当社の関係会社の顧問が契約満了により退任した場合、
- (c) 当社または当社の関係会社の従業員が定年により退職した場合、
- (d) 当社または当社の関係会社の取締役、監査役、顧問または従業員が当社または当社の関係会社を円満に退任または退職したものと取締役会が決議した場合、

本新株予約権を行使することができる期間（以下「本行使期間」という。）の開始前に、当社が消滅会社となる吸収合併もしくは新設合併、当社が分割会社となる吸収分割もしくは新設分割または当社が完全子会社となる株式交換もしくは株式移転（以下これらを総称して「企業再編」という。）を行うことにつき、当社株主総会の決議（会社法第319条により株主総会の決議があったものとみなされる場合を含む。以下同じ。）または当社取締役会の決議（当該企業再編につき株主総会の決議が不要である場合に限る。）で承認された場合には、本新株予約権は、下記 の定めにかかわらず、承認された日から当該企業再編の効力発生日の前日まで、本新株予約権を行使することができるものとする。

本新株予約権者が

- (a) 本行使期間の開始前に死亡した場合には、当該新株予約権者が有する新株予約権の個数の2分の1を上限として
- (b) 本行使期間内に死亡した場合には、当該新株予約権者が有する新株予約権の個数の全部を上限として当該新株予約権者の相続人において、下記 の定めにかかわらず、当該相続開始の日から6か月以内に限り、本新株予約権を行使することができるものとする。ただし、当該相続人が死亡した場合には、当該相続人の相続人は、本新株予約権を行使することができないものとする。

本新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。

本行使期間内においても、当社が証券取引所に株式上場をした後でなければ、本新株予約権を行使することができないものとする。

その他の条件については、株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と本新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約書に定めるところによる。

5. 譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとします。

6. 平成23年4月28日開催の取締役会決議により、平成23年6月2日付で1株を100株とする株式分割を実施しているため、新株予約権の目的となる株式の数、新株予約権の行使時の払込金額及び新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額を調整しております。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総 数増減数 (株)	発行済株式総 数残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額(千円)	資本準備金残 高(千円)
平成18年2月15日 (注)1	49	40,699	2,450	549,825	2,450	519,825
平成18年5月25日 (注)2	35	40,734	1,750	551,575	1,750	521,575
平成18年6月27日 (注)3	670	41,404	50,250	601,825	50,250	571,825
平成18年6月28日 (注)4	6,670	48,074	500,250	1,102,075	500,250	1,072,075
平成18年7月28日 (注)5	3,750	51,824	281,250	1,383,325	281,250	1,353,325
平成18年8月31日 (注)6	1,370	53,194	102,750	1,486,075	102,750	1,456,075
平成18年9月29日 (注)7	300	53,494	22,500	1,508,575	22,500	1,478,575
平成18年12月28日 (注)8	333	53,827	24,975	1,533,550	24,975	1,503,550
平成19年11月2日 (注)9	666	54,493	49,950	1,583,500	49,950	1,553,500
平成20年4月3日 (注)10	4,120	58,613	309,000	1,892,500	309,000	1,862,500
平成21年3月17日 (注)11	7,404	66,017	444,240	2,336,740	444,240	2,306,740
平成21年4月15日 (注)12	83	66,100	4,980	2,341,720	4,980	2,311,720
平成21年11月25日 (注)13	3,334	69,434	100,020	2,441,740	100,020	2,411,740
平成21年11月26日 (注)14	6,668	76,102	200,040	2,641,780	200,040	2,611,780
平成21年11月27日 (注)15	5,832	81,934	174,960	2,816,740	174,960	2,786,740
平成21年11月30日 (注)16	8,334	90,268	250,020	3,066,760	250,020	3,036,760
平成21年12月17日 (注)17	830	91,098	24,900	3,091,660	24,900	3,061,660
平成21年12月28日 (注)18	9,553	100,651	286,590	3,378,250	286,590	3,348,250
平成22年1月28日 (注)19	1,916	102,567	57,480	3,435,730	57,480	3,405,730
平成22年5月10日 (注)20	5,000	107,567	150,000	3,585,730	150,000	3,555,730
平成22年5月11日 (注)21	840	108,407	25,200	3,610,930	25,200	3,580,930
平成22年5月21日 (注)22	3,330	111,737	99,900	3,710,830	99,900	3,680,830
平成23年2月17日 (注)23	11,032	122,769	386,120	4,096,950	386,120	4,066,950

年月日	発行済株式総 数増減数 (株)	発行済株式総 数残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額(千円)	資本準備金残 高(千円)
平成23年2月25日 (注)24	17,368	140,137	607,880	4,704,830	607,880	4,674,830
平成23年4月21日 (注)25	22	140,159	770	4,705,600	770	4,675,600
平成23年4月26日 (注)26	150	140,309	5,250	4,710,850	5,250	4,680,850
平成23年6月2日 (注)27	13,890,591	14,030,900	-	4,710,850	-	4,680,850

(注) 1. 有償第三者割当

A種株式

発行価格 100,000円

資本組入額 50,000円

割当先：中森省吾、吉田隆男、関善樹、他4名

なお、A種株式は、平成18年5月1日をもって発行済みの全てについて、その1株につき当社普通株式1株の割合で転換しております。

2. 有償第三者割当

普通株式

発行価格 100,000円

資本組入額 50,000円

割当先：片岡良友、高木隆、他1名

3. 有償第三者割当

普通株式

発行価格 150,000円

資本組入額 75,000円

割当先：東京中小企業投資育成株式会社

4. 有償第三者割当

普通株式

発行価格 150,000円

資本組入額 75,000円

割当先：ジャフコV2共有投資事業有限責任組合、他3名

5. 有償第三者割当

普通株式

発行価格 150,000円

資本組入額 75,000円

割当先：TNPオンザロード1号投資事業有限責任組合、早稲田1号投資事業有限責任組合、他4名

6. 有償第三者割当

普通株式

発行価格 150,000円

資本組入額 75,000円

割当先：ライフサイエンス2号投資事業有限責任組合、日本アジア投資株式会社、他5名

7. 有償第三者割当

普通株式

発行価格 150,000円

資本組入額 75,000円

割当先：みずほキャピタル株式会社、みずほキャピタル第2号投資事業有限責任組合

8. 有償第三者割当

普通株式

発行価格 150,000円

資本組入額 75,000円

割当先：JVC1号投資事業有限責任組合、株式会社バリュークリエーション（現 エイチ・エス・アシスト株式会社）

9. 有償第三者割当
普通株式
発行価格 150,000円
資本組入額 75,000円
割当先：株式会社医学生物学研究所
10. 有償第三者割当
普通株式
発行価格 150,000円
資本組入額 75,000円
割当先：セファロン インク
11. 有償第三者割当
普通株式
発行価格 120,000円
資本組入額 60,000円
割当先：セファロン インク
12. 有償第三者割当
普通株式
発行価格 120,000円
資本組入額 60,000円
割当先：三菱UFJベンチャーファンド二号投資事業有限責任組合
13. 有償第三者割当
普通株式
発行価格 60,000円
資本組入額 30,000円
割当先：セファロン インク
14. 有償第三者割当
普通株式
発行価格 60,000円
資本組入額 30,000円
割当先：早稲田 1号投資事業有限責任組合、ウエル技術ベンチャー投資事業有限責任組合
15. 有償第三者割当
普通株式
発行価格 60,000円
資本組入額 30,000円
割当先：NIFSMBC-V2006S 3 投資事業有限責任組合、NIFSMBC-V2006S 1 投資事業有限責任組合、他 3 名
16. 有償第三者割当
普通株式
発行価格 60,000円
資本組入額 30,000円
割当先：エーザイ株式会社
17. 有償第三者割当
普通株式
発行価格 60,000円
資本組入額 30,000円
割当先：東洋証券 3号投資事業組合
18. 有償第三者割当
普通株式
発行価格 60,000円
資本組入額 30,000円
割当先：信金キャピタル二号投資事業有限責任組合、投資事業有限責任組合ハンズオン 1号、他 9 名

19. 有償第三者割当
普通株式
発行価格 60,000円
資本組入額 30,000円
割当先：安田企業投資4号投資事業有限責任組合、学校法人早稲田大学
20. 有償第三者割当
普通株式
発行価格 60,000円
資本組入額 30,000円
割当先：早稲田グローバル1号投資事業有限責任組合
21. 有償第三者割当
普通株式
発行価格 60,000円
資本組入額 30,000円
割当先：シーエスケイブイシー技術革新成長支援ファンド投資事業有限責任組合
22. 有償第三者割当
普通株式
発行価格 60,000円
資本組入額 30,000円
割当先：ジャフコV2共有投資事業有限責任組合、他3名
23. 有償第三者割当
普通株式
発行価格 70,000円
資本組入額 35,000円
割当先：セファロン インク
24. 有償第三者割当
普通株式
発行価格 70,000円
資本組入額 35,000円
割当先：ジャフコV2共有投資事業有限責任組合、他2名
25. 有償第三者割当
普通株式
発行価格 70,000円
資本組入額 35,000円
割当先：尾川修
26. 有償第三者割当
普通株式
発行価格 70,000円
資本組入額 35,000円
割当先：前川裕貴他8名
27. 株式分割（1：100）によるものであります。

(5) 【所有者別状況】

平成23年8月31日現在

区分	株式の状況（1単元の株式数100株）							単元未満株式の状況（株）	
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他		計
					個人以外	個人			
株主数（人）	-	-	-	50	1	-	29	80	-
所有株式数（単元）	-	-	-	83,213	25,890	-	31,206	140,309	-
所有株式数の割合（%）	-	-	-	59.31	18.45	-	22.24	100.00	-

(6) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成23年8月31日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式（自己株式等）	-	-	-
議決権制限株式（その他）	-	-	-
完全議決権株式（自己株式等）	-	-	-
完全議決権株式（その他）	普通株式 14,030,900	140,309	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。
単元未満株式	-	-	-
発行済株式総数	14,030,900	-	-
総株主の議決権	-	140,309	-

【自己株式等】

平成23年8月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数（株）	他人名義所有株式数（株）	所有株式数の合計（株）	発行済株式総数に対する所有株式数の割合（%）
-	-	-	-	-	-
計	-	-	-	-	-

（ 7 ） 【ストックオプション制度の内容】

当社は、ストックオプション制度を採用しております。当該制度は、旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21並びに会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、当社の取締役、監査役、従業員及び社外協力者に対して新株予約権を発行することを下記株主総会において決議されたものであります。

当該制度の内容は、次のとおりであります。

< 1 > 平成17年 6月20日臨時株主総会決議（第 1 回新株予約権）

決議年月日	平成17年 6月20日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 3 当社監査役 1 当社従業員 6 社外協力者 12
新株予約権の目的となる株式の種類（注）	A種株式
株式の数（株）	「（ 2 ） [新株予約権等の状況]」に記載してあります。
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

（注）なお、平成18年3月31日に、本決議によって発行された新株予約権のすべてについて、その目的となる株式の種類を、A種株式から普通株式へ変更しております。

< 2 > 平成17年 6月22日臨時株主総会決議（第 2 回新株予約権）

決議年月日	平成17年 6月22日
付与対象者の区分及び人数（名）	社外協力者 1
新株予約権の目的となる株式の種類（注）	A種株式
株式の数（株）	「（ 2 ） [新株予約権等の状況]」に記載してあります。
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

（注）なお、平成18年3月31日に、本決議によって発行された新株予約権のすべてについて、その目的となる株式の種類を、A種株式から普通株式へ変更しております。

<3> 平成17年6月20日臨時株主総会決議（第3回新株予約権）

決議年月日	平成17年6月20日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社従業員 1
新株予約権の目的となる株式の種類（注）1	A種株式
株式の数（株）（注）2	100株
新株予約権の行使時の払込金額（円）	50,000
新株予約権の行使期間	自 平成19年6月21日 至 平成27年6月20日
新株予約権の行使の条件	（注）3
新株予約権の譲渡に関する事項	（注）4
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

（注）1．平成18年3月31日に、本決議によって発行された新株予約権のすべてについて、その目的となる株式の種類を、A種株式から普通株式へ変更しております。

- 2．本決議によって発行された新株予約権は、平成21年1月22日に消却を行ったことから、本書提出日現在における新株予約権の個数は0個であります。
- 3．新株予約権の行使の条件については、以下のとおりであります。

各新株予約権の一部行使はできないものとする。

本新株予約権の割当を受けた者（以下「本新株予約権者」という。）は、権利行使時において、当社または当社の関係会社の取締役、監査役、顧問もしくは従業員の地位を有していなければならない。ただし、当社または当社の関係会社の取締役または監査役が任期満了により退任した場合、顧問が退任した場合、または従業員が定年により退職した場合、取締役、監査役、顧問または従業員が当社または当社の関係会社を円満に退任または退職したものと取締役会が決議した場合及び社外協力者の場合はこの限りではない。

本新株予約権を行使することができる期間（以下「本行使期間」という。）の開始前に、当社が消滅会社となる吸収合併もしくは新設合併、当社が分割会社となる吸収分割もしくは新設分割または当社が完全子会社となる株式交換もしくは株式移転（以下これらを総称して「企業再編」という。）を行うことにつき、当社株主総会の決議（会社法第319条により株主総会の決議があったものとみなされる場合を含む。以下同じ。）または当社取締役会の決議（当該企業再編につき株主総会の決議が不要である場合に限る。）で承認された場合には、本新株予約権は、下記 の定めにかかわらず、承認された日から当該企業再編の効力発生日の前日まで、本新株予約権を行使することができるものとする。

本新株予約権者が

（a）本行使期間の開始前に死亡した場合には、当該新株予約権者が有する新株予約権の個数の2分の1を上限として

（b）本行使期間内に死亡した場合には、当該新株予約権者が有する新株予約権の個数の全部を上限として当該新株予約権者の相続人において、下記 の定めにかかわらず、当該相続開始の日から6か月以内に限り、本新株予約権を行使することができるものとする。ただし、当該相続人が死亡した場合には、当該相続人の相続人は、本新株予約権を行使することができないものとする。

本新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。

本行使期間内においても、当社が証券取引所に株式上場をした後でなければ、本新株予約権を行使することができないものとする。

その他の条件については、株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と本新株予約権者との間で締結する「シンバイオ製薬株式会社新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

- 4．譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとします。

<4> 平成17年9月1日臨時株主総会決議（第4回新株予約権）

決議年月日	平成17年9月1日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社従業員 7
新株予約権の目的となる株式の種類（注）	A種株式
株式の数（株）	「（2）[新株予約権等の状況]」に記載してあります。
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

（注）なお、平成18年3月31日に、本決議によって発行された新株予約権のすべてについて、その目的となる株式の種類を、A種株式から普通株式へ変更しております。

<5> 平成17年9月1日臨時株主総会決議（第5回新株予約権）

決議年月日	平成17年9月1日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 1 当社従業員 16 社外協力者 1
新株予約権の目的となる株式の種類（注）	A種株式
株式の数（株）	「（2）[新株予約権等の状況]」に記載してあります。
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

（注）なお、平成18年3月31日に、本決議によって発行された新株予約権のすべてについて、その目的となる株式の種類を、A種株式から普通株式へ変更しております。

<6> 平成18年3月31日定時株主総会決議（第6回新株予約権）

決議年月日	平成18年3月31日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社監査役 1 当社従業員 3 社外協力者 6
新株予約権の目的となる株式の種類	「（2）[新株予約権等の状況]」に記載しておりま す。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

<7> 平成18年3月31日定時株主総会決議（第7回新株予約権）

決議年月日	平成18年3月31日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 6 当社監査役 2 当社従業員 16 社外協力者 9
新株予約権の目的となる株式の種類	「（2）[新株予約権等の状況]」に記載しておりま す。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

<8> 平成18年3月31日定時株主総会決議（第8回新株予約権）

決議年月日	平成18年3月31日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社従業員 6 社外協力者 5
新株予約権の目的となる株式の種類	「（2）[新株予約権等の状況]」に記載してあります。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

<9> 平成18年12月1日臨時株主総会決議（第9回新株予約権）

決議年月日	平成18年12月1日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 3 当社監査役 2
新株予約権の目的となる株式の種類	「（2）[新株予約権等の状況]」に記載してあります。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

<10> 平成18年12月1日臨時株主総会決議（第10回新株予約権）

決議年月日	平成18年12月1日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社従業員 24
新株予約権の目的となる株式の種類	「（2）[新株予約権等の状況]」に記載してあります。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

<11> 平成18年12月1日臨時株主総会決議（第11回新株予約権）

決議年月日	平成18年12月1日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社従業員 6 社外協力者 3
新株予約権の目的となる株式の種類	「（２）[新株予約権等の状況]」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

<12> 平成18年12月1日臨時株主総会決議（第12回新株予約権）

決議年月日	平成18年12月1日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 5 当社監査役 1
新株予約権の目的となる株式の種類	「（２）[新株予約権等の状況]」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

<13> 平成18年12月1日臨時株主総会決議（第13回新株予約権）

決議年月日	平成18年12月1日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社従業員 33 社外協力者 12
新株予約権の目的となる株式の種類	「（２）[新株予約権等の状況]」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

<14> 平成20年9月30日臨時株主総会決議（第14回新株予約権）

決議年月日	平成20年9月30日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 5 当社監査役 1
新株予約権の目的となる株式の種類	「（2）[新株予約権等の状況]」に記載してあります。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

<15> 平成20年9月30日臨時株主総会決議（第15回新株予約権）

決議年月日	平成20年9月30日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社従業員 40
新株予約権の目的となる株式の種類	「（2）[新株予約権等の状況]」に記載してあります。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

<16> 平成20年9月30日臨時株主総会決議（第16回新株予約権）

決議年月日	平成20年9月30日
付与対象者の区分及び人数（名）	社外協力者 14
新株予約権の目的となる株式の種類	「（2）[新株予約権等の状況]」に記載してあります。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

<17> 平成20年9月30日臨時株主総会決議（第17回新株予約権）

決議年月日	平成20年9月30日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 3 当社監査役 1
新株予約権の目的となる株式の種類	「（2）[新株予約権等の状況]」に記載してあります。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

<18> 平成20年9月30日臨時株主総会決議（第18回新株予約権）

決議年月日	平成20年9月30日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社従業員 45
新株予約権の目的となる株式の種類	「（2）[新株予約権等の状況]」に記載してあります。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

<19> 平成20年9月30日臨時株主総会決議（第19回新株予約権）

決議年月日	平成20年9月30日
付与対象者の区分及び人数（名）	社外協力者 2
新株予約権の目的となる株式の種類	「（2）[新株予約権等の状況]」に記載してあります。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

<20> 平成22年3月30日定時株主総会決議（第20回新株予約権）

決議年月日	平成22年3月30日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 6 当社監査役 1
新株予約権の目的となる株式の種類	「（2）[新株予約権等の状況]」に記載してあります。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

<21> 平成22年3月30日定時株主総会決議（第21回新株予約権）

決議年月日	平成22年3月30日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社従業員 50
新株予約権の目的となる株式の種類	「（2）[新株予約権等の状況]」に記載してあります。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

<22> 平成22年3月30日定時株主総会決議（第22回新株予約権）

決議年月日	平成22年3月30日
付与対象者の区分及び人数（名）	社外協力者 13
新株予約権の目的となる株式の種類	「（2）[新株予約権等の状況]」に記載してあります。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

<23> 平成22年3月30日定時株主総会決議（第23回新株予約権）

決議年月日	平成22年3月30日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社従業員 9
新株予約権の目的となる株式の種類	「（2）[新株予約権等の状況]」に記載してあります。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

<24> 平成23年3月30日定時株主総会決議（第24回新株予約権）

決議年月日	平成23年3月30日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 5
新株予約権の目的となる株式の種類	「（2）[新株予約権等の状況]」に記載してあります。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

<25> 平成23年3月30日定時株主総会決議（第25回新株予約権）

決議年月日	平成23年3月30日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社従業員 59
新株予約権の目的となる株式の種類	「（2）[新株予約権等の状況]」に記載してあります。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 該当事項はありません。

(1)【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2)【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4)【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

該当事項はありません。

3【配当政策】

当社は創業以来配当を実施しておりません。

当社の現時点における事業ステージは、医薬品開発の先行投資の段階にあるため、今後も当面は資金を財務体質の強化及び研究開発活動の継続的な実施に優先的に充当し、配当は行わない方針です。しかしながら、当社では株主への利益還元を経営の重要な課題と認識しており、今後の経営成績及び財政状態を勘案し、利益配当についても検討してまいり所存です。

なお、当社は、「取締役会の決議によって、毎年6月30日を基準日として中間配当を行うことができる。」旨を定款に定めております。また、期末配当・中間配当のほか、「基準日を定めて剰余金の配当を行うことができる。」旨を定款に定めております。配当の決定機関は、中間配当は取締役会、期末配当は株主総会であります。

4【株価の推移】

当社株式は非上場であるため、該当事項はありません。

5【役員の状況】

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役 社長	社長執行役員 (CEO)	吉田 文紀	昭和24年1月19日生	昭和55年1月 日本バイオラッドラボラトリーズ 株式会社設立 代表取締役社長 平成3年7月 日本シンテックス株式会社 代表取 締役社長 平成5年5月 アムジェン株式会社 代表取締役社 長 米国アムジェン社 副社長 平成17年3月 当社設立 代表取締役社長兼CEO (現任)	(注) 1	3,030,000
取締役	常務執行役員 開発本部長	尾川 修	昭和24年1月15日生	平成15年2月 ヤンセンファーマ株式会社 開発企 画部長 平成18年7月 同社 開発企画部長兼総括製造販売 責任者 平成19年4月 当社 執行役員事業開発本部長 平成19年7月 当社 常務執行役員(COO) 平成19年12月 当社 取締役兼常務執行役員 (COO) 平成20年4月 当社 取締役兼常務執行役員開発本 部長兼安全性情報部長 平成21年4月 当社 取締役兼常務執行役員開発本 部長(現任)	(注) 1	2,200
取締役	常務執行役員 CFO 管理本部長	前川 裕貴	昭和42年8月31日生	平成2年4月 日本生命保険相互会社入社 平成17年11月 株式会社そーせい経営企画部長 平成18年11月 そーせいグループ株式会社代表執 行役員副社長 株式会社そーせい代 表取締役 平成21年7月 当社 執行役員管理本部長 平成21年9月 当社 執行役員管理本部長兼経営企 画部長兼財務経理部長 平成22年3月 当社 取締役兼執行役員管理本部長 兼財務経理部長 平成22年5月 当社 取締役兼執行役員 CFO 管理 本部長 平成23年3月 当社 取締役兼常務執行役員 CFO 管理本部長(現任)	(注) 1	3,000
取締役	-	Lowell Sears	昭和26年2月27日生	昭和61年8月 米国アムジェン社 財務部長兼企画 部長 昭和63年10月 同社 最高財務責任者兼アジア太平 洋地域担当上級副社長 平成6年4月 シアーズ・キャピタル・マネジメ ント・インク 会長兼最高経営責 任者(現任) 平成17年9月 当社 取締役(現任)	(注) 1	-

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役	-	George Morstyn	昭和25年12月28日生	平成3年3月 米国アムジェン社 上級副社長 グローバルディベロップメント兼CMO 平成17年9月 当社サイエンティフィック・アドバイザリー・ボード(SAB)メンバー 平成19年7月 当社サイエンティフィック・アドバイザリー・ボード(SAB)議長(現任) 平成21年3月 当社 取締役(現任)	(注) 1	-
常勤監査役	-	後藤 雅彦	昭和18年4月2日生	平成9年7月 石川島播磨重工業株式会社(現株式会社IHI) 監査室長 平成14年6月 株式会社マリンユナイテッド(現株式会社アイ・エイチ・アイマリンユナイテッド) 常勤監査役 平成18年3月 当社 常勤監査役(現任)	(注) 2	-
常勤監査役	-	大泉 浩志	昭和28年9月24日生	平成14年4月 ハートフォード生命保険株式会社 監査部長 平成16年12月 ファイザー株式会社 監査部長 平成19年3月 リーバイ・ストラウス ジャパン株式会社 常勤監査役 平成23年6月 当社 常勤監査役(現任)	(注) 2	-
監査役	-	一條 實昭	昭和20年8月6日生	昭和48年4月 弁護士登録 アンダーソン・毛利・ラビノウイツ法律事務所(現アンダーソン・毛利・友常法律事務所)入所 昭和57年1月 同事務所 パートナー(現任) 平成18年3月 当社 監査役(現任)	(注) 2	-
監査役	-	島崎 主税	昭和32年10月14日生	昭和56年11月 監査法人朝日会計社(現あずさ監査法人)入社 昭和63年2月 公認会計士島崎事務所開設(現在に至る) 平成17年4月 高千穂大学院兼任講師 平成19年3月 当社 監査役(現任)	(注) 2	-
計						3,035,200

(注) 1. 取締役の任期は、平成23年6月30日開催の臨時株主総会終結の時から2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までであります。

2. 監査役の任期は、平成23年6月30日開催の臨時株主総会終結の時から4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までであります。

3. 取締役Lowell Sears及びGeorge Morstynは、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。

4. 監査役後藤雅彦、大泉浩志、一條實昭及び島崎主税は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。

5. 当社では、取締役会の一層の活性化を促し、取締役会の意思決定・業務執行の監督機能と、各部門に於ける業務執行機能を区分し、経営効率の向上を図るために執行役員制度を導入しております。執行役員は4名で、上記の執行役員を兼務する取締役3名を除く1名は次のとおりであります。

秦 小強 (Albert Qin) 執行役員 CSO (Chief Scientific Officer) 兼開発本部メディカルディレクター

6【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1)【コーポレート・ガバナンスの状況】

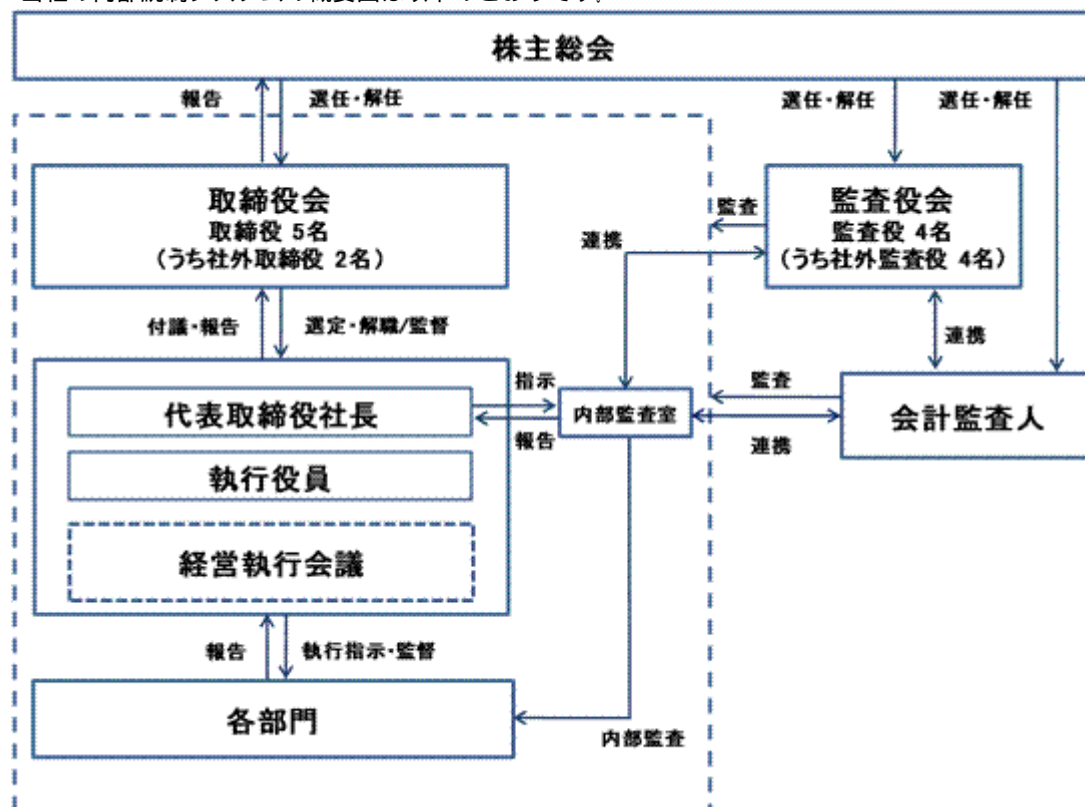
コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、共創・共生の「志」に基づいて設立されました。患者さんを中心にして、科学者・医師・行政・株主が支えあう関係こそが当社が目指す理念であり、負うべき使命であります。この理念を追求することこそが当社の企業価値を向上させるとの認識のもと、当社はコーポレート・ガバナンスを強化し、経営効率の向上と企業倫理の浸透、経営の健全性確保に努めております。

会社の機関の内容

当社は、会社法に規定している取締役会及び監査役会を設置しております。

当社の内部統制システムの概要図は以下のとおりです。



取締役会の状況

取締役会は取締役5名（うち社外取締役2名）で構成され、当社の経営に関する重要な意思決定並びに法令で定められた事項の決定を行っております。

取締役会は原則として月1回開催し、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。取締役は活発に質問するとともに、各々の専門的な立場から積極的に提言を行っております。

なお、当社では、意思決定と業務執行の迅速化を図るために、経営の重要な意思決定・業務執行の監督機能と、業務執行機能を区分し、前者を取締役会が、後者を執行役員が担っております。

監査役会及び監査役監査の状況

監査役は、監査役会が定めた監査方針、職務分担等に従い、取締役会やその他の重要な会議に出席し意見を述べるとともに、取締役の職務の執行状況を監査しています。監査役会は、原則として月1回開催し、必要に応じて臨時監査役会を開催しております。

監査役会は、4名（全員が社外監査役）で構成されており、うち2名は常勤監査役です。全監査役は取締役会に出席しており、取締役会への監査機能を強化しております。

経営執行会議

経営戦略及び経営上の重要な案件については、原則として月2回開催される経営執行会議において討議を行うことにより、事業の円滑な運営に努めております。

内部監査の状況

当社は、社長直轄の内部監査室を設置し、専任の内部監査室長を選任しております。内部監査室長は、各部門の業務に対し、内部監査規程及び毎期策定する内部監査計画等に基づき監査を実施しております。各部門の監査結果及び改善措置については、内部監査室長から代表取締役社長に報告されており、監査の結果、改善事項がある場合には、被監査部門に対し指摘・改善提案を行い、改善状況を継続的に確認しております。

さらに当社は、開発本部に薬事監査室を設置し、専任の薬事監査室長を選任しており、内部監査室長は、薬事監査室から報告を受け、薬事監査を含めた会社全体の内部監査業務を担っております。

会計監査の状況

当社は株主総会で選任された新日本有限責任監査法人との間で監査契約を締結し、会社法及び金融商品取引法に基づく会計監査を受けております。

会計監査業務を執行した公認会計士の氏名、所属する監査法人及び継続監査年数、並びに監査業務に係る補助者の構成は、以下のとおりであります。

a. 業務を執行した公認会計士の氏名、所属する監査法人及び継続監査年数

公認会計士の氏名等		所属する監査法人
指定有限責任社員	古川 康信	新日本有限責任監査法人
業務執行社員	鈴木 真一郎	

(注) 継続監査年数については、全員7年以内であるため、記載を省略しております。

b. 監査業務における補助者

公認会計士 1名 その他 5名

監査役及び内部監査、並びに会計監査人の連携

監査役及び内部監査室長、並びに会計監査人は、其々が独立した立場で監査を実施する一方で、監査を有効かつ効率的に進めるため、定期的に意見交換を行っており、監査の実効性向上に努めております。

当社監査役は、会計監査人より各事業年度の監査計画及び監査結果について報告を受けており、また、必要に応じて適宜情報交換を行うなど、緊密に連携を図っております。

当社監査役は、内部監査室長より、各事業年度の内部監査計画及び内部監査結果について報告を受けており、また、必要に応じて適宜情報交換を行うなど、緊密に連携を図っております。

内部統制システムの整備の状況等

当社の内部統制システムといたしましては、コーポレート・ガバナンスの健全性を保つため、基本方針を以下のよう

(a) 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・ 当社は、企業行動憲章を代表取締役社長が、繰返しその精神の遵守を取締役、監査役及び使用人（契約社員、派遣社員、業務委託社員を含む）に求めることにより、法令遵守及び倫理維持（「コンプライアンス」）をあらゆる企業活動の前提とすることを徹底しています。
- ・ 当社は、管理部門担当役員を委員長とし、本部長または関係部署長を委員とするコンプライアンス委員会が中心になってコンプライアンスを推進しています。
- ・ 当社は、社外に常設のコンプライアンス・ホットラインを通して、不正行為の早期発見と是正に努めてい

ます。また、社内にも全てのコンプライアンス問題に関する通報窓口を通して、社員等からの相談を受ける体制を構築しています。

- ・ 社長直属の内部監査室は、経営の品質保証のため、内部統制の整備及び運用状況を、業務の有効性・効率性、財務報告の信頼性、及びコンプライアンスの観点から検証するとともに、リスクマネジメントの妥当性・有効性を評価し、その改善に向けて助言・提言を行っております。
- ・ 当社は、良き企業市民として、社会貢献活動を積極的に行います。更に当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体に対し毅然として対決します。

(b) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ・ 当社は、人事総務部長を文書取扱の統轄管理責任者とし、株主総会議事録、取締役会議事録等の法定文書の他、その職務の執行に係わる情報を含む重要な文書等は、法令及び「文書管理規程」等に基づき、適切に保存及び管理しています。

(c) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ・ 当社は、リスク管理に関する基本方針と関連規程に基づき、リスク管理を行っています。平時には管理部門担当役員を委員長とする常設のリスクマネジメント委員会において、組織横断的なリスク状況の監視並びに全社対応を行っています。また、緊急事態には代表取締役社長を対策本部長とし、対策本部を設置して、緊急事態に対応する方針です。

(d) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ・ 取締役及び社員は、「取締役会規則」及び「決裁規程」等に基づく適正な意思決定ルールに従い、職務を執行しています。
- ・ 当社は、代表取締役社長の的確な判断を補佐するため、「経営執行会議規程」に基づき、経営執行会議を定期的に開催しています。
- ・ 当社は、長期経営計画を策定し、事業を展開しております。また、年度ごとの事業計画に数値目標を含め、業績評価と予算管理を行い、その達成状況を、毎月取締役会に報告しています。

(e) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制

- ・ 当社は、監査役がその職務を補助すべき使用人はおりませんが、監査役は、必要に応じて監査担当者の任命を代表取締役社長に要請することができるものとし、代表取締役社長は、その要請を受けた場合には、必要な範囲内で監査担当者を任命します。
- ・ 監査役より監査業務に必要な命令を受けた社員は、その命令に関して、取締役、内部監査部門等の指揮命令を受けません。
- ・ 監査役による各業務執行取締役及び重要な各使用人からの個別ヒアリングの機会を設けます。
- ・ 取締役及び執行役員は、当社に著しい損害、若しくは影響を及ぼす事実を発見した場合、速やかに監査役に報告します。
- ・ 監査役は、重要な意思決定の過程及び業務執行の状況を把握するため取締役会の他、経営執行会議その他の重要会議に出席することができます。
- ・ 監査役は、代表取締役社長、会計監査人それぞれとの間で意見交換会を開催しています。

取締役等に対する報酬

第6期事業年度に計上した当社の取締役及び監査役の報酬等は以下のとおりです。

	人数	報酬金額
取締役	6名	71,016千円
（うち社外取締役）（注）2	（3名）	（9,395千円）
監査役	3名	14,820千円
（うち社外監査役）	（3名）	（14,820千円）

（注）1．当社の株主総会決議による報酬限度額は、取締役が1億3,000万円、監査役が2,000万円です。

2．平成23年3月30日付で取締役を退任した松田修一社外取締役を含みます。

社外取締役及び社外監査役と当社との人的関係、資本的関係または取引関係その他の利害関係

当社は、取締役Lowell Searsに新株予約権1,120個、取締役George Morstynに新株予約権1,420個を付与しております。その他、人的関係、資本的関係または取引関係その他の利害関係はありません。

当社は、監査役後藤雅彦に新株予約権350個を付与しております。その他、人的関係、資本的関係または取引関係その他の利害関係はありません。

当社は、監査役一條實昭が所属するアンダーソン・毛利・友常法律事務所と取引関係があります。その他、人的関係、資本的関係または取引関係その他の利害関係はありません。

取締役の責任免除

当社は、会社法第423条第1項につき、取締役が職務の遂行にあたり、その能力を十分に発揮し、期待される役割を果たし得るようになるため、取締役会の決議により取締役の責任を免除する決議ができることを定款において定めております。

監査役の責任免除

当社は、会社法第423条第1項につき、監査役が職務の遂行にあたり、その能力を十分に発揮し、期待される役割を果たし得るようになるため、取締役会の決議により監査役の責任を免除する決議ができることを定款において定めております。

社外取締役との責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役は、会社法第427条第1項に基づき、会社法第423条第1項の責任につき、当該社外取締役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、金100万円以上であらかじめ定める金額または法令が定める額のいずれか高い額を限度として責任を負担するとする責任限定契約を締結しております。

社外監査役との責任限定契約の内容の概要

当社と各社外監査役は、会社法第427条第1項に基づき、会社法第423条第1項の責任につき、当該社外監査役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、金100万円以上であらかじめ定める金額または法令が定める額のいずれか高い額を限度として責任を負担するとする責任限定契約を締結しております。

取締役の定数・取締役の選解任の決議要件に関する別段の定め

当社は、取締役の定数につき、10名以内とする旨を定款に定めています。

また、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨を、定款に定めています。

取締役の解任決議については、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を、定款に定めています。

また、取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする旨定款に定めております。

監査役の定数・監査役の選解任の決議要件に関する別段の定め

当社は、監査役の定数につき、4名以内とする旨を定款に定めています。

また、監査役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨を、定款に定めています。

監査役の解任決議については、会社法と異なる別段の定めはありません。

株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会の円滑な運営を目的として、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を、定款に定めています。

中間配当

当社は、株主への機動的な利益還元を可能にするため、取締役会の決議によって、毎年6月30日を基準日として中間配当をすることができる旨定款に定めております。

(2) 【監査報酬の内容等】

【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

最近事業年度の前事業年度		最近事業年度	
監査証明業務に基づく報酬 (千円)	非監査業務に基づく報酬 (千円)	監査証明業務に基づく報酬 (千円)	非監査業務に基づく報酬 (千円)
11,000	-	13,000	-

【その他重要な報酬の内容】

最近事業年度の前事業年度

該当事項はありません。

最近事業年度

該当事項はありません。

【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

最近事業年度の前事業年度

該当事項はありません。

最近事業年度

該当事項はありません。

【監査報酬の決定方針】

監査人員数、監査日程等を勘案した上で決定し、監査役会において同意しております。

第5【経理の状況】

1．財務諸表及び四半期財務諸表の作成方法について

(1) 当社の財務諸表は「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、前事業年度（平成21年1月1日から平成21年12月31日まで）は、改正前の財務諸表等規則に基づき、当事業年度（平成22年1月1日から平成22年12月31日まで）は、改正後の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

(2) 当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第63号、以下「四半期財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。

2．監査証明について

(1) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前事業年度（平成21年1月1日から平成21年12月31日まで）及び当事業年度（平成22年1月1日から平成22年12月31日まで）の財務諸表について、新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

なお、前事業年度に係る監査報告書は、平成22年8月5日提出の有価証券報告書に添付されたものによっており、当事業年度に係る監査報告書は、平成23年3月31日提出の有価証券報告書に添付されたものによっております。

(2) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当第2四半期会計期間（平成23年4月1日から平成23年6月30日まで）及び当第2四半期累計期間（平成23年1月1日から平成23年6月30日まで）の四半期財務諸表について、新日本有限責任監査法人により四半期レビューを受けております。

なお、当第2四半期会計期間及び当第2四半期累計期間に係る四半期レビュー報告書は、平成23年8月12日提出の四半期報告書に添付されたものによっております。

3．連結財務諸表及び四半期連結財務諸表について

当社は、子会社がありませんので、連結財務諸表及び四半期連結財務諸表を作成しておりません。

4．財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、または会計基準等の変更等についての的確に対応することができる体制を整備するため、監査法人等が主催する研修に参加しております。

1【財務諸表等】
 (1)【財務諸表】
 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成21年12月31日)	当事業年度 (平成22年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	3,902,236	2,314,484
売掛金	-	5,934
有価証券	219,064	1,701,323
前払費用	31,486	101,905
立替金	54,193	86,081
未収消費税等	9,147	-
その他	2,321	3,070
流動資産合計	4,218,451	4,212,800
固定資産		
有形固定資産		
建物	7,358	7,358
減価償却累計額	4,563	4,726
建物（純額）	2,794	2,631
工具、器具及び備品	17,590	30,987
減価償却累計額	7,007	11,691
工具、器具及び備品（純額）	10,582	19,295
有形固定資産合計	13,377	21,927
無形固定資産		
ソフトウェア	1,816	772
無形固定資産合計	1,816	772
投資その他の資産		
敷金及び保証金	27,044	27,282
投資その他の資産合計	27,044	27,282
固定資産合計	42,238	49,982
資産合計	4,260,689	4,262,783
負債の部		
流動負債		
買掛金	-	1,168
未払金	182,182	124,323
未払法人税等	12,367	10,702
未払消費税等	-	8,107
前受金	-	1,382
その他	10,814	32,200
流動負債合計	205,364	177,884
固定負債		
退職給付引当金	1,567	1,835
固定負債合計	1,567	1,835
負債合計	206,931	179,719

	前事業年度 (平成21年12月31日)	当事業年度 (平成22年12月31日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	3,378,250	3,710,830
資本剰余金		
資本準備金	3,348,250	3,680,830
資本剰余金合計	3,348,250	3,680,830
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	2,666,269	3,308,577
利益剰余金合計	2,666,269	3,308,577
株主資本合計	4,060,230	4,083,082
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	6,471	18
評価・換算差額等合計	6,471	18
純資産合計	4,053,758	4,083,064
負債純資産合計	4,260,689	4,262,783

【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

当第2四半期会計期間末
(平成23年6月30日)

資産の部	
流動資産	
現金及び預金	2,816,341
売掛金	180,415
有価証券	2,602,049
商品及び製品	236,176
前払費用	102,250
立替金	81,404
その他	34,508
流動資産合計	6,053,147
固定資産	
有形固定資産	
建物（純額）	2,550
工具、器具及び備品（純額）	17,493
有形固定資産合計	20,044
無形固定資産	
ソフトウェア	10,821
無形固定資産合計	10,821
投資その他の資産	
敷金及び保証金	21,140
投資その他の資産合計	21,140
固定資産合計	52,005
資産合計	6,105,153
負債の部	
流動負債	
買掛金	246,333
未払金	188,519
短期借入金	250,000
未払法人税等	11,761
その他	30,806
流動負債合計	727,420
固定負債	
退職給付引当金	2,035
固定負債合計	2,035
負債合計	729,455
純資産の部	
株主資本	
資本金	4,710,850
資本剰余金	4,680,850
利益剰余金	4,015,918
株主資本合計	5,375,781
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	84
評価・換算差額等合計	84
純資産合計	5,375,697
負債純資産合計	6,105,153

【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成21年 1月 1日 至 平成21年12月31日)	当事業年度 (自 平成22年 1月 1日 至 平成22年12月31日)
売上高		
商品売上高	-	325,650
権利収入	-	1,124,322
売上高合計	1,191,127	1,449,972
売上原価		
商品期首たな卸高	-	-
当期商品仕入高	-	238,183
合計	-	238,183
商品期末たな卸高	-	-
商品売上原価	-	238,183
売上総利益	1,191,127	1,211,789
販売費及び一般管理費	1, 2 1,399,155	1, 2 1,824,582
営業損失()	208,027	612,793
営業外収益		
受取利息	2,033	1,014
有価証券利息	5,672	2,420
為替差益	11,835	-
助成金収入	-	8,213
その他	815	1,077
営業外収益合計	20,356	12,725
営業外費用		
有価証券売却損	-	7,926
支払手数料	10,000	10,376
株式交付費	10,399	2,328
為替差損	-	4,951
株式公開費用	6,000	12,725
その他	1	0
営業外費用合計	26,400	38,308
経常損失()	214,072	638,375
特別損失		
固定資産除却損	-	3 132
特別損失合計	-	132
税引前当期純損失()	214,072	638,507
法人税、住民税及び事業税	3,800	3,800
法人税等合計	3,800	3,800
当期純損失()	217,872	642,307

【四半期損益計算書】
【第2四半期累計期間】

(単位:千円)

	当第2四半期累計期間 (自平成23年1月1日 至平成23年6月30日)
売上高	982,651
売上原価	646,800
売上総利益	335,850
販売費及び一般管理費	1,037,184
営業損失()	701,333
営業外収益	
受取利息	387
有価証券利息	1,253
助成金収入	51,891
その他	21
営業外収益合計	53,553
営業外費用	
支払利息	586
支払手数料	11,157
株式交付費	7,000
為替差損	28,591
株式公開費用	4,993
営業外費用合計	52,329
経常損失()	700,109
特別損失	
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	5,331
特別損失合計	5,331
税引前四半期純損失()	705,440
法人税、住民税及び事業税	1,900
法人税等合計	1,900
四半期純損失()	707,340

【第2四半期会計期間】

(単位：千円)

	当第2四半期会計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年6月30日)
売上高	634,547
売上原価	381,873
売上総利益	252,674
販売費及び一般管理費	543,182
営業損失()	290,507
営業外収益	
受取利息	189
有価証券利息	670
その他	20
営業外収益合計	880
営業外費用	
支払利息	283
支払手数料	5,609
株式交付費	42
為替差損	8,959
株式公開費用	2,792
営業外費用合計	17,687
経常損失()	307,314
税引前四半期純損失()	307,314
法人税、住民税及び事業税	950
法人税等合計	950
四半期純損失()	308,264

【株主資本等変動計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成21年 1月 1日 至 平成21年12月31日)	当事業年度 (自 平成22年 1月 1日 至 平成22年12月31日)
株主資本		
資本金		
前期末残高	1,892,500	3,378,250
当期変動額		
新株の発行	1,485,750	332,580
当期変動額合計	1,485,750	332,580
当期末残高	3,378,250	3,710,830
資本剰余金		
資本準備金		
前期末残高	1,862,500	3,348,250
当期変動額		
新株の発行	1,485,750	332,580
当期変動額合計	1,485,750	332,580
当期末残高	3,348,250	3,680,830
資本剰余金合計		
前期末残高	1,862,500	3,348,250
当期変動額		
新株の発行	1,485,750	332,580
当期変動額合計	1,485,750	332,580
当期末残高	3,348,250	3,680,830
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		
前期末残高	2,448,397	2,666,269
当期変動額		
当期純損失()	217,872	642,307
当期変動額合計	217,872	642,307
当期末残高	2,666,269	3,308,577
利益剰余金合計		
前期末残高	2,448,397	2,666,269
当期変動額		
当期純損失()	217,872	642,307
当期変動額合計	217,872	642,307
当期末残高	2,666,269	3,308,577
株主資本合計		
前期末残高	1,306,602	4,060,230
当期変動額		
新株の発行	2,971,500	665,160
当期純損失()	217,872	642,307
当期変動額合計	2,753,627	22,852
当期末残高	4,060,230	4,083,082

	前事業年度 (自 平成21年 1月 1日 至 平成21年12月31日)	当事業年度 (自 平成22年 1月 1日 至 平成22年12月31日)
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
前期末残高	-	6,471
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	6,471	6,453
当期変動額合計	6,471	6,453
当期末残高	6,471	18
評価・換算差額等合計		
前期末残高	-	6,471
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	6,471	6,453
当期変動額合計	6,471	6,453
当期末残高	6,471	18
純資産合計		
前期末残高	1,306,602	4,053,758
当期変動額		
新株の発行	2,971,500	665,160
当期純損失（ ）	217,872	642,307
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	6,471	6,453
当期変動額合計	2,747,156	29,305
当期末残高	4,053,758	4,083,064

【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成21年 1月 1日 至 平成21年12月31日)	当事業年度 (自 平成22年 1月 1日 至 平成22年12月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純損失 ()	214,072	638,507
減価償却費	4,341	6,519
差入保証金償却額	213	332
退職給付引当金の増減額 (は減少)	170	268
受取利息	7,705	3,435
為替差損益 (は益)	9,614	5,235
株式交付費	10,399	2,328
支払手数料	10,000	10,376
固定資産除却損	-	132
売上債権の増減額 (は増加)	-	5,934
前払費用の増減額 (は増加)	34,027	58,295
立替金の増減額 (は増加)	30,598	31,887
未収消費税等の増減額 (は増加)	9,147	9,147
その他の流動資産の増減額 (は増加)	1,323	749
仕入債務の増減額 (は減少)	-	1,168
未払金の増減額 (は減少)	69,049	57,859
未払消費税等の増減額 (は減少)	37,649	8,107
前受金の増減額 (は減少)	24,702	1,382
その他の流動負債の増減額 (は減少)	1,937	20,476
その他	76	290
小計	204,598	730,904
利息及び配当金の受取額	5,552	3,988
コミットメントフィーの支払額	10,000	22,500
法人税等の支払額	2,290	4,555
営業活動によるキャッシュ・フロー	211,336	753,971
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	397,922	200,905
有価証券の償還による収入	400,000	100,000
有形固定資産の取得による支出	3,403	14,157
敷金及び保証金の差入による支出	2,978	844
敷金及び保証金の回収による収入	352	273
投資活動によるキャッシュ・フロー	3,952	115,633
財務活動によるキャッシュ・フロー		
株式の発行による収入	2,971,500	665,160
株式の発行による支出	8,393	2,328
財務活動によるキャッシュ・フロー	2,963,106	662,832
現金及び現金同等物に係る換算差額	3,142	1,236
現金及び現金同等物の増減額 (は減少)	2,750,960	205,536
現金及び現金同等物の期首残高	1,370,340	4,121,301
現金及び現金同等物の期末残高	4,121,301	3,915,765

【四半期キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	当第2四半期累計期間 (自平成23年1月1日 至平成23年6月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー	
税引前四半期純損失()	705,440
減価償却費	3,941
差入保証金償却額	1,194
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	5,331
退職給付引当金の増減額(は減少)	200
受取利息	1,641
支払利息	586
為替差損益(は益)	3,374
株式交付費	7,000
支払手数料	11,157
売上債権の増減額(は増加)	174,481
たな卸資産の増減額(は増加)	236,176
前払費用の増減額(は増加)	11,502
立替金の増減額(は増加)	4,676
その他の流動資産の増減額(は増加)	31,437
仕入債務の増減額(は減少)	245,165
未払金の増減額(は減少)	64,196
その他の流動負債の増減額(は減少)	9,824
その他	226
小計	823,454
利息及び配当金の受取額	1,585
利息の支払額	586
法人税等の支払額	1,900
営業活動によるキャッシュ・フロー	824,355
投資活動によるキャッシュ・フロー	
有価証券の取得による支出	100,610
有価証券の償還による収入	100,000
有形固定資産の取得による支出	1,167
無形固定資産の取得による支出	10,940
敷金及び保証金の差入による支出	432
敷金及び保証金の回収による収入	50
投資活動によるキャッシュ・フロー	13,099
財務活動によるキャッシュ・フロー	
短期借入金の純増減額(は減少)	250,000
株式の発行による収入	2,000,040
株式の発行による支出	7,000
財務活動によるキャッシュ・フロー	2,243,039
現金及び現金同等物に係る換算差額	3,458
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	1,402,126
現金及び現金同等物の期首残高	3,915,765
現金及び現金同等物の四半期末残高	5,317,891

【重要な会計方針】

項目	前事業年度 (自平成21年1月1日 至平成21年12月31日)	当事業年度 (自平成22年1月1日 至平成22年12月31日)
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>その他有価証券</p> <p>時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定) によっております。</p> <p>時価のないもの 移動平均法による原価法によっております。</p>	<p>その他有価証券</p> <p>時価のあるもの 同左</p> <p>時価のないもの 同左</p>
2. たな卸資産の評価基準及び評価方法		<p>総平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)を採用しております。</p>
3. 固定資産の減価償却の方法	<p>(1) 有形固定資産(リース資産を除く) 定額法によっております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 建物 2～18年 工具、器具及び備品 4～10年</p> <p>(2) 無形固定資産(リース資産を除く) 定額法によっております。 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。</p> <p>(3) リース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。 なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年12月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。</p>	<p>(1) 有形固定資産(リース資産を除く) 同左</p> <p>(2) 無形固定資産(リース資産を除く) 同左</p> <p>(3) リース資産 同左</p>
4. 繰延資産の処理方法	<p>株式交付費 全額発生時の費用として処理しております。</p>	<p>株式交付費 同左</p>
5. 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準	<p>外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。</p>	<p>同左</p>

項目	前事業年度 (自 平成21年 1月 1日 至 平成21年12月31日)	当事業年度 (自 平成22年 1月 1日 至 平成22年12月31日)
6．引当金の計上基準	<p>(1) 貸倒引当金</p> <p>(2) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見積り額に基づき計上しております。</p>	<p>(1) 貸倒引当金 債権等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。 なお、当事業年度においては、過去の貸倒実績及び回収不能と見込まれる債権残高がないため計上しておりません。</p> <p>(2) 退職給付引当金 同左</p>
7．キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲	<p>手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3か月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。</p>	同左
8．その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>消費税等の会計処理 税抜方式によっております。</p>	<p>消費税等の会計処理 同左</p>

【会計処理方法の変更】

前事業年度 (自 平成21年1月1日 至 平成21年12月31日)	当事業年度 (自 平成22年1月1日 至 平成22年12月31日)
<p>(リース取引に関する会計基準)</p> <p>所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、当事業年度より「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号(平成5年6月17日(企業会計審議会第一部会)、平成19年3月30日改正))及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号(平成6年1月18日(日本公認会計士協会 会計制度委員会)、平成19年3月30日改正))を適用し、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっております。</p> <p>なお、リース取引開始日が適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、引き続き通常の賃貸借処理に係る方法に準じた会計処理を適用しております。</p> <p>これによる損益に与える影響はありません。</p>	

【表示方法の変更】

前事業年度 (自 平成21年1月1日 至 平成21年12月31日)	当事業年度 (自 平成22年1月1日 至 平成22年12月31日)
<p>前事業年度において営業外費用の「その他」に含めて表示しておりました「株式公開費用」は、当事業年度において、営業外費用の総額の100分の10を超えたため区分掲記しました。なお、前事業年度の「株式公開費用」は6,170千円であります。</p>	<p>前事業年度まで「売上高」として一括掲記しておりましたが、「SyB L-0501」の販売が開始されたことに伴い、売上の内容を明確化するため、当事業年度より「商品売上高」「権利収入」に区分掲記しております。なお、前事業年度に含まれる「商品売上高」「権利収入」はそれぞれ - 千円、1,191,127千円であります。</p>

【注記事項】

(貸借対照表関係)

前事業年度 (平成21年12月31日)	当事業年度 (平成22年12月31日)												
<p>1 当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行3行と当座貸越契約及び貸出コミットメント契約を締結しております。これら契約に基づく当事業年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 70%;">当座貸越極度額及び貸出コミットメントの総額</td> <td style="text-align: right;">850,000千円</td> </tr> <tr> <td>借入実行残高</td> <td style="text-align: right;">- 千円</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">差引額</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">850,000千円</td> </tr> </table>	当座貸越極度額及び貸出コミットメントの総額	850,000千円	借入実行残高	- 千円	差引額	850,000千円	<p>1 当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行3行と当座貸越契約及び貸出コミットメント契約を締結しております。これら契約に基づく当事業年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 70%;">当座貸越極度額及び貸出コミットメントの総額</td> <td style="text-align: right;">1,350,000千円</td> </tr> <tr> <td>借入実行残高</td> <td style="text-align: right;">- 千円</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">差引額</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">1,350,000千円</td> </tr> </table>	当座貸越極度額及び貸出コミットメントの総額	1,350,000千円	借入実行残高	- 千円	差引額	1,350,000千円
当座貸越極度額及び貸出コミットメントの総額	850,000千円												
借入実行残高	- 千円												
差引額	850,000千円												
当座貸越極度額及び貸出コミットメントの総額	1,350,000千円												
借入実行残高	- 千円												
差引額	1,350,000千円												

(損益計算書関係)

前事業年度 (自平成21年1月1日 至平成21年12月31日)	当事業年度 (自平成22年1月1日 至平成22年12月31日)																						
<p>1 販売費に属する費用の割合は0.5%、一般管理費に属する費用の割合は99.5%であります。</p> <p>主要な費目及び金額は次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 70%;">役員報酬</td> <td style="text-align: right;">82,443千円</td> </tr> <tr> <td>給与手当</td> <td style="text-align: right;">239,914千円</td> </tr> <tr> <td>退職給付費用</td> <td style="text-align: right;">630千円</td> </tr> <tr> <td>研究開発費</td> <td style="text-align: right;">816,501千円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費</td> <td style="text-align: right;">1,675千円</td> </tr> </table> <p>2 研究開発費は全て一般管理費に含まれております。また、その総額は、816,501千円であります。</p>	役員報酬	82,443千円	給与手当	239,914千円	退職給付費用	630千円	研究開発費	816,501千円	減価償却費	1,675千円	<p>1 販売費に属する費用の割合は1.8%、一般管理費に属する費用の割合は98.2%であります。</p> <p>主要な費目及び金額は次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 70%;">役員報酬</td> <td style="text-align: right;">85,836千円</td> </tr> <tr> <td>給与手当</td> <td style="text-align: right;">256,427千円</td> </tr> <tr> <td>退職給付費用</td> <td style="text-align: right;">638千円</td> </tr> <tr> <td>研究開発費</td> <td style="text-align: right;">1,118,182千円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費</td> <td style="text-align: right;">2,525千円</td> </tr> </table> <p>2 研究開発費は全て一般管理費に含まれております。また、その総額は、1,118,182千円であります。</p> <p>3 固定資産除却損の内訳は、下記のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 70%;">工具、器具及び備品</td> <td style="text-align: right;">132千円</td> </tr> </table>	役員報酬	85,836千円	給与手当	256,427千円	退職給付費用	638千円	研究開発費	1,118,182千円	減価償却費	2,525千円	工具、器具及び備品	132千円
役員報酬	82,443千円																						
給与手当	239,914千円																						
退職給付費用	630千円																						
研究開発費	816,501千円																						
減価償却費	1,675千円																						
役員報酬	85,836千円																						
給与手当	256,427千円																						
退職給付費用	638千円																						
研究開発費	1,118,182千円																						
減価償却費	2,525千円																						
工具、器具及び備品	132千円																						

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度（自平成21年1月1日 至平成21年12月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	前事業年度末 株式数（株）	当事業年度 増加株式数（株）	当事業年度 減少株式数（株）	当事業年度末 株式数（株）
発行済株式				
普通株式	58,613	42,038	-	100,651
合計	58,613	42,038	-	100,651

(注) 普通株式の発行済株式数の増加42,038株は、第三者割当による新株の発行による増加であります。

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる株 式の種類	新株予約権の目的となる株式の数（株）				当事業年度 末残高 （千円）
			前事業 年度末	増加	減少	当事業 年度末	
提出会社	ストック・オプション としての新株予約権	-	-	-	-	-	-
	合計		-	-	-	-	-

(注) 上記の新株予約権の目的となる株式の種類及び新株予約権の目的となる株式の数については、(ストック・オプション等関係)に記載しております。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

当事業年度（自平成22年1月1日 至平成22年12月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	前事業年度末 株式数（株）	当事業年度 増加株式数（株）	当事業年度 減少株式数（株）	当事業年度末 株式数（株）
発行済株式				
普通株式	100,651	11,086	-	111,737
合計	100,651	11,086	-	111,737

(注) 普通株式の発行済株式数の増加11,086株は、第三者割当による新株の発行による増加であります。

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる株 式の種類	新株予約権の目的となる株式の数（株）				当事業年度 末残高 （千円）
			前事業 年度末	増加	減少	当事業 年度末	
提出会社	ストック・オプション としての新株予約権	-	-	-	-	-	-
	合計		-	-	-	-	-

(注) 上記の新株予約権の目的となる株式の種類及び新株予約権の目的となる株式の数については、(ストック・オプション等関係)に記載しております。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(キャッシュ・フロー計算書関係)

前事業年度 (自 平成21年1月1日 至 平成21年12月31日)	当事業年度 (自 平成22年1月1日 至 平成22年12月31日)
現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成21年12月31日現在) (千円)	現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成22年12月31日現在) (千円)
現金及び預金勘定 3,902,236	現金及び預金勘定 2,314,484
有価証券勘定 219,064	有価証券勘定 1,701,323
現金及び現金同等物 4,121,301	取得日から償還日までの 期間が3ヶ月を超える債 券 100,043
	現金及び現金同等物 3,915,765

（リース取引関係）

前事業年度 （自平成21年1月1日 至平成21年12月31日）				当事業年度 （自平成22年1月1日 至平成22年12月31日）			
リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引				リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引			
1. リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額及び期末残高相当額				1. リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額及び期末残高相当額			
	取得価額相当額 （千円）	減価償却累計額相当額 （千円）	期末残高相当額 （千円）		取得価額相当額 （千円）	減価償却累計額相当額 （千円）	期末残高相当額 （千円）
工具、器具及び備品	15,218	13,646	1,571	工具、器具及び備品	2,415	2,314	100
ソフトウェア	22,660	16,791	5,869	ソフトウェア	22,660	21,323	1,337
合計	37,878	30,437	7,440	合計	25,075	23,637	1,437
2. 未経過リース料期末残高相当額				2. 未経過リース料期末残高相当額			
1年内			6,364千円	1年内			1,547千円
1年超			1,547千円	1年超			-千円
合計			7,912千円	合計			1,547千円
3. 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額及び減損損失				3. 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額及び減損損失			
支払リース料			9,158千円	支払リース料			6,533千円
減価償却費相当額			8,397千円	減価償却費相当額			6,003千円
支払利息相当額			472千円	支払利息相当額			169千円
4. 減価償却費相当額の算定方法				4. 減価償却費相当額の算定方法			
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。				同左			
5. 利息相当額の算定方法				5. 利息相当額の算定方法			
リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。				同左			
(減損損失について)				(減損損失について)			
リース資産に配分された減損損失はありません。				同左			

(注) リース取引開始日がリース会計基準適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引について、引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を適用しております。

（金融商品関係）

当事業年度（自 平成22年1月1日 至 平成22年12月31日）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、パイプラインの開発計画に照らし、必要な資金（主に第三者割当）を調達しております。一時的な余資は、安全性を最優先に流動性の高い金融資産で運用しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金、共同開発に係る立替金は、顧客ないし共同開発パートナーの信用リスクに晒されております。また、外貨建の営業債権については、為替の変動リスクに晒されております。

有価証券は、元本割れのリスクを極力排した商品を選定していますが、市場価格の変動リスクはゼロではありません。

営業債務である買掛金及び未払金は、そのほとんどが2ヶ月以内の支払期日であります。また、外貨建の営業債務については、為替の変動リスクに晒されております。

敷金及び保証金については、そのほとんどが事務所の賃貸に係る保証金であり、その返還に関しては賃貸人の信用リスクに左右されます。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権については、与信管理規程に従い、営業部が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

預金については、高い信用格付けを有する金融機関を中心に取引を行っております。

有価証券については、資金管理規程に従い、一定程度を上回る格付けや運用期間等で、元本割れリスクを極力排しております。

外貨建ての営業債権債務に係る為替変動リスクに対しては、その発生頻度を勘案し、外貨建て預金等の保有リスクの方がより高いことから、受入時または支払時の直物為替にて決済しております。

資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払実行できなくなるリスク）の管理

当社は、各部署からの報告に基づき担当部署が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手元流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成22年12月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 現金及び預金	2,314,484	2,314,484	-
(2) 売掛金	5,934	5,934	-
(3) 有価証券	1,701,323	1,701,323	-
(4) 立替金	86,081	86,081	-
資産計	4,107,824	4,107,824	-
(1) 買掛金	1,168	1,168	-
(2) 未払金	124,323	124,323	-
(3) 未払法人税等	10,702	10,702	-
(4) 未払消費税等	8,107	8,107	-
負債計	144,301	144,301	-
デリバティブ取引計	-	-	-

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金、(4) 立替金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 有価証券

債券は金融機関から提示された価格によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「有価証券関係」注記をご参照下さい。

負債

(1) 買掛金、(2) 未払金、(3) 未払法人税等、(4) 未払消費税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

デリバティブ取引

「デリバティブ取引関係」注記をご参照下さい。

(注) 2. 時価を把握することが極めて困難と認められる商品

敷金及び保証金（貸借対照表計上額27,282千円）については、市場価額がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため上記表には含めておりません。

(注) 3. 金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	2,314,458	-	-	-
売掛金	5,934	-	-	-
有価証券				
その他有価証券のうち満期があるもの				
(1) 社債	100,000	-	-	-
(2) その他	1,601,280	-	-	-
立替金	86,081	-	-	-
合計	4,107,755	-	-	-

（追加情報）

当事業年度より、「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 平成20年3月10日）及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 平成20年3月10日）を適用しております。

（有価証券関係）

前事業年度（平成21年12月31日現在）

1. その他有価証券で時価のあるもの
該当事項はありません。

2. 時価評価されていない主な有価証券の内容

	貸借対照表計上額（千円）
その他有価証券	
中期国債ファンド	100,172
マネーマーケットファンド（USドル）	118,891
合計	219,064

当事業年度（平成22年12月31日現在）

1. その他有価証券

	種類	貸借対照表計上額（千円）	取得原価（千円）	差額（千円）
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1) 株式	-	-	-
	(2) 債券			
	国債・地方債等	-	-	-
	社債	100,043	100,061	18
	その他	-	-	-
	(3) その他	1,601,280	1,601,280	-
	合計	1,701,323	1,701,342	18

2. 当事業年度中に売却したその他有価証券（自 平成22年1月1日 至 平成22年12月31日）

種類	売却額（千円）	売却益の合計額（千円）	売却損の合計額（千円）
(1) 株式	-	-	-
(2) 債券			
国債・地方債等	-	-	-
社債	-	-	-
その他	-	-	-
(3) その他	117,491	-	7,926
合計	117,491	-	7,926

（デリバティブ取引関係）

前事業年度（自 平成21年 1月 1日 至 平成21年12月31日）

デリバティブ取引を全く行っていないため、該当事項はありません。

当事業年度（自 平成22年 1月 1日 至 平成22年12月31日）

デリバティブ取引を全く行っていないため、該当事項はありません。

（退職給付関係）

前事業年度 (自 平成21年 1月 1日 至 平成21年12月31日)	当事業年度 (自 平成22年 1月 1日 至 平成22年12月31日)												
<p>1. 採用している退職給付制度の概要 当社は、確定給付型の制度として退職一時金制度を採用し、確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を採用しております。</p>	<p>1. 採用している退職給付制度の概要 同左</p>												
<p>2. 退職給付債務に関する事項（平成21年12月31日）</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">退職給付債務</td> <td style="text-align: right;">1,567千円</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">退職給付引当金（ ）</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">1,567千円</td> </tr> </table>	退職給付債務	1,567千円	退職給付引当金（ ）	1,567千円	<p>2. 退職給付債務に関する事項（平成22年12月31日）</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">退職給付債務</td> <td style="text-align: right;">1,835千円</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">退職給付引当金（ ）</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">1,835千円</td> </tr> </table>	退職給付債務	1,835千円	退職給付引当金（ ）	1,835千円				
退職給付債務	1,567千円												
退職給付引当金（ ）	1,567千円												
退職給付債務	1,835千円												
退職給付引当金（ ）	1,835千円												
<p>（注）退職給付債務の算定にあたり、簡便法（当事業年度末自己都合要支給額）を採用しています。</p>	<p>（注）退職給付債務の算定にあたり、簡便法（当事業年度末自己都合要支給額）を採用しています。</p>												
<p>3. 退職給付費用に関する事項</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">勤務費用</td> <td style="text-align: right;">170千円</td> </tr> <tr> <td>確定拠出年金への掛金支払額</td> <td style="text-align: right;">985千円</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">退職給付費用（ + ）</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">1,155千円</td> </tr> </table>	勤務費用	170千円	確定拠出年金への掛金支払額	985千円	退職給付費用（ + ）	1,155千円	<p>3. 退職給付費用に関する事項</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">勤務費用</td> <td style="text-align: right;">268千円</td> </tr> <tr> <td>確定拠出年金への掛金支払額</td> <td style="text-align: right;">1,151千円</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">退職給付費用（ + ）</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">1,419千円</td> </tr> </table>	勤務費用	268千円	確定拠出年金への掛金支払額	1,151千円	退職給付費用（ + ）	1,419千円
勤務費用	170千円												
確定拠出年金への掛金支払額	985千円												
退職給付費用（ + ）	1,155千円												
勤務費用	268千円												
確定拠出年金への掛金支払額	1,151千円												
退職給付費用（ + ）	1,419千円												
<p>4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項 簡便法を採用しておりますので、基礎率等については記載しておりません。</p>	<p>4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項 同左</p>												

（ストック・オプション等関係）

前事業年度（自 平成21年 1月 1日 至 平成21年12月31日）

1. スtock・オプションによる当事業年度における費用計上額及び科目名

当社は未公開企業であり、ストック・オプション等の単位当たりの本源的価値は0円であるため、費用計上はしていません。

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

（1）ストック・オプションの内容

	第 1 回	第 2 回
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 3名 当社監査役 1名 当社従業員 6名 社外協力者 12名 合計22名	社外協力者 1名
株式の種類別のストック・オプションの数（注）	普通株式 3,900株	普通株式 20株
付与日	平成17年6月20日	平成17年6月22日
権利確定条件	1. 権利行使時において、当社の取締役、監査役、顧問もしくは従業員の地位を有していること。ただし、任期満了による退任、定年退職、別途取締役会が認めた場合及び社外協力者の場合はこの限りではない。 2. 当社株式が、証券取引所に株式公開していること。	同左
対象勤務期間	対象勤務期間は定められておりません。	同左
権利行使期間	平成19年 6月21日から 平成27年 6月20日まで	平成19年 6月23日から 平成27年 6月22日まで

（注）株式数に換算して記載しております。

	第 3 回	第 4 回
付与対象者の区分及び人数	当社従業員 1名	当社従業員 7名
株式の種類別のストック・オプションの数（注）	普通株式 100株	普通株式 470株
付与日	平成17年6月27日	平成17年12月 1日
権利確定条件	1. 権利行使時において、当社の取締役、監査役、顧問もしくは従業員の地位を有していること。ただし、任期満了による退任、定年退職、別途取締役会が認めた場合及び社外協力者の場合はこの限りではない。 2. 当社株式が、証券取引所に株式公開していること。	同左
対象勤務期間	対象勤務期間は定められておりません。	同左
権利行使期間	平成19年 6月21日から 平成27年 6月20日まで	平成19年12月 2日から 平成27年 9月 1日まで

（注）株式数に換算して記載しております。

	第5回	第6回
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 1名 当社従業員 16名 社外協力者 1名 合計18名	当社監査役 1名 当社従業員 3名 社外協力者 6名 合計10名
株式の種類別のストック・オプションの数（注）	普通株式 1,170株	普通株式 450株
付与日	平成18年1月31日	平成18年4月18日
権利確定条件	1. 権利行使時において、当社の取締役、監査役、顧問もしくは従業員の地位を有していること。ただし、任期満了による退任、定年退職、別途取締役会が認めた場合及び社外協力者の場合はこの限りではない。 2. 当社株式が、証券取引所に株式公開していること。	同左
対象勤務期間	対象勤務期間は定められておりません。	同左
権利行使期間	平成20年2月1日から 平成27年9月1日まで	平成20年4月19日から 平成28年3月30日まで

（注）株式数に換算して記載しております。

	第7回	第8回
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 6名 当社監査役 2名 当社従業員 16名 社外協力者 9名 合計33名	当社従業員 6名 社外協力者 5名 合計11名
株式の種類別のストック・オプションの数（注）	普通株式 2,000株	普通株式 520株
付与日	平成18年7月1日	平成18年12月4日
権利確定条件	1. 権利行使時において、当社の取締役、監査役、顧問もしくは従業員の地位を有していること。ただし、任期満了による退任、定年退職、別途取締役会が認めた場合及び社外協力者の場合はこの限りではない。 2. 当社株式が、証券取引所に株式公開していること。	同左
対象勤務期間	対象勤務期間は定められておりません。	同左
権利行使期間	平成20年7月2日から 平成28年3月30日まで	平成20年12月2日から 平成28年3月30日まで

（注）株式数に換算して記載しております。

	第9回	第10回
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 3名 当社監査役 2名 合計5名	当社従業員 24名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 660株	普通株式 510株
付与日	平成19年2月1日	平成19年2月1日
権利確定条件	1. 権利行使時において、当社の取締役、監査役、顧問もしくは従業員の地位を有していること。ただし、任期満了による退任、定年退職、別途取締役会が認めた場合及び社外協力者の場合はこの限りではない。 2. 当社株式が、証券取引所に株式公開していること。	同左
対象勤務期間	対象勤務期間は定められておりません。	同左
権利行使期間	平成21年1月24日から 平成29年1月23日まで	平成21年1月24日から 平成29年1月23日まで

(注) 株式数に換算して記載しております。

	第11回	第12回
付与対象者の区分及び人数	当社従業員 6名 社外協力者 3名 合計9名	当社取締役 5名 当社監査役 1名 合計6名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 340株	普通株式 820株
付与日	平成19年3月15日	平成19年8月29日
権利確定条件	1. 権利行使時において、当社の取締役、監査役、顧問もしくは従業員の地位を有していること。ただし、任期満了による退任、定年退職、別途取締役会が認めた場合及び社外協力者の場合はこの限りではない。 2. 当社株式が、証券取引所に株式公開していること。	同左
対象勤務期間	対象勤務期間は定められておりません。	同左
権利行使期間	平成21年3月3日から 平成29年3月2日まで	平成21年8月29日から 平成29年8月28日まで

(注) 株式数に換算して記載しております。

	第13回	第14回
付与対象者の区分及び人数	当社従業員 33名 社外協力者 12名 合計45名	当社取締役 5名 当社監査役 1名 合計6名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 1,700株	普通株式 2,070株
付与日	平成19年8月29日	平成20年10月1日
権利確定条件	1. 権利行使時において、当社の取締役、監査役、顧問もしくは従業員の地位を有していること。ただし、任期満了による退任、定年退職、別途取締役会が認めた場合及び社外協力者の場合はこの限りではない。 2. 当社株式が、証券取引所に株式公開していること。	同左
対象勤務期間	対象勤務期間は定められておりません。	同左
権利行使期間	平成21年8月29日から 平成29年8月28日まで	平成22年10月1日から 平成30年9月30日まで

(注) 株式数に換算して記載しております。

	第15回	第16回
付与対象者の区分及び人数	当社従業員 40名	社外協力者 14名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 2,045株	普通株式 850株
付与日	平成20年10月1日	平成20年10月1日
権利確定条件	1. 権利行使時において、当社の取締役、監査役、顧問もしくは従業員の地位を有していること。ただし、任期満了による退任、定年退職、別途取締役会が認めた場合及び社外協力者の場合はこの限りではない。 2. 当社株式が、証券取引所に株式公開していること。	同左
対象勤務期間	対象勤務期間は定められておりません。	同左
権利行使期間	平成22年10月1日から 平成30年9月30日まで	平成22年10月1日から 平成30年9月30日まで

(注) 株式数に換算して記載しております。

	第17回	第18回
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 3名 当社監査役 1名 合計4名	当社従業員 45名
株式の種類別のストック・オプションの数（注）	普通株式 720株	普通株式 1,150株
付与日	平成21年3月18日	平成21年3月18日
権利確定条件	1. 権利行使時において、当社の取締役、監査役、顧問もしくは従業員の地位を有していること。ただし、任期満了による退任、定年退職、別途取締役会が認めた場合及び社外協力者の場合はこの限りではない。 2. 当社株式が、証券取引所に株式公開していること。	同左
対象勤務期間	対象勤務期間は定められておりません。	同左
権利行使期間	平成23年3月19日から 平成31年3月18日まで	平成23年3月19日から 平成31年3月18日まで

（注）株式数に換算して記載しております。

	第19回
付与対象者の区分及び人数	社外協力者 2名
株式の種類別のストック・オプションの数（注）	普通株式 125株
付与日	平成21年3月18日
権利確定条件	1. 権利行使時において、当社の取締役、監査役、顧問もしくは従業員の地位を有していること。ただし、任期満了による退任、定年退職、別途取締役会が認めた場合及び社外協力者の場合はこの限りではない。 2. 当社株式が、証券取引所に株式公開していること。
対象勤務期間	対象勤務期間は定められておりません。
権利行使期間	平成23年3月19日から 平成31年3月18日まで

（注）株式数に換算して記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況
 ストック・オプションの数

	第1回	第2回	第3回	第4回
付与日	平成17年6月20日	平成17年6月22日	平成17年6月27日	平成17年12月1日
権利確定前				
期首(株)	3,730	20	100	50
付与(株)	-	-	-	-
失効(株)	120	-	100	-
権利確定(株)	-	-	-	-
未確定残(株)	3,610	20	-	50
権利確定後				
期首(株)	-	-	-	-
権利確定(株)	-	-	-	-
権利行使(株)	-	-	-	-
失効(株)	-	-	-	-
未行使残(株)	-	-	-	-

	第5回	第6回	第7回	第8回
付与日	平成18年1月31日	平成18年4月18日	平成18年7月1日	平成18年12月4日
権利確定前				
期首(株)	1,045	130	1,745	270
付与(株)	-	-	-	-
失効(株)	200	-	185	20
権利確定(株)	-	-	-	-
未確定残(株)	845	130	1,560	250
権利確定後				
期首(株)	-	-	-	-
権利確定(株)	-	-	-	-
権利行使(株)	-	-	-	-
失効(株)	-	-	-	-
未行使残(株)	-	-	-	-

	第9回	第10回	第11回	第12回
付与日	平成19年2月1日	平成19年2月1日	平成19年3月15日	平成19年8月29日
権利確定前				
期首(株)	620	310	300	820
付与(株)	-	-	-	-
失効(株)	80	65	-	90
権利確定(株)	-	-	-	-
未確定残(株)	540	245	300	730
権利確定後				
期首(株)	-	-	-	-
権利確定(株)	-	-	-	-
権利行使(株)	-	-	-	-
失効(株)	-	-	-	-
未行使残(株)	-	-	-	-

	第13回	第14回	第15回	第16回
付与日	平成19年8月29日	平成20年10月1日	平成20年10月1日	平成20年10月1日
権利確定前				
期首(株)	1,400	2,070	2,045	850
付与(株)	-	-	-	-
失効(株)	130	200	260	-
権利確定(株)	-	-	-	-
未確定残(株)	1,270	1,870	1,785	850
権利確定後				
期首(株)	-	-	-	-
権利確定(株)	-	-	-	-
権利行使(株)	-	-	-	-
失効(株)	-	-	-	-
未行使残(株)	-	-	-	-

	第17回	第18回	第19回
付与日	平成21年3月18日	平成21年3月18日	平成21年3月18日
権利確定前			
期首(株)	-	-	-
付与(株)	720	1,150	125
失効(株)	10	105	-
権利確定(株)	-	-	-
未確定残(株)	710	1,045	125
権利確定後			
期首(株)	-	-	-
権利確定(株)	-	-	-
権利行使(株)	-	-	-
失効(株)	-	-	-
未行使残(株)	-	-	-

単価情報

	第1回	第2回	第3回	第4回
付与日	平成17年6月20日	平成17年6月22日	平成17年6月27日	平成17年12月1日
権利行使価格(円)	50,000	50,000	50,000	100,000
行使時平均株価(円)	-	-	-	-
付与日における公正な評価単価(円)	-	-	-	-

	第5回	第6回	第7回	第8回
付与日	平成18年1月31日	平成18年4月18日	平成18年7月1日	平成18年12月4日
権利行使価格(円)	100,000	100,000	150,000	150,000
行使時平均株価(円)	-	-	-	-
付与日における公正な評価単価(円)	-	-	0	0

	第9回	第10回	第11回	第12回
付与日	平成19年2月1日	平成19年2月1日	平成19年3月15日	平成19年8月29日
権利行使価格（円）	150,000	150,000	150,000	150,000
行使時平均株価（円）	-	-	-	-
付与日における公正な評価単価（円）	0	0	0	0

	第13回	第14回	第15回	第16回
付与日	平成19年8月29日	平成20年10月1日	平成20年10月1日	平成20年10月1日
権利行使価格（円）	150,000	120,000	120,000	120,000
行使時平均株価（円）	-	-	-	-
付与日における公正な評価単価（円）	0	0	0	0

	第17回	第18回	第19回
付与日	平成21年3月18日	平成21年3月18日	平成21年3月18日
権利行使価格（円）	120,000	120,000	120,000
行使時平均株価（円）	-	-	-
付与日における公正な評価単価（円）	0	0	0

3. スtock・オプションの公正な評価単価の見積方法

当事業年度において付与した第17回～第19回Stock・オプションの公正な評価単価は、単位当たりの本源的価値により算定しております。

付与日	平成21年3月18日	平成21年3月18日	平成21年3月18日
株式の評価方法	ディスカウント・キャッシュフロー方式	同左	同左
当事業年度末におけるStock・オプションの本源的価値の合計額（円）	0	0	0
当事業年度中に行使されたStock・オプションの行使日における本源的価値の合計額（円）	-	-	-

当事業年度（自 平成22年 1月 1日 至 平成22年12月31日）

1. ストック・オプションによる当事業年度における費用計上額及び科目名

当社は未公開企業であり、ストック・オプション等の単位当たりの本源的価値は0円であるため、費用計上はしていません。

2. ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) ストック・オプションの内容

	第1回	第2回
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 3名 当社監査役 1名 当社従業員 6名 社外協力者 12名 合計22名	社外協力者 1名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 3,900株	普通株式 20株
付与日	平成17年6月20日	平成17年6月22日
権利確定条件	1. 権利行使時において、当社の取締役、監査役、顧問もしくは従業員の地位を有していること。ただし、任期満了による退任、定年退職、別途取締役会が認めた場合及び社外協力者の場合はこの限りではない。 2. 当社株式が、証券取引所に株式公開していること。	同左
対象勤務期間	対象勤務期間は定められておりません。	同左
権利行使期間	平成19年 6月21日から 平成27年 6月20日まで	平成19年 6月23日から 平成27年 6月22日まで

(注) 株式数に換算して記載しております。

	第3回	第4回
付与対象者の区分及び人数	当社従業員 1名	当社従業員 7名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 100株	普通株式 470株
付与日	平成17年6月27日	平成17年12月 1日
権利確定条件	1. 権利行使時において、当社の取締役、監査役、顧問もしくは従業員の地位を有していること。ただし、任期満了による退任、定年退職、別途取締役会が認めた場合及び社外協力者の場合はこの限りではない。 2. 当社株式が、証券取引所に株式公開していること。	同左
対象勤務期間	対象勤務期間は定められておりません。	同左
権利行使期間	平成19年 6月21日から 平成27年 6月20日まで	平成19年12月 2日から 平成27年 9月 1日まで

(注) 株式数に換算して記載しております。

	第5回	第6回
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 1名 当社従業員 16名 社外協力者 1名 合計18名	当社監査役 1名 当社従業員 3名 社外協力者 6名 合計10名
株式の種類別のストック・オプションの数（注）	普通株式 1,170株	普通株式 450株
付与日	平成18年1月31日	平成18年4月18日
権利確定条件	1. 権利行使時において、当社の取締役、監査役、顧問もしくは従業員の地位を有していること。ただし、任期満了による退任、定年退職、別途取締役会が認めた場合及び社外協力者の場合はこの限りではない。 2. 当社株式が、証券取引所に株式公開していること。	同左
対象勤務期間	対象勤務期間は定められておりません。	同左
権利行使期間	平成20年2月1日から 平成27年9月1日まで	平成20年4月19日から 平成28年3月30日まで

（注）株式数に換算して記載しております。

	第7回	第8回
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 6名 当社監査役 2名 当社従業員 16名 社外協力者 9名 合計33名	当社従業員 6名 社外協力者 5名 合計11名
株式の種類別のストック・オプションの数（注）	普通株式 2,000株	普通株式 520株
付与日	平成18年7月1日	平成18年12月4日
権利確定条件	1. 権利行使時において、当社の取締役、監査役、顧問もしくは従業員の地位を有していること。ただし、任期満了による退任、定年退職、別途取締役会が認めた場合及び社外協力者の場合はこの限りではない。 2. 当社株式が、証券取引所に株式公開していること。	同左
対象勤務期間	対象勤務期間は定められておりません。	同左
権利行使期間	平成20年7月2日から 平成28年3月30日まで	平成20年12月2日から 平成28年3月30日まで

（注）株式数に換算して記載しております。

	第9回	第10回
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 3名 当社監査役 2名 合計5名	当社従業員 24名
株式の種類別のストック・オプションの数（注）	普通株式 660株	普通株式 510株
付与日	平成19年2月1日	平成19年2月1日
権利確定条件	1. 権利行使時において、当社の取締役、監査役、顧問もしくは従業員の地位を有していること。ただし、任期満了による退任、定年退職、別途取締役会が認めた場合及び社外協力者の場合はこの限りではない。 2. 当社株式が、証券取引所に株式公開していること。	同左
対象勤務期間	対象勤務期間は定められておりません。	同左
権利行使期間	平成21年1月24日から 平成29年1月23日まで	平成21年1月24日から 平成29年1月23日まで

（注）株式数に換算して記載しております。

	第11回	第12回
付与対象者の区分及び人数	当社従業員 6名 社外協力者 3名 合計9名	当社取締役 5名 当社監査役 1名 合計6名
株式の種類別のストック・オプションの数（注）	普通株式 340株	普通株式 820株
付与日	平成19年3月15日	平成19年8月29日
権利確定条件	1. 権利行使時において、当社の取締役、監査役、顧問もしくは従業員の地位を有していること。ただし、任期満了による退任、定年退職、別途取締役会が認めた場合及び社外協力者の場合はこの限りではない。 2. 当社株式が、証券取引所に株式公開していること。	同左
対象勤務期間	対象勤務期間は定められておりません。	同左
権利行使期間	平成21年3月3日から 平成29年3月2日まで	平成21年8月29日から 平成29年8月28日まで

（注）株式数に換算して記載しております。

	第13回	第14回
付与対象者の区分及び人数	当社従業員 33名 社外協力者 12名 合計45名	当社取締役 5名 当社監査役 1名 合計6名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 1,700株	普通株式 2,070株
付与日	平成19年8月29日	平成20年10月1日
権利確定条件	1. 権利行使時において、当社の取締役、監査役、顧問もしくは従業員の地位を有していること。ただし、任期満了による退任、定年退職、別途取締役会が認めた場合及び社外協力者の場合はこの限りではない。 2. 当社株式が、証券取引所に株式公開していること。	同左
対象勤務期間	対象勤務期間は定められておりません。	同左
権利行使期間	平成21年8月29日から 平成29年8月28日まで	平成22年10月1日から 平成30年9月30日まで

(注) 株式数に換算して記載しております。

	第15回	第16回
付与対象者の区分及び人数	当社従業員 40名	社外協力者 14名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 2,045株	普通株式 850株
付与日	平成20年10月1日	平成20年10月1日
権利確定条件	1. 権利行使時において、当社の取締役、監査役、顧問もしくは従業員の地位を有していること。ただし、任期満了による退任、定年退職、別途取締役会が認めた場合及び社外協力者の場合はこの限りではない。 2. 当社株式が、証券取引所に株式公開していること。	同左
対象勤務期間	対象勤務期間は定められておりません。	同左
権利行使期間	平成22年10月1日から 平成30年9月30日まで	平成22年10月1日から 平成30年9月30日まで

(注) 株式数に換算して記載しております。

	第17回	第18回
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 3名 当社監査役 1名 合計4名	当社従業員 45名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 720株	普通株式 1,150株
付与日	平成21年3月18日	平成21年3月18日
権利確定条件	1. 権利行使時において、当社の取締役、監査役、顧問もしくは従業員の地位を有していること。ただし、任期満了による退任、定年退職、別途取締役会が認めた場合及び社外協力者の場合はこの限りではない。 2. 当社株式が、証券取引所に株式公開していること。	同左
対象勤務期間	対象勤務期間は定められておりません。	同左
権利行使期間	平成23年3月19日から 平成31年3月18日まで	平成23年3月19日から 平成31年3月18日まで

(注) 株式数に換算して記載しております。

	第19回	第20回
付与対象者の区分及び人数	社外協力者 2名	当社取締役 6名 当社監査役 1名 合計7名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 125株	普通株式 3,610株
付与日	平成21年3月18日	平成22年3月31日
権利確定条件	1. 権利行使時において、当社の取締役、監査役、顧問もしくは従業員の地位を有していること。ただし、任期満了による退任、定年退職、別途取締役会が認めた場合及び社外協力者の場合はこの限りではない。 2. 当社株式が、証券取引所に株式公開していること。	同左
対象勤務期間	対象勤務期間は定められておりません。	同左
権利行使期間	平成23年3月19日から 平成31年3月18日まで	平成24年4月1日から 平成32年3月31日まで

(注) 株式数に換算して記載しております。

	第21回	第22回
付与対象者の区分及び人数	当社従業員 50名	社外協力者 13名
株式の種類別のストック・オプションの数（注）	普通株式 3,265株	普通株式 1,530株
付与日	平成22年3月31日	平成22年3月31日
権利確定条件	1. 権利行使時において、当社の取締役、監査役、顧問もしくは従業員の地位を有していること。ただし、任期満了による退任、定年退職、別途取締役会が認めた場合及び社外協力者の場合はこの限りではない。 2. 当社株式が、証券取引所に株式公開していること。	同左
対象勤務期間	対象勤務期間は定められておりません。	同左
権利行使期間	平成24年4月1日から 平成32年3月31日まで	平成24年4月1日から 平成32年3月31日まで

（注）株式数に換算して記載しております。

	第23回
付与対象者の区分及び人数	当社従業員 9名
株式の種類別のストック・オプションの数（注）	普通株式 320株
付与日	平成22年10月15日
権利確定条件	1. 権利行使時において、当社の取締役、監査役、顧問もしくは従業員の地位を有していること。ただし、任期満了による退任、定年退職、別途取締役会が認めた場合及び社外協力者の場合はこの限りではない。 2. 当社株式が、証券取引所に株式公開していること。
対象勤務期間	対象勤務期間は定められておりません。
権利行使期間	平成24年10月15日から 平成32年10月14日まで

（注）株式数に換算して記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況
 ストック・オプションの数

	第1回	第2回	第3回	第4回
付与日	平成17年6月20日	平成17年6月22日	平成17年6月27日	平成17年12月1日
権利確定前				
期首(株)	3,610	20	-	50
付与(株)	-	-	-	-
失効(株)	-	-	-	-
権利確定(株)	-	-	-	-
未確定残(株)	3,610	20	-	50
権利確定後				
期首(株)	-	-	-	-
権利確定(株)	-	-	-	-
権利行使(株)	-	-	-	-
失効(株)	-	-	-	-
未行使残(株)	-	-	-	-

	第5回	第6回	第7回	第8回
付与日	平成18年1月31日	平成18年4月18日	平成18年7月1日	平成18年12月4日
権利確定前				
期首(株)	845	130	1,560	250
付与(株)	-	-	-	-
失効(株)	-	-	-	60
権利確定(株)	-	-	-	-
未確定残(株)	845	130	1,560	190
権利確定後				
期首(株)	-	-	-	-
権利確定(株)	-	-	-	-
権利行使(株)	-	-	-	-
失効(株)	-	-	-	-
未行使残(株)	-	-	-	-

	第9回	第10回	第11回	第12回
付与日	平成19年2月1日	平成19年2月1日	平成19年3月15日	平成19年8月29日
権利確定前				
期首(株)	540	245	300	730
付与(株)	-	-	-	-
失効(株)	-	5	-	-
権利確定(株)	-	-	-	-
未確定残(株)	540	240	300	730
権利確定後				
期首(株)	-	-	-	-
権利確定(株)	-	-	-	-
権利行使(株)	-	-	-	-
失効(株)	-	-	-	-
未行使残(株)	-	-	-	-

	第13回	第14回	第15回	第16回
付与日	平成19年8月29日	平成20年10月1日	平成20年10月1日	平成20年10月1日
権利確定前				
期首(株)	1,270	1,870	1,785	850
付与(株)	-	-	-	-
失効(株)	50	-	315	-
権利確定(株)	-	-	-	-
未確定残(株)	1,220	1,870	1,470	850
権利確定後				
期首(株)	-	-	-	-
権利確定(株)	-	-	-	-
権利行使(株)	-	-	-	-
失効(株)	-	-	-	-
未行使残(株)	-	-	-	-

	第17回	第18回	第19回	第20回
付与日	平成21年3月18日	平成21年3月18日	平成21年3月18日	平成22年3月31日
権利確定前				
期首(株)	710	1,045	125	-
付与(株)	-	-	-	3,610
失効(株)	-	210	-	-
権利確定(株)	-	-	-	-
未確定残(株)	710	835	125	3,610
権利確定後				
期首(株)	-	-	-	-
権利確定(株)	-	-	-	-
権利行使(株)	-	-	-	-
失効(株)	-	-	-	-
未行使残(株)	-	-	-	-

	第21回	第22回	第23回
付与日	平成22年3月31日	平成22年3月31日	平成22年10月15日
権利確定前			
期首(株)	-	-	-
付与(株)	3,265	1,530	320
失効(株)	270	-	-
権利確定(株)	-	-	-
未確定残(株)	2,995	1,530	320
権利確定後			
期首(株)	-	-	-
権利確定(株)	-	-	-
権利行使(株)	-	-	-
失効(株)	-	-	-
未行使残(株)	-	-	-

単価情報

	第1回	第2回	第3回	第4回
付与日	平成17年6月20日	平成17年6月22日	平成17年6月27日	平成17年12月1日
権利行使価格(円)	50,000	50,000	50,000	100,000
行使時平均株価(円)	-	-	-	-
付与日における公正な評価単価(円)	-	-	-	-

	第5回	第6回	第7回	第8回
付与日	平成18年1月31日	平成18年4月18日	平成18年7月1日	平成18年12月4日
権利行使価格(円)	100,000	100,000	150,000	150,000
行使時平均株価(円)	-	-	-	-
付与日における公正な評価単価(円)	-	-	0	0

	第9回	第10回	第11回	第12回
付与日	平成19年2月1日	平成19年2月1日	平成19年3月15日	平成19年8月29日
権利行使価格(円)	150,000	150,000	150,000	150,000
行使時平均株価(円)	-	-	-	-
付与日における公正な評価単価(円)	0	0	0	0

	第13回	第14回	第15回	第16回
付与日	平成19年8月29日	平成20年10月1日	平成20年10月1日	平成20年10月1日
権利行使価格(円)	150,000	120,000	120,000	120,000
行使時平均株価(円)	-	-	-	-
付与日における公正な評価単価(円)	0	0	0	0

	第17回	第18回	第19回	第20回
付与日	平成21年3月18日	平成21年3月18日	平成21年3月18日	平成22年3月31日
権利行使価格(円)	120,000	120,000	120,000	60,000
行使時平均株価(円)	-	-	-	-
付与日における公正な評価単価(円)	0	0	0	0

	第21回	第22回	第23回
付与日	平成22年3月31日	平成22年3月31日	平成22年10月15日
権利行使価格(円)	60,000	60,000	60,000
行使時平均株価(円)	-	-	-
付与日における公正な評価単価(円)	0	0	0

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

当事業年度において付与した第20回～第23回ストック・オプションの公正な評価単価は、単位当たりの本源的価値により算定しております。

付与日	平成22年3月31日	平成22年3月31日	平成22年3月31日	平成22年10月15日
株式の評価方法	ディスカウント・ キャッシュフロー方 式	同左	同左	同左
当事業年度末におけるストック・オプションの本源的価値の合計額（円）	0	0	0	0
当事業年度中に行使されたストック・オプションの行使日における本源的価値の合計額（円）	-	-	-	-

（税効果会計関係）

前事業年度 （平成21年12月31日）	当事業年度 （平成22年12月31日）
1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳	1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳
繰延税金資産（千円）	繰延税金資産（千円）
一括償却資産償却超過額	一括償却資産償却超過額
1,431	1,438
減価償却資産償却超過額	減価償却資産償却超過額
1,145	975
繰延資産償却超過額	繰延資産償却超過額
50,873	121,321
未払金否認	未払金否認
7,471	4,020
退職給付引当金否認	退職給付引当金否認
637	746
未払事業税否認	未払事業税否認
4,887	3,581
繰越欠損金	繰越欠損金
1,004,006	1,194,350
繰延税金資産小計	繰延税金資産小計
1,070,452	1,326,434
評価性引当額	評価性引当額
1,070,452	1,326,434
繰延税金資産合計	繰延税金資産合計
-	-
繰延税金負債	繰延税金負債
-	-
繰延税金負債合計	繰延税金負債合計
-	-
繰延税金資産の純額	繰延税金資産の純額
-	-
2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主な項目別の内訳	2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主な項目別の内訳
税引前当期純損失が計上されているため、記載を省略しております。	税引前当期純損失が計上されているため、記載を省略しております。

（持分法損益等）

前事業年度（自 平成21年1月1日 至 平成21年12月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成22年1月1日 至 平成22年12月31日）

該当事項はありません。

（賃貸等不動産関係）

当事業年度（自 平成22年1月1日 至 平成22年12月31日）

該当事項はありません。

（追加情報）

当事業年度より、「賃貸等不動産の時価等の開示に関する会計基準」（企業会計基準第20号 平成20年11月28日）及び「賃貸等不動産の時価等の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第23号 平成20年11月28日）を適用しております。

【関連当事者情報】

前事業年度（自平成21年1月1日 至平成21年12月31日）

（追加情報）

当事業年度より、「関連当事者の開示に関する会計基準」（企業会計基準第11号（平成18年10月17日（企業会計基準委員会）））及び「関連当事者の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第13号（平成18年10月17日（企業会計基準委員会）））を適用しております。

なお、これによる開示対象範囲の変更はありません。

関連当事者との取引

財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等の場合に限る。）等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金	事業の内容または職業	議決権等の所有（被所有）割合（%）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
法人主要株主	セファロン社	米国ペンシルベニア州	2,506,328 千米ドル	医薬品の開発・製造・卸売	（被所有） 直接14.8	製品の開発・販売に関する業務提携	出資の受入（注1）	888,480	-	-
							出資の受入（注2）	200,040		

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注1）平成21年3月17日発行の新株の第三者割当増資によるものであり、発行価格はディスカウント・キャッシュフロー方式により算出した価格を参考にして決定しております。

（注2）平成21年11月25日発行の新株の第三者割当増資によるものであり、発行価格はディスカウント・キャッシュフロー方式により算出した価格を参考にして決定しております。

（注3）平成21年3月17日にセファロン社は当社の主要株主となりました。取引金額は同日以降のものを記載していません。

当事業年度（自平成22年1月1日 至平成22年12月31日）

該当事項はありません。

（ 1株当たり情報）

前事業年度 （自平成21年1月1日 至平成21年12月31日）	当事業年度 （自平成22年1月1日 至平成22年12月31日）
1株当たり純資産額 40,275円39銭 1株当たり当期純損失金額 （ ） 3,252円84銭 なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。	1株当たり純資産額 36,541円74銭 1株当たり当期純損失金額 （ ） 5,933円47銭 なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。

（注） 1株当たり当期純損失金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 （自平成21年1月1日 至平成21年12月31日）	当事業年度 （自平成22年1月1日 至平成22年12月31日）
当期純損失（ ）（千円）	217,872	642,307
普通株主に帰属しない金額（千円）	-	-
普通株式に係る当期純損失（ ）（千円）	217,872	642,307
期中平均株式数（株）	66,979	108,252
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	旧商法第280条ノ20、第280条ノ21及び会社法第236条、第238条、第239条の規定に基づく新株予約権19種類（新株予約権の数15,935個）。詳細は「第4[提出会社の状況] 1[株式等の状況]（2）[新株予約権等の状況]」に記載のとおりであります。	旧商法第280条ノ20、第280条ノ21及び会社法第236条、第238条、第239条の規定に基づく新株予約権22種類（新株予約権の数23,750個）。詳細は「第4[提出会社の状況] 1[株式等の状況]（2）[新株予約権等の状況]」に記載のとおりであります。

（重要な後発事象）

前事業年度 (自 平成21年1月1日 至 平成21年12月31日)	当事業年度 (自 平成22年1月1日 至 平成22年12月31日)																																															
<p>(1) 第三者割当増資の実施について</p> <p>平成22年1月22日開催の当社取締役会において、安田企業投資4号投資事業有限責任組合及び学校法人早稲田大学に対し総額114,960千円(1株当たり発行価額60,000円)の第三者割当増資を決議し、これに基づき平成22年1月28日に払い込みが完了いたしました。この結果、平成22年1月28日付で、資本金は3,435,730千円、資本準備金は3,405,730千円、発行済株式総数は102,567株となりました。なお、その詳細は以下のとおりであります。</p>	<p>(1) 第三者割当増資の実施について</p> <p>平成23年2月14日開催の当社取締役会において、総額1,988,000千円(1株当たり発行価額70,000円)の第三者割当増資を決議し、これに基づき平成23年2月25日に払い込みが完了いたしました。この結果、平成23年2月25日付で、資本金は4,704,830千円、資本準備金は4,674,830千円、発行済株式総数は140,137株となりました。なお、その詳細は以下の通りであります。</p>																																															
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="148 539 344 573">募集等の方法</th> <th colspan="2" data-bbox="344 539 732 573">第三者割当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="148 573 344 685">割当先</td> <td data-bbox="344 573 541 685">安田企業投資4号投資事業有限責任組合</td> <td data-bbox="541 573 732 685">学校法人早稲田大学</td> </tr> <tr> <td data-bbox="148 685 344 757">発行する株式の種類及び数</td> <td data-bbox="344 685 541 757">普通株式 1,886株</td> <td data-bbox="541 685 732 757">普通株式 30株</td> </tr> <tr> <td data-bbox="148 757 344 790">発行価額</td> <td colspan="2" data-bbox="344 757 732 790">1株につき金60,000円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="148 790 344 831">発行総額</td> <td colspan="2" data-bbox="344 790 732 831">114,960千円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="148 831 344 943">発行価額のうち資本へ組入れる額</td> <td colspan="2" data-bbox="344 831 732 943">1株につき金30,000円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="148 943 344 981">資金の用途</td> <td colspan="2" data-bbox="344 943 732 981">研究開発費及び運転資金</td> </tr> </tbody> </table>	募集等の方法	第三者割当		割当先	安田企業投資4号投資事業有限責任組合	学校法人早稲田大学	発行する株式の種類及び数	普通株式 1,886株	普通株式 30株	発行価額	1株につき金60,000円		発行総額	114,960千円		発行価額のうち資本へ組入れる額	1株につき金30,000円		資金の用途	研究開発費及び運転資金		<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="799 506 995 539">募集等の方法</th> <th colspan="2" data-bbox="995 506 1383 539">第三者割当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="799 539 995 1032" rowspan="5">割当先及び発行する株式の種類及び数</td> <td data-bbox="995 539 1192 611">割当先</td> <td data-bbox="1192 539 1383 611">発行する株式の種類及び数</td> </tr> <tr> <td data-bbox="995 611 1192 685">セファロン インク</td> <td data-bbox="1192 611 1383 685">普通株式 11,032株</td> </tr> <tr> <td data-bbox="995 685 1192 797">ジャフコV2共有投資事業有限責任組合</td> <td data-bbox="1192 685 1383 797">普通株式 15,198株</td> </tr> <tr> <td data-bbox="995 797 1192 909">ジャフコV2-W投資事業有限責任組合</td> <td data-bbox="1192 797 1383 909">普通株式 1,520株</td> </tr> <tr> <td data-bbox="995 909 1192 1032">ジャフコV2-R投資事業有限責任組合</td> <td data-bbox="1192 909 1383 1032">普通株式 650株</td> </tr> <tr> <td data-bbox="799 1032 995 1066">発行価額</td> <td colspan="2" data-bbox="995 1032 1383 1066">1株につき金70,000円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="799 1066 995 1099">発行総額</td> <td colspan="2" data-bbox="995 1066 1383 1099">1,988,000千円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="799 1099 995 1211">発行価額のうち資本へ組入れる額</td> <td colspan="2" data-bbox="995 1099 1383 1211">1株につき金35,000円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="799 1211 995 1267">資金の用途</td> <td colspan="2" data-bbox="995 1211 1383 1267">研究開発費及び運転資金</td> </tr> </tbody> </table>	募集等の方法	第三者割当		割当先及び発行する株式の種類及び数	割当先	発行する株式の種類及び数	セファロン インク	普通株式 11,032株	ジャフコV2共有投資事業有限責任組合	普通株式 15,198株	ジャフコV2-W投資事業有限責任組合	普通株式 1,520株	ジャフコV2-R投資事業有限責任組合	普通株式 650株	発行価額	1株につき金70,000円		発行総額	1,988,000千円		発行価額のうち資本へ組入れる額	1株につき金35,000円		資金の用途	研究開発費及び運転資金	
募集等の方法	第三者割当																																															
割当先	安田企業投資4号投資事業有限責任組合	学校法人早稲田大学																																														
発行する株式の種類及び数	普通株式 1,886株	普通株式 30株																																														
発行価額	1株につき金60,000円																																															
発行総額	114,960千円																																															
発行価額のうち資本へ組入れる額	1株につき金30,000円																																															
資金の用途	研究開発費及び運転資金																																															
募集等の方法	第三者割当																																															
割当先及び発行する株式の種類及び数	割当先	発行する株式の種類及び数																																														
	セファロン インク	普通株式 11,032株																																														
	ジャフコV2共有投資事業有限責任組合	普通株式 15,198株																																														
	ジャフコV2-W投資事業有限責任組合	普通株式 1,520株																																														
	ジャフコV2-R投資事業有限責任組合	普通株式 650株																																														
発行価額	1株につき金70,000円																																															
発行総額	1,988,000千円																																															
発行価額のうち資本へ組入れる額	1株につき金35,000円																																															
資金の用途	研究開発費及び運転資金																																															

前事業年度 (自 平成21年 1月 1日 至 平成21年12月31日)	当事業年度 (自 平成22年 1月 1日 至 平成22年12月31日)				
<p>(2) 当社の取締役及び監査役に対するストック・オプション（新株予約権）の発行について</p> <p>平成22年 3月30日開催の取締役会において、平成22年 3月30日開催の定時株主総会の決議に基づき、当社の取締役 6名及び監査役 1名にストック・オプション目的の新株予約権3,610個の発行を下記のとおり決議いたしました。</p>	<p>(2) 当社の取締役に対するストック・オプション（新株予約権）の発行について</p> <p>平成23年 3月30日開催の取締役会において、平成23年 3月30日開催の定時株主総会の決議に基づき、当社の取締役 5名にストック・オプション目的の新株予約権1,920個の発行を下記のとおり決議いたしました。</p>				
<table border="1"> <tr> <td>新株予約権の数（個）</td> <td>3,610</td> </tr> </table>	新株予約権の数（個）	3,610	<table border="1"> <tr> <td>新株予約権の数（個）</td> <td>1,920</td> </tr> </table>	新株予約権の数（個）	1,920
新株予約権の数（個）	3,610				
新株予約権の数（個）	1,920				
<table border="1"> <tr> <td>新株予約権の目的となる株式の種類</td> <td>普通株式</td> </tr> </table>	新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	<table border="1"> <tr> <td>新株予約権の目的となる株式の種類</td> <td>普通株式</td> </tr> </table>	新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式				
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式				
<table border="1"> <tr> <td>新株予約権の目的となる株式の数（株）</td> <td>3,610</td> </tr> </table>	新株予約権の目的となる株式の数（株）	3,610	<table border="1"> <tr> <td>新株予約権の目的となる株式の数（株）</td> <td>1,920</td> </tr> </table>	新株予約権の目的となる株式の数（株）	1,920
新株予約権の目的となる株式の数（株）	3,610				
新株予約権の目的となる株式の数（株）	1,920				
<table border="1"> <tr> <td>新株予約権の発行価額</td> <td>無償</td> </tr> </table>	新株予約権の発行価額	無償	<table border="1"> <tr> <td>新株予約権の発行価額</td> <td>無償</td> </tr> </table>	新株予約権の発行価額	無償
新株予約権の発行価額	無償				
新株予約権の発行価額	無償				
<table border="1"> <tr> <td>新株予約権の行使時の払込金額（円）</td> <td>60,000</td> </tr> </table>	新株予約権の行使時の払込金額（円）	60,000	<table border="1"> <tr> <td>新株予約権の行使時の払込金額（円）</td> <td>70,000</td> </tr> </table>	新株予約権の行使時の払込金額（円）	70,000
新株予約権の行使時の払込金額（円）	60,000				
新株予約権の行使時の払込金額（円）	70,000				
<table border="1"> <tr> <td>新株予約権の行使期間</td> <td>平成24年 4月 1日から 平成32年 3月31日まで</td> </tr> </table>	新株予約権の行使期間	平成24年 4月 1日から 平成32年 3月31日まで	<table border="1"> <tr> <td>新株予約権の行使期間</td> <td>平成25年 3月31日から 平成33年 3月30日まで</td> </tr> </table>	新株予約権の行使期間	平成25年 3月31日から 平成33年 3月30日まで
新株予約権の行使期間	平成24年 4月 1日から 平成32年 3月31日まで				
新株予約権の行使期間	平成25年 3月31日から 平成33年 3月30日まで				
<table border="1"> <tr> <td>新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額</td> <td>発行価格 60,000円 資本組入額 30,000円</td> </tr> </table>	新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 60,000円 資本組入額 30,000円	<table border="1"> <tr> <td>新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額</td> <td>発行価格 70,000円 資本組入額 35,000円</td> </tr> </table>	新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 70,000円 資本組入額 35,000円
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 60,000円 資本組入額 30,000円				
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 70,000円 資本組入額 35,000円				
<table border="1"> <tr> <td>新株予約権の譲渡に関する事項</td> <td>取締役会の承認を要する。</td> </tr> </table>	新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の承認を要する。	<table border="1"> <tr> <td>新株予約権の譲渡に関する事項</td> <td>取締役会の承認を要する。</td> </tr> </table>	新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の承認を要する。
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の承認を要する。				
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の承認を要する。				

前事業年度 (自 平成21年 1月 1日 至 平成21年12月31日)	当事業年度 (自 平成22年 1月 1日 至 平成22年12月31日)																																									
<p>(3) 当社の従業員に対するストック・オプション（新株予約権）の発行について</p> <p>平成22年3月30日開催の取締役会において、平成22年3月30日開催の定時株主総会の決議に基づき、当社の従業員50名にストック・オプション目的の新株予約権3,265個の発行を下記のとおり決議いたしました。</p>	<p>(3) 当社の従業員に対するストック・オプション（新株予約権）の発行について</p> <p>平成23年3月30日開催の取締役会において、平成23年3月30日開催の定時株主総会の決議に基づき、当社の従業員59名にストック・オプション目的の新株予約権1,950個の発行を下記のとおり決議いたしました。</p>																																									
<table border="1"> <tr><td>新株予約権の数（個）</td><td>3,265</td></tr> <tr><td>新株予約権の目的となる株式の種類</td><td>普通株式</td></tr> <tr><td>新株予約権の目的となる株式の数（株）</td><td>3,265</td></tr> <tr><td>新株予約権の発行価額</td><td>無償</td></tr> <tr><td>新株予約権の行使時の払込金額（円）</td><td>60,000</td></tr> <tr><td>新株予約権の行使期間</td><td>平成24年4月1日から平成32年3月31日まで</td></tr> <tr><td>新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額</td><td>発行価格 60,000円 資本組入額 30,000円</td></tr> <tr><td>新株予約権の譲渡に関する事項</td><td>取締役会の承認を要する。</td></tr> </table>	新株予約権の数（個）	3,265	新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	新株予約権の目的となる株式の数（株）	3,265	新株予約権の発行価額	無償	新株予約権の行使時の払込金額（円）	60,000	新株予約権の行使期間	平成24年4月1日から平成32年3月31日まで	新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 60,000円 資本組入額 30,000円	新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の承認を要する。	<table border="1"> <tr><td>新株予約権の数（個）</td><td>1,950</td></tr> <tr><td>新株予約権の目的となる株式の種類</td><td>普通株式</td></tr> <tr><td>新株予約権の目的となる株式の数（株）</td><td>1,950</td></tr> <tr><td>新株予約権の発行価額</td><td>無償</td></tr> <tr><td>新株予約権の行使時の払込金額（円）</td><td>70,000</td></tr> <tr><td>新株予約権の行使期間</td><td>平成25年3月31日から平成33年3月30日まで</td></tr> <tr><td>新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額</td><td>発行価格 70,000円 資本組入額 35,000円</td></tr> <tr><td>新株予約権の譲渡に関する事項</td><td>取締役会の承認を要する。</td></tr> </table>		新株予約権の数（個）	1,950	新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	新株予約権の目的となる株式の数（株）	1,950	新株予約権の発行価額	無償	新株予約権の行使時の払込金額（円）	70,000	新株予約権の行使期間	平成25年3月31日から平成33年3月30日まで	新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 70,000円 資本組入額 35,000円	新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の承認を要する。								
新株予約権の数（個）	3,265																																									
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式																																									
新株予約権の目的となる株式の数（株）	3,265																																									
新株予約権の発行価額	無償																																									
新株予約権の行使時の払込金額（円）	60,000																																									
新株予約権の行使期間	平成24年4月1日から平成32年3月31日まで																																									
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 60,000円 資本組入額 30,000円																																									
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の承認を要する。																																									
新株予約権の数（個）	1,950																																									
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式																																									
新株予約権の目的となる株式の数（株）	1,950																																									
新株予約権の発行価額	無償																																									
新株予約権の行使時の払込金額（円）	70,000																																									
新株予約権の行使期間	平成25年3月31日から平成33年3月30日まで																																									
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 70,000円 資本組入額 35,000円																																									
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の承認を要する。																																									
<p>(4) 当社の社外協力者に対するストック・オプション（新株予約権）の発行について</p> <p>平成22年3月30日開催の取締役会において、平成22年3月30日開催の定時株主総会の決議に基づき、当社の社外協力者13名に新株予約権1,530個の発行を下記のとおり決議いたしました。</p>	<p>(4) 第三者割当による募集株式の発行に係る募集事項の決定及び割当について</p> <p>平成23年3月30日開催の当社取締役会において、総額12,040千円（1株当たり発行価額70,000円）の第三者割当による募集株式の発行に係る募集事項の決定及び割当を決議いたしました。なお、その詳細は以下の通りであります。</p>																																									
<table border="1"> <tr><td>新株予約権の数（個）</td><td>1,530</td></tr> <tr><td>新株予約権の目的となる株式の種類</td><td>普通株式</td></tr> <tr><td>新株予約権の目的となる株式の数（株）</td><td>1,530</td></tr> <tr><td>新株予約権の発行価額</td><td>無償</td></tr> <tr><td>新株予約権の行使時の払込金額（円）</td><td>60,000</td></tr> <tr><td>新株予約権の行使期間</td><td>平成24年4月1日から平成32年3月31日まで</td></tr> <tr><td>新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額</td><td>発行価格 60,000円 資本組入額 30,000円</td></tr> <tr><td>新株予約権の譲渡に関する事項</td><td>取締役会の承認を要する。</td></tr> </table>	新株予約権の数（個）	1,530	新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	新株予約権の目的となる株式の数（株）	1,530	新株予約権の発行価額	無償	新株予約権の行使時の払込金額（円）	60,000	新株予約権の行使期間	平成24年4月1日から平成32年3月31日まで	新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 60,000円 資本組入額 30,000円	新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の承認を要する。	<table border="1"> <thead> <tr> <th>募集等の方法</th> <th colspan="2">第三者割当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>割当先</td> <td>当社取締役 2名</td> <td>当社従業員 8名</td> </tr> <tr> <td>発行する株式の種類及び数</td> <td>普通株式 52株</td> <td>普通株式 120株</td> </tr> <tr> <td>発行価額</td> <td colspan="2">1株につき金70,000円</td> </tr> <tr> <td>発行総額</td> <td colspan="2">12,040千円</td> </tr> <tr> <td>発行価額のうち資本へ組入れる額</td> <td colspan="2">1株につき金35,000円</td> </tr> <tr> <td>払込期間</td> <td colspan="2">平成23年4月4日から平成23年4月28日まで</td> </tr> <tr> <td>資金の用途</td> <td colspan="2">研究開発費及び運転資金</td> </tr> </tbody> </table>		募集等の方法	第三者割当		割当先	当社取締役 2名	当社従業員 8名	発行する株式の種類及び数	普通株式 52株	普通株式 120株	発行価額	1株につき金70,000円		発行総額	12,040千円		発行価額のうち資本へ組入れる額	1株につき金35,000円		払込期間	平成23年4月4日から平成23年4月28日まで		資金の用途	研究開発費及び運転資金	
新株予約権の数（個）	1,530																																									
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式																																									
新株予約権の目的となる株式の数（株）	1,530																																									
新株予約権の発行価額	無償																																									
新株予約権の行使時の払込金額（円）	60,000																																									
新株予約権の行使期間	平成24年4月1日から平成32年3月31日まで																																									
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 60,000円 資本組入額 30,000円																																									
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の承認を要する。																																									
募集等の方法	第三者割当																																									
割当先	当社取締役 2名	当社従業員 8名																																								
発行する株式の種類及び数	普通株式 52株	普通株式 120株																																								
発行価額	1株につき金70,000円																																									
発行総額	12,040千円																																									
発行価額のうち資本へ組入れる額	1株につき金35,000円																																									
払込期間	平成23年4月4日から平成23年4月28日まで																																									
資金の用途	研究開発費及び運転資金																																									

前事業年度 (自 平成21年 1月 1日 至 平成21年12月31日)	当事業年度 (自 平成22年 1月 1日 至 平成22年12月31日)						
<p>(5) 第三者割当による募集株式の発行について 平成22年3月30日開催の定時株主総会において、第三者割当による募集株式発行の募集事項の決定を当社取締役会に委任する件が決議されました。その内容は以下のとおりであります。</p> <table border="1" data-bbox="153 360 758 544"><tr><td data-bbox="153 360 464 432">募集株式の種類及び数の上限</td><td data-bbox="464 360 758 432">普通株式 9,167株</td></tr><tr><td data-bbox="153 432 464 504">募集株式の払込金額の下限</td><td data-bbox="464 432 758 504">1株につき 金60,000円</td></tr><tr><td data-bbox="153 504 464 544">募集事項の決定について</td><td data-bbox="464 504 758 544">取締役会に委任する</td></tr></table>	募集株式の種類及び数の上限	普通株式 9,167株	募集株式の払込金額の下限	1株につき 金60,000円	募集事項の決定について	取締役会に委任する	
募集株式の種類及び数の上限	普通株式 9,167株						
募集株式の払込金額の下限	1株につき 金60,000円						
募集事項の決定について	取締役会に委任する						

【四半期財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

	当第2四半期累計期間 (自平成23年1月1日 至平成23年6月30日)
会計処理基準に関する事項の変更	<p>資産除去債務に関する会計基準の適用</p> <p>第1四半期会計期間より、「資産除去債務に関する会計基準」（企業会計基準第18号 平成20年3月31日）及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日）を適用しております。</p> <p>これにより、第2四半期累計期間の営業損失及び経常損失は、それぞれ908千円増加し、税引前四半期純損失及び四半期純損失は、それぞれ6,239千円増加しております。また、当会計基準の適用開始により、投資その他の資産の「敷金及び保証金」が5,331千円減少しております。</p>

【表示方法の変更】

該当事項はありません。

【簡便な会計処理】

該当事項はありません。

【四半期財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

該当事項はありません。

【追加情報】

該当事項はありません。

【注記事項】

(四半期貸借対照表関係)

当第 2 四半期会計期間末 (平成23年 6月30日)
有形固定資産の減価償却累計額は、19,469千円でありま す。

(四半期損益計算書関係)

当第 2 四半期累計期間 (自 平成23年 1月 1日 至 平成23年 6月30日)	
販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次 のとおりであります。	
役員報酬	45,976千円
給与手当	122,190千円
退職給付費用	341千円
研究開発費	660,383千円
減価償却費	3,567千円

当第 2 四半期会計期間 (自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 6月30日)	
販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次 のとおりであります。	
役員報酬	23,138千円
給与手当	63,748千円
退職給付費用	142千円
研究開発費	359,212千円
減価償却費	1,941千円

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

当第 2 四半期累計期間 (自 平成23年 1月 1日 至 平成23年 6月30日)	
現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期貸借対照 表に掲記されている科目の金額との関係 (平成23年 6月30日現在) (千円)	
現金及び預金勘定	2,816,341
有価証券勘定	2,602,049
取得日から償還日までの期間が 3ヶ月を超える債券	100,500
現金及び現金同等物	5,317,891

（株主資本等関係）

当第2四半期会計期間末（平成23年6月30日）及び当第2四半期累計期間（自平成23年1月1日至平成23年6月30日）

1. 発行済株式の種類及び総数

普通株式 14,030,900株

2. 自己株式の種類及び株式数

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

ストック・オプションとしての新株予約権

新株予約権の四半期会計期間末残高 - 千円

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

5. 株主資本の金額の著しい変動

平成23年2月14日開催の当社取締役会において、総額1,988,000千円（1株当たり発行価額70,000円）の第三者割当増資を決議し、これに基づき平成23年2月25日に払い込みが完了いたしました。

また、平成23年3月30日開催の当社取締役会において、総額12,040千円（1株当たり発行価額70,000円）の第三者割当増資を決議し、これに基づき平成23年4月26日に払い込みが完了いたしました。この結果、資本金は4,710,850千円、資本準備金は4,680,850千円となりました。

（金融商品関係）

当第2四半期会計期間末（平成23年6月30日）

会社の事業の運営において重要なものとなっており、かつ、前事業年度の末日に比べて著しい変動が認められる事項はありません。

（有価証券関係）

当第2四半期会計期間末（平成23年6月30日）

有価証券の四半期貸借対照表計上額その他の金額は、当社の事業の運営において重要なものではないため、記載を省略しております。

（デリバティブ取引関係）

デリバティブ取引を全く行っていないため、該当事項はありません。

（持分法損益等）

該当事項はありません。

（ストック・オプション等関係）

当第2四半期会計期間（自平成23年4月1日至平成23年6月30日）

1. スtock・オプションに係る当第2四半期会計期間における費用計上額及び科目名

当社は未公開企業であり、ストック・オプション等の単位当たりの本源的価値は0円であるため、費用計上はしていません。

2. 当第2四半期会計期間に付与したストック・オプションの内容

該当事項はありません。

（資産除去債務関係）

前事業年度の末日と比較して著しい変動がありません。

なお、第1四半期会計期間より、「資産除去債務に関する会計基準」（企業会計基準第18号平成20年3月31日）及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号平成20年3月31日）を適用しているため、第1四半期会計期間の期首における残高を前事業年度末日残高としております。

（セグメント情報等）

【セグメント情報】

当社の事業は、医薬品等の研究開発及び製造販売並びにこれらの付随業務の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

（追加情報）

第1四半期会計期間より、「セグメント情報等の開示に関する会計基準」（企業会計基準第17号平成21年3月27日）及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第20号平成20年3月21日）を適用しております。

(1 株当たり情報)

1 . 1 株当たり純資産額

当第 2 四半期会計期間末 (平成23年 6 月30日)	
1 株当たり純資産額	383円13銭

(注) 当社は、平成23年 6 月 2 日付で 1 株を100株の割合で株式分割を行っております。

2 . 1 株当たり四半期純損失金額等

当第 2 四半期累計期間 (自 平成23年 1 月 1 日 至 平成23年 6 月30日)	当第 2 四半期会計期間 (自 平成23年 4 月 1 日 至 平成23年 6 月30日)
1 株当たり四半期純損失金額 53円56銭 なお、潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、1 株当たり四半期純損失であるため記載しておりません。	1 株当たり四半期純損失金額 21円98銭 なお、潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、1 株当たり四半期純損失であるため記載しておりません。

(注) 1 . 1 株当たり四半期純損失金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当第 2 四半期累計期間 (自 平成23年 1 月 1 日 至 平成23年 6 月30日)	当第 2 四半期会計期間 (自 平成23年 4 月 1 日 至 平成23年 6 月30日)
四半期純損失 (千円)	707,340	308,264
普通株主に帰属しない金額 (千円)	-	-
普通株式に係る四半期純損失 (千円)	707,340	308,264
期中平均株式数 (株)	13,205,700	14,026,100
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前事業年度末から重要な変動があったものの概要	会社法第236条、第238条、第239条の規定に基づく新株予約権 2 種類 (新株予約権の数 2,749,000個)。 なお、概要は「第 4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	会社法第236条、第238条、第239条の規定に基づく新株予約権 2 種類 (新株予約権の数 2,749,000個)。 なお、概要は「第 4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。

2 . 当社は、平成23年 6 月 2 日付で 1 株を100株の割合で株式分割を行っております。

(重要な後発事象)

当第 2 四半期会計期間 (自 平成23年 4 月 1 日 至 平成23年 6 月30日)
重要な契約の締結について 平成23年 7 月 7 日に、米国オンコノバ・セラピューティクス社と抗がん剤 SyB 1101 (一般名 : Rigosertib) の日本及び韓国における独占的開発権及び独占的販売権の供与を受けるライセンス契約を締結いたしました。

【附属明細表】

【有価証券明細表】

【株式】

該当事項はありません。

【債券】

		銘柄	券面総額（千円）	貸借対照表計上額 （千円）
有価証券	その他有 価証券	HSBCファイナンスコーポレーション第 11回円貨債	100,000	100,043
		計	100,000	100,043

【その他】

		種類及び銘柄	投資口数等（口）	貸借対照表計上額 （千円）
有価証券	その他有 価証券	中期国債ファンド	600,594,597	600,594
		MMF	500,408,876	500,408
		フリーファイナンシャルファンド	500,277,520	500,277
		計	1,601,280,993	1,601,280

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	前期末残高 （千円）	当期増加額 （千円）	当期減少額 （千円）	当期末残高 （千円）	当期末減価償 却累計額又は 償却累計額 （千円）	当期償却額 （千円）	差引当期末残 高（千円）
有形固定資産							
建物	7,358	-	-	7,358	4,726	162	2,631
工具、器具及び備品	17,590	14,157	760	30,987	11,691	5,312	19,295
有形固定資産計	24,948	14,157	760	38,346	16,418	5,474	21,927
無形固定資産							
ソフトウエア	-	-	-	5,221	4,449	1,044	772
無形固定資産計	-	-	-	5,221	4,449	1,044	772

（注）1．当期増加額のうち主なものは次のとおりであります。

工具、器具及び備品 サーバー増強等 9,716千円

コピー・ファックス機 3,630千円

2．無形固定資産の金額が資産の総額の1%以下であるため「前期末残高」、「当期増加額」及び「当期減少額」の記載を省略しております。

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

該当事項はありません。

【引当金明細表】

該当事項はありません。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

流動資産

イ．現金及び預金

区分	金額（千円）
現金	25
預金	
普通預金	964,264
定期預金	1,350,193
小計	2,314,458
合計	2,314,484

ロ．売掛金

相手先別内訳

相手先	金額（千円）
エーザイ株式会社	5,934
合計	5,934

売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

前期繰越高 （千円）	当期発生高 （千円）	当期回収高 （千円）	次期繰越高 （千円）	回収率（％）	滞留期間（日）
(A)	(B)	(C)	(D)	$\frac{(C)}{(A) + (B)} \times 100$	$\frac{(A) + (D)}{2}$ $\frac{365}{(B)}$
-	1,523,469	1,517,534	5,934	99.6	1

（注）当期発生高には消費税等が含まれております。

流動負債

買掛金

相手先	金額（千円）
アステラス・ドイッチラント GmbH	1,168
合計	1,168

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	1月1日から12月31日
定時株主総会	事業年度終了後3ヶ月以内
基準日	12月31日
剰余金の配当の基準日	6月30日 12月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	-
買取手数料	無料
公告掲載方法	当会社の公告方法は、電子公告としております。ただし、やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行います。 公告掲載URL http://www.symbiopharma.com/
株主に対する特典	該当事項はありません。

（注）当社定款の定めにより、単元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することはできません。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利
- (4) 単元未満株式の売渡請求をする権利

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社は上場会社ではありませんので、金融商品取引法第24条の7第1項の適用がありません。

2【その他の参考情報】

最近事業年度の開始日から有価証券届出書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類

事業年度（第4期）（自平成20年1月1日至平成20年12月31日）平成22年8月5日関東財務局長に提出

事業年度（第5期）（自平成21年1月1日至平成21年12月31日）平成22年8月5日関東財務局長に提出

事業年度（第6期）（自平成22年1月1日至平成22年12月31日）平成23年3月31日関東財務局長に提出

(2) 半期報告書

事業年度（第5期中）（自平成21年1月1日至平成21年6月30日）平成22年8月5日関東財務局長に提出

事業年度（第6期中）（自平成22年1月1日至平成22年6月30日）平成22年9月30日関東財務局長に提出

(3) 四半期報告書

第1四半期（第7期）（自平成23年1月1日至平成23年3月31日）平成23年5月13日関東財務局長に提出

第2四半期（第7期）（自平成23年4月1日至平成23年6月30日）平成23年8月12日関東財務局長に提出

(4) 有価証券届出書及びその添付書類

平成20年10月の新株予約権証券の発行に係る有価証券届出書 平成22年8月5日関東財務局長に提出

平成21年3月の新株予約権証券の発行に係る有価証券届出書 平成22年8月5日関東財務局長に提出

平成22年3月の新株予約権証券の発行に係る有価証券届出書 平成22年8月5日関東財務局長に提出

(5) 臨時報告書

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号（有価証券を募集によらないで発行する決議があった場合）に基づく臨時報告書（平成23年2月17日及び25日の普通株式の発行）

平成23年2月14日関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号（主要株主の異動があった場合）に基づく臨時報告書（平成23年2月25日の普通株式の発行）

平成23年2月25日関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号（有価証券を募集によらないで発行する決議があった場合）に基づく臨時報告書（平成23年3月31日の新株予約権の発行）

平成23年3月30日関東財務局長に提出

(6) 有価証券届出書の訂正届出書

平成22年8月5日提出の有価証券届出書（平成22年3月の新株予約権証券の発行）に係る訂正届出書

平成22年8月11日関東財務局長に提出

平成22年8月5日提出の有価証券届出書（平成20年10月の新株予約権証券の発行）の添付書類に係る訂正届出書

平成22年8月24日関東財務局長に提出

第三部【特別情報】

第1【提出会社及び連動子会社の最近の財務諸表】

当社は、継続開示会社であるため、該当事項はありません。

なお、当社は連動子会社を有していませんので、連動子会社の財務諸表はありません。

第四部【株式公開情報】

第1【特別利害関係者等の株式等の移動状況】

該当事項はありません。

第2【第三者割当等の概況】

1【第三者割当等による株式等の発行の内容】

項目	株式(1)	株式(2)	株式(3)
発行年月日	平成21年3月17日	平成21年4月15日	平成21年11月25日
種類	普通株式	普通株式	普通株式
発行数	7,404株	83株	3,334株
発行価格	120,000円（注）5	120,000円（注）5	60,000円（注）5
資本組入額	60,000円	60,000円	30,000円
発行価額の総額	888,480,000円	9,960,000円	200,040,000円
資本組入額の総額	444,240,000円	4,980,000円	100,020,000円
発行方法	第三者割当	第三者割当	第三者割当
保有期間等に関する確約			

項目	株式(4)	株式(5)	株式(6)
発行年月日	平成21年11月26日	平成21年11月27日	平成21年11月30日
種類	普通株式	普通株式	普通株式
発行数	6,668株	5,832株	8,334株
発行価格	60,000円（注）5	60,000円（注）5	60,000円（注）5
資本組入額	30,000円	30,000円	30,000円
発行価額の総額	400,080,000円	349,920,000円	500,040,000円
資本組入額の総額	200,040,000円	174,960,000円	250,020,000円
発行方法	第三者割当	第三者割当	第三者割当
保有期間等に関する確約			

項目	株式(7)	株式(8)	株式(9)
発行年月日	平成21年12月17日	平成21年12月28日	平成22年1月28日
種類	普通株式	普通株式	普通株式
発行数	830株	9,553株	1,916株
発行価格	60,000円（注）5	60,000円（注）5	60,000円（注）5
資本組入額	30,000円	30,000円	30,000円
発行価額の総額	49,800,000円	573,180,000円	114,960,000円
資本組入額の総額	24,900,000円	286,590,000円	57,480,000円
発行方法	第三者割当	第三者割当	第三者割当
保有期間等に関する確約			（注）1、2

項目	株式(10)	株式(11)	株式(12)
発行年月日	平成22年5月10日	平成22年5月11日	平成22年5月21日
種類	普通株式	普通株式	普通株式
発行数	5,000株	840株	3,330株
発行価格	60,000円(注)5	60,000円(注)5	60,000円(注)5
資本組入額	30,000円	30,000円	30,000円
発行価額の総額	300,000,000円	50,400,000円	199,800,000円
資本組入額の総額	150,000,000円	25,200,000円	99,900,000円
発行方法	第三者割当	第三者割当	第三者割当
保有期間等に関する確約	(注)1、2	(注)1、2	(注)1、2

項目	株式(13)	株式(14)	株式(15)
発行年月日	平成23年2月17日	平成23年2月25日	平成23年4月21日
種類	普通株式	普通株式	普通株式
発行数	11,032株	17,368株	22株
発行価格	70,000円(注)5	70,000円(注)5	70,000円(注)5
資本組入額	35,000円	35,000円	35,000円
発行価額の総額	772,240,000円	1,215,760,000円	1,540,000円
資本組入額の総額	386,120,000円	607,880,000円	770,000円
発行方法	第三者割当	第三者割当	第三者割当
保有期間等に関する確約	(注)1、2	(注)1、2	(注)1、2

項目	株式(16)
発行年月日	平成23年4月26日
種類	普通株式
発行数	150株
発行価格	70,000円(注)5
資本組入額	35,000円
発行価額の総額	10,500,000円
資本組入額の総額	5,250,000円
発行方法	第三者割当
保有期間等に関する確約	(注)1、2

項目	新株予約権(1)	新株予約権(2)	新株予約権(3)
発行年月日	平成21年3月18日	平成21年3月18日	平成21年3月18日
種類	第17回新株予約権 (ストックオプション)	第18回新株予約権 (ストックオプション)	第19回新株予約権
発行数	普通株式 720株	普通株式 1,150株	普通株式 125株
発行価格	120,000円(注)6	120,000円(注)6	120,000円(注)6
資本組入額	60,000円	60,000円	60,000円
発行価額の総額	86,400,000円	138,000,000円	15,000,000円
資本組入額の総額	43,200,000円	69,000,000円	7,500,000円
発行方法	平成20年9月30日開催の臨時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の付与(ストックオプション)に関する決議を行っております。	平成20年9月30日開催の臨時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の付与(ストックオプション)に関する決議を行っております。	平成20年9月30日開催の臨時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の付与に関する決議を行っております。
保有期間等に関する確約			

項目	新株予約権(4)	新株予約権(5)	新株予約権(6)
発行年月日	平成22年3月31日	平成22年3月31日	平成22年3月31日
種類	第20回新株予約権 (ストックオプション)	第21回新株予約権 (ストックオプション)	第22回新株予約権
発行数	普通株式 3,610株	普通株式 3,265株	普通株式 1,530株
発行価格	60,000円(注)6	60,000円(注)6	60,000円(注)6
資本組入額	30,000円	30,000円	30,000円
発行価額の総額	216,600,000円	195,900,000円	91,800,000円
資本組入額の総額	108,300,000円	97,950,000円	45,900,000円
発行方法	平成22年3月30日開催の定時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の付与(ストックオプション)に関する決議を行っております。	平成22年3月30日開催の定時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の付与(ストックオプション)に関する決議を行っております。	平成22年3月30日開催の定時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の付与に関する決議を行っております。
保有期間等に関する確約	(注)1、3	(注)1、3	(注)1、4

項目	新株予約権(7)	新株予約権(8)	新株予約権(9)
発行年月日	平成22年10月15日	平成23年3月31日	平成23年3月31日
種類	第23回新株予約権 (ストックオプション)	第24回新株予約権 (ストックオプション)	第25回新株予約権 (ストックオプション)
発行数	普通株式 320株	普通株式 1,920株	普通株式 1,950株
発行価格	60,000円(注)6	70,000円(注)6	70,000円(注)6
資本組入額	30,000円	35,000円	35,000円
発行価額の総額	19,200,000円	134,400,000円	136,500,000円
資本組入額の総額	9,600,000円	67,200,000円	68,250,000円
発行方法	平成22年3月30日開催の定時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の付与(ストックオプション)に関する決議を行っております。	平成23年3月30日開催の定時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の付与(ストックオプション)に関する決議を行っております。	平成23年3月30日開催の定時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の付与(ストックオプション)に関する決議を行っております。
保有期間等に関する確約	(注)1、3	(注)1、3	(注)1、3

(注)1. 第三者割当等による株式等の発行の制限に関し、株式会社大阪証券取引所の定める規則等並びにその期間については以下のとおりであります。

- (1) 同取引所の定める「上場前の公募又は売出し等に関する規則」(以下、「上場前公募等規則」という)第17条の規定、または、第17条の規定を準用する第19条の規定において、新規上場申請者が、上場申請日の直前事業年度の末日の1年前の日以降において、第三者割当等による募集株式の割当を行っている場合には、当該新規上場申請者は、割当を受けた者との間で、書面により募集株式の継続保有、譲渡時及び同取引所からの当該所有状況に係る照会時の同取引所への報告並びに当該書面及び報告内容の公衆縦覧その他同取引所が必要と認める事項について確約を行うものとし、当該書面を同取引所が定めるところにより提出するものとされております。
 - (2) 同取引所の定める「上場前公募等規則」第20条の規定において、新規上場申請者が、上場申請日の直前事業年度の末日の1年前の日以降において、その役員又は従業員等に報酬として新株予約権の割当を行っている場合には、当該新規上場申請者は、割当を受けた役員又は従業員等との間で、書面により報酬として割当を受けた新株予約権の継続保有、譲渡時及び同取引所からの当該所有状況に係る照会時の同取引所への報告その他同取引所が必要と認める事項について確約を行うものとし、当該書面を同取引所が定めるところにより提出するものとされております。
 - (3) 新規上場申請者が、前2項の規定に基づく書面の提出を行わないときは、同取引所は上場申請の不受理又は受理の取消しの措置をとるものとしております。
 - (4) 当社の場合、上場申請日の直前事業年度の末日は平成22年12月31日であります。
2. 上記1(1)の規定及び同取引所の定める「上場前の公募又は売出し等に関する規則の取扱い」(以下、「上場前公募等規則の取扱い」という)第15条の規定に基づき、当社は、割当を受けた者との間で、割当を受けた株式(以下「割当株式」という。)を原則として、割当を受けた日から上場日以後6ヶ月間を経過する日(当該日において割当株式に係る払込期日又は払込期間の最終日以後1年間を経過していない場合には、割当株式に係る払込期日又は払込期間の最終日以後1年間を経過する日)まで所有する等の確約を行っております。
 3. 上記1(2)の規定及び「上場前公募等規則の取扱い」第19条の規定に基づき、当社は、割当を受けた役員及び従業員との間で、割当を受けた新株予約権を、原則として新株予約権の割当日から当該新株予約権の行使を行う日まで所有する等の確約を行っております。
 4. 上記1(1)の規定及び同取引所の定める「上場前公募等規則の取扱い」第18条の規定に基づき、当社は、割当を受けた者との間で、割当を受けた募集新株予約権(以下「割当新株予約権」という。)を、原則として、割当を受けた日から上場日以後6ヶ月間を経過する日(当該日において割当新株予約権の割当日以後1年間を経過していない場合には、新株予約権の割当日以後1年間を経過する日)まで所有する等の確約を行っております。

5. 募集株式の発行価格は、当社の事業計画を基にディスカウント・キャッシュ・フロー方式を用いて算定された価格を総合的に勘案して決定しております。
6. 新株予約権の発行価格及び行使に際して払込をなすべき金額は、当社の事業計画を基にディスカウント・キャッシュ・フロー方式を用いて算定された価格を総合的に勘案して決定しております。
7. 発行した新株予約権(1)720株のうち、10株は1名の退職により、(2)1,150株のうち、315株は11名の退職により、(5)3,265株のうち、400株は7名の退職により、失権しております。
8. 平成23年6月2日をもって1株を100株の割合で株式分割しておりますが、上記の発行数及び発行価格は株式分割前の株数で記載しております。
9. 新株予約権の行使時の払込金額、行使期間、行使の条件及び譲渡に関する事項については、以下のとおりとなっております。

項目	新株予約権(1)	新株予約権(2)	新株予約権(3)
行使時の払込金額	120,000円	120,000円	120,000円
行使期間	自平成23年3月19日 至平成31年3月18日	自平成23年3月19日 至平成31年3月18日	自平成23年3月19日 至平成31年3月18日
行使の条件	<p>各新株予約権の一部行使はできないものとする。</p> <p>本新株予約権の割当を受けた者（以下「本新株予約権者」という。）は、権利行使時において、当社または当社の関係会社の取締役、監査役、顧問もしくは従業員 の地位を有していなければならない。ただし、当社または当社の関係会社の取締役または監査役が任期満了により退任した場合、顧問が退任した場合、または従業員が定年により退職した場合、取締役、監査役、顧問または従業員が当社または当社の関係会社を円満に退任または退職したものと取締役会が決議した場合及び社外協力者の場合はこの限りではない。</p> <p>本新株予約権を行使することができる期間（以下「本行使期間」という。）の開始前に、当社が消滅会社となる吸収合併もしくは新設合併、当社が分割会社となる吸収分割もしくは新設分割または当社が完全子会社となる株式交換もしくは株式移転（以下これらを総称して「企業再編」という。）を行うことにつき、当社株主総会の決議（会社法第319条により株主総会の決議があったものとみなされる場合を含む。以下同じ。）または当社取締役会の決議（当該企業再編につき株主総会の決議が不要である場合に限る。）で承認された場合には、本新株予約権は、下記 の定めにかかわらず、承認された日から当該企業再編の効力発生日の前日まで、本新株予約権を行使することができるものとする。</p>	<p>各新株予約権の一部行使はできないものとする。</p> <p>本新株予約権の割当を受けた者（以下「本新株予約権者」という。）は、権利行使時において、当社または当社の関係会社の取締役、監査役、顧問もしくは従業員 の地位を有していなければならない。ただし、当社または当社の関係会社の取締役または監査役が任期満了により退任した場合、顧問が退任した場合、または従業員が定年により退職した場合、取締役、監査役、顧問または従業員が当社または当社の関係会社を円満に退任または退職したものと取締役会が決議した場合及び社外協力者の場合はこの限りではない。</p> <p>本新株予約権を行使することができる期間（以下「本行使期間」という。）の開始前に、当社が消滅会社となる吸収合併もしくは新設合併、当社が分割会社となる吸収分割もしくは新設分割または当社が完全子会社となる株式交換もしくは株式移転（以下これらを総称して「企業再編」という。）を行うことにつき、当社株主総会の決議（会社法第319条により株主総会の決議があったものとみなされる場合を含む。以下同じ。）または当社取締役会の決議（当該企業再編につき株主総会の決議が不要である場合に限る。）で承認された場合には、本新株予約権は、下記 の定めにかかわらず、承認された日から当該企業再編の効力発生日の前日まで、本新株予約権を行使することができるものとする。</p>	<p>各新株予約権の一部行使はできないものとする。</p> <p>本新株予約権の割当を受けた者（以下「本新株予約権者」という。）は、権利行使時において、当社または当社の関係会社の取締役、監査役、顧問もしくは従業員 の地位を有していなければならない。ただし、当社または当社の関係会社の取締役または監査役が任期満了により退任した場合、顧問が退任した場合、または従業員が定年により退職した場合、取締役、監査役、顧問または従業員が当社または当社の関係会社を円満に退任または退職したものと取締役会が決議した場合及び社外協力者の場合はこの限りではない。</p> <p>本新株予約権を行使することができる期間（以下「本行使期間」という。）の開始前に、当社が消滅会社となる吸収合併もしくは新設合併、当社が分割会社となる吸収分割もしくは新設分割または当社が完全子会社となる株式交換もしくは株式移転（以下これらを総称して「企業再編」という。）を行うことにつき、当社株主総会の決議（会社法第319条により株主総会の決議があったものとみなされる場合を含む。以下同じ。）または当社取締役会の決議（当該企業再編につき株主総会の決議が不要である場合に限る。）で承認された場合には、本新株予約権は、下記 の定めにかかわらず、承認された日から当該企業再編の効力発生日の前日まで、本新株予約権を行使することができるものとする。</p>

項目	新株予約権(1)	新株予約権(2)	新株予約権(3)
	<p>本新株予約権者が</p> <p>(a) 本行使期間の開始前に死亡した場合には、当該新株予約権者が有する新株予約権の個数の2分の1を上限として</p> <p>(b) 本行使期間内に死亡した場合には、当該新株予約権者が有する新株予約権の個数の全部を上限として当該新株予約権者の相続人において、下記 の定めにかかわらず、当該相続開始の日から6か月以内に限り、本新株予約権を行使することができるものとする。ただし、当該相続人が死亡した場合には、当該相続人の相続人は、本新株予約権を行使することができないものとする。</p> <p>本新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。</p> <p>本行使期間内においても、当社が証券取引所に株式上場をした後でなければ、本新株予約権を行使することができないものとする。</p> <p>その他の条件については、株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と本新株予約権者との間で締結する「シンバイオ製薬株式会社新株予約権割当契約書」に定めるところによる。</p>	<p>本新株予約権者が</p> <p>(a) 本行使期間の開始前に死亡した場合には、当該新株予約権者が有する新株予約権の個数の2分の1を上限として</p> <p>(b) 本行使期間内に死亡した場合には、当該新株予約権者が有する新株予約権の個数の全部を上限として当該新株予約権者の相続人において、下記 の定めにかかわらず、当該相続開始の日から6か月以内に限り、本新株予約権を行使することができるものとする。ただし、当該相続人が死亡した場合には、当該相続人の相続人は、本新株予約権を行使することができないものとする。</p> <p>本新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。</p> <p>本行使期間内においても、当社が証券取引所に株式上場をした後でなければ、本新株予約権を行使することができないものとする。</p> <p>その他の条件については、株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と本新株予約権者との間で締結する「シンバイオ製薬株式会社新株予約権割当契約書」に定めるところによる。</p>	<p>本新株予約権者が</p> <p>(a) 本行使期間の開始前に死亡した場合には、当該新株予約権者が有する新株予約権の個数の2分の1を上限として</p> <p>(b) 本行使期間内に死亡した場合には、当該新株予約権者が有する新株予約権の個数の全部を上限として当該新株予約権者の相続人において、下記 の定めにかかわらず、当該相続開始の日から6か月以内に限り、本新株予約権を行使することができるものとする。ただし、当該相続人が死亡した場合には、当該相続人の相続人は、本新株予約権を行使することができないものとする。</p> <p>本新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。</p> <p>本行使期間内においても、当社が証券取引所に株式上場をした後でなければ、本新株予約権を行使することができないものとする。</p> <p>その他の条件については、株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と本新株予約権者との間で締結する「シンバイオ製薬株式会社新株予約権割当契約書」に定めるところによる。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	当社取締役会の承認を要するものとします。	当社取締役会の承認を要するものとします。	当社取締役会の承認を要するものとします。

項目	新株予約権(4)	新株予約権(5)	新株予約権(6)
行使時の払込金額	60,000円	60,000円	60,000円
行使期間	自 平成24年4月1日 至 平成32年3月31日	自 平成24年4月1日 至 平成32年3月31日	自 平成24年4月1日 至 平成32年3月31日
行使の条件	<p>各新株予約権の一部行使はできないものとする。</p> <p>本新株予約権の割当を受けた者（以下「本新株予約権者」という。）は、権利行使時において、当社または当社の関係会社の取締役、監査役、顧問もしくは従業員の地位を有していなければならない。ただし、当社または当社の関係会社の取締役または監査役が任期満了により退任した場合、顧問が退任した場合、または従業員が定年により退職した場合、取締役、監査役、顧問または従業員が当社または当社の関係会社を円満に退任または退職したものと取締役会が決議した場合及び社外協力者の場合はこの限りではない。</p> <p>本新株予約権を行使することができる期間（以下「本行使期間」という。）の開始前に、当社が消滅会社となる吸収合併もしくは新設合併、当社が分割会社となる吸収分割もしくは新設分割または当社が完全子会社となる株式交換もしくは株式移転（以下これらを総称して「企業再編」という。）を行うことにつき、当社株主総会の決議（会社法第319条により株主総会の決議があったものとみなされる場合を含む、以下同じ。）または当社取締役会の決議（当該企業再編につき株主総会の決議が不要である場合に限る。）で承認された場合には、本新株予約権は、下記 の定めにかかわらず、承認された日から当該企業再編の効力発生日の前日まで、本新株予約権を行使することができるものとする。</p>	<p>各新株予約権の一部行使はできないものとする。</p> <p>本新株予約権の割当を受けた者（以下「本新株予約権者」という。）は、権利行使時において、当社または当社の関係会社の取締役、監査役、顧問もしくは従業員の地位を有していなければならない。ただし、当社または当社の関係会社の取締役または監査役が任期満了により退任した場合、顧問が退任した場合、または従業員が定年により退職した場合、取締役、監査役、顧問または従業員が当社または当社の関係会社を円満に退任または退職したものと取締役会が決議した場合及び社外協力者の場合はこの限りではない。</p> <p>本新株予約権を行使することができる期間（以下「本行使期間」という。）の開始前に、当社が消滅会社となる吸収合併もしくは新設合併、当社が分割会社となる吸収分割もしくは新設分割または当社が完全子会社となる株式交換もしくは株式移転（以下これらを総称して「企業再編」という。）を行うことにつき、当社株主総会の決議（会社法第319条により株主総会の決議があったものとみなされる場合を含む、以下同じ。）または当社取締役会の決議（当該企業再編につき株主総会の決議が不要である場合に限る。）で承認された場合には、本新株予約権は、下記 の定めにかかわらず、承認された日から当該企業再編の効力発生日の前日まで、本新株予約権を行使することができるものとする。</p>	<p>各新株予約権の一部行使はできないものとする。</p> <p>本新株予約権の割当を受けた者（以下「本新株予約権者」という。）は、権利行使時において、当社または当社の関係会社の取締役、監査役、顧問もしくは従業員の地位を有していなければならない。ただし、当社または当社の関係会社の取締役または監査役が任期満了により退任した場合、顧問が退任した場合、または従業員が定年により退職した場合、取締役、監査役、顧問または従業員が当社または当社の関係会社を円満に退任または退職したものと取締役会が決議した場合及び社外協力者の場合はこの限りではない。</p> <p>本新株予約権を行使することができる期間（以下「本行使期間」という。）の開始前に、当社が消滅会社となる吸収合併もしくは新設合併、当社が分割会社となる吸収分割もしくは新設分割または当社が完全子会社となる株式交換もしくは株式移転（以下これらを総称して「企業再編」という。）を行うことにつき、当社株主総会の決議（会社法第319条により株主総会の決議があったものとみなされる場合を含む、以下同じ。）または当社取締役会の決議（当該企業再編につき株主総会の決議が不要である場合に限る。）で承認された場合には、本新株予約権は、下記 の定めにかかわらず、承認された日から当該企業再編の効力発生日の前日まで、本新株予約権を行使することができるものとする。</p>

項目	新株予約権(4)	新株予約権(5)	新株予約権(6)
	<p>本新株予約権者が</p> <p>(a) 本行使期間の開始前に死亡した場合には、当該新株予約権者が有する新株予約権の個数の2分の1を上限として</p> <p>(b) 本行使期間内に死亡した場合には、当該新株予約権者が有する新株予約権の個数の全部を上限として当該新株予約権者の相続人において、下記 の定めにかかわらず、当該相続開始の日から6か月以内に限り、本新株予約権を行使することができるものとする。ただし、当該相続人が死亡した場合には、当該相続人の相続人は、本新株予約権を行使することができないものとする。</p> <p>本新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。</p> <p>本行使期間内においても、当社が証券取引所に株式上場をした後でなければ、本新株予約権を行使することができないものとする。</p> <p>その他の条件については、株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と本新株予約権者との間で締結する「シンバイオ製薬株式会社新株予約権割当契約書」に定めるところによる。</p>	<p>本新株予約権者が</p> <p>(a) 本行使期間の開始前に死亡した場合には、当該新株予約権者が有する新株予約権の個数の2分の1を上限として</p> <p>(b) 本行使期間内に死亡した場合には、当該新株予約権者が有する新株予約権の個数の全部を上限として当該新株予約権者の相続人において、下記 の定めにかかわらず、当該相続開始の日から6か月以内に限り、本新株予約権を行使することができるものとする。ただし、当該相続人が死亡した場合には、当該相続人の相続人は、本新株予約権を行使することができないものとする。</p> <p>本新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。</p> <p>本行使期間内においても、当社が証券取引所に株式上場をした後でなければ、本新株予約権を行使することができないものとする。</p> <p>その他の条件については、株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と本新株予約権者との間で締結する「シンバイオ製薬株式会社新株予約権割当契約書」に定めるところによる。</p>	<p>本新株予約権者が</p> <p>(a) 本行使期間の開始前に死亡した場合には、当該新株予約権者が有する新株予約権の個数の2分の1を上限として</p> <p>(b) 本行使期間内に死亡した場合には、当該新株予約権者が有する新株予約権の個数の全部を上限として当該新株予約権者の相続人において、下記 の定めにかかわらず、当該相続開始の日から6か月以内に限り、本新株予約権を行使することができるものとする。ただし、当該相続人が死亡した場合には、当該相続人の相続人は、本新株予約権を行使することができないものとする。</p> <p>本新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。</p> <p>本行使期間内においても、当社が証券取引所に株式上場をした後でなければ、本新株予約権を行使することができないものとする。</p> <p>その他の条件については、株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と本新株予約権者との間で締結する「シンバイオ製薬株式会社新株予約権割当契約書」に定めるところによる。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	当社取締役会の承認を要するものとします。	当社取締役会の承認を要するものとします。	当社取締役会の承認を要するものとします。

項目	新株予約権(7)	新株予約権(8)	新株予約権(9)
行使時の払込金額	60,000円	70,000円	70,000円
行使期間	自 平成24年10月15日 至 平成32年10月14日	自 平成25年3月31日 至 平成33年3月30日	自 平成25年3月31日 至 平成33年3月30日
行使の条件	<p>各新株予約権の一部行使できないものとする。</p> <p>本新株予約権の割当を受けた者（以下「本新株予約権者」という。）は、権利行使時において、当社または当社の関係会社の取締役、監査役、顧問もしくは従業員の地位を有していなければならない。ただし、当社または当社の関係会社の取締役または監査役が任期満了により退任した場合、顧問が退任した場合、または従業員が定年により退職した場合、取締役、監査役、顧問または従業員が当社または当社の関係会社を円満に退任または退職したものと取締役会が決議した場合及び社外協力者の場合はこの限りではない。</p> <p>本新株予約権を行使することができる期間（以下「本行使期間」という。）の開始前に、当社が消滅会社となる吸収合併もしくは新設合併、当社が分割会社となる吸収分割もしくは新設分割または当社が完全子会社となる株式交換もしくは株式移転（以下これらを総称して「企業再編」という。）を行うことにつき、当社株主総会の決議（会社法第319条により株主総会の決議があったものとみなされる場合を含む。以下同じ。）または当社取締役会の決議（当該企業再編につき株主総会の決議が不要である場合に限り。）で承認された場合には、本新株予約権は、下記 の定めにかかわらず、承認された日から当該企業再編の効力発生日の前日まで、本新株予約権を行使することができるものとする。</p>	<p>各新株予約権の一個に満たない端数は行使できないものとする。</p> <p>本新株予約権の割当を受けた者（以下「本新株予約権者」という。）は、権利行使時において、当会社または当会社の関係会社の取締役、監査役、顧問または従業員の地位を有していなければならない。ただし、下記のいずれかに該当する場合にはこの限りではない。</p> <p>(a) 当会社または当会社の関係会社の取締役または監査役が任期満了により退任した場合。</p> <p>(b) 当会社または当会社の関係会社の顧問が契約満了により退任した場合。</p> <p>(c) 当会社または当会社の関係会社の従業員が定年により退職した場合。</p> <p>(d) 当会社または当会社の関係会社の取締役、監査役、顧問または従業員が当会社または当会社の関係会社を円満に退任または退職したものと取締役会が決議した場合。</p> <p>本新株予約権を行使することができる期間（以下「本行使期間」という。）の開始前に、当会社が消滅会社となる吸収合併もしくは新設合併、当会社が分割会社となる吸収分割もしくは新設分割または当会社が完全子会社となる株式交換もしくは株式移転（以下これらを総称して「企業再編」という。）を行うことにつき、当会社株主総会の決議（会社法第319条により株主総会の決議があったものとみなされる場合を含む。以下同じ。）または当会社取締役会の決議（当該企業再編につき株主総会の決議が不要である場合に限り。）で承認された場合には、本新株予約権は、下記の定めにかかわらず、承認された日から当該企業再編の効力発生日の前日まで、本新株予約権を行使することができるものとする。</p>	<p>各新株予約権の一個に満たない端数は行使できないものとする。</p> <p>本新株予約権の割当を受けた者（以下「本新株予約権者」という。）は、権利行使時において、当会社または当会社の関係会社の取締役、監査役、顧問または従業員の地位を有していなければならない。ただし、下記のいずれかに該当する場合にはこの限りではない。</p> <p>(a) 当会社または当会社の関係会社の取締役または監査役が任期満了により退任した場合。</p> <p>(b) 当会社または当会社の関係会社の顧問が契約満了により退任した場合。</p> <p>(c) 当会社または当会社の関係会社の従業員が定年により退職した場合。</p> <p>(d) 当会社または当会社の関係会社の取締役、監査役、顧問または従業員が当会社または当会社の関係会社を円満に退任または退職したものと取締役会が決議した場合。</p> <p>本新株予約権を行使することができる期間（以下「本行使期間」という。）の開始前に、当会社が消滅会社となる吸収合併もしくは新設合併、当会社が分割会社となる吸収分割もしくは新設分割または当会社が完全子会社となる株式交換もしくは株式移転（以下これらを総称して「企業再編」という。）を行うことにつき、当会社株主総会の決議（会社法第319条により株主総会の決議があったものとみなされる場合を含む。以下同じ。）または当会社取締役会の決議（当該企業再編につき株主総会の決議が不要である場合に限り。）で承認された場合には、本新株予約権は、下記の定めにかかわらず、承認された日から当該企業再編の効力発生日の前日まで、本新株予約権を行使することができるものとする。</p>

項目	新株予約権(7)	新株予約権(8)	新株予約権(9)
	<p>本新株予約権者が</p> <p>(a) 本行使期間の開始前に死亡した場合には、当該新株予約権者が有する新株予約権の個数の2分の1を上限として</p> <p>(b) 本行使期間内に死亡した場合には、当該新株予約権者が有する新株予約権の個数の全部を上限として当該新株予約権者の相続人において、下記 の定めにかかわらず、当該相続開始の日から6か月以内に限り、本新株予約権を行使することができるものとする。ただし、当該相続人が死亡した場合には、当該相続人の相続人は、本新株予約権を行使することができないものとする。</p> <p>本新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。</p> <p>本行使期間内においても、当社が証券取引所に株式上場をした後でなければ、本新株予約権を行使することができないものとする。</p> <p>その他の条件については、株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と本新株予約権者との間で締結する「シンバイオ製薬株式会社新株予約権割当契約書」に定めるところによる。</p>	<p>本新株予約権者が</p> <p>(a) 本行使期間の開始前に死亡した場合には、当該新株予約権者が有する新株予約権の個数の2分の1を上限として</p> <p>(b) 本行使期間内に死亡した場合には、当該新株予約権者が有する新株予約権の個数の全部を上限として当該新株予約権者の相続人において、下記 の定めにかかわらず、当該相続開始の日から6か月以内に限り、本新株予約権を行使することができるものとする。ただし、当該相続人が死亡した場合には、当該相続人の相続人は、本新株予約権を行使することができないものとする。</p> <p>本新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。</p> <p>本行使期間内においても、当社が証券取引所に株式上場をした後でなければ、本新株予約権を行使することができないものとする。</p> <p>その他の条件については、株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と本新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約書に定めるところによる。</p>	<p>本新株予約権者が</p> <p>(a) 本行使期間の開始前に死亡した場合には、当該新株予約権者が有する新株予約権の個数の2分の1を上限として</p> <p>(b) 本行使期間内に死亡した場合には、当該新株予約権者が有する新株予約権の個数の全部を上限として当該新株予約権者の相続人において、下記 の定めにかかわらず、当該相続開始の日から6か月以内に限り、本新株予約権を行使することができるものとする。ただし、当該相続人が死亡した場合には、当該相続人の相続人は、本新株予約権を行使することができないものとする。</p> <p>本新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。</p> <p>本行使期間内においても、当社が証券取引所に株式上場をした後でなければ、本新株予約権を行使することができないものとする。</p> <p>その他の条件については、株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と本新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約書に定めるところによる。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	当社取締役会の承認を要するものとします。	当社取締役会の承認を要するものとします。	当社取締役会の承認を要するものとします。

2【取得者の概況】

株式(1)

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数 (株)	価格 (単価) (千円)	取得者と提出会社との関係
Cephalon, Inc. Frank Baldino, Jr., PH.D. Chairman/CEO (資本金 2,072,324千米ドル)	41 Moores Road Frazer, PA U.S.A	医薬品開発業	7,404	888,480 (120)	特別利害関係者等 (大株主上位10名)
(注) 1					

(注) 1. 資本金は、Common StockとAdditional Paid-in Capitalの合計額（平成20年12月31日時点）であります。

2. 平成23年6月2日をもって1株を100株の割合で株式分割しておりますが、割当株数及び価格（単価）は株式分割前の株数及び価格で記載しております。

株式(2)

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数 (株)	価格 (単価) (千円)	取得者と提出会社との関係
三菱UFJベンチャーファンド二 号投資事業有限責任組合 無限責任組合員 三菱UFJキャピタル株式会社 代表取締役社長 向原 通隆	東京都中央区京橋二 丁目14番1号	投資事業組合	83	9,960 (120)	

(注) 平成23年6月2日をもって1株を100株の割合で株式分割しておりますが、割当株数及び価格（単価）は株式分割前の株数及び価格で記載しております。

株式(3)

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数 (株)	価格 (単価) (千円)	取得者と提出会社との関係
Cephalon, Inc. Frank Baldino, Jr., PH.D. Chairman/CEO (資本金 2,506,328千米ドル)	41 Moores Road Frazer, PA U.S.A	医薬品開発業	3,334	200,040 (60)	特別利害関係者等 (大株主上位10名)
(注) 1					

(注) 1. 資本金は、Common StockとAdditional Paid-in Capitalの合計額（平成21年9月30日時点）であります。

2. 平成23年6月2日をもって1株を100株の割合で株式分割しておりますが、割当株数及び価格（単価）は株式分割前の株数及び価格で記載しております。

株式(4)

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数 (株)	価格 (単価) (千円)	取得者と提出会社との関係
早稲田1号投資事業有限責任組合 無限責任組合員 ウエルインベストメント株式会社 代表取締役社長 瀧口 匡	東京都新宿区喜久井 町65番地	投資事業組合	5,500	330,000 (60)	特別利害関係者等 (大株主上位10名)
ウエル技術ベンチャー投資事業 有限責任組合 無限責任組合員 ウエルインベストメント株式会社 代表取締役社長 瀧口 匡	東京都新宿区喜久井 町65番地	投資事業組合	1,168	70,080 (60)	

(注) 平成23年6月2日をもって1株を100株の割合で株式分割しておりますが、割当株数及び価格(単価)は株式分割前の株数及び価格で記載しております。

株式(5)

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数(株)	価格(単価)(千円)	取得者と提出会社との関係
NIFSMBC-V2006S 3 投資事業有限責任組合 無限責任組員 大和SMBCキャピタル株式会社 代表取締役社長 有明 一夫 (注) 1、2	東京都千代田区九段北一丁目8番10号	投資事業組合	3,017	181,020 (60)	特別利害関係者等 (大株主上位10名)
NIFSMBC-V2006S 1 投資事業有限責任組合 無限責任組員 大和SMBCキャピタル株式会社 代表取締役社長 有明 一夫 (注) 1	東京都千代田区九段北一丁目8番10号	投資事業組合	1,810	108,600 (60)	
新規事業投資1号投資事業有限責任組合 無限責任組員 新規事業投資株式会社 代表取締役社長 松野 信也 (注) 3	東京都千代田区大手町二丁目6番2号	投資事業組合	624	37,440 (60)	
新規事業投資株式会社 代表取締役社長 松野 信也 (資本金 6,000百万円) (注) 3	東京都千代田区大手町二丁目6番2号	投資事業	208	12,480 (60)	
NIFSMBC-V2006神戸バイオ・メディカル4号投資事業有限責任組合 無限責任組員 大和SMBCキャピタル株式会社 代表取締役社長 有明 一夫 (注) 1、2	東京都千代田区九段北一丁目8番10号	投資事業組合	173	10,380 (60)	

- (注) 1. 大和証券グループ本社と三井住友銀行との合併事業の解消に伴い、同社は、平成22年7月1日付で大和企業投資株式会社に商号変更しております。
2. 大和証券グループ本社と三井住友銀行との合併事業の解消に伴い、当該株式は、平成22年7月1日付にてSMBCベンチャーキャピタル株式会社に継承されております。
3. グループ会社内での企業再編のため、新規事業投資株式会社は、DBJキャピタル株式会社に商号変更しております。また、これに伴う投資ファンド運営の効率化のため、新規事業投資株式会社及び新規事業投資1号投資事業有限責任組合の保有する株式は、平成22年7月30日付でDBJキャピタル1号投資事業組合に継承されております。
4. 平成23年6月2日をもって1株を100株の割合で株式分割しておりますが、割当株数及び価格(単価)は株式分割前の株数及び価格で記載しております。

株式(6)

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数(株)	価格(単価)(千円)	取得者と提出会社との関係
エーザイ株式会社 代表執行役社長 内藤 晴夫 (資本金 44,985百万円) (注) 1	東京都文京区小石川 四丁目 6 番10号	医薬品開発業	8,334	500,040 (60)	特別利害関係者等 (大株主上位10名)

(注) 1 . 資本金は、平成21年 3月31日時点のものです。

2 . 平成23年 6月 2日をもって 1株を100株の割合で株式分割しておりますが、割当株数及び価格(単価)は株式分割前の株数及び価格で記載しております。

株式(7)

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数(株)	価格(単価)(千円)	取得者と提出会社との関係
東洋証券 3号投資事業組合 業務執行組合員 東洋キャピタル株式会社 代表取締役 栗栖 伸明	東京都中央区京橋二 丁目 8 番 5 号	投資事業組合	830	49,800 (60)	

(注) 平成23年 6月 2日をもって 1株を100株の割合で株式分割しておりますが、割当株数及び価格(単価)は株式分割前の株数及び価格で記載しております。

株式(8)

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数(株)	価格(単価)(千円)	取得者と提出会社との関係
信金キャピタル二号投資事業有限責任組合 無限責任組合員 信金キャピタル株式会社 代表取締役 小坂井 雅夫	東京都中央区日本橋三丁目4番15号	投資事業組合	1,700	102,000 (60)	
投資事業有限責任組合 ハンズオン1号 無限責任組合員 MUハンズオンキャピタル株式会社 取締役社長 矢部 芳一	東京都中央区日本橋本町四丁目8番16号	投資事業組合	1,258	75,480 (60)	
京大ベンチャーNVCC1号投資事業有限責任組合 無限責任組合員 日本ベンチャーキャピタル株式会社 代表取締役社長 奥原 圭一	東京都港区赤坂七丁目1番16号	投資事業組合	1,167	70,020 (60)	
埼玉成長企業サポートファンド 投資事業有限責任組合 無限責任組合員 日本ベンチャーキャピタル株式会社 代表取締役社長 奥原 圭一	東京都港区赤坂七丁目1番16号	投資事業組合	1,166	69,960 (60)	
がんばれ中小企業・生き生き育成投資事業有限責任組合 無限責任組合員 日本ベンチャーキャピタル株式会社 代表取締役社長 奥原 圭一	東京都港区赤坂七丁目1番16号	投資事業組合	1,000	60,000 (60)	
アイ・シグマ東京ベンチャー1号 投資事業有限責任組合 無限責任組合員 アイ・シグマ・キャピタル株式会社 代表取締役 加納 道章	東京都千代田区神田錦町三丁目23番地	投資事業組合	850	51,000 (60)	
投資事業有限責任組合 ハンズオン1・2号 無限責任組合員 MUハンズオンキャピタル株式会社 取締役社長 矢部 芳一	東京都中央区日本橋本町四丁目8番16号	投資事業組合	742	44,520 (60)	
エーシーベンチャーズ4号投資事業組合 業務執行組合員 エーシーベンチャーズ株式会社 代表取締役 安藤 健二	東京都千代田区丸の内二丁目1番1号	投資事業組合	500	30,000 (60)	

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数 (株)	価格 (単価) (千円)	取得者と提出会社との関係
KSP 3号投資事業有限責任組合 無限責任組合員 株式会社ケイエスピー 代表取締役社長 大北 智良	神奈川県川崎市高津区坂戸三丁目2番1号	投資事業組合	500	30,000 (60)	
ディーアイティー第一号投資事業有限責任組合 無限責任組合員 ディーアイティー・パートナーズ株式会社 代表取締役 江口 文敏	東京都港区西新橋一丁目2番9号	投資事業組合	335	20,100 (60)	
ディーアイティー第二号投資事業有限責任組合 無限責任組合員 ディーアイティー・パートナーズ株式会社 代表取締役 江口 文敏	東京都港区西新橋一丁目2番9号	投資事業組合	335	20,100 (60)	

(注) 平成23年6月2日をもって1株を100株の割合で株式分割しておりますが、割当株数及び価格(単価)は株式分割前の株数及び価格で記載しております。

株式(9)

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数 (株)	価格 (単価) (千円)	取得者と提出会社との関係
安田企業投資4号投資事業有限責任組合 無限責任組合員 安田企業投資株式会社 代表取締役社長 藤井 常雄	東京都千代田区麹町四丁目2番7号	投資事業組合	1,886	113,160 (60)	
学校法人早稲田大学	東京都新宿区戸塚町一丁目104番	学校法人	30	1,800 (60)	

(注) 平成23年6月2日をもって1株を100株の割合で株式分割しておりますが、割当株数及び価格(単価)は株式分割前の株数及び価格で記載しております。

株式(10)

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数 (株)	価格 (単価) (千円)	取得者と提出会社との関係
早稲田グローバル1号投資事業有限責任組合 無限責任組合員 ウエルインベストメント株式会社 代表取締役社長 瀧口 匡	東京都新宿区喜久井町65番地	投資事業組合	5,000	300,000 (60)	特別利害関係者等 (大株主上位10名)

(注) 平成23年6月2日をもって1株を100株の割合で株式分割しておりますが、割当株数及び価格(単価)は株式分割前の株数及び価格で記載しております。

株式(11)

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数 (株)	価格 (単価) (千円)	取得者と提出会社との関係
シーエスケイブイシー技術革新 成長支援ファンド投資事業有限 責任組合 無限責任組合員 CSKベンチャーキャピタル株式 会社 代表取締役社長 田端 広道 (注) 1	東京都港区南青山二 丁目26番1号	投資事業組合	840	50,400 (60)	

(注) 1. 投資事業組合または投資事業有限責任組合を支配しているCSKベンチャーキャピタル株式会社は、平成22年9月29日付で株式会社ウィズ・パートナーズに商号変更しております。

2. 平成23年6月2日をもって1株を100株の割合で株式分割しておりますが、割当株数及び価格(単価)は株式分割前の株数及び価格で記載しております。

株式(12)

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数 (株)	価格 (単価) (千円)	取得者と提出会社との関係
ジャフコV2共有投資事業有限 責任組合 無限責任組合員 株式会社ジャフコ 代表取締役 豊貴 伸一	東京都千代田区丸の 内一丁目8番2号	投資事業組合	2,630	157,800 (60)	特別利害関係者等 (大株主上位10名)
ジャフコ・グレートエンジェル ファンド1号投資事業有限責任 組合 無限責任組合員 株式会社ジャフコ 代表取締役 豊貴 伸一	東京都千代田区丸の 内一丁目8番2号	投資事業組合	330	19,800 (60)	
ジャフコV2-W投資事業有限 責任組合 無限責任組合員 株式会社ジャフコ 代表取締役 豊貴 伸一	東京都千代田区丸の 内一丁目8番2号	投資事業組合	260	15,600 (60)	特別利害関係者等 (大株主上位10名)
ジャフコV2-R投資事業有限 責任組合 無限責任組合員 株式会社ジャフコ 代表取締役 豊貴 伸一	東京都千代田区丸の 内一丁目8番2号	投資事業組合	110	6,600 (60)	

(注) 平成23年6月2日をもって1株を100株の割合で株式分割しておりますが、割当株数及び価格(単価)は株式分割前の株数及び価格で記載しております。

株式(13)

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数 (株)	価格 (単価) (千円)	取得者と提出会社との関係
Cephalon, Inc. J. Kevin Buchi/Chief Executive Officer (資本金 2,408,347千米ドル) (注) 1	41 Moores Road Frazer, PA U.S.A	医薬品開発業	11,032	772,240 (70)	特別利害関係者等 (大株主上位10名)

(注) 1. 資本金は、Common StockとAdditional Paid-in Capitalの合計額（平成22年9月30日時点）であります。

2. 平成23年6月2日をもって1株を100株の割合で株式分割しておりますが、割当株数及び価格（単価）は株式分割前の株数及び価格で記載しております。

株式(14)

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数 (株)	価格 (単価) (千円)	取得者と提出会社との関係
ジャフコV2共有投資事業有限 責任組合 無限責任組合員 株式会社ジャフコ 代表取締役 豊貴 伸一	東京都千代田区大手 町一丁目5番1号	投資事業組合	15,198	1,063,860 (70)	特別利害関係者等 (大株主上位10名)
ジャフコV2-W投資事業有限 責任組合 無限責任組合員 株式会社ジャフコ 代表取締役 豊貴 伸一	東京都千代田区大手 町一丁目5番1号	投資事業組合	1,520	106,400 (70)	特別利害関係者等 (大株主上位10名)
ジャフコV2-R投資事業有限 責任組合 無限責任組合員 株式会社ジャフコ 代表取締役 豊貴 伸一	東京都千代田区大手 町一丁目5番1号	投資事業組合	650	45,500 (70)	

(注) 平成23年6月2日をもって1株を100株の割合で株式分割しておりますが、割当株数及び価格（単価）は株式分割前の株数及び価格で記載しております。

株式(15)

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数 (株)	価格 (単価) (千円)	取得者と提出会社との関係
尾川 修	埼玉県志木市	会社役員	22	1,540 (70)	特別利害関係者等 (当社取締役)

(注) 平成23年6月2日をもって1株を100株の割合で株式分割しておりますが、割当株数及び価格（単価）は株式分割前の株数及び価格で記載しております。

株式(16)

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業 及び事業の内容等	割当株数 (株)	価格 (単価) (千円)	取得者と提出会社との 関係
前川 裕貴	東京都千代田区	会社役員	30	2,100 (70)	特別利害関係者等 (当社取締役)
秦 小強 (Albert Qin)	東京都港区	会社員	20	1,400 (70)	当社従業員
佐々木 長八	東京都八王子市	会社員	15	1,050 (70)	当社従業員
渡邊 智之	神奈川県横浜市西区	会社員	15	1,050 (70)	当社従業員
上原 弘	神奈川県相模原市南区	会社員	15	1,050 (70)	当社従業員
永瀬 利彦	千葉県習志野市	会社員	15	1,050 (70)	当社従業員
澤向 慶司	東京都調布市	会社員	15	1,050 (70)	当社従業員
大根 有司	東京都江東区	会社員	15	1,050 (70)	当社従業員
角本 宗敬	滋賀県大津市	会社員	10	700 (70)	当社従業員

(注) 平成23年6月2日をもって1株を100株の割合で株式分割しておりますが、割当株数及び価格(単価)は株式分割前の株数及び価格で記載しております。

新株予約権(1)

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数(株)	価格(単価)(千円)	取得者と提出会社との関係
吉田 文紀	東京都渋谷区	会社役員	600	72,000 (120)	特別利害関係者等 (当社代表取締役社長)
尾川 修	埼玉県志木市	会社役員	70	8,400 (120)	特別利害関係者等 (当社取締役)
後藤 雅彦	神奈川県逗子市	会社役員	40	4,800 (120)	特別利害関係者等 (当社監査役)

(注) 1. 退職等の理由により権利を喪失した者につきましては、記載しておりません。

2. 平成23年6月2日をもって1株を100株の割合で株式分割しておりますが、割当株数及び価格(単価)は株式分割前の株数及び価格で記載しております。

新株予約権(2)

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数(株)	価格(単価)(千円)	取得者と提出会社との関係
永瀬 利彦	千葉県習志野市	会社員	60	7,200 (120)	当社従業員
鈴木 昭	神奈川県川崎市中原区	会社員	50	6,000 (120)	当社従業員
梅澤 久史	神奈川県藤沢市	会社員	50	6,000 (120)	当社従業員
佐々木 長八	東京都八王子市	会社員	50	6,000 (120)	当社従業員
上原 弘	神奈川県相模原市	会社員	50	6,000 (120)	当社従業員
澤向 慶司	東京都調布市	会社員	40	4,800 (120)	当社従業員
後藤 勝久	東京都豊島区	会社員	40	4,800 (120)	当社従業員
古川 雅洋	神奈川県茅ヶ崎市	会社員	40	4,800 (120)	当社従業員
角本 宗敬	滋賀県大津市	会社員	40	4,800 (120)	当社従業員
吉田 隆男	東京都杉並区	会社員	30	3,600 (120)	当社従業員
海野 隆	東京都文京区	会社員	30	3,600 (120)	当社従業員
丸山 哲也	神奈川県横浜市磯子区	会社員	30	3,600 (120)	当社従業員
舟山 正美	東京都板橋区	会社員	30	3,600 (120)	当社従業員
坪井 隆司	千葉県八千代市	会社員	30	3,600 (120)	当社従業員
小牧 裕之	栃木県下都賀郡壬生町	会社員	20	2,400 (120)	当社従業員
庄司 淳子	東京都世田谷区	会社員	20	2,400 (120)	当社従業員

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数 (株)	価格 (単価) (千円)	取得者と提出会社との関係
David Thompson	埼玉県さいたま市浦和区	会社員	20	2,400 (120)	当社従業員
長谷 祥治	東京都練馬区	会社員	20	2,400 (120)	当社従業員
本山 隆司	神奈川県横浜市戸塚区	会社員	20	2,400 (120)	当社従業員
藁谷 浩司	東京都葛飾区	会社員	20	2,400 (120)	当社従業員
濱田 康資	東京都東村山市	会社員	20	2,400 (120)	当社従業員
赤津 恵子	東京都大田区	会社員	15	1,800 (120)	当社従業員
鈴木 康平	埼玉県川口市	会社員	15	1,800 (120)	当社従業員
堀口 基次	神奈川県小田原市	会社員	10	1,200 (120)	当社従業員
柳 哲雄	東京都江東区	会社員	10	1,200 (120)	当社従業員
国重 陽子	千葉県船橋市	会社員	10	1,200 (120)	当社従業員
木下 誠治	東京都東久留米市	会社員	10	1,200 (120)	当社従業員
木住野 晃代	東京都文京区	会社員	10	1,200 (120)	当社従業員
遠藤 祐樹	埼玉県ふじみ野市	会社員	10	1,200 (120)	当社従業員
池田 留美子	千葉県鎌ヶ谷市	会社員	10	1,200 (120)	当社従業員
三條 真弘	東京都港区	会社員	10	1,200 (120)	当社従業員

(注) 1. 退職等の理由により権利を喪失した者につきましては、記載しておりません。

2. 平成23年6月2日をもって1株を100株の割合で株式分割しておりますが、割当株数及び価格(単価)は株式分割前の株数及び価格で記載しております。

3. 割当株数が1,000株以下の3名1,500株(株式分割前の割当株数は15株)に関する記載は省略しております。

新株予約権(3)

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数(株)	価格(単価)(千円)	取得者と提出会社との関係
George Morstyn	Victoria, Australia	会社役員	100	12,000 (120)	特別利害関係者等 (当社取締役)
前田 浩	熊本県熊本市	大学教授	25	3,000 (120)	社外協力者

(注) 平成23年6月2日をもって1株を100株の割合で株式分割しておりますが、割当株数及び価格(単価)は株式分割前の株数及び価格で記載しております。

新株予約権(4)

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数(株)	価格(単価)(千円)	取得者と提出会社との関係
吉田 文紀	東京都渋谷区	会社役員	1,800	108,000 (60)	特別利害関係者等 (当社代表取締役社長)
松田 修一	千葉県柏市	会社役員	400	24,000 (60)	特別利害関係者等 (当社取締役)
尾川 修	埼玉県志木市	会社役員	380	22,800 (60)	特別利害関係者等 (当社取締役)
前川 裕貴	東京都千代田区	会社役員	330	19,800 (60)	特別利害関係者等 (当社取締役)
Lowell Sears	Los Altos, CA, U.S.A	会社役員	300	18,000 (60)	特別利害関係者等 (当社取締役)
George Morstyn	Victoria, Australia	会社役員	300	18,000 (60)	特別利害関係者等 (当社取締役)
後藤 雅彦	神奈川県逗子市	会社役員	100	6,000 (60)	特別利害関係者等 (当社監査役)

(注) 1. 平成23年6月2日をもって1株を100株の割合で株式分割しておりますが、割当株数及び価格(単価)は株式分割前の株数及び価格で記載しております。

2. 松田修一氏は、平成23年3月30日付で当社取締役を退任しております。

新株予約権(5)

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数(株)	価格(単価)(千円)	取得者と提出会社との関係
小関 信行	神奈川県川崎市川崎区	会社員	140	8,400 (60)	当社従業員
鈴木 昭	神奈川県川崎市中原区	会社員	130	7,800 (60)	当社従業員
永瀬 利彦	千葉県習志野市	会社員	130	7,800 (60)	当社従業員
佐々木 長八	東京都八王子市	会社員	120	7,200 (60)	当社従業員
梅澤 久史	神奈川県藤沢市	会社員	110	6,600 (60)	当社従業員
澤向 慶司	東京都調布市	会社員	100	6,000 (60)	当社従業員
上原 弘	神奈川県相模原市南区	会社員	100	6,000 (60)	当社従業員
堀口 基次	神奈川県小田原市	会社員	90	5,400 (60)	当社従業員
角本 宗敬	滋賀県大津市	会社員	90	5,400 (60)	当社従業員
後藤 勝久	東京都豊島区	会社員	90	5,400 (60)	当社従業員
丸山 哲也	神奈川県横浜市磯子区	会社員	90	5,400 (60)	当社従業員
古川 雅洋	神奈川県茅ヶ崎市	会社員	90	5,400 (60)	当社従業員
山口 摩樹夫	東京都武蔵野市	会社員	90	5,400 (60)	当社従業員
堺 和博	東京都杉並区	会社員	90	5,400 (60)	当社従業員
吉田 隆男	東京都杉並区	会社員	80	4,800 (60)	当社従業員
庄司 淳子	東京都世田谷区	会社員	80	4,800 (60)	当社従業員
舟山 正美	東京都板橋区	会社員	80	4,800 (60)	当社従業員
長谷 祥治	東京都練馬区	会社員	80	4,800 (60)	当社従業員
藁谷 浩司	東京都葛飾区	会社員	80	4,800 (60)	当社従業員
濱田 康資	東京都東村山市	会社員	80	4,800 (60)	当社従業員
海野 隆	兵庫県西宮市	会社員	70	4,200 (60)	当社従業員
坪井 隆司	千葉県八千代市	会社員	70	4,200 (60)	当社従業員
佐藤 誠孝	神奈川県横浜市港北区	会社員	70	4,200 (60)	当社従業員

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数 (株)	価格 (単価) (千円)	取得者と提出会社との関係
Adam Kehlet	東京都世田谷区	会社員	70	4,200 (60)	当社従業員
David Thompson	埼玉県さいたま市浦和区	会社員	60	3,600 (60)	当社従業員
本山 隆司	神奈川県横浜市戸塚区	会社員	50	3,000 (60)	当社従業員
鈴木 康平	埼玉県川口市	会社員	50	3,000 (60)	当社従業員
柳 哲雄	東京都江東区	会社員	40	2,400 (60)	当社従業員
三條 真弘	東京都目黒区	会社員	40	2,400 (60)	当社従業員
国重 陽子	千葉県船橋市	会社員	35	2,100 (60)	当社従業員
赤津 恵子	東京都大田区	会社員	35	2,100 (60)	当社従業員
小牧 裕之	栃木県下都賀郡壬生町	会社員	30	1,800 (60)	当社従業員
カルドウェル さやか	千葉県鎌ヶ谷市	会社員	30	1,800 (60)	当社従業員
吉松 瞳	東京都北区	会社員	30	1,800 (60)	当社従業員
松岡 宏明	神奈川県横浜市戸塚区	会社員	30	1,800 (60)	当社従業員
木住野 晃代	東京都豊島区	会社員	30	1,800 (60)	当社従業員
遠藤 祐樹	埼玉県ふじみ野市	会社員	30	1,800 (60)	当社従業員
池田 留美子	東京都江戸川区	会社員	30	1,800 (60)	当社従業員
木下 誠治	東京都東久留米市	会社員	25	1,500 (60)	当社従業員
佐藤 隆	千葉県柏市	会社員	25	1,500 (60)	当社従業員
平井 恭子	茨城県つくば市	会社員	25	1,500 (60)	当社従業員
馬場 直美	神奈川県川崎市中原区	会社員	25	1,500 (60)	当社従業員
金沢 直美	東京都杉並区	会社員	25	1,500 (60)	当社従業員

(注) 1. 退職等の理由により権利を喪失した者につきましては、記載しておりません。

2. 平成23年6月2日をもって1株を100株の割合で株式分割しておりますが、割当株数及び価格(単価)は株式分割前の株数及び価格で記載しております。

新株予約権(6)

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数(株)	価格(単価)(千円)	取得者と提出会社との関係
前田 浩	熊本県熊本市	大学教授	250	15,000 (60)	社外協力者
Robert Lewis	Seattle, WA, U.S.A	コンサルタント	240	14,400 (60)	社外協力者
George Morstyn	Victoria, Australia	当社S A B 議長	200	12,000 (60)	特別利害関係者等 (当社取締役)
小川 一誠	埼玉県和光市	医師	100	6,000 (60)	社外協力者
中畑 龍俊	京都府京都市南区	医師	100	6,000 (60)	社外協力者
平家 俊男	滋賀県大津市	大学教授	100	6,000 (60)	社外協力者
竹内 勤	東京都世田谷区	大学教授	100	6,000 (60)	社外協力者
須田 年生	東京都文京区	大学教授	100	6,000 (60)	社外協力者
谷 憲三朗	福岡県福岡市博多区	大学教授	100	6,000 (60)	社外協力者
中尾 眞二	石川県金沢市	大学教授	100	6,000 (60)	社外協力者
Mathias Rummel	Frankfurt, Germany	コンサルタント	60	3,600 (60)	社外協力者
Jeongbin Yim	SeongNam-Shi, Korea	コンサルタント	40	2,400 (60)	社外協力者
John Zderic	San Francisco, CA, U.S.A	コンサルタント	40	2,400 (60)	社外協力者

(注) 1 . 平成23年6月2日をもって1株を100株の割合で株式分割しておりますが、割当株数及び価格(単価)は株式分割前の株数及び価格で記載しております。

2 . George Morstyn氏につきましては、当社社外取締役であります。当社の開発候補品の評価を行う、サイエンティフィック・アドバイザー・ボード(科学的諮問委員会、略称：S A B)の議長であることから、社外協力者として本新株予約権を割り当てております。

新株予約権(7)

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数(株)	価格(単価)(千円)	取得者と提出会社との関係
秦 小強 (Albert Qin)	東京都港区	会社員	100	6,000 (60)	当社従業員
大根 有司	東京都江東区	会社員	50	3,000 (60)	当社従業員
渡邊 智之	神奈川県横浜市西区	会社員	50	3,000 (60)	当社従業員
小林 麻子	東京都杉並区	会社員	50	3,000 (60)	当社従業員
渡邊 正彦	東京都世田谷区	会社員	20	1,200 (60)	当社従業員
石橋 正彦	千葉県山武郡大網白里町	会社員	20	1,200 (60)	当社従業員
松本 有紀	東京都墨田区	会社員	10	600 (60)	当社従業員
武藤 淳	東京都足立区	会社員	10	600 (60)	当社従業員
須田 基史	東京都墨田区	会社員	10	600 (60)	当社従業員

(注) 平成23年6月2日をもって1株を100株の割合で株式分割しておりますが、割当株数及び価格(単価)は株式分割前の株数及び価格で記載しております。

新株予約権(8)

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数(株)	価格(単価)(千円)	取得者と提出会社との関係
吉田 文紀	東京都渋谷区	会社役員	1,200	84,000 (70)	特別利害関係者等 (当社代表取締役社長)
前川 裕貴	東京都千代田区	会社役員	220	15,400 (70)	特別利害関係者等 (当社取締役)
尾川 修	埼玉県志木市	会社役員	200	14,000 (70)	特別利害関係者等 (当社取締役)
Lowell Sears	Los Altos, CA, U.S.A	会社役員	150	10,500 (70)	特別利害関係者等 (当社取締役)
George Morstyn	Victoria, Australia	会社役員	150	10,500 (70)	特別利害関係者等 (当社取締役)

(注) 平成23年6月2日をもって1株を100株の割合で株式分割しておりますが、割当株数及び価格(単価)は株式分割前の株数及び価格で記載しております。

新株予約権(9)

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数(株)	価格(単価)(千円)	取得者と提出会社との関係
秦 小強 (Albert Qin)	東京都港区	会社員	120	8,400 (70)	当社従業員
鈴木 昭	神奈川県川崎市中原区	会社員	70	4,900 (70)	当社従業員
上原 弘	神奈川県相模原市南区	会社員	70	4,900 (70)	当社従業員
梅澤 久史	神奈川県藤沢市	会社員	65	4,550 (70)	当社従業員
永瀬 利彦	千葉県習志野市	会社員	60	4,200 (70)	当社従業員
大根 有司	東京都江東区	会社員	60	4,200 (70)	当社従業員
澤向 慶司	東京都調布市	会社員	60	4,200 (70)	当社従業員
角本 宗敬	滋賀県大津市	会社員	60	4,200 (70)	当社従業員
渡邊 智之	神奈川県横浜市西区	会社員	60	4,200 (70)	当社従業員
後藤 勝久	東京都豊島区	会社員	55	3,850 (70)	当社従業員
藁谷 浩司	東京都葛飾区	会社員	55	3,850 (70)	当社従業員
吉田 隆男	東京都杉並区	会社員	50	3,500 (70)	当社従業員
佐々木 長八	東京都八王子市	会社員	50	3,500 (70)	当社従業員
小林 麻子	東京都杉並区	会社員	50	3,500 (70)	当社従業員
小関 信行	神奈川県川崎市川崎区	会社員	50	3,500 (70)	当社従業員
伊藤 正視	東京都稲城市	会社員	50	3,500 (70)	当社従業員
堀口 基次	神奈川県小田原市	会社員	45	3,150 (70)	当社従業員
庄司 淳子	東京都世田谷区	会社員	45	3,150 (70)	当社従業員
David Thompson	埼玉県さいたま市浦和区	会社員	45	3,150 (70)	当社従業員
丸山 哲也	神奈川県横浜市磯子区	会社員	45	3,150 (70)	当社従業員
長谷 祥治	東京都練馬区	会社員	45	3,150 (70)	当社従業員
濱田 康資	東京都荒川区	会社員	45	3,150 (70)	当社従業員
石橋 正彦	千葉県山武郡大網白里町	会社員	45	3,150 (70)	当社従業員

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数 (株)	価格 (単価) (千円)	取得者と提出会社との関係
堺 和博	東京都杉並区	会社員	45	3,150 (70)	当社従業員
佐藤 誠孝	神奈川県横浜市港北区	会社員	45	3,150 (70)	当社従業員
舟山 正美	東京都板橋区	会社員	35	2,450 (70)	当社従業員
山口 摩樹夫	東京都武蔵野市	会社員	35	2,450 (70)	当社従業員
渡邊 正彦	東京都世田谷区	会社員	35	2,450 (70)	当社従業員
須田 基史	東京都墨田区	会社員	30	2,100 (70)	当社従業員
本山 隆司	神奈川県横浜市戸塚区	会社員	30	2,100 (70)	当社従業員
海野 隆	兵庫県西宮市	会社員	20	1,400 (70)	当社従業員
柳 哲雄	東京都江東区	会社員	20	1,400 (70)	当社従業員
松本 有紀	東京都墨田区	会社員	20	1,400 (70)	当社従業員
武藤 淳	東京都足立区	会社員	20	1,400 (70)	当社従業員
鈴木 康平	埼玉県川口市	会社員	20	1,400 (70)	当社従業員
山田 晋平	東京都江戸川区	会社員	20	1,400 (70)	当社従業員
木住野 晃代	東京都豊島区	会社員	20	1,400 (70)	当社従業員
三條 真弘	東京都目黒区	会社員	20	1,400 (70)	当社従業員
馬場 直美	神奈川県川崎市中原区	会社員	20	1,400 (70)	当社従業員
小牧 裕之	栃木県下都賀郡壬生町	会社員	15	1,050 (70)	当社従業員
坪井 隆司	千葉県八千代市	会社員	15	1,050 (70)	当社従業員
古川 雅洋	神奈川県茅ヶ崎市	会社員	15	1,050 (70)	当社従業員
木下 誠治	東京都東久留米市	会社員	15	1,050 (70)	当社従業員
国重 陽子	千葉県船橋市	会社員	15	1,050 (70)	当社従業員
遠藤 祐樹	埼玉県ふじみ野市	会社員	15	1,050 (70)	当社従業員
松岡 宏明	神奈川県横浜市戸塚区	会社員	15	1,050 (70)	当社従業員
金沢 直美	東京都杉並区	会社員	15	1,050 (70)	当社従業員

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数 (株)	価格 (単価) (千円)	取得者と提出会社との関係
Adam Kehlet	東京都港区	会社員	10	700 (70)	当社従業員
カルドウェル さやか	東京都品川区	会社員	10	700 (70)	当社従業員
佐藤 隆	千葉県柏市	会社員	10	700 (70)	当社従業員
赤津 恵子	東京都大田区	会社員	10	700 (70)	当社従業員
吉松 瞳	東京都北区	会社員	10	700 (70)	当社従業員
池田 留美子	東京都江戸川区	会社員	10	700 (70)	当社従業員
平井 恭子	茨城県つくば市	会社員	10	700 (70)	当社従業員

(注) 1. 平成23年6月2日をもって1株を100株の割合で株式分割しておりますが、割当株数及び価格(単価)は株式分割前の株数及び価格で記載しております。

2. 割当株数が1,000株以下の5名2,500株(株式分割前の割当株数は25株)に関する記載は省略しております。

3【取得者の株式等の移動状況】

移動年月日	移動前所有者の氏名又は名称	移動前所有者の住所	移動前所有者の提出会社との関係等	移動後所有者の氏名又は名称	移動後所有者の住所	移動後所有者の提出会社との関係等	移動株数 (株)	価格 (単価) (円)	移動理由
平成22年 7月30日	新規事業投資株式会社 代表取締役社長 松野 信也	東京都千代田区 大手町二丁目6番2号	-	DBJキャピタル1号投資事業組合	東京都千代田区 大手町二丁目6番2号	-	208	60,000	企業再編による投資事業組合運営の効率化
平成22年 7月30日	新規事業投資1号投資事業有限責任組合 無限責任組合員 新規事業投資株式会社 代表取締役社長 松野 信也	東京都千代田区 大手町二丁目6番2号	-	DBJキャピタル1号投資事業組合	東京都千代田区 大手町二丁目6番2号	-	624	60,000	企業再編による投資事業組合運営の効率化

(注) 平成23年6月2日をもって1株を100株の割合で株式分割しておりますが、移動株数及び価格(単価)は株式分割前の株数及び価格で記載しております。

第3【株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数（株）	株式総数に対する所有株式数の割合（％）
吉田 文紀（注）1, 2	東京都渋谷区	3,800,000 (770,000)	22.65 (4.59)
Cephalon, Inc.（注）2	41 Moores Road Frazer, PA U.S. A	2,589,000	15.43
ジャフコV2共有投資事業有限責任組合（注）2	東京都千代田区大手町一丁目5番1号	2,308,800	13.76
エーザイ株式会社（注）2	東京都文京区小石川四丁目6番10号	833,400	4.97
早稲田1号投資事業有限責任組合（注）2	東京都新宿区喜久井町65番地	684,000	4.08
早稲田グローバル1号投資事業有限責任組合（注）2	東京都新宿区喜久井町65番地	500,000	2.98
NIFSMBC-V2006S3投資事業有限責任組合（注）2	東京都中央区日本橋茅場町一丁目13番12号	301,700	1.80
TNPオンザロード1号投資事業有限責任組合（注）2	神奈川県横浜市港北区新横浜三丁目6番1号	254,000	1.51
ジャフコV2-W投資事業有限責任組合（注）2	東京都千代田区大手町一丁目5番1号	230,500	1.37
第一三共株式会社（注）2	東京都中央区日本橋本町三丁目5番1号	200,000	1.19
ウエル技術ベンチャー投資事業有限責任組合	東京都新宿区喜久井町65番地	196,800	1.17
安田企業投資4号投資事業有限責任組合	東京都千代田区麹町三丁目3番8号	188,600	1.12
NIFSMBC-V2006S1投資事業有限責任組合	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号	181,000	1.08
イーピーエス株式会社	東京都文京区後楽二丁目3番19号	170,000	1.01
信金キャピタル二号投資事業有限責任組合	東京都中央区日本橋三丁目4番15号	170,000	1.01
アント・ブリッジ3号A投資事業有限責任組合	東京都千代田区丸の内一丁目2番1号	167,000	1.00
株式会社医学生物学研究所	愛知県名古屋市中区丸の内三丁目5番10号	166,600	0.99
George Morstyn（注）3	Brighton, Victoria, Australia	142,000 (142,000)	0.85 (0.85)
投資事業有限責任組合ハンズオン1号	東京都中央区日本橋本町四丁目8番16号	125,800	0.75
京大ベンチャーNVCC1号投資事業有限責任組合	東京都港区赤坂七丁目1番16号	116,700	0.70
埼玉成長企業サポートファンド投資事業有限責任組合	東京都港区赤坂七丁目1番16号	116,600	0.69
Lowell Sears（注）3	Portola Valley, CA, U.S.A	112,000 (112,000)	0.67 (0.67)
尾川 修（注）3	埼玉県志木市	104,200 (102,000)	0.62 (0.61)
SBIホールディングス株式会社	東京都港区六本木一丁目6番1号	100,000	0.60

氏名又は名称	住所	所有株式数（株）	株式総数に対する所有株式数の割合（％）
がんばれ中小企業・活き活き育成投資事業有限責任組合	東京都港区赤坂七丁目1番16号	100,000	0.60
ジャフコ・グレートエンジェルファンド1号投資事業有限責任組合	東京都千代田区大手町一丁目5番1号	99,000	0.59
ジャフコV2-R投資事業有限責任組合	東京都千代田区大手町一丁目5番1号	98,500	0.59
アイ・シグマ東京ベンチャー1号投資事業有限責任組合	東京都千代田区神田錦町三丁目23番地	85,000	0.51
シーエスケイブイシー技術革新成長支援ファンド投資事業有限責任組合	東京都港区愛宕二丁目5番1号	84,000	0.50
DBJキャピタル1号投資事業組合	東京都千代田区大手町二丁目6番2号	83,200	0.50
東洋証券3号投資事業組合	東京都中央区八丁堀四丁目7番1号	83,000	0.49
松田 修一	千葉県柏市	82,000 (82,000)	0.49 (0.49)
Robert Lewis	Seattle, WA, U.S.A	78,000 (78,000)	0.46 (0.46)
鈴木 昭（注）4	神奈川県川崎市中原区	76,000 (73,000)	0.45 (0.44)
投資事業有限責任組合ハンズオン1・2号	東京都中央区日本橋本町四丁目8番16号	74,200	0.44
エーシーベンチャーズ4号投資事業組合	東京都千代田区丸の内二丁目1番1号	70,000	0.42
堀口 基次（注）4	神奈川県小田原市	61,500 (57,500)	0.37 (0.34)
木村 薫	神奈川県川崎市高津区	60,000 (45,000)	0.36 (0.27)
前川 裕貴（注）3	東京都千代田区	58,000 (55,000)	0.35 (0.33)
吉田 隆男（注）4	東京都杉並区	55,000 (53,000)	0.33 (0.32)
KSP3号投資事業有限責任組合	神奈川県川崎市高津区坂戸三丁目2番1号	50,000	0.30
永瀬 利彦（注）4	千葉県習志野市	49,500 (48,000)	0.29 (0.29)
前田 浩	熊本県熊本市	47,500 (47,500)	0.28 (0.28)
J A I C - バイオ2号投資事業有限責任組合	東京都千代田区神田錦町三丁目11番地	45,000	0.27
George Vandeman	Pacific Palisades, CA, U.S.A	45,000 (45,000)	0.27 (0.27)
佐々木 長八（注）4	東京都八王子市	40,500 (39,000)	0.24 (0.23)
澤向 慶司（注）4	東京都調布市	36,500 (35,000)	0.22 (0.21)
梅澤 久史（注）4	神奈川県藤沢市	35,500 (35,500)	0.21 (0.21)
その他 99名		1,424,300 (929,500)	8.49 (5.54)
計		16,779,900 (2,749,000)	100.00 (16.38)

- (注) 1. 特別利害関係者等（当社の代表取締役社長）であります。
2. 特別利害関係者等（大株主上位10名）であります。
3. 特別利害関係者等（当社の取締役）であります。
4. 当社の従業員であります。
5. 株式総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。
6. () 内書きは、新株予約権による潜在株式数及びその割合であります。
7. なお、平成23年2月14日開催の取締役会決議に基づく第三者割当増資の手続が完了したことにより、当社の主要株主に異動がありましたので、金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号の規定に基づき、平成23年2月25日に臨時報告書を提出いたしました。

独立監査人の監査報告書

平成22年 8 月 5 日

シンバイオ製薬株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 古川 康 信 印
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 鈴木 真一郎 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているシンバイオ製薬株式会社の平成21年1月1日から平成21年12月31日までの第5期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、シンバイオ製薬株式会社の平成21年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成23年3月30日

シンバイオ製薬株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 古川 康 信 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 鈴 木 真 一 郎 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているシンバイオ製薬株式会社の平成22年1月1日から平成22年12月31日までの第6期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、シンバイオ製薬株式会社の平成22年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

重要な後発事象に関する注記に記載のとおり、会社は、平成23年2月14日開催の取締役会において、総額1,988,000千円（1株当たり発行価額70,000円）の第三者割当増資を決議し、平成23年2月25日に払込が完了している。会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成23年 8月11日

シンバイオ製薬株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 古川 康信 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 鈴木 真一郎 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているシンバイオ製薬株式会社の平成23年1月1日から平成23年12月31日までの第7期事業年度の第2四半期会計期間（平成23年4月1日から平成23年6月30日まで）及び第2四半期累計期間（平成23年1月1日から平成23年6月30日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び四半期キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析の手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、シンバイオ製薬株式会社の平成23年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第2四半期累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

追記情報

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は、平成23年7月7日に、米国オンコノバ・セラピューティクス社と抗がん剤 SyB 1101（一般名：Rigosertib）の日本及び韓国における独占的開発権及び独占的販売権の供与を受けるライセンス契約を締結している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

（注）1．上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2．四半期財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。